令和７年７月 22 日（火）15:00～
於　厚生労働省専用第 22-24 会議室（18 階）

第２回目安に関する小委員会

＜　議　事　次　第　＞

令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について

＜　資　料　一　覧　＞

資料 No.1　令和７年賃金改定状況調査結果

資料 No.2　生活保護と最低賃金

資料 No.3　地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料 No.4　賃金分布に関する資料

資料 No.5　最新の経済指標の動向

参考資料 No.1　委員からの追加要望資料

参考資料 No.2　足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.3　主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.4　仁平委員提出資料

以上

第521回第１-203

資料 No. 1

令和７年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　16,486 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（令和４年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20％となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,813	1,560	26.8%
B ランク	6,334	1,992	31.4%
C ランク	4,339	1,428	32.9%
合計	16,486	4,980	30.2%

４．集計労働者　31,297 人
（うち、令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者は 25,932 人（82.9％））

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和７年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和７年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和７年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔令和５年度分、令和６年度分〕
ホ　賃金改定の状況〔令和７年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和７年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和６年６月分、令和７年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和６年６月分、令和７年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和６年６月分、令和７年６月分〕

６．利用上の注意

（１）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（２）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（３）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（４）各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第１表　賃金改定実施状況別事業所割合

（%）

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	50.3	0.5	24.9	24.3	100.0	54.8	0.7	28.1	16.3	100.0	47.8	0.2	26.9	25.1	100.0	54.8	0.9	18.1	26.2
B	100.0	48.8	0.9	28.4	21.9	100.0	56.3	1.3	25.0	17.4	100.0	44.7	0.5	28.4	26.4	100.0	53.0	2.5	25.6	18.8
C	100.0	47.5	0.8	25.8	25.8	100.0	40.6	0.0	30.0	29.4	100.0	43.2	0.1	27.7	29.0	100.0	55.2	1.5	19.0	24.3
計	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1
R6年	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	38.9	0.0	29.7	31.4	100.0	38.5	0.8	28.3	32.4	100.0	63.9	0.4	17.2	18.6	100.0	54.0	1.7	22.3	21.9
B	100.0	36.9	0.3	33.9	28.8	100.0	31.8	0.4	43.2	24.6	100.0	69.8	0.6	14.0	15.6	100.0	52.2	1.9	32.2	13.7
C	100.0	34.9	0.0	29.8	35.2	100.0	50.3	0.4	32.4	16.9	100.0	71.4	3.2	10.3	15.1	100.0	50.1	2.0	28.2	19.6
計	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4
R6年	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0

第２表　事業所の平均賃金改定率

（%）

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	4.0	5.0	4.1	3.6	2.7	4.7	3.4	4.5	-12.2	-12.4	-8.5	-14.3		-25.0	-3.1	-10.0	1.9	2.7	1.9	1.8	1.1	1.5	2.2	2.2
B	5.2	4.9	5.5	4.7	6.2	5.4	4.1	6.2	-8.4	-4.3	-13.9	-16.4	-3.9	-0.0	-0.3	-6.9	2.5	2.7	2.4	2.1	2.3	1.7	2.8	3.1
C	4.8	4.9	4.4	3.2	4.8	10.0	3.8	4.9	-9.5		-53.3	-10.0		-14.2	-3.4	-13.1	2.2	2.0	1.8	1.6	1.7	5.0	2.6	2.2
計	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7
R6年	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8

（注）空欄は該当する数値がないことを示す。

第３表　事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.5 %	2.5 %	5.0 %	0.70	2.0 %	3.0 %	4.8 %	0.47	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	2.0 %	2.7 %	5.0 %	0.56
B	1.6	3.1	5.4	0.61	1.8	3.4	5.1	0.49	1.6	3.1	5.0	0.55	1.8	3.5	4.9	0.44
C	1.4	3.3	6.0	0.70	2.4	4.5	6.0	0.40	1.5	3.1	6.3	0.77	1.4	2.8	3.9	0.45
計	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50
R6年	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.0 %	1.6 %	3.0 %	0.63	1.0 %	3.5 %	8.0 %	1.00	1.0 %	2.4 %	4.3 %	0.69	1.2 %	3.0 %	5.0 %	0.63
B	1.0	3.8	10.1	1.20	1.1	3.8	8.5	0.97	1.2	2.7	5.0	0.70	1.2	3.0	5.5	0.72
C	1.1	5.0	6.6	0.55	2.5	3.9	5.8	0.42	1.0	2.3	5.0	0.87	2.4	4.0	6.0	0.45
計	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67
R6年	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50

（注）１　特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

２　分散係数 $= \dfrac{\text{第３・四分位数（Ｑ３）} - \text{第１・四分位数（Ｑ１）}}{\text{中位数（Ｑ２）}} \times 1/2$

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、%）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年
男女計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
男	A	1,845	1,875	1.6	1.9	1,740	1,760	1.1	1.4	1,909	1,953	2.3	2.0	2,143	2,164	1.0	1.6	1,493	1,519	1.7	4.2	1,666	1,648	-1.1	0.1	1,929	1,923	-0.3	4.1	2,009	2,069	3.0	1.5
	B	1,635	1,664	1.8	1.7	1,628	1,654	1.6	2.3	1,651	1,690	2.4	1.8	2,007	2,015	0.4	0.9	1,345	1,381	2.7	0.1	1,615	1,606	-0.6	2.1	1,644	1,657	0.8	-1.0	1,662	1,690	1.7	2.1
	C	1,452	1,486	2.3	3.0	1,446	1,479	2.3	3.2	1,469	1,500	2.1	2.2	1,796	1,808	0.7	2.9	1,210	1,271	5.0	4.2	1,391	1,395	0.3	4.5	1,449	1,489	2.8	3.2	1,449	1,493	3.0	3.1
	計	1,699	1,729	1.8	1.9	1,658	1,682	1.4	2.0	1,726	1,766	2.3	2.0	2,053	2,067	0.7	1.5	1,389	1,425	2.6	2.5	1,610	1,599	-0.7	1.5	1,739	1,748	0.5	1.8	1,764	1,806	2.4	1.9
女	A	1,505	1,544	2.6	2.5	1,326	1,356	2.3	3.2	1,503	1,552	3.3	1.7	1,783	1,807	1.3	2.6	1,306	1,339	2.5	3.1	1,400	1,406	0.4	3.3	1,621	1,667	2.8	2.2	1,503	1,545	2.8	1.8
	B	1,275	1,323	3.8	2.9	1,194	1,235	3.4	3.2	1,236	1,281	3.6	2.8	1,482	1,532	3.4	1.5	1,105	1,144	3.5	3.1	1,254	1,285	2.5	4.0	1,416	1,478	4.4	2.6	1,293	1,352	4.6	3.5
	C	1,199	1,240	3.4	2.6	1,038	1,078	3.9	3.5	1,207	1,248	3.4	2.2	1,402	1,421	1.4	3.4	1,040	1,080	3.8	1.5	1,104	1,141	3.4	3.3	1,312	1,358	3.5	3.2	1,275	1,320	3.5	2.6
	計	1,356	1,399	3.2	2.7	1,219	1,256	3.0	3.2	1,336	1,382	3.4	2.3	1,625	1,659	2.1	2.2	1,170	1,207	3.2	2.9	1,295	1,317	1.7	3.6	1,484	1,538	3.6	2.6	1,383	1,433	3.6	2.7

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、%）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年
一般パート計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
一般	A	1,831	1,870	2.1	2.2	1,702	1,727	1.5	1.5	1,936	1,991	2.8	1.7	2,023	2,052	1.4	2.4	1,623	1,663	2.5	5.4	1,697	1,664	-1.9	2.2	1,782	1,827	2.5	2.9	1,890	1,958	3.6	1.8
	B	1,594	1,634	2.5	1.8	1,551	1,584	2.1	2.2	1,633	1,677	2.7	1.9	1,811	1,839	1.5	0.7	1,438	1,474	2.5	-1.3	1,546	1,551	0.3	1.1	1,529	1,590	4.0	1.9	1,663	1,704	2.5	2.5
	C	1,416	1,452	2.5	3.0	1,353	1,388	2.6	3.4	1,438	1,475	2.6	2.9	1,649	1,658	0.5	2.9	1,285	1,350	5.1	1.8	1,336	1,355	1.4	2.0	1,398	1,434	2.6	3.5	1,442	1,489	3.3	3.0
	計	1,667	1,706	2.3	2.1	1,590	1,621	1.9	2.1	1,723	1,771	2.8	1.9	1,901	1,928	1.4	1.8	1,498	1,541	2.9	2.1	1,582	1,574	-0.5	1.6	1,601	1,652	3.2	2.5	1,732	1,783	2.9	2.3
パート	A	1,354	1,383	2.1	2.2	1,247	1,269	1.8	3.8	1,290	1,325	2.7	1.9	1,640	1,644	0.2	0.2	1,238	1,265	2.2	2.6	1,199	1,238	3.3	2.0	1,545	1,579	2.2	2.0	1,414	1,401	-0.9	1.0
	B	1,182	1,223	3.5	3.5	1,141	1,173	2.8	4.3	1,145	1,185	3.5	3.5	1,333	1,378	3.4	3.4	1,075	1,114	3.6	3.6	1,124	1,155	2.8	5.4	1,337	1,388	3.8	2.7	1,288	1,331	3.3	2.7
	C	1,081	1,125	4.1	2.2	972	1,011	4.0	3.4	1,098	1,133	3.2	0.7	1,387	1,448	4.4	5.1	1,012	1,053	4.1	2.4	1,004	1,042	3.8	5.9	1,193	1,253	5.0	2.7	1,145	1,180	3.1	-0.8
	計	1,237	1,273	2.9	2.8	1,160	1,189	2.5	3.8	1,195	1,232	3.1	2.5	1,488	1,512	1.6	1.6	1,125	1,160	3.1	3.2	1,141	1,175	3.0	4.1	1,416	1,460	3.1	2.4	1,315	1,342	2.1	1.5

第４表③　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、%）

性	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
就業形態	１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
ランク	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年
計 A	1,666	1,714	2.9	2.7	1,594	1,632	2.4	2.7	1,723	1,772	2.8	2.5	1,974	2,017	2.2	2.7	1,395	1,435	2.9	3.4	1,511	1,567	3.7	2.7	1,677	1,731	3.2	2.9	1,792	1,860	3.8	2.3
計 B	1,432	1,480	3.4	2.9	1,441	1,483	2.9	2.9	1,447	1,496	3.4	3.0	1,732	1,791	3.4	1.7	1,185	1,231	3.9	3.0	1,395	1,428	2.4	3.4	1,454	1,517	4.3	2.8	1,522	1,568	3.0	2.8
計 C	1,304	1,351	3.6	3.1	1,262	1,303	3.2	3.6	1,333	1,383	3.8	2.7	1,613	1,652	2.4	3.2	1,102	1,150	4.4	1.9	1,195	1,241	3.8	4.5	1,334	1,381	3.5	3.9	1,393	1,448	3.9	2.7
計 計	1,509	1,558	3.2	2.8	1,481	1,521	2.7	2.9	1,539	1,588	3.2	2.8	1,842	1,891	2.7	2.4	1,254	1,298	3.5	3.0	1,418	1,463	3.2	3.2	1,528	1,586	3.8	3.0	1,614	1,670	3.5	2.5
男 A	1,864	1,914	2.7	2.5	1,741	1,778	2.1	2.5	1,941	1,993	2.7	2.5	2,153	2,201	2.2	2.1	1,526	1,579	3.5	3.7	1,693	1,743	3.0	1.5	1,950	1,985	1.8	2.9	2,023	2,098	3.7	2.2
男 B	1,647	1,693	2.8	2.5	1,636	1,674	2.3	2.8	1,665	1,721	3.4	3.0	2,018	2,071	2.6	1.4	1,379	1,422	3.1	1.2	1,612	1,643	1.9	2.6	1,644	1,689	2.7	1.1	1,664	1,705	2.5	2.5
男 C	1,458	1,507	3.4	3.1	1,459	1,498	2.7	3.6	1,466	1,518	3.5	2.9	1,803	1,839	2.0	2.5	1,244	1,292	3.9	4.0	1,378	1,432	3.9	4.7	1,445	1,499	3.7	2.8	1,456	1,512	3.8	2.7
男 計	1,713	1,761	2.8	2.6	1,664	1,702	2.3	2.7	1,745	1,798	3.0	2.7	2,063	2,112	2.4	1.9	1,424	1,472	3.4	2.7	1,619	1,661	2.6	2.4	1,746	1,789	2.5	2.2	1,771	1,827	3.2	2.4
女 A	1,518	1,566	3.2	2.9	1,321	1,359	2.9	3.4	1,524	1,570	3.0	2.6	1,806	1,843	2.0	3.2	1,323	1,356	2.5	3.1	1,402	1,462	4.3	3.3	1,633	1,690	3.5	2.9	1,506	1,565	3.9	2.4
女 B	1,281	1,332	4.0	3.2	1,193	1,239	3.9	3.3	1,242	1,284	3.4	3.1	1,499	1,562	4.2	2.1	1,104	1,151	4.3	3.8	1,268	1,303	2.8	3.9	1,426	1,492	4.6	3.1	1,300	1,355	4.2	3.4
女 C	1,201	1,247	3.8	3.1	1,044	1,085	3.9	3.7	1,211	1,259	4.0	2.4	1,397	1,441	3.1	4.1	1,039	1,088	4.7	1.2	1,099	1,140	3.7	4.5	1,317	1,362	3.4	4.1	1,278	1,331	4.1	2.5
女 計	1,364	1,413	3.6	3.1	1,217	1,260	3.5	3.4	1,348	1,392	3.3	2.7	1,642	1,690	2.9	2.9	1,174	1,217	3.7	3.2	1,301	1,347	3.5	3.7	1,495	1,554	3.9	3.1	1,388	1,444	4.0	2.9
一般 A	1,839	1,895	3.0	2.7	1,702	1,741	2.3	2.5	1,947	2,004	2.9	2.4	2,029	2,084	2.7	2.6	1,648	1,702	3.3	3.8	1,691	1,750	3.5	2.8	1,796	1,853	3.2	3.1	1,894	1,970	4.0	2.6
一般 B	1,599	1,651	3.3	2.6	1,558	1,599	2.6	2.7	1,637	1,692	3.4	3.0	1,824	1,884	3.3	1.5	1,439	1,490	3.5	1.4	1,544	1,576	2.1	2.0	1,538	1,608	4.6	2.5	1,664	1,715	3.1	2.7
一般 C	1,419	1,466	3.3	3.4	1,365	1,406	3.0	3.7	1,436	1,488	3.6	3.2	1,648	1,686	2.3	3.1	1,303	1,363	4.6	2.6	1,316	1,366	3.8	3.6	1,404	1,444	2.8	4.2	1,445	1,503	4.0	3.0
一般 計	1,673	1,726	3.2	2.8	1,595	1,635	2.5	2.7	1,731	1,786	3.2	2.8	1,910	1,965	2.9	2.3	1,511	1,565	3.6	2.7	1,577	1,622	2.9	2.5	1,612	1,672	3.7	3.0	1,735	1,798	3.6	2.7
パート A	1,364	1,401	2.7	2.7	1,245	1,276	2.5	3.4	1,308	1,341	2.5	2.8	1,688	1,665	-1.4	2.4	1,249	1,282	2.6	3.1	1,204	1,257	4.4	2.5	1,549	1,600	3.3	2.6	1,417	1,456	2.8	1.1
パート B	1,186	1,229	3.6	3.7	1,136	1,179	3.8	4.7	1,152	1,190	3.3	3.3	1,336	1,389	4.0	3.0	1,076	1,120	4.1	3.7	1,127	1,163	3.2	5.0	1,346	1,400	4.0	3.4	1,290	1,327	2.9	3.1
パート C	1,080	1,127	4.4	2.4	970	1,009	4.0	3.7	1,101	1,146	4.1	1.4	1,404	1,456	3.7	3.3	1,010	1,053	4.3	1.6	1,000	1,039	3.9	6.1	1,185	1,246	5.1	3.0	1,150	1,194	3.8	1.3
パート 計	1,242	1,284	3.4	3.1	1,157	1,195	3.3	4.0	1,204	1,241	3.1	2.8	1,510	1,526	1.1	2.6	1,130	1,170	3.5	3.2	1,143	1,186	3.8	4.1	1,421	1,475	3.8	3.0	1,317	1,355	2.9	2.0

（資料注）第４表①、②の集計労働者31,297人のうち、本表の集計対象となる令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者は25,932人（82.9%）。

参考１　賃金引上げの実施時期別事業所数割合

（%）

ランク		１～６月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
			変わらない	早　い	遅　い	その他
A		100.0	86.0	3.1	0.7	10.2
B		100.0	79.5	10.3	1.3	8.8
C		100.0	79.2	10.7	1.0	9.1
計		100.0	82.1	7.4	1.1	9.4
	R6年	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0

（注）「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２　事由別賃金改定未実施事業所割合

（%）

ランク	産業計						製造業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	33.8	5.5	14.5	36.0	10.1	100.0	25.5	4.8	18.9	44.4	6.4	100.0	33.7	3.9	15.1	36.5	10.7	100.0	36.5	9.7	11.0	29.9	12.9
B	100.0	32.7	3.1	21.0	35.5	7.8	100.0	29.1	3.2	25.8	33.1	8.8	100.0	40.8	2.5	16.1	35.8	4.9	100.0	31.8	0.6	11.7	46.0	10.0
C	100.0	35.9	5.4	17.2	32.9	8.7	100.0	41.4	3.7	8.9	41.7	4.4	100.0	36.9	3.4	20.8	28.1	10.8	100.0	36.6	9.4	12.1	31.7	10.2
計	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5
R6年	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8

ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	38.8	3.1	16.8	31.8	9.5	100.0	33.8	1.6	11.1	35.5	18.0	100.0	31.2	15.2	17.5	30.6	5.6	100.0	37.0	5.5	5.6	44.9	7.0
B	100.0	31.6	1.9	27.9	26.1	12.4	100.0	21.4	6.1	26.3	37.4	8.7	100.0	38.2	8.5	23.5	23.9	5.8	100.0	21.9	1.5	15.7	54.5	6.4
C	100.0	33.7	7.1	18.3	27.6	13.3	100.0	33.4	0.0	20.5	45.3	0.9	100.0	40.5	15.9	18.9	21.6	3.1	100.0	28.7	6.3	10.6	48.4	6.0
計	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5
R6年	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4

（注）事由１　昨年同様、７月以降実施の予定
事由２　昨年は１～６月に実施したが、今年は７月以降実施の予定
事由３　昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由４　昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由５　昨年は実施しなかったが、今年は７月以降実施の予定

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

1　パートタイム労働者比率

（%）

令和６年	令和７年
39.2	39.6

2　男女別労働者数比率

（%）

	令和６年	令和７年
男性	41.6	41.6
女性	58.4	58.4

3　年間所定労働日数（事業所平均）

（日）

令和５年度	令和６年度
246.6	246.1

賃金改定状況調査結果第４表　ランク別賃金上昇率の推移

第４表①②

※第４表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第４表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第４表③

※第４表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年６月と当年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

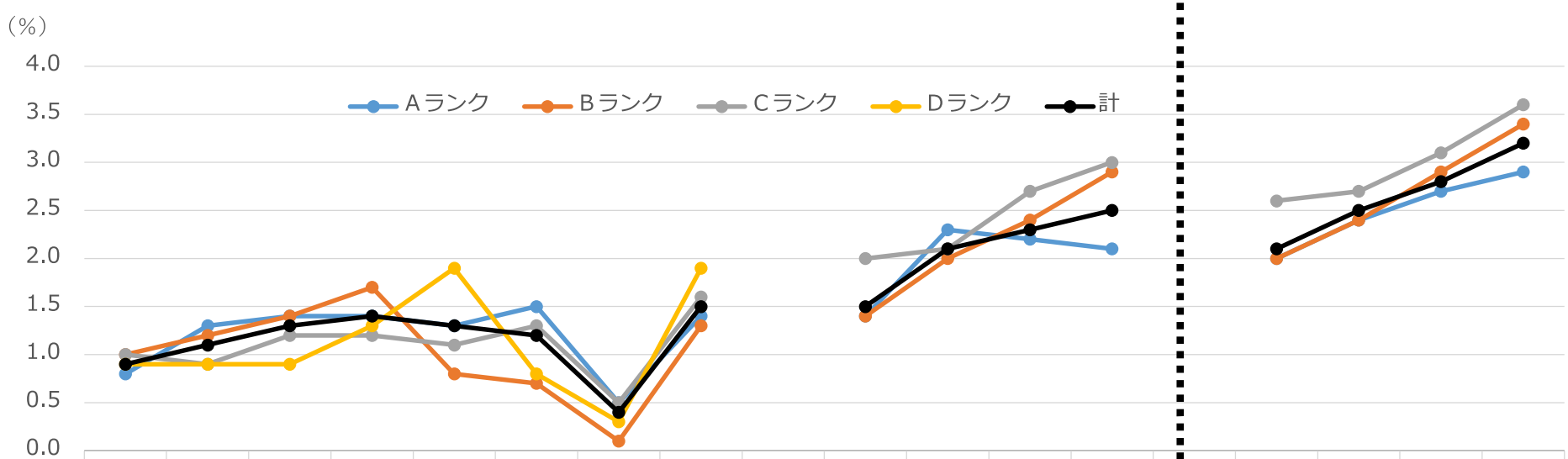

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022組替集計	2023	2024	2025	2022組替集計	2023	2024	2025
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4	1.4	2.3	2.2	2.1	2.0	2.4	2.7	2.9
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3	1.4	2.0	2.4	2.9	2.0	2.4	2.9	3.4
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6	2.0	2.1	2.7	3.0	2.6	2.7	3.1	3.6
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9								
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5	1.5	2.1	2.3	2.5	2.1	2.5	2.8	3.2

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注）１．各ランクは、各年における適用ランクである。
２．「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

資料No.2

生活保護と最低賃金

第521回第１-216

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

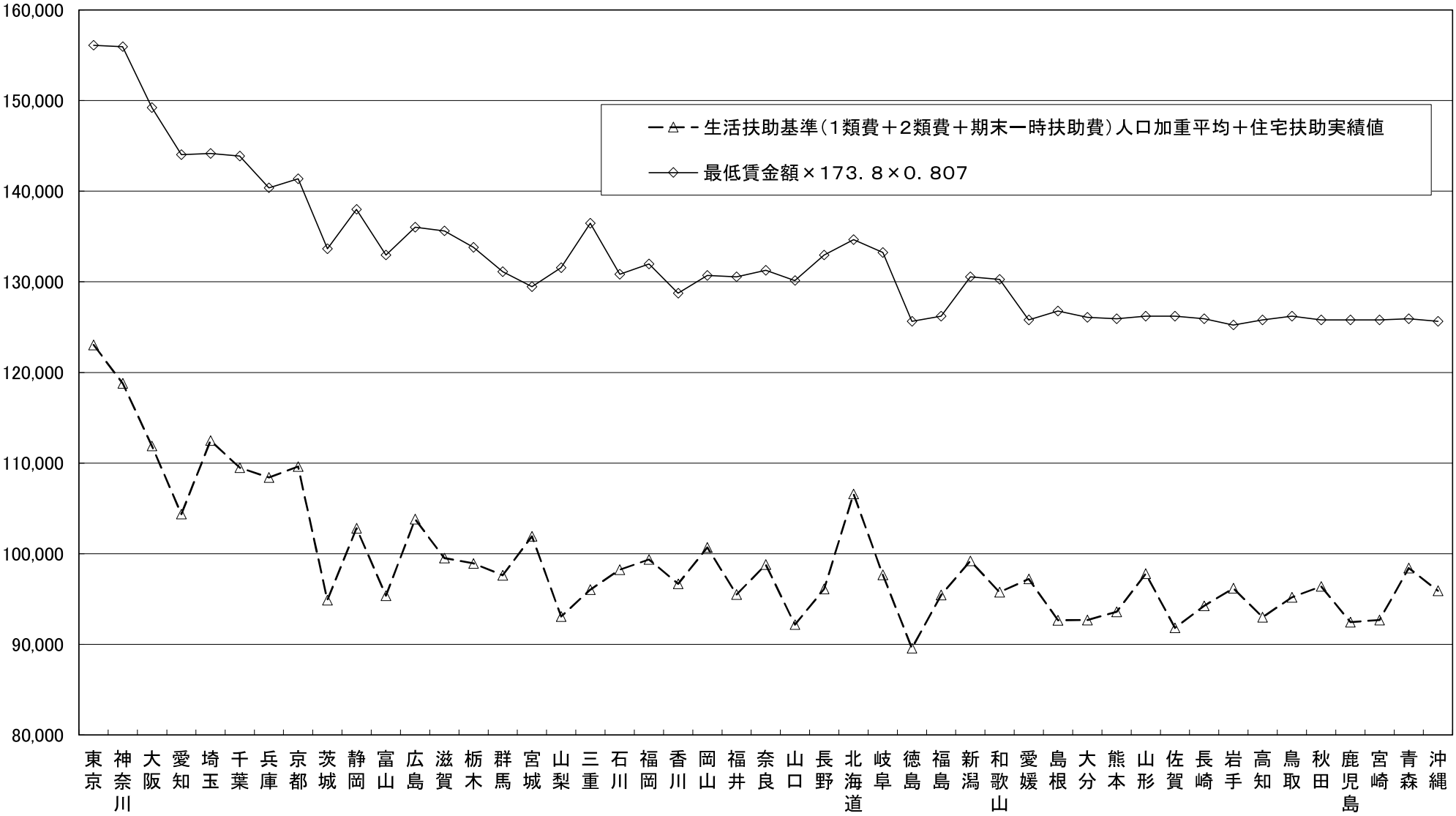

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2023年度のものである。
注4）0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

第521回第１-217

2024年度最低賃金
改定額反映版

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

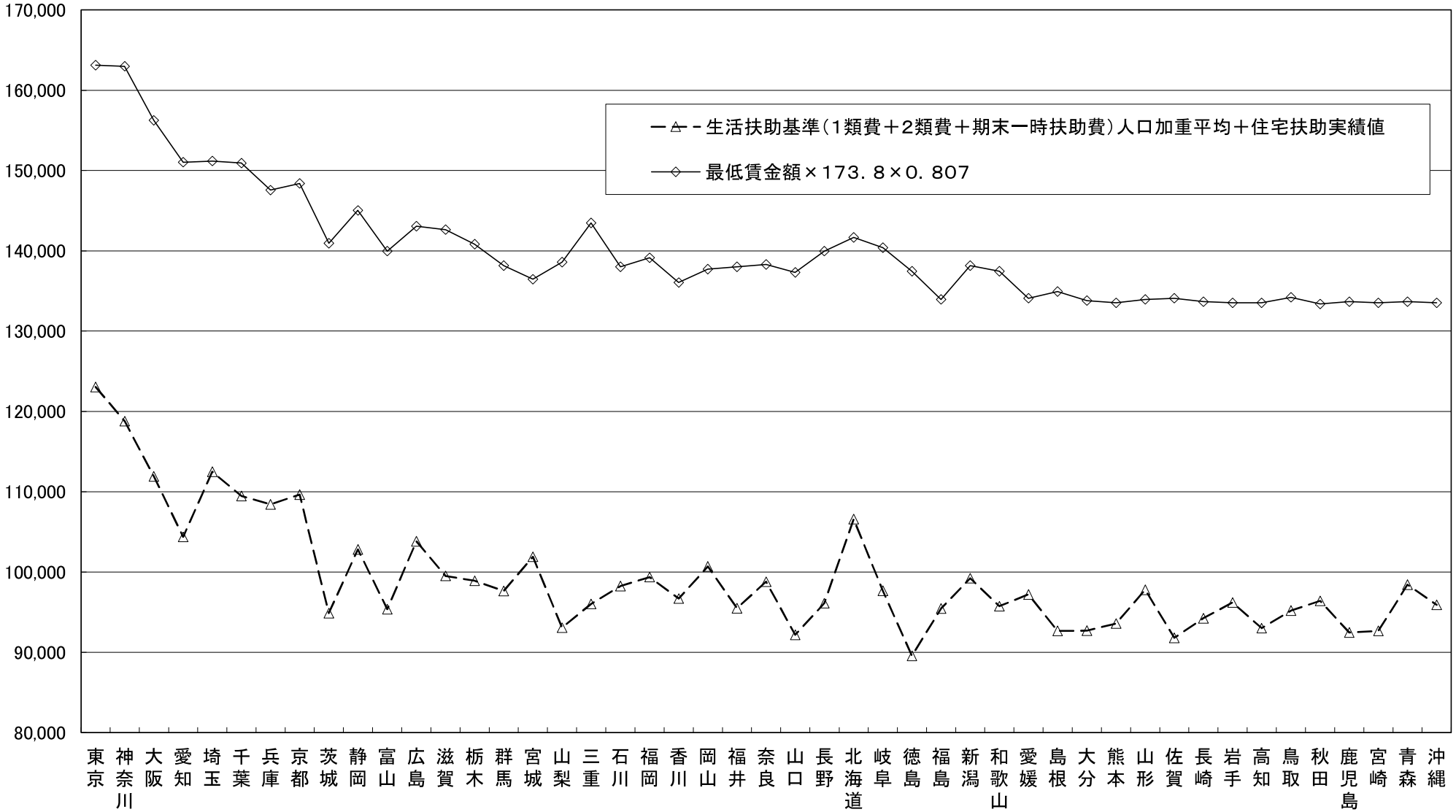

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは2023年度、最低賃金のデータは2024年度のものである。
注4）0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

第521回第１-218

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2023年度データに基づく乖離額（A）	2024年度地域別最低賃金引上げ額（B）	最新の乖離額（C）（＝A－B）	昨年度の目安小委で示した乖離額（D）	乖離の変動額（E）（＝C－D）	最低賃金の引上げによる影響額（e①）	可処分所得比率の変動（0.807→0.807）による影響額（e②）	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額（e③）	住宅扶助実績値の増減による影響額（e④）
北海道	△200	50	△250	△168	△82	△50	0	△6	2
青森	△196	55	△251	△162	△89	△55	0	△9	2
岩手	△207	59	△266	△180	△86	△59	0	△9	2
宮城	△196	50	△246	△165	△81	△50	0	△6	3
秋田	△210	54	△264	△175	△88	△54	0	△9	1
山形	△203	55	△258	△170	△88	△55	0	△9	4
福島	△219	55	△274	△189	△85	△55	0	△10	2
茨城	△276	52	△328	△243	△85	△52	0	△7	2
栃木	△249	50	△299	△218	△81	△50	0	△9	2
群馬	△239	50	△289	△211	△78	△50	0	△9	3
埼玉	△226	50	△276	△192	△84	△50	0	△6	1
千葉	△245	50	△295	△209	△86	△50	0	△6	0
東京	△236	50	△286	△195	△90	△50	0	0	1
神奈川	△265	50	△315	△226	△89	△50	0	△1	1
新潟	△224	54	△278	△191	△87	△54	0	△8	0
富山	△268	50	△318	△243	△75	△50	0	△9	6
石川	△232	51	△283	△200	△83	△51	0	△8	2
福井	△250	53	△303	△219	△84	△53	0	△10	2
山梨	△274	50	△324	△246	△78	△50	0	△9	3
長野	△263	50	△313	△231	△82	△50	0	△8	0
岐阜	△254	51	△305	△221	△83	△51	0	△7	1
静岡	△251	50	△301	△219	△82	△50	0	△8	0
愛知	△283	50	△333	△249	△84	△50	0	△5	2
三重	△288	50	△338	△259	△79	△50	0	△8	3
滋賀	△257	50	△307	△225	△82	△50	0	△9	△1
京都	△226	50	△276	△191	△86	△50	0	△3	1
大阪	△266	50	△316	△227	△89	△50	0	△1	1
兵庫	△228	51	△279	△191	△88	△51	0	△2	2
奈良	△232	50	△282	△201	△81	△50	0	△9	1
和歌山	△246	51	△297	△216	△81	△51	0	△9	1
鳥取	△221	57	△278	△189	△89	△57	0	△9	5
島根	△243	58	△301	△209	△92	△58	0	△9	3
岡山	△214	50	△264	△182	△82	△50	0	△6	3
広島	△230	50	△280	△193	△86	△50	0	△4	△1
山口	△271	51	△322	△238	△84	△51	0	△5	2
徳島	△257	84	△341	△226	△115	△84	0	△7	2
香川	△229	52	△281	△204	△77	△52	0	△8	7
愛媛	△204	59	△263	△168	△95	△59	0	△8	0
高知	△234	55	△289	△196	△92	△55	0	△6	0
福岡	△233	51	△284	△196	△88	△51	0	△3	1
佐賀	△245	56	△301	△206	△95	△56	0	△7	0
長崎	△226	55	△281	△188	△92	△55	0	△6	1
熊本	△231	54	△285	△194	△91	△54	0	△6	2
大分	△238	55	△293	△201	△92	△55	0	△7	2
宮崎	△236	55	△291	△201	△90	△55	0	△8	1
鹿児島	△238	56	△294	△204	△90	△56	0	△9	1
沖縄	△212	56	△268	△177	△91	△56	0	△9	0

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
※２　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

第521回第１-219

資料 No.3

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

１．地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（2015～2024年度）

年度		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
地域別最低賃金額（対前年度差）		798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)	1,055 (51)
Ａランク	未満率（%）	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1	2.0
	影響率（%）	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4	22.0
Ｂランク	未満率（%）	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6	1.7
	影響率（%）	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5	23.5
Ｃランク	未満率（%）	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1	1.5
	影響率（%）	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1	25.6
Ｄランク	未満率（%）	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	－	－
	影響率（%）	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	－	－
計	未満率（%）	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8
	影響率（%）	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成27～令和６年）

（注）１　地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
２　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
３　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
４　各ランクは、各年における適用ランクであり、2023年度より３ランクとなっている。
５　各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

２．地域別最低賃金の未満率と影響率

（1）都道府県別未満率と影響率（2024年）

未満率（全国加重平均） 1.8%
影響率（全国加重平均） 23.2%

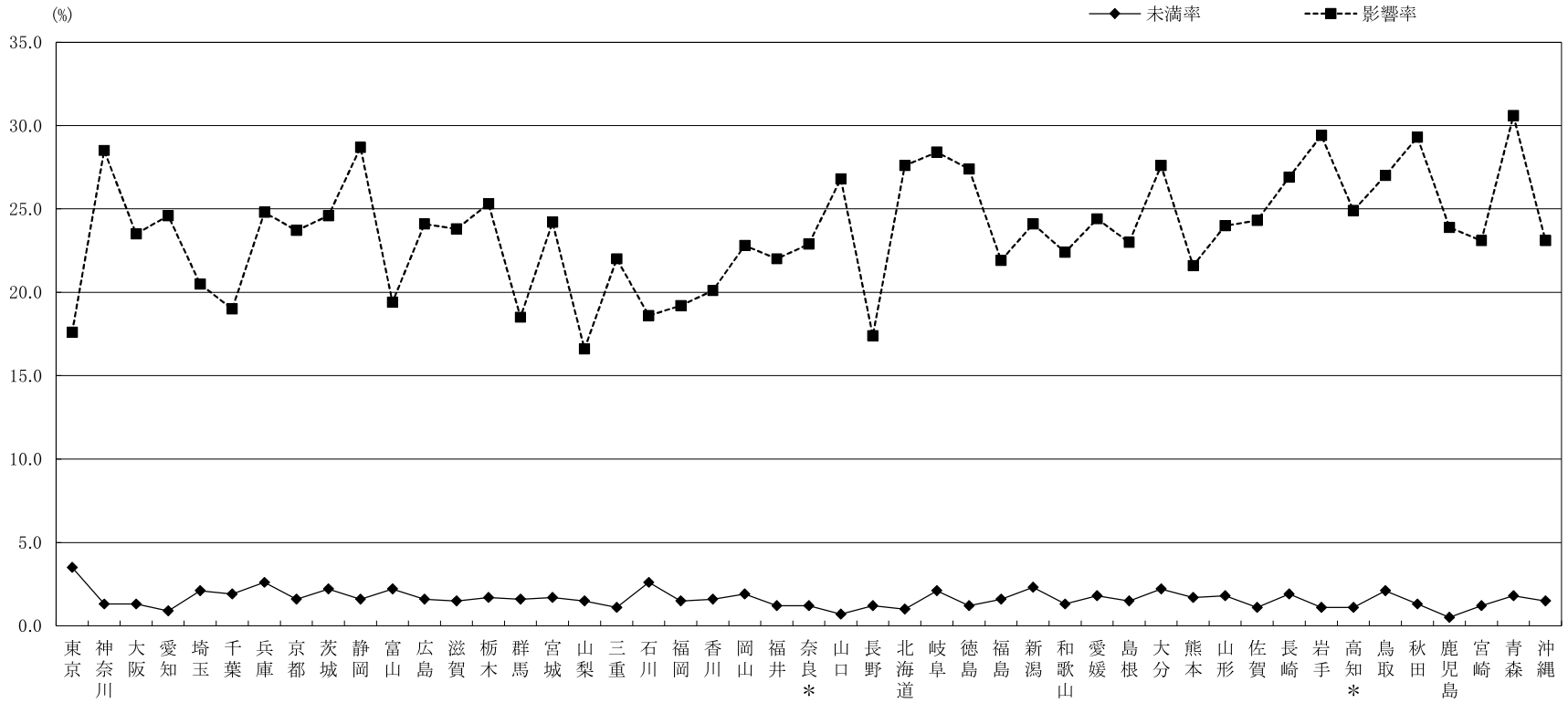

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	兵庫	京都	茨城	静岡	富山	広島	滋賀	栃木	群馬	宮城	山梨	三重	石川	福岡	香川	岡山	福井	奈良	山口	長野	北海道	岐阜	徳島	福島	新潟	和歌山	愛媛	島根	大分	熊本	山形	佐賀	長崎	岩手	高知	鳥取	秋田	鹿児島	宮崎	青森	沖縄	全国平均
未満率	3.5	1.3	1.3	0.9	2.1	1.9	2.6	1.6	2.2	1.6	2.2	1.6	1.5	1.7	1.6	1.7	1.5	1.1	2.6	1.5	1.6	1.9	1.2	1.2	0.7	1.2	1.0	2.1	1.2	1.6	2.3	1.3	1.8	1.5	2.2	1.7	1.8	1.1	1.9	1.1	1.1	2.1	1.3	0.5	1.2	1.8	1.5	1.8
影響率	17.6	28.5	23.5	24.6	20.5	19.0	24.8	23.7	24.6	28.7	19.4	24.1	23.8	25.3	18.5	24.2	16.6	22.0	18.6	19.2	20.1	22.8	22.0	22.9	26.8	17.4	27.6	28.4	27.4	21.9	24.1	22.4	24.4	23.0	27.6	21.6	24.0	24.3	26.9	29.4	24.9	27.0	29.3	23.9	23.1	30.6	23.1	23.2

資料出所　厚生労働省「令和６年最低賃金に関する基礎調査」
（注１）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
（注２）上記の影響率、未満率は、2024年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
表のうち「＊」のある県の数値は事業所数による復元を、「＊」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

第521回第１-221

（2） 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率（2024年）

未満率（全国加重平均） 2.2%
影響率（全国加重平均） 8.8%

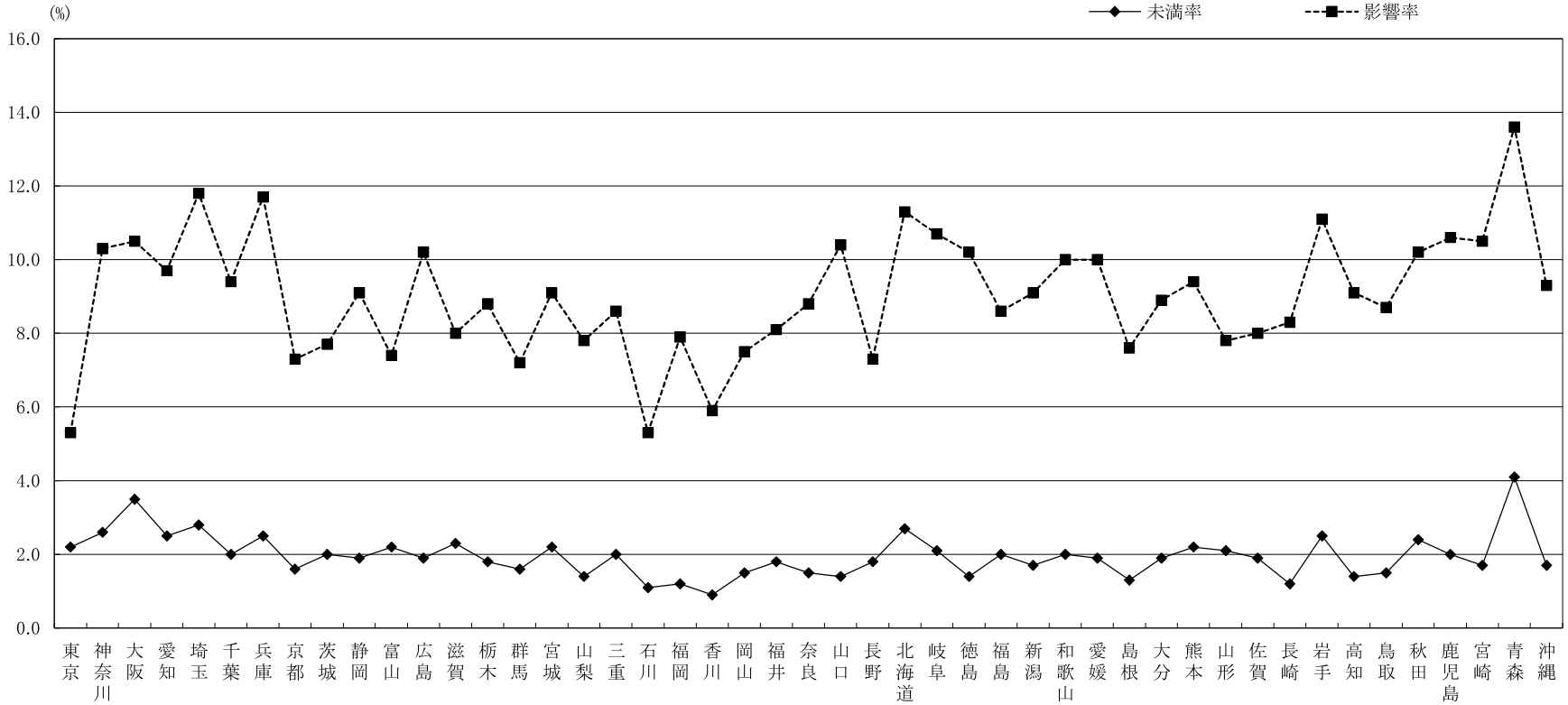

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	兵庫	京都	茨城	静岡	富山	広島	滋賀	栃木	群馬	宮城	山梨	三重	石川	福岡	香川	岡山	福井	奈良	山口	長野	北海道	岐阜	徳島	福島	新潟	和歌山	愛媛	島根	大分	熊本	山形	佐賀	長崎	岩手	高知	鳥取	秋田	鹿児島	宮崎	青森	沖縄	全国平均
未満率	2.2	2.6	3.5	2.5	2.8	2.0	2.5	1.6	2.0	1.9	2.2	1.9	2.3	1.8	1.6	2.2	1.4	2.0	1.1	1.2	0.9	1.5	1.8	1.5	1.4	1.8	2.7	2.1	1.4	2.0	1.7	2.0	1.9	1.3	1.9	2.2	2.1	1.9	1.2	2.5	1.4	1.5	2.4	2.0	1.7	4.1	1.7	2.2
影響率	5.3	10.3	10.5	9.7	11.8	9.4	11.7	7.3	7.7	9.1	7.4	10.2	8.0	8.8	7.2	9.1	7.8	8.6	5.3	7.9	5.9	7.5	8.1	8.8	10.4	7.3	11.3	10.7	10.2	8.6	9.1	10.0	10.0	7.6	8.9	9.4	7.8	8.0	8.3	11.1	9.1	8.7	10.2	10.6	10.5	13.6	9.3	8.8

資料出所　厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査特別集計」
（注）１　事業所規模５人以上の民営事業所（５～９人の事業所については企業規模が５～９人の事業所に限る。）を対象としている。
　　２　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したもの。

第521回第１-222

資料No.4

賃金分布に関する資料

（都道府県別、ランク・総合指数順）

第521回第１-223

時間当たり賃金分布（一般・短時間計）

資料No. 4－1

東京(A)

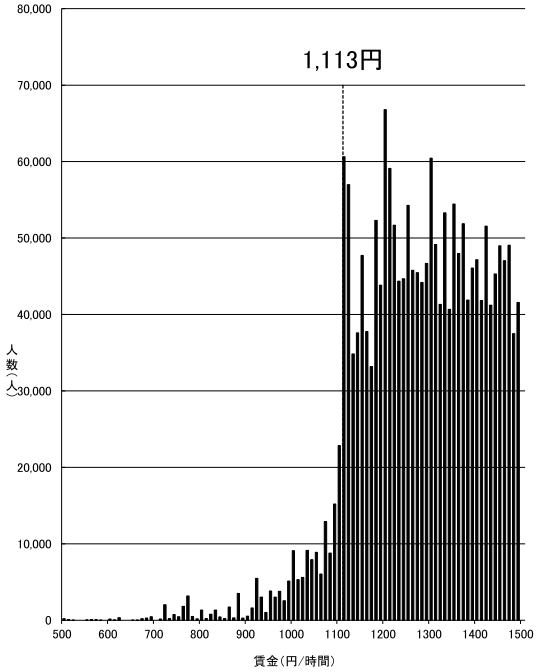

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川(A)

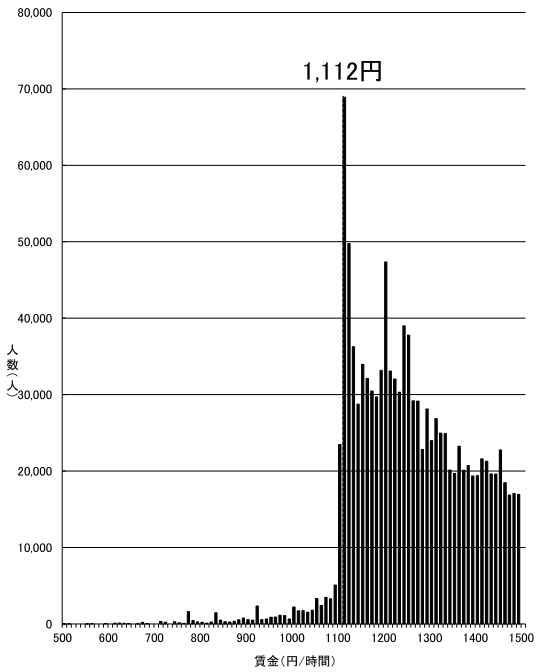

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)

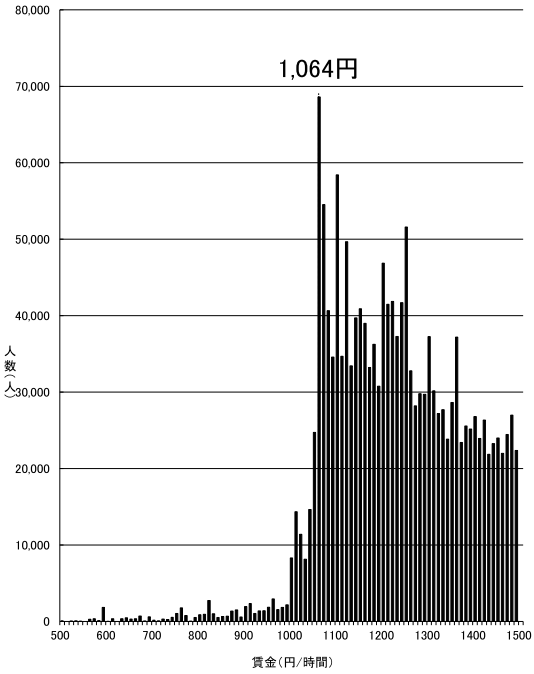

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知(A)

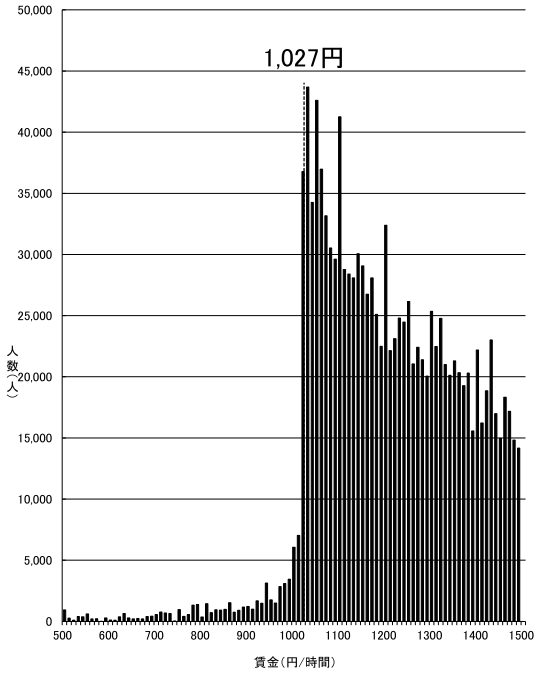

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

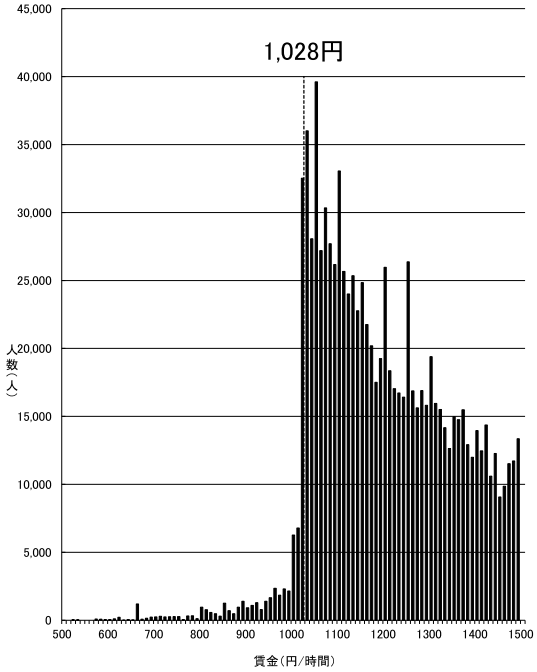

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

千葉(A)

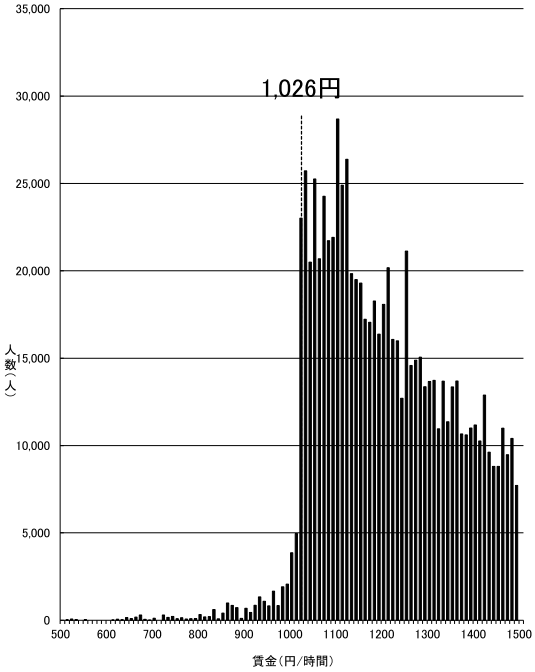

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

第521回第１-225

兵庫(B)

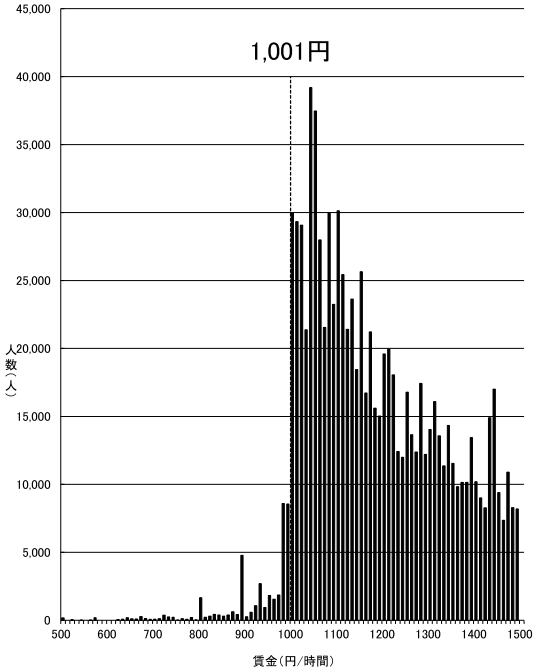

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

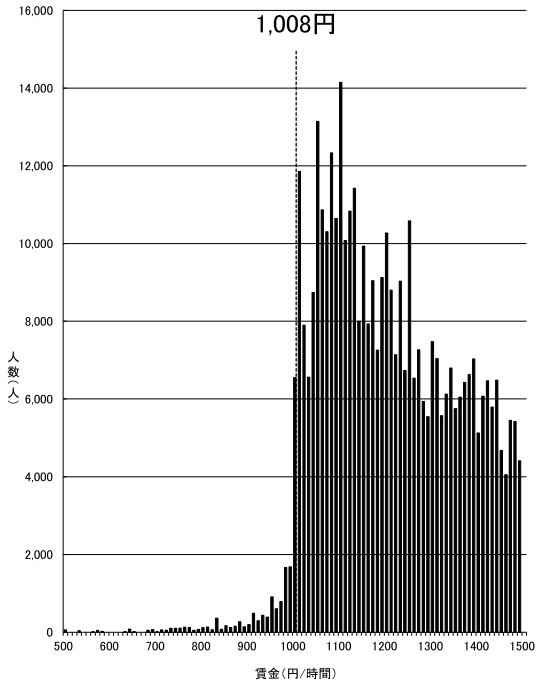

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

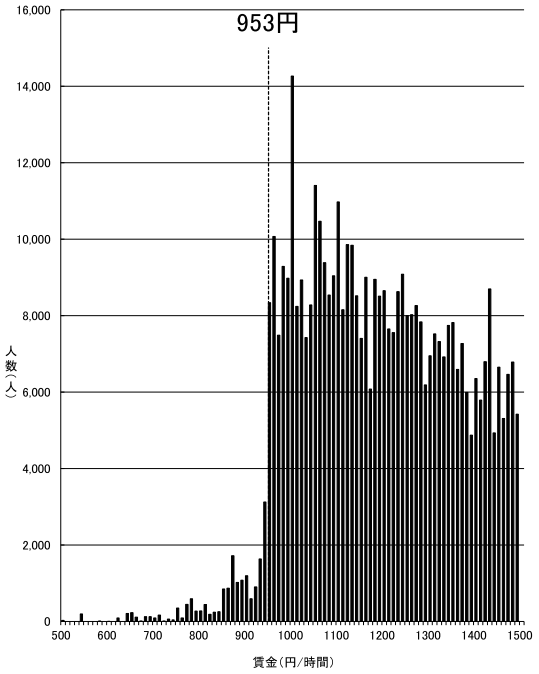

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

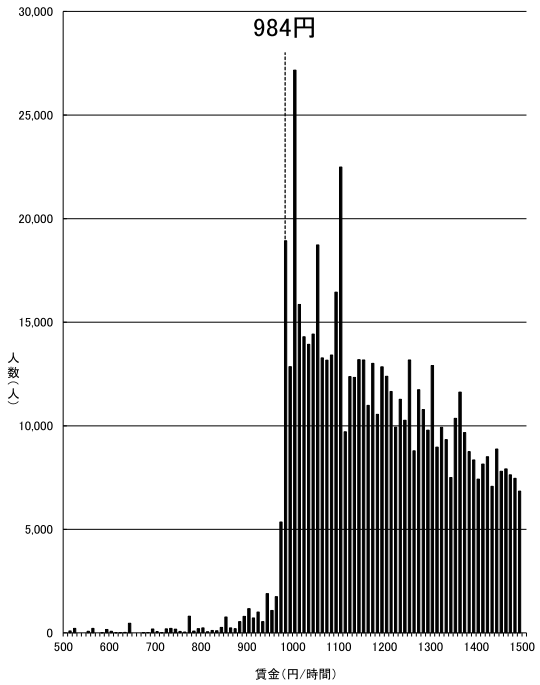

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

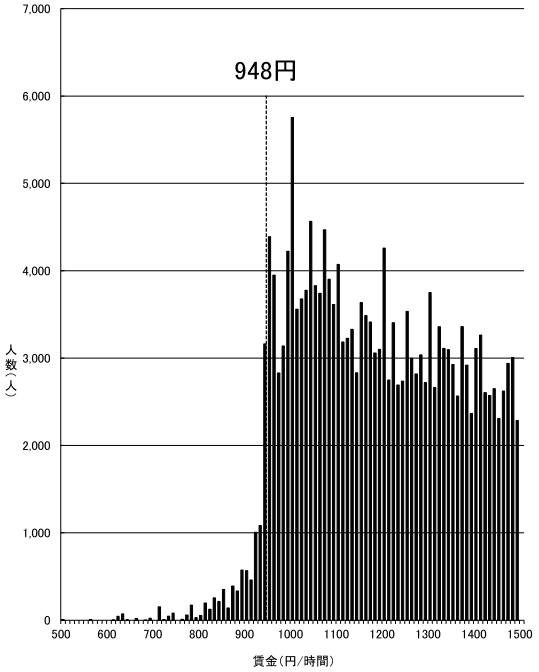

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

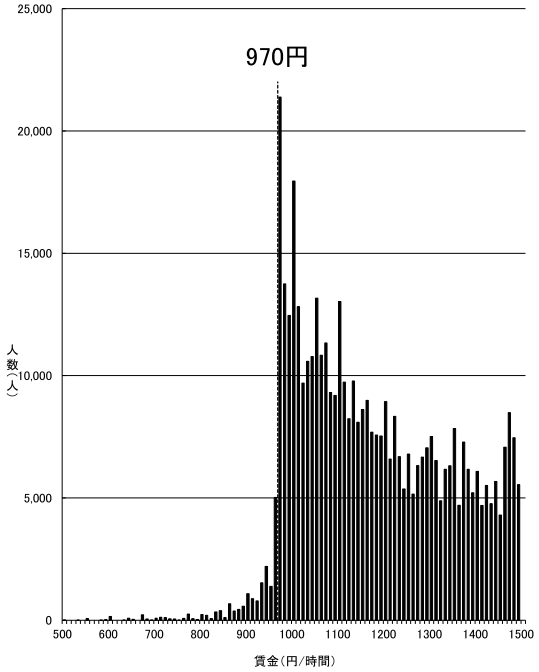

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

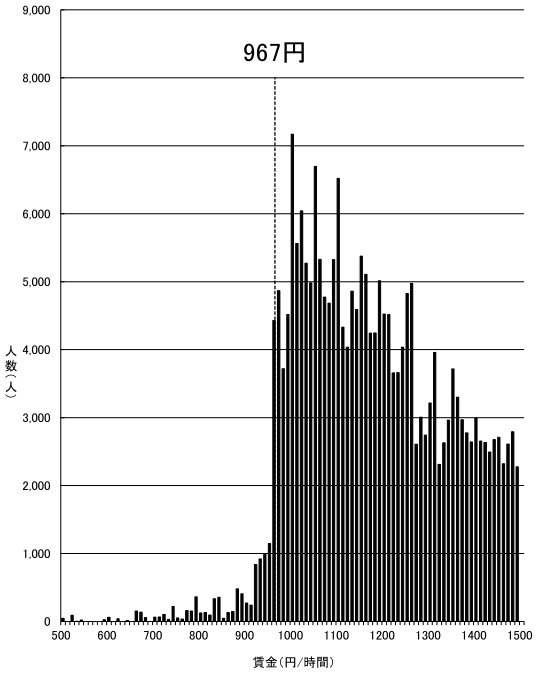

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

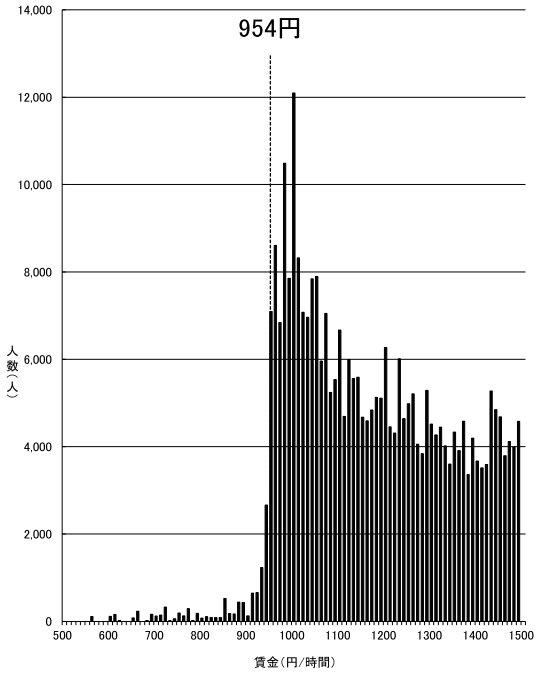

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

第521回第１-227

群馬(B)

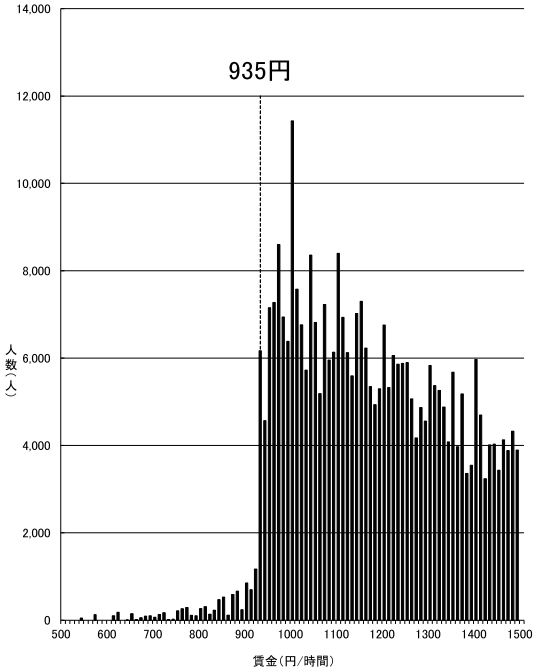

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

宮城(B)

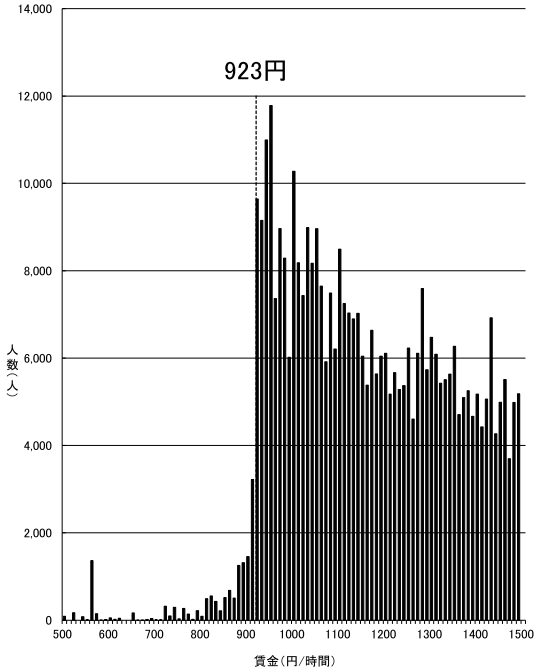

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

山梨(B)

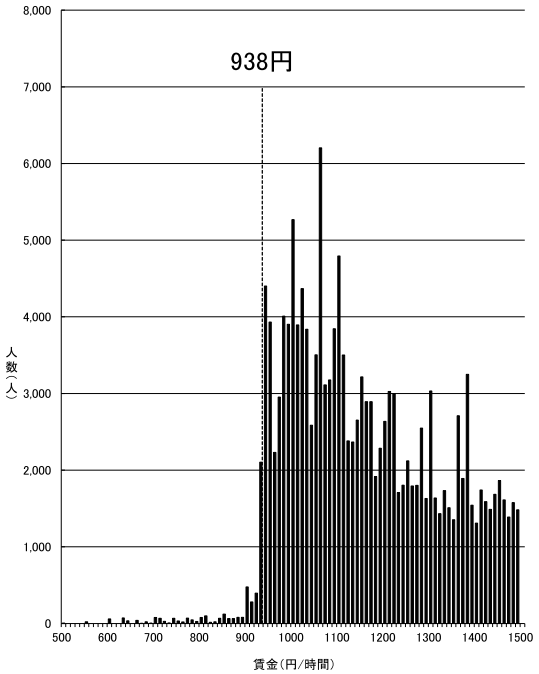

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

三重(B)

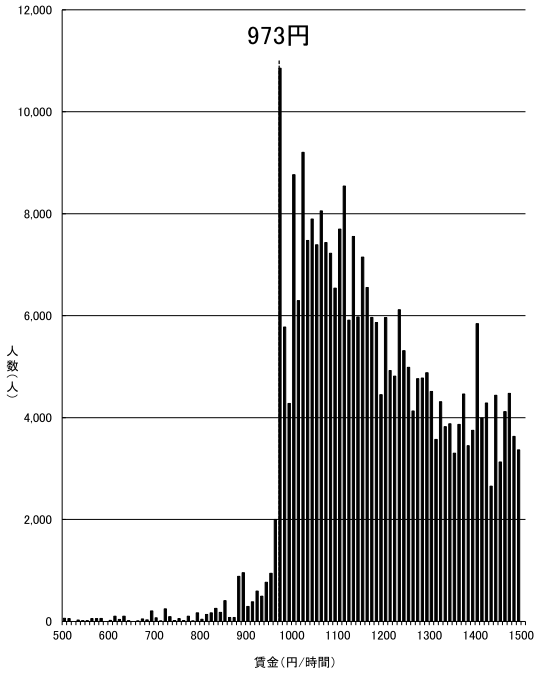

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

石川(B)

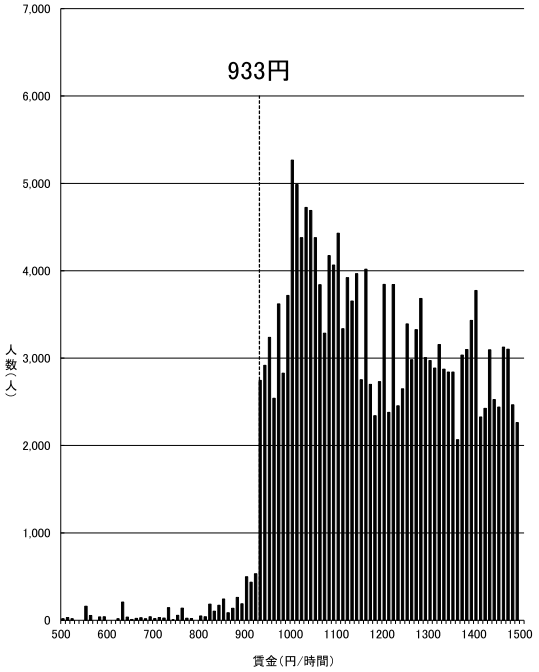

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

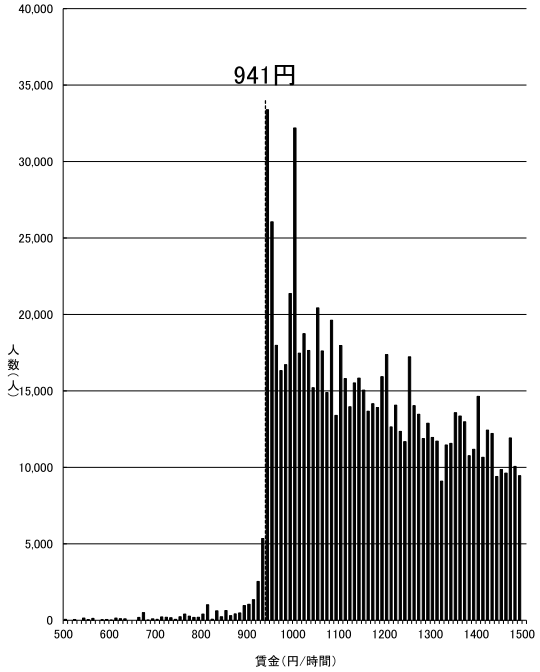

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

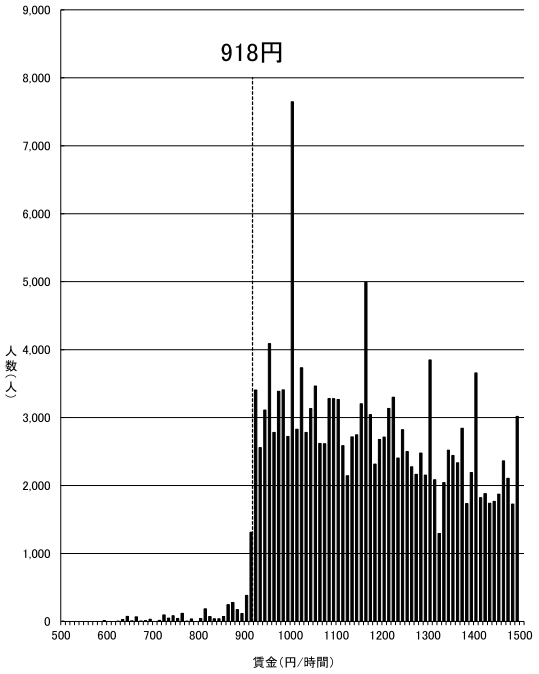

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

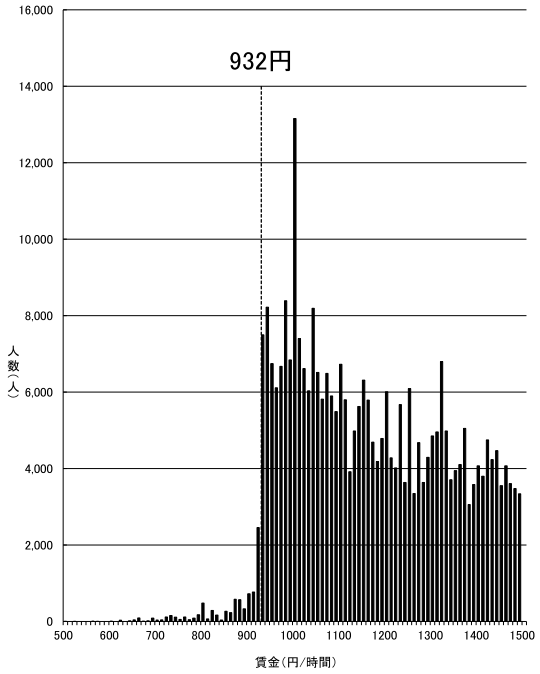

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

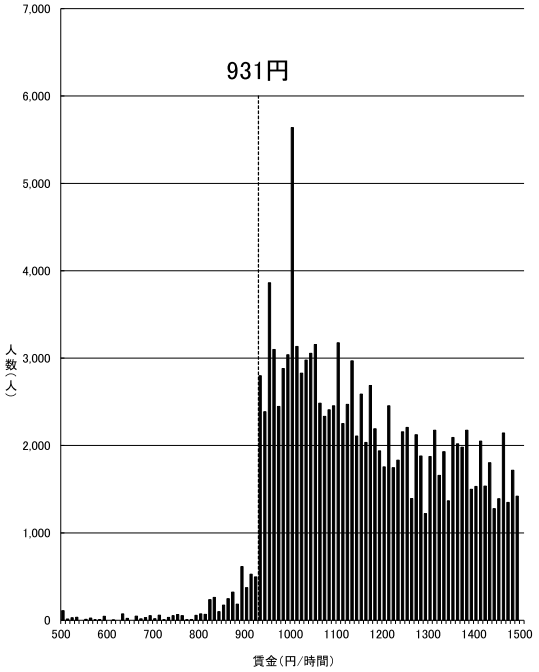

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

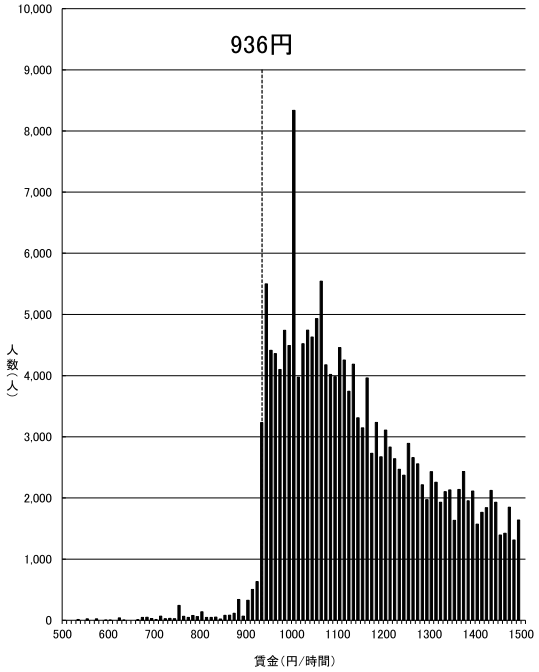

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

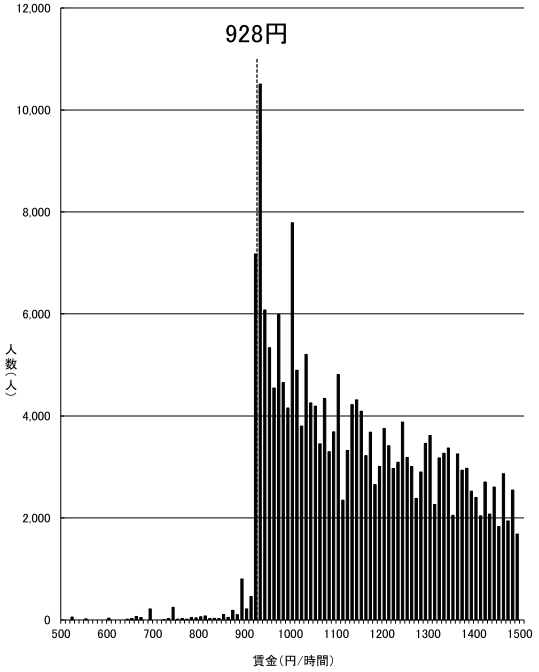

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

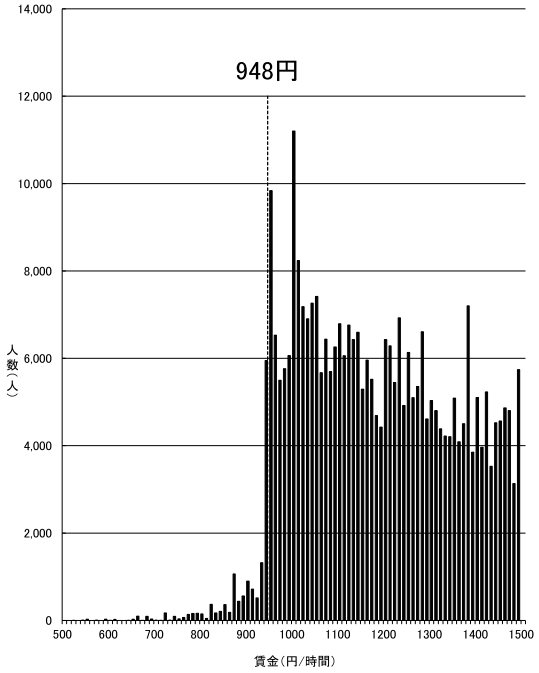

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

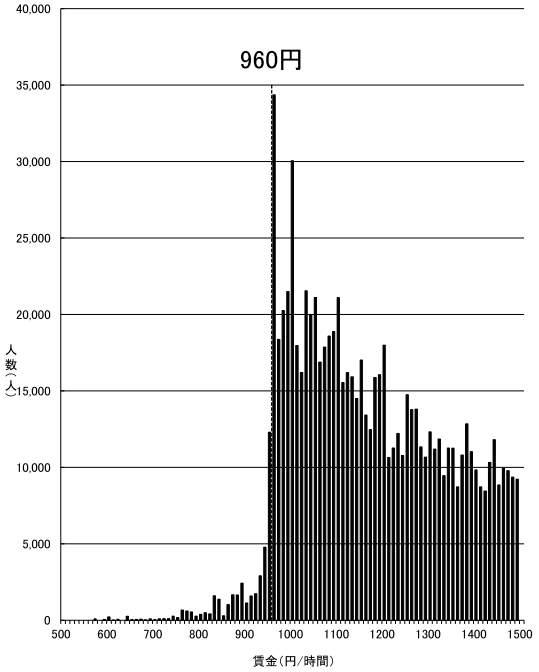

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

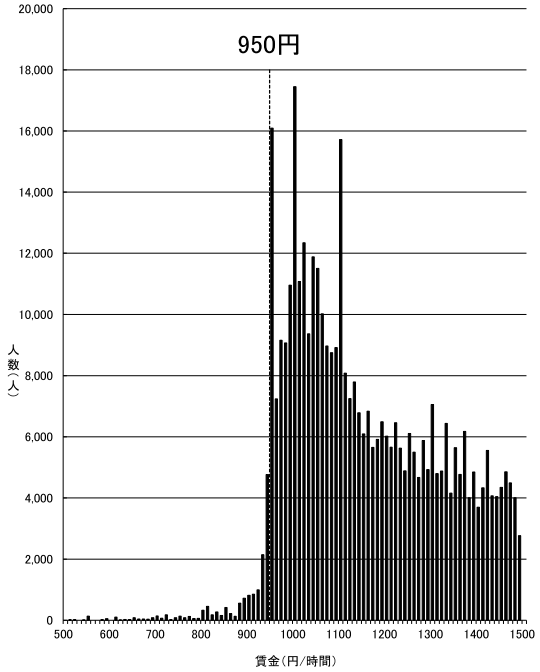

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

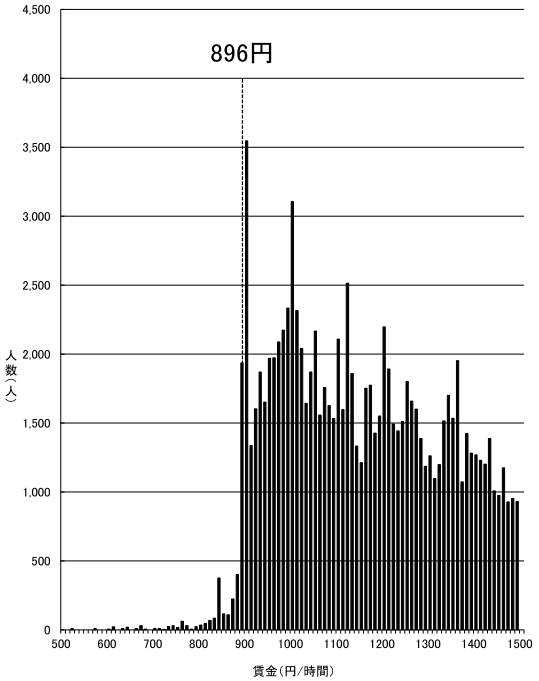

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

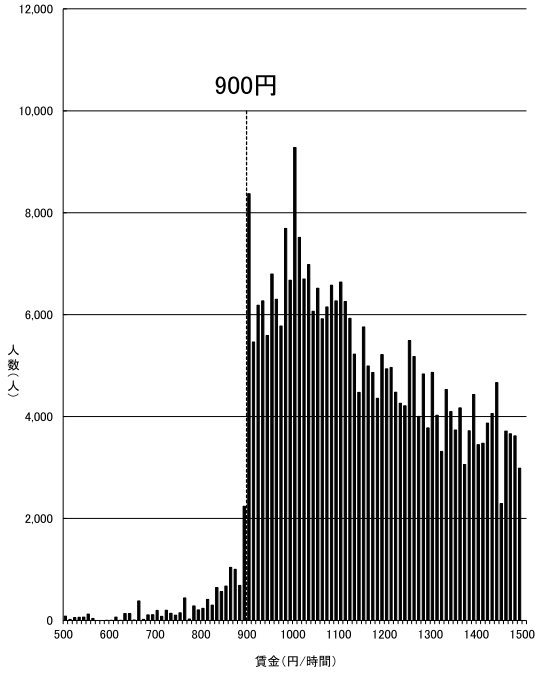

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

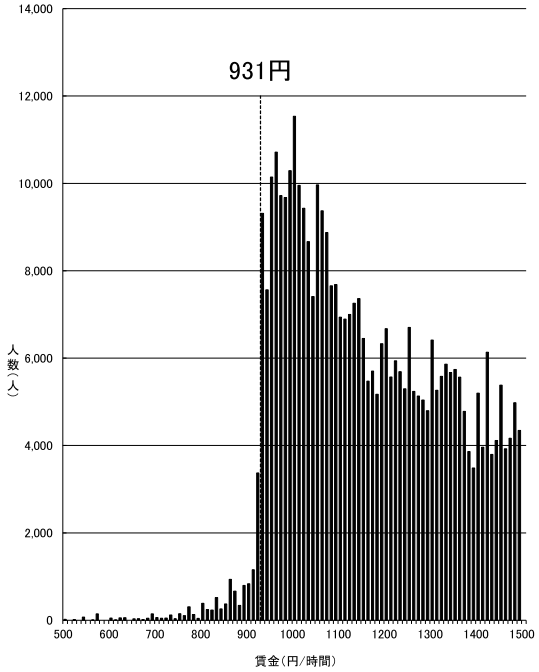

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

和歌山(B)

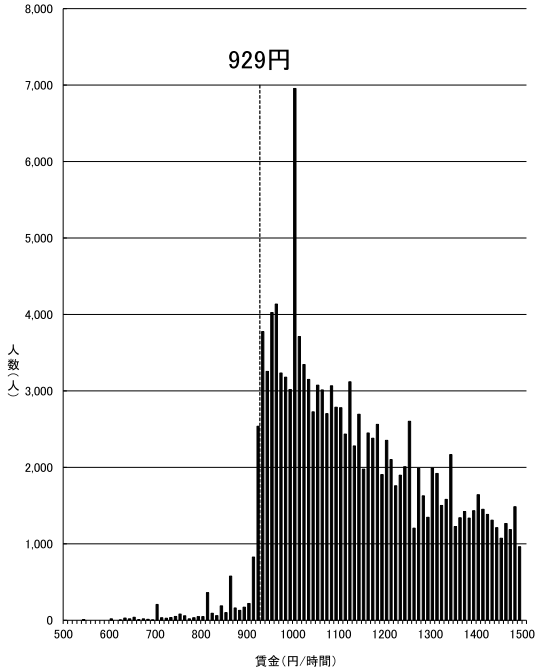

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

愛媛(B)

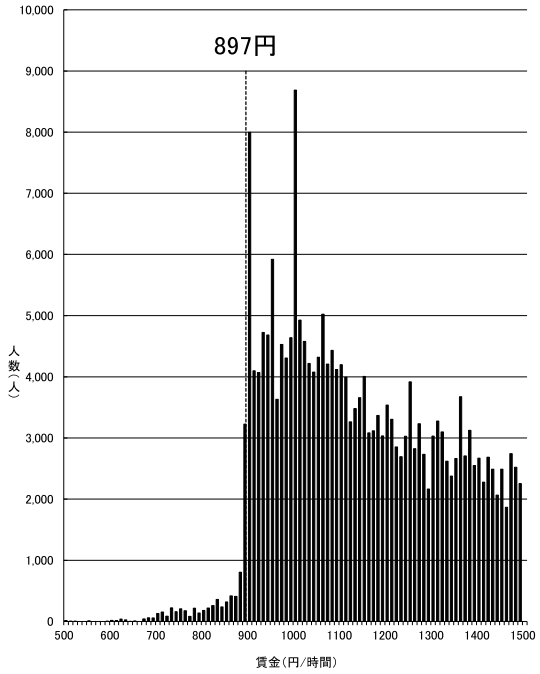

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

島根(B)

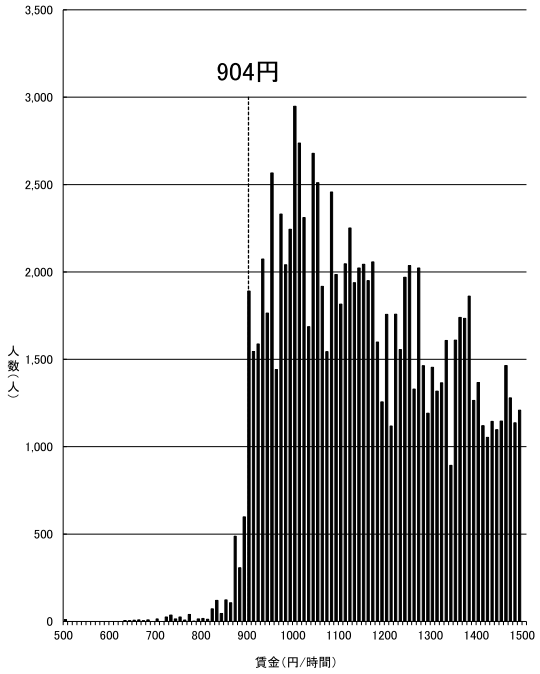

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

大分(C)

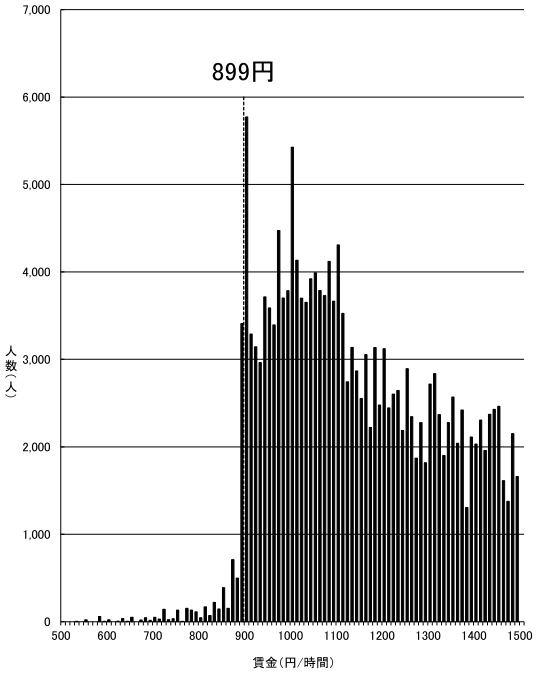

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

熊本(C)

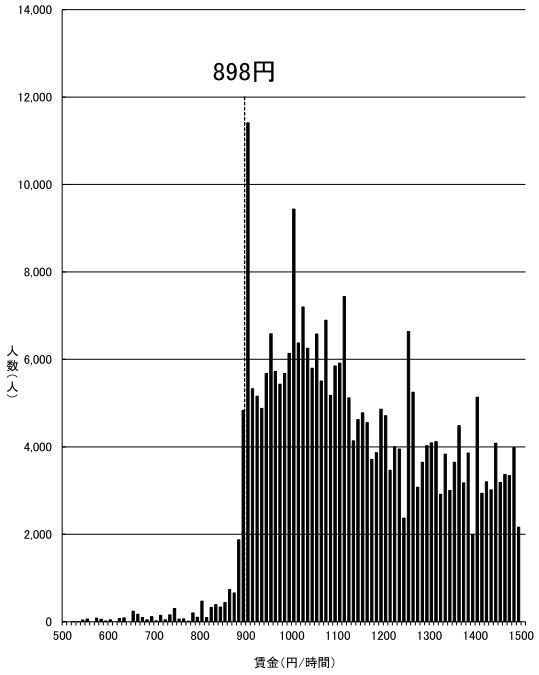

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

山形(C)

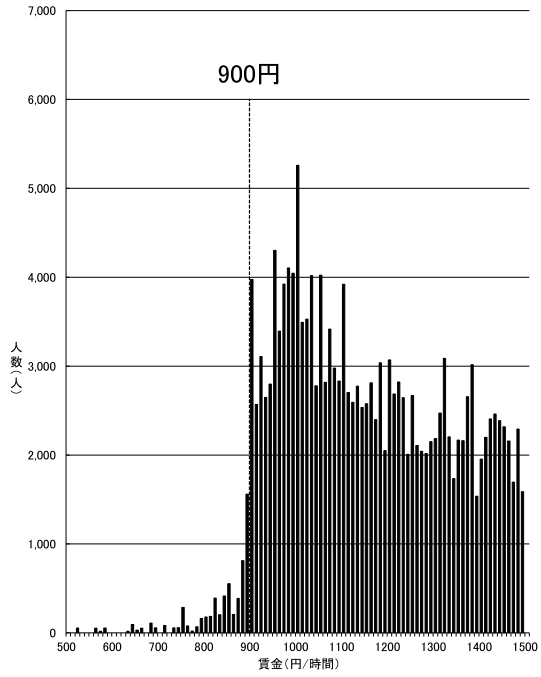

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

佐賀(C)

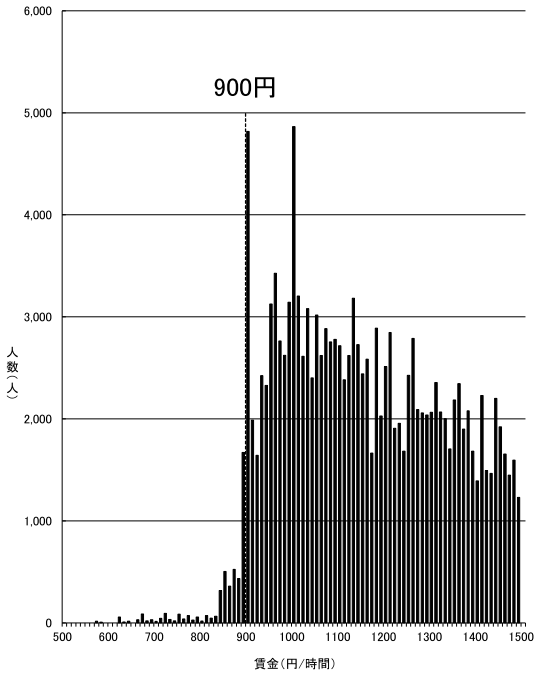

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

長崎(C)

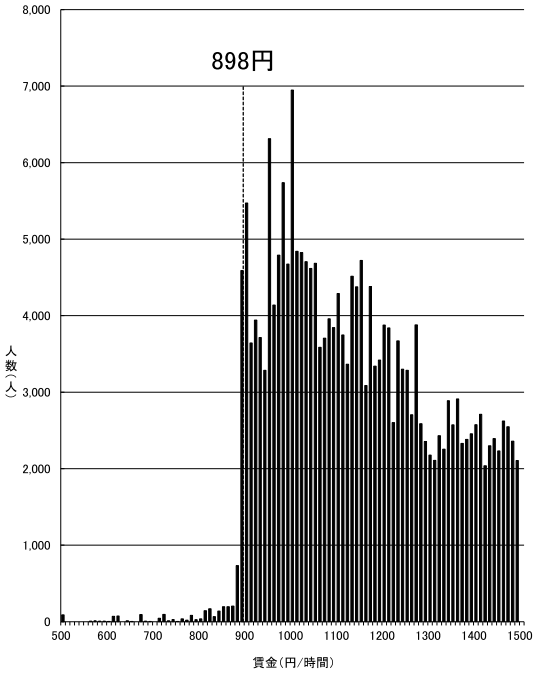

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

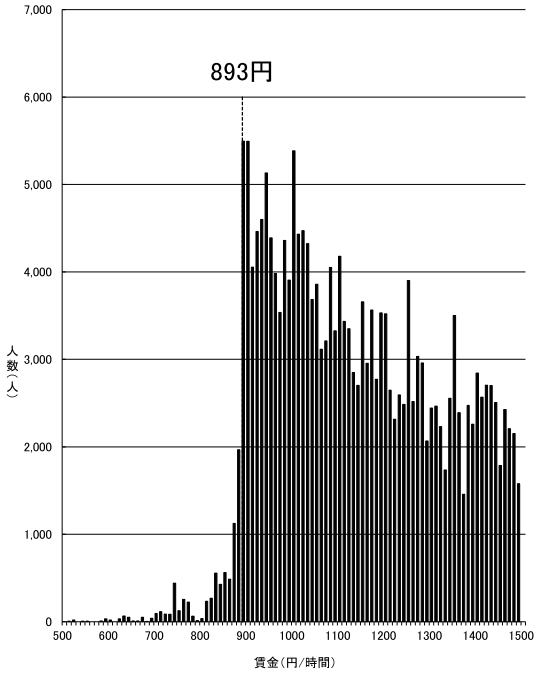

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

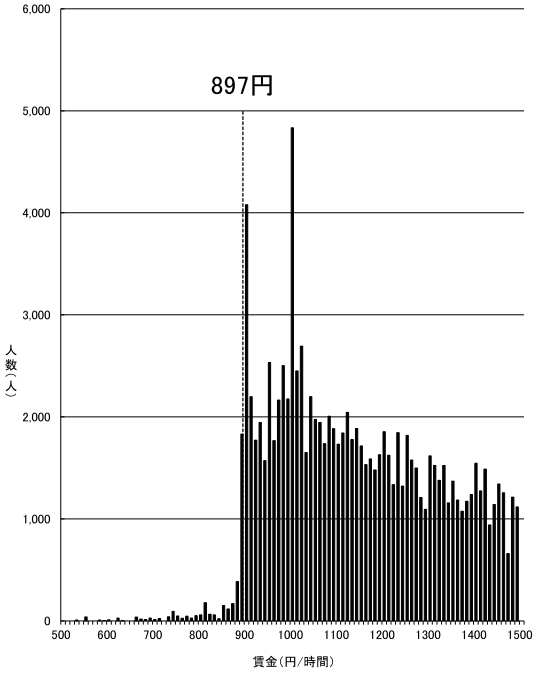

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

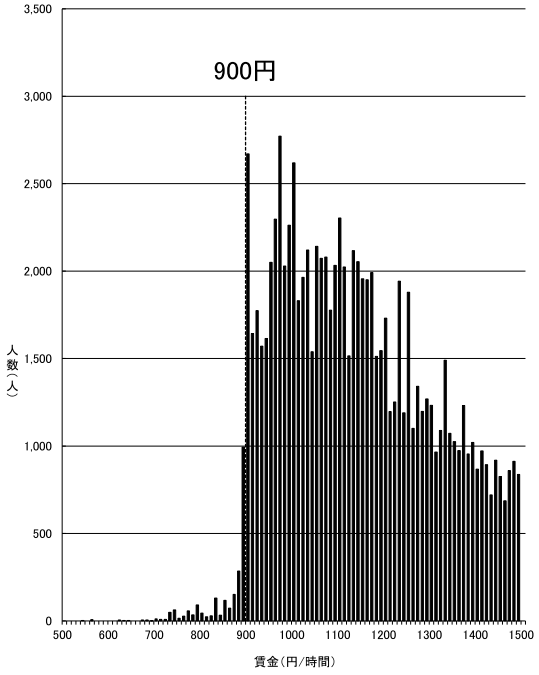

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

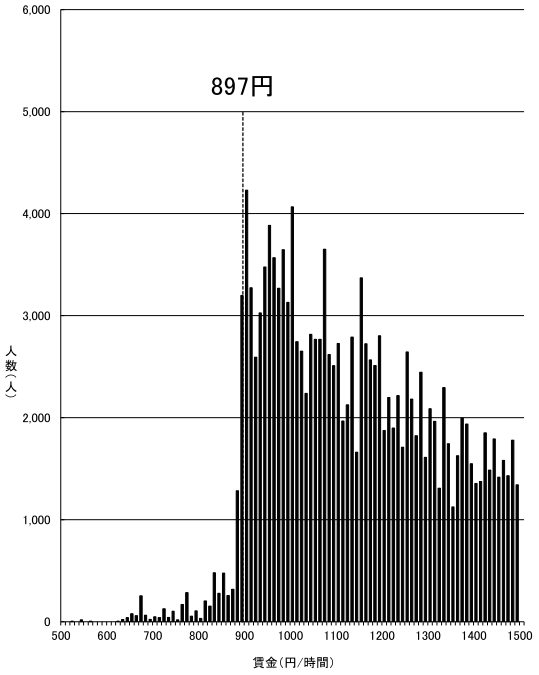

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

鹿児島(C)

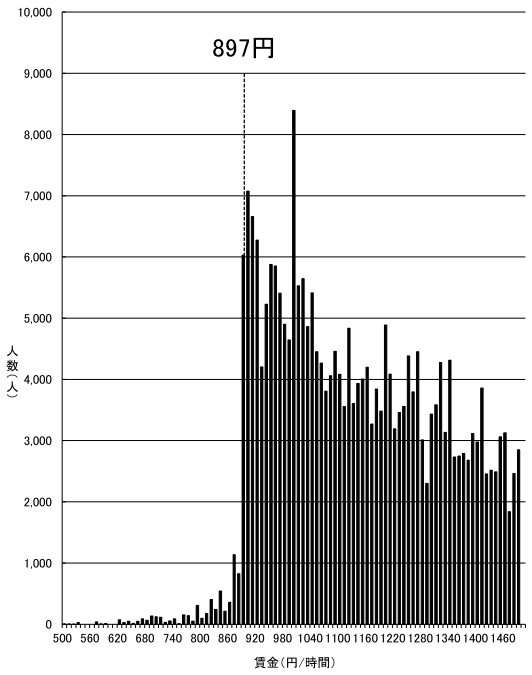

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

宮崎(C)

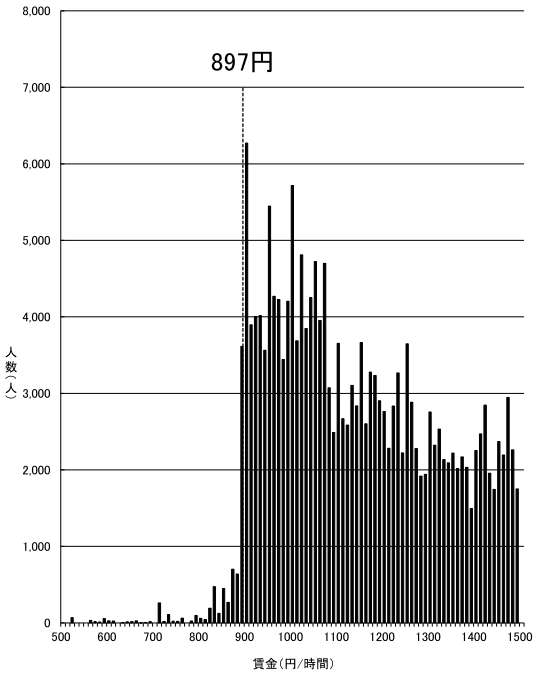

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

青森(C)

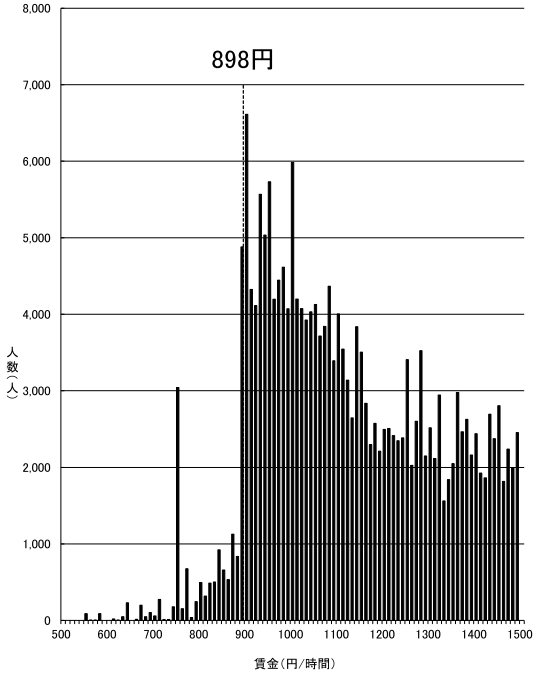

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般・短時間計

沖縄(C)

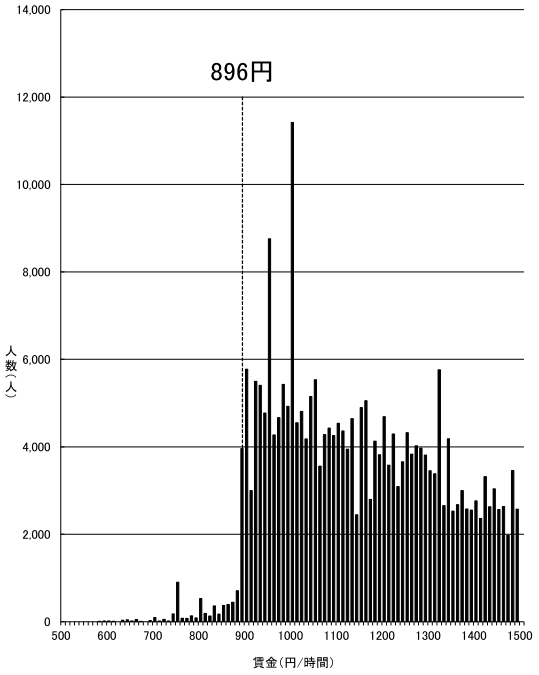

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

第521回第１-236

時間当たり賃金分布（一般労働者）

資料No. ４－２

東京(A)

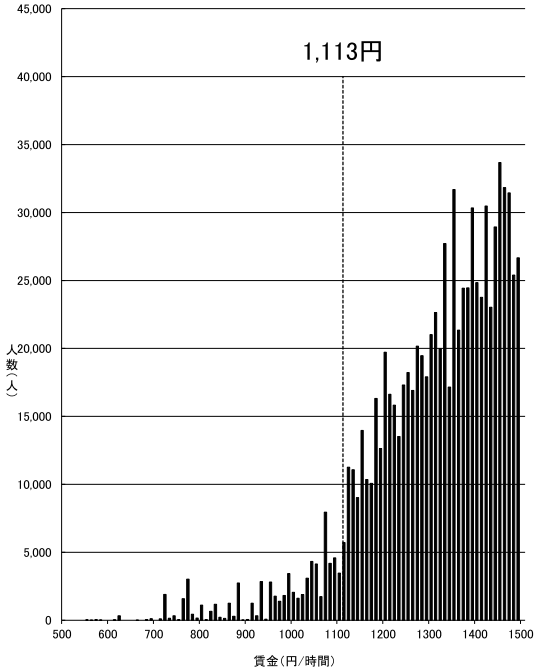

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

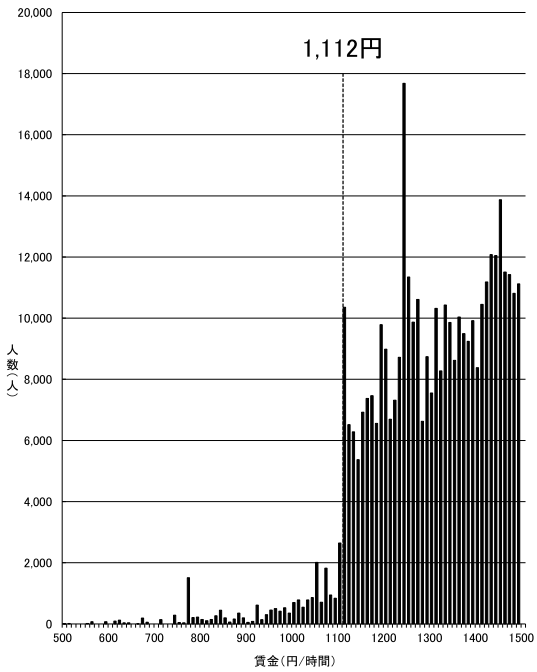

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

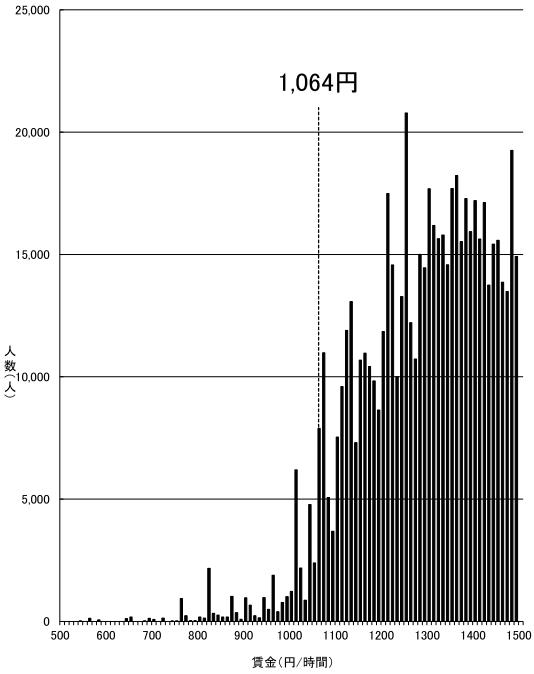

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

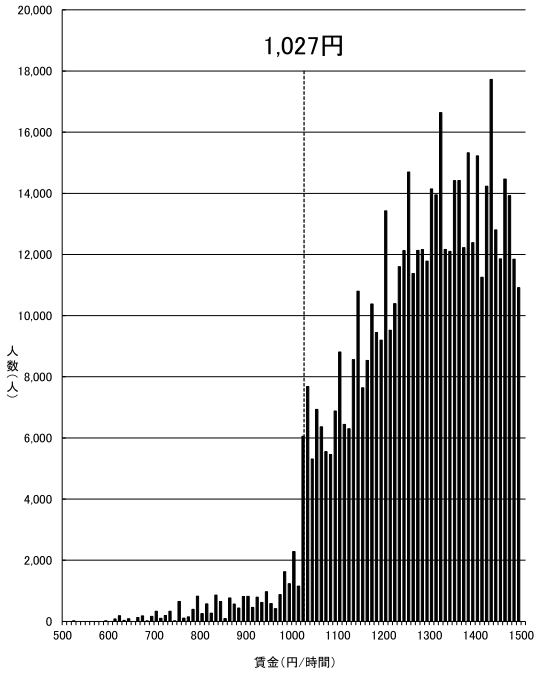

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

第521回第１-237

埼玉(A)

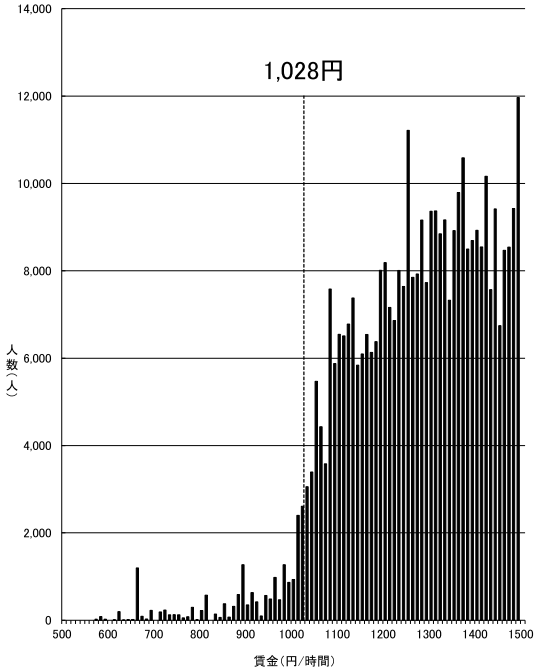

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

千葉(A)

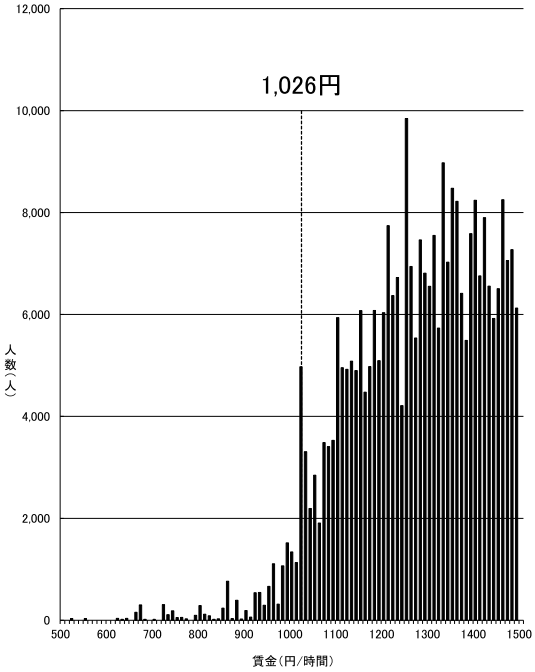

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

兵庫(B)

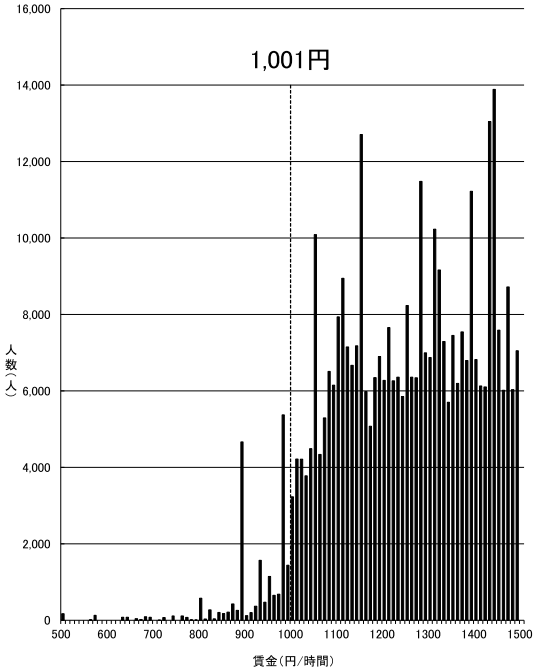

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

京都(B)

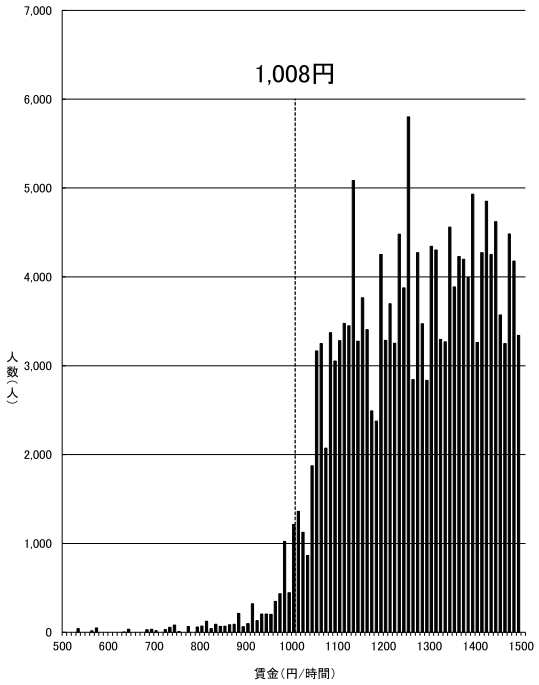

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

茨城(B)

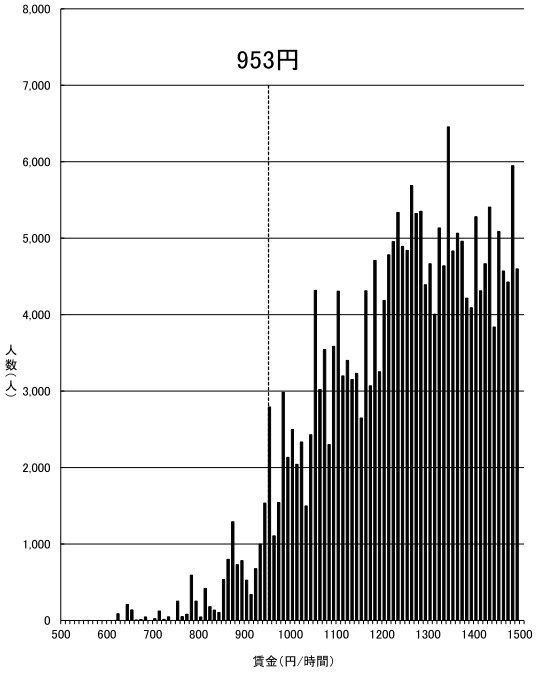

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

静岡(B)

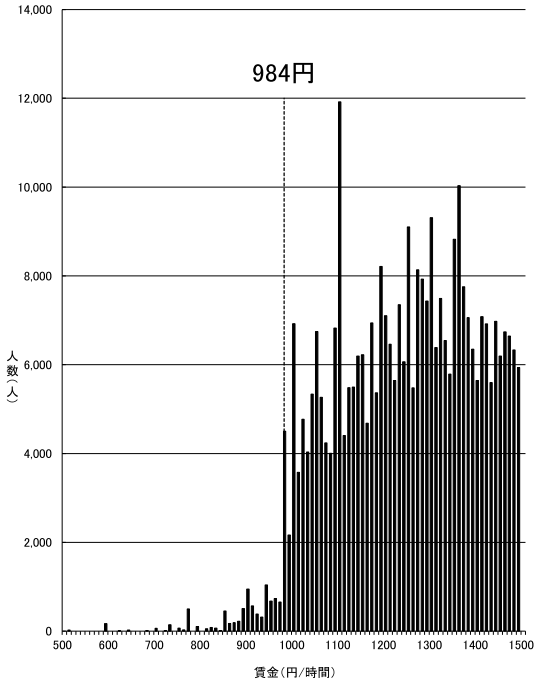

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

富山(B)

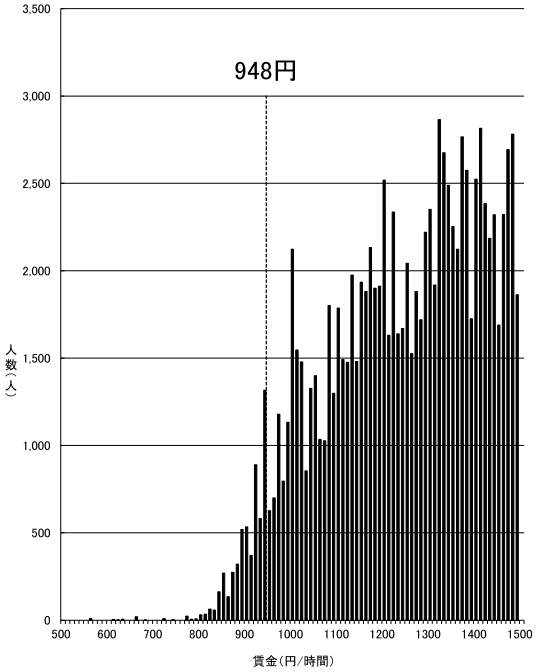

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

広島(B)

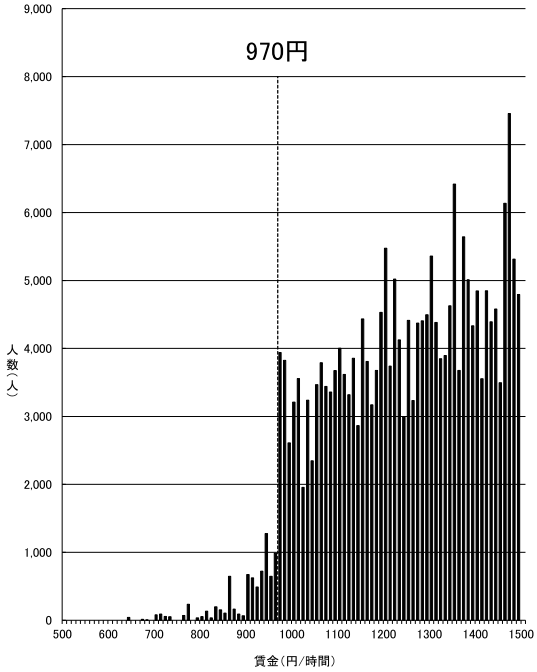

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

滋賀(B)

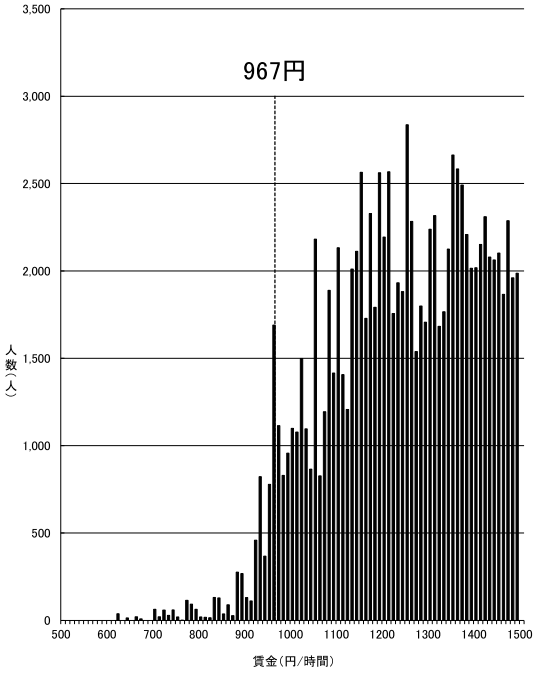

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

栃木(B)

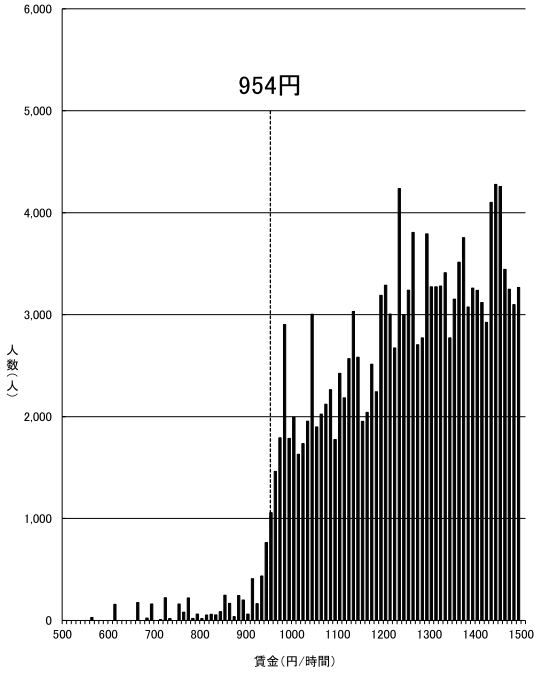

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

群馬(B)

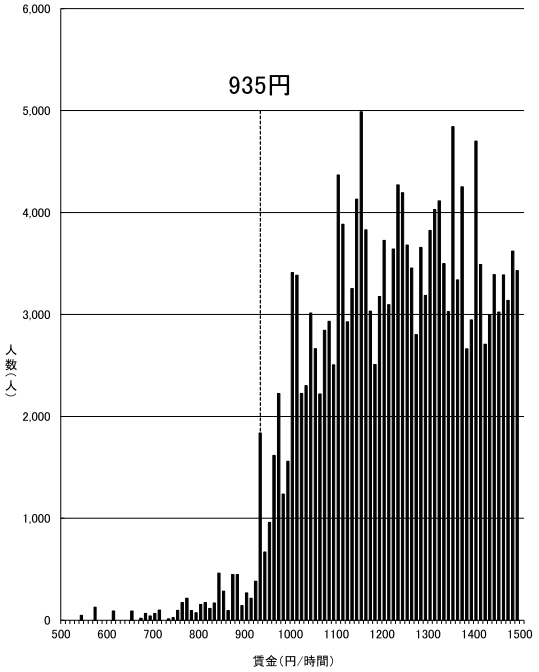

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

宮城(B)

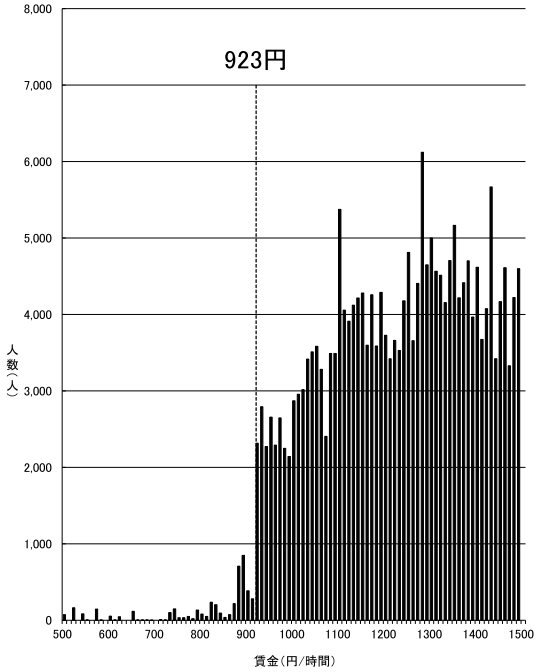

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

山梨(B)

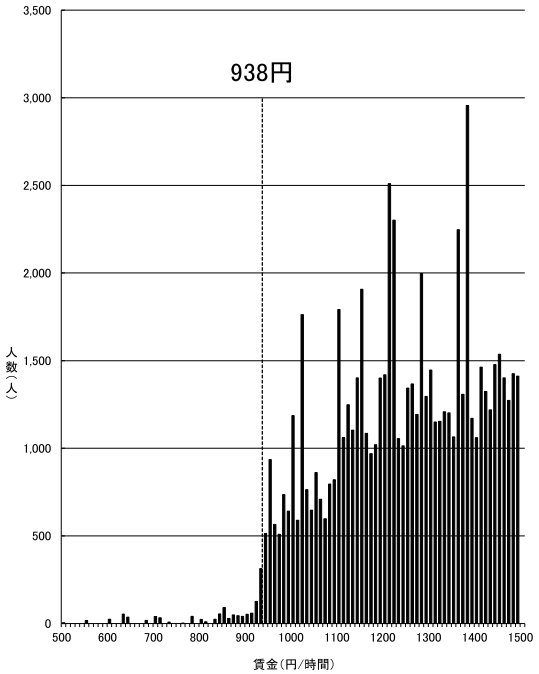

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

三重(B)

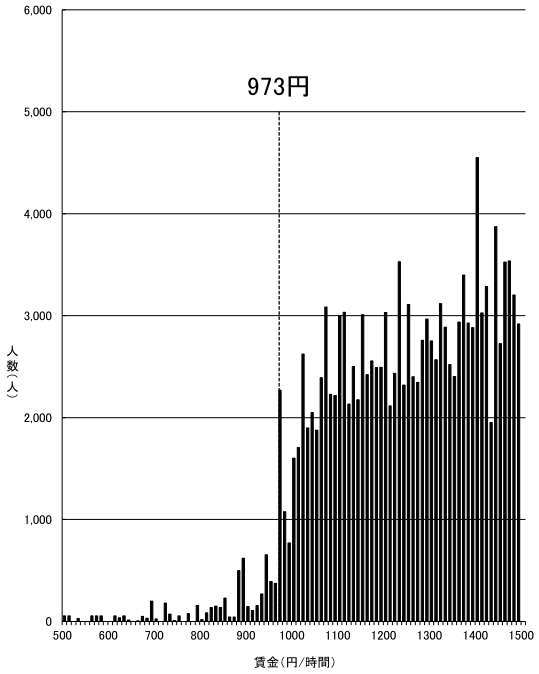

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

石川(B)

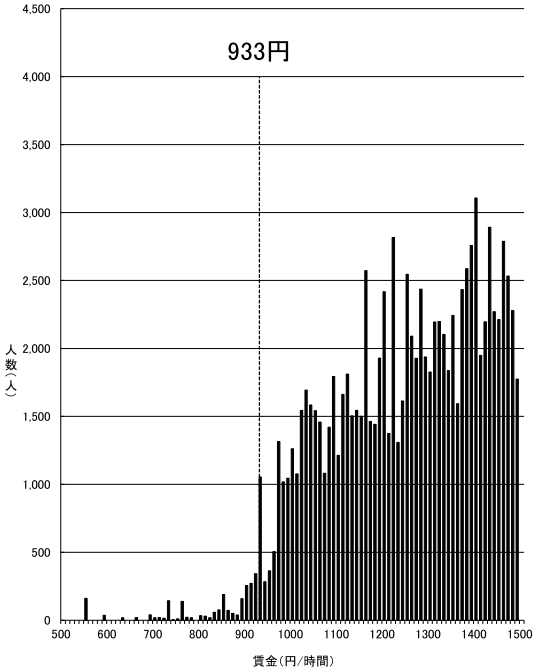

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

福岡(B)

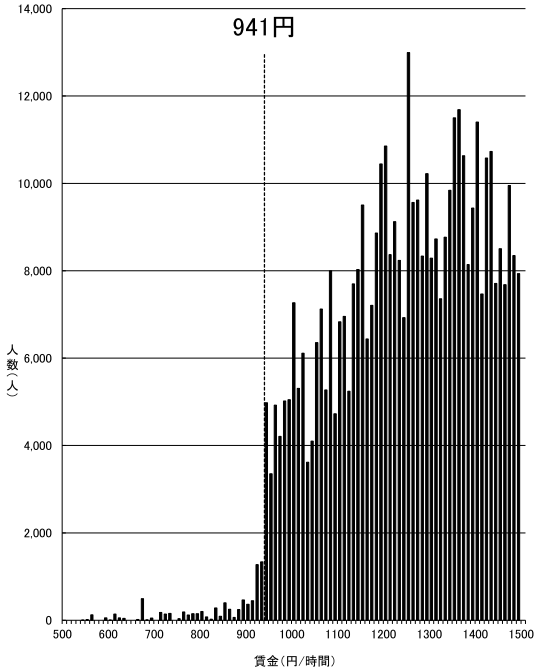

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

香川(B)

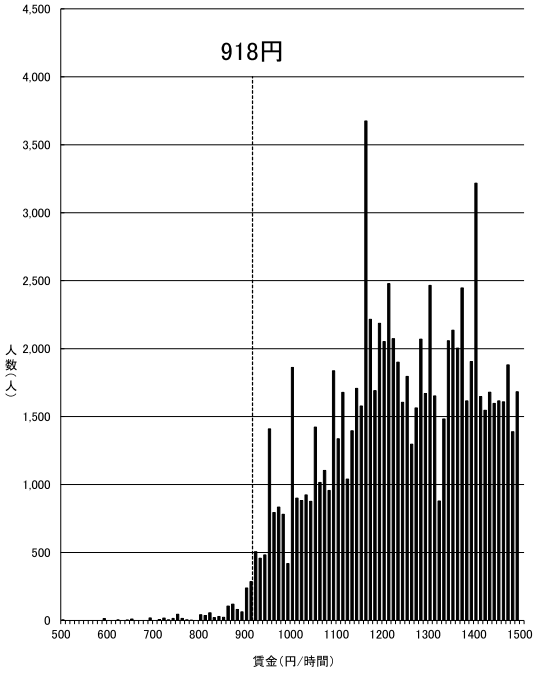

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

岡山(B)

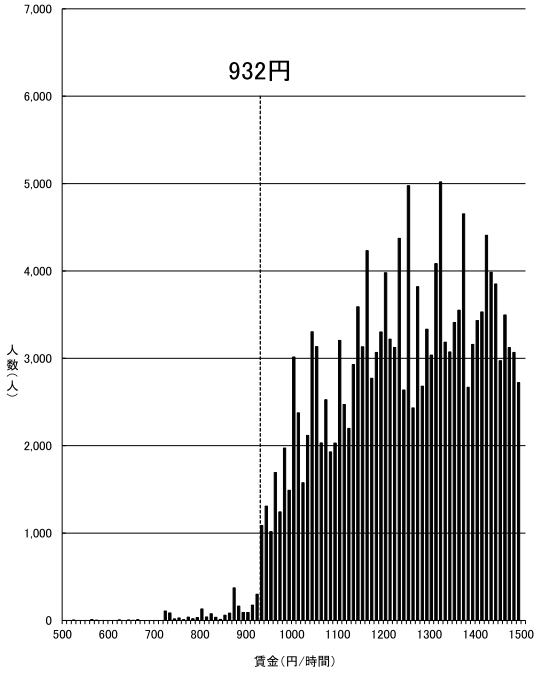

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

福井(B)

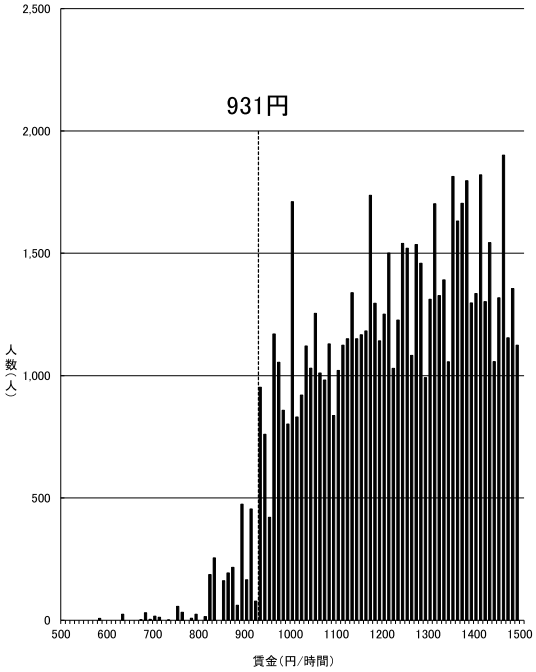

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

奈良(B)

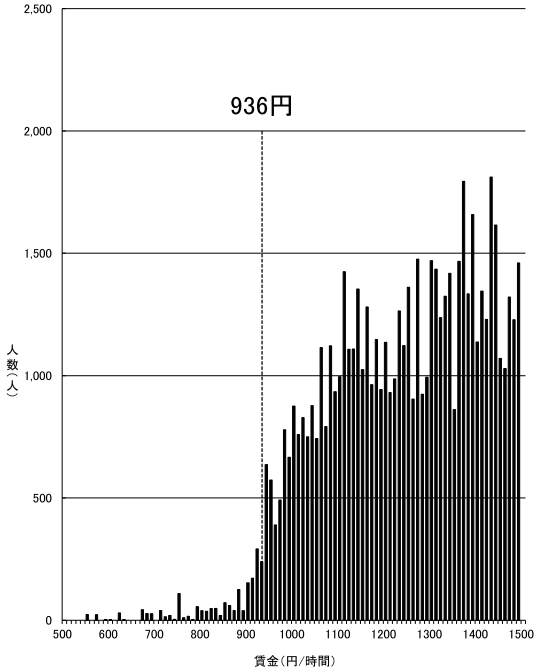

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

山口(B)

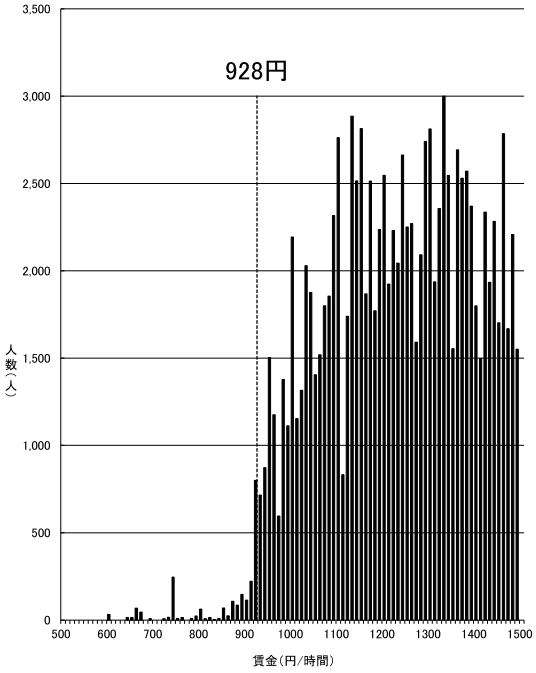

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

長野(B)

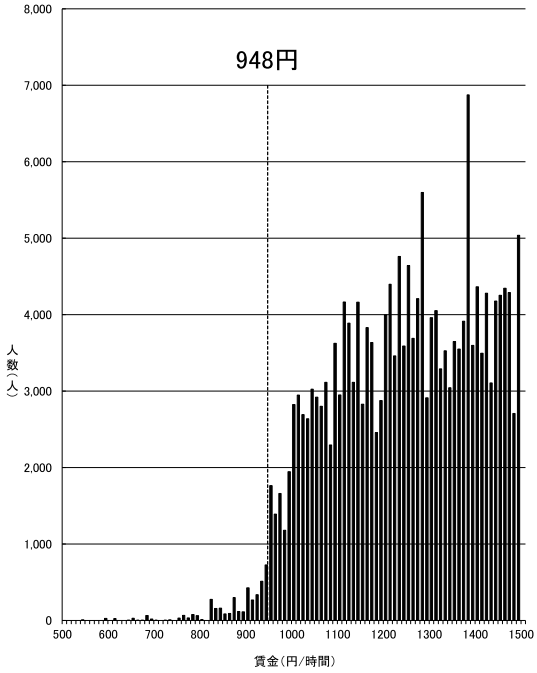

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

北海道(B)

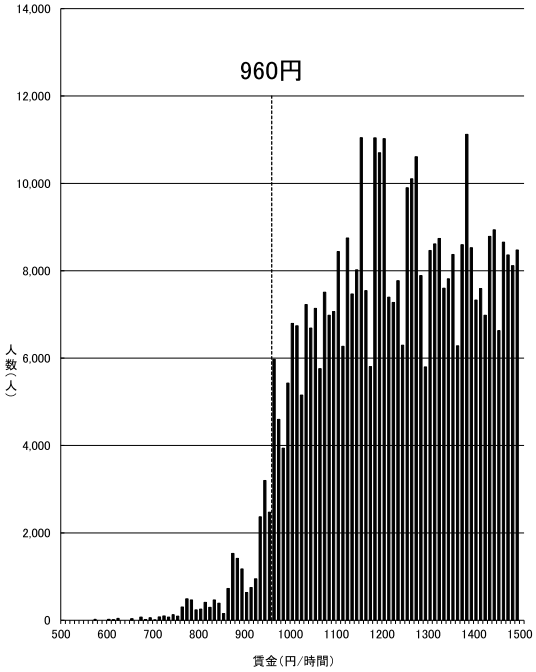

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

岐阜(B)

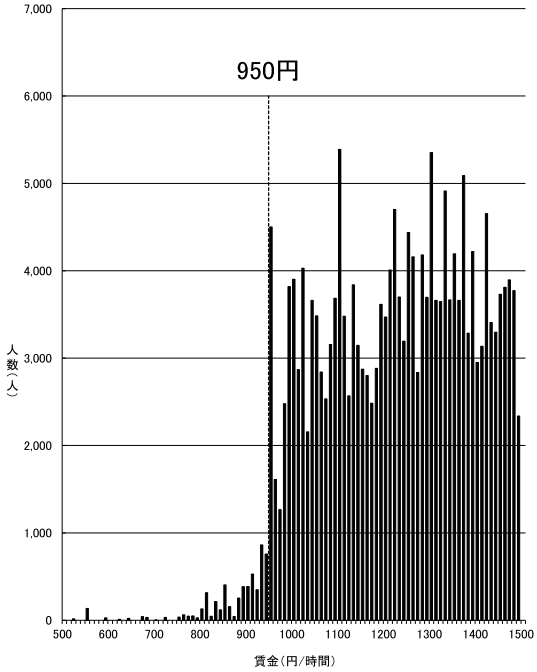

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

徳島(B)

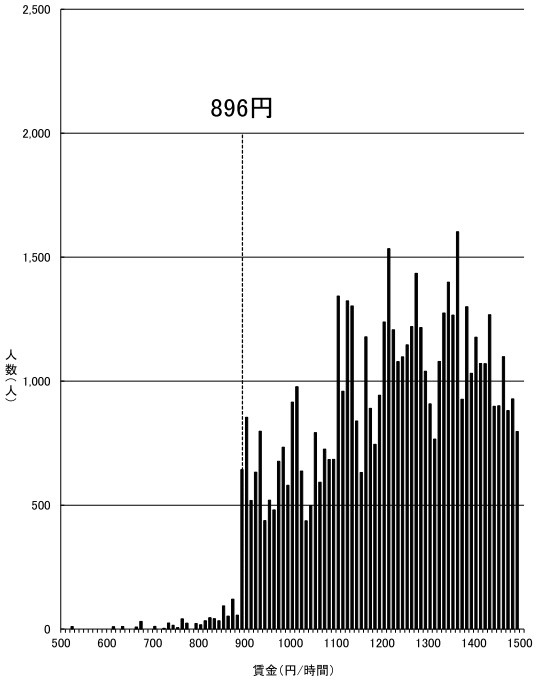

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

福島(B)

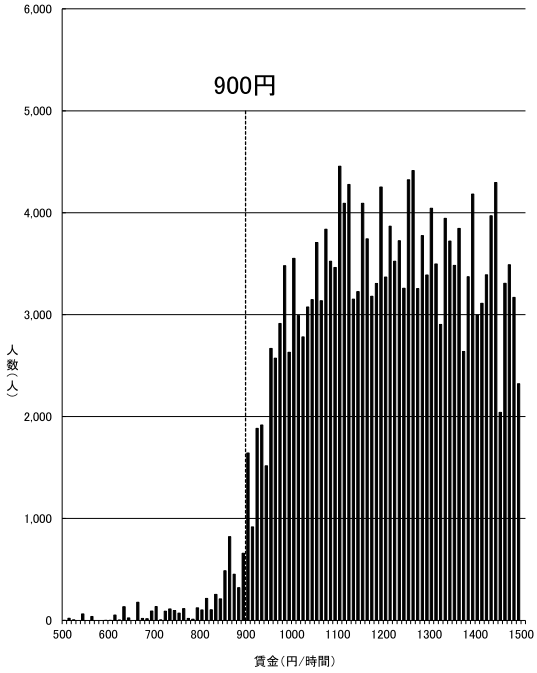

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

新潟(B)

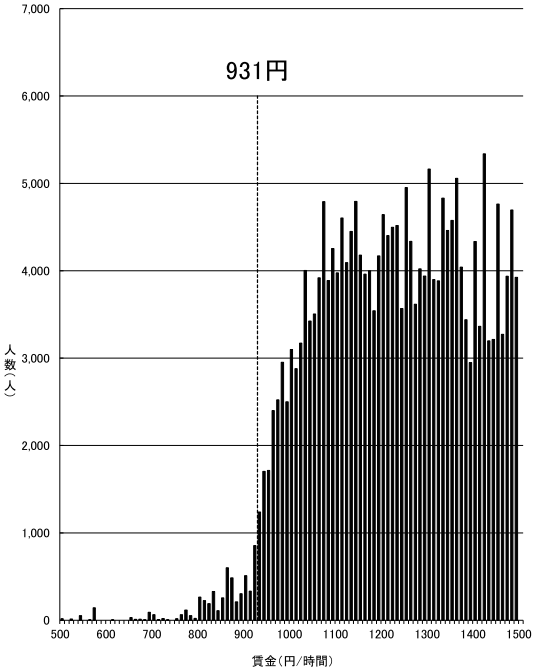

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

和歌山(B)

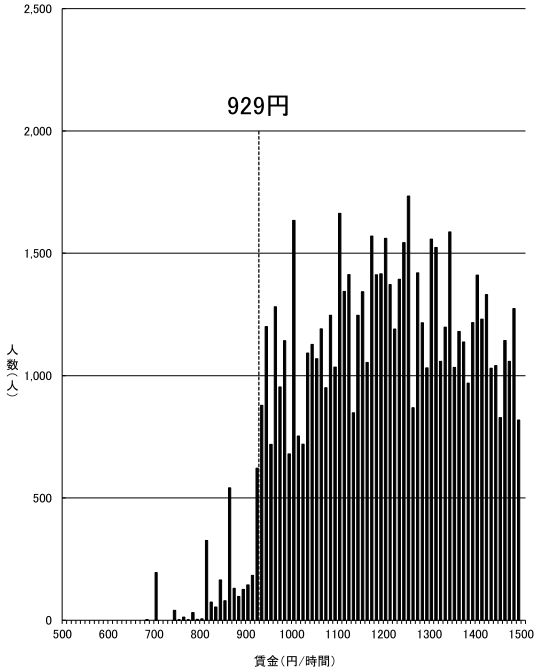

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

愛媛(B)

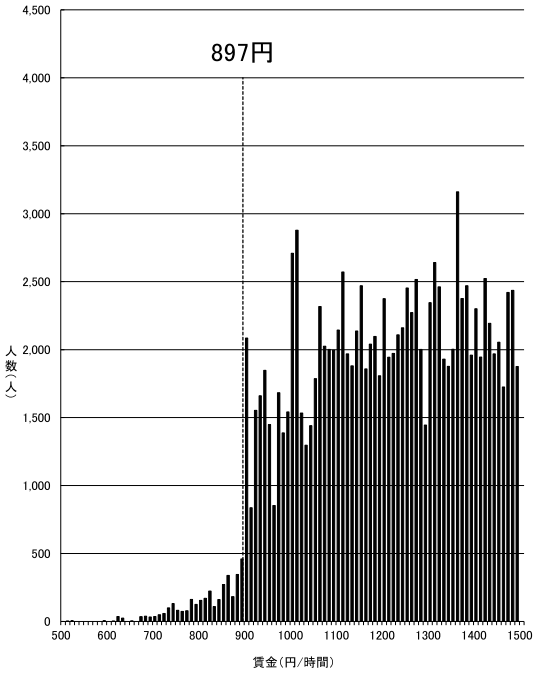

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

島根(B)

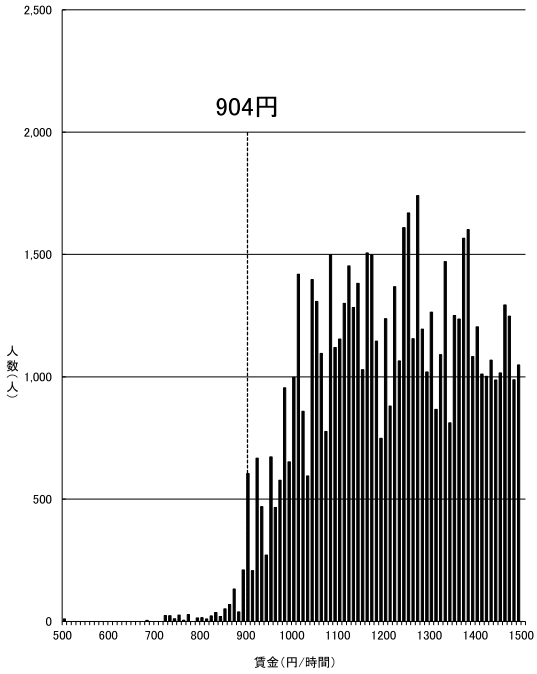

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

第521回第１-245

大分(C)

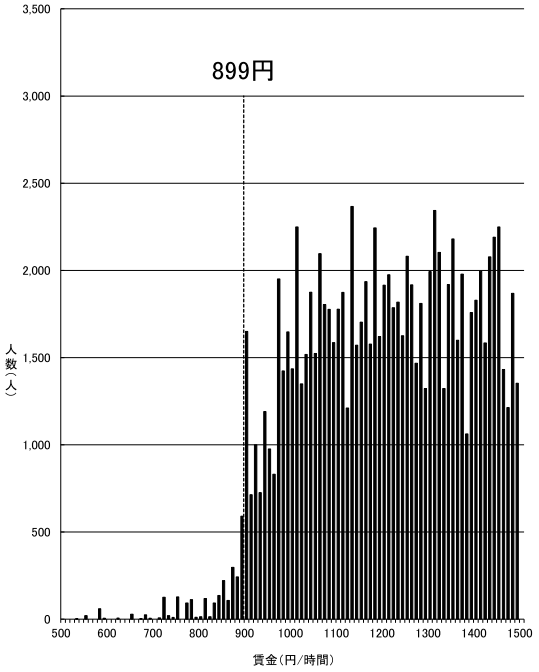

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

熊本(C)

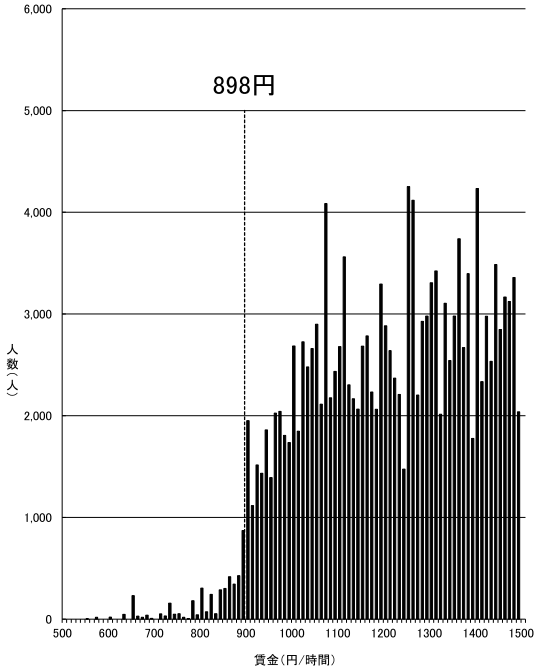

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

山形(C)

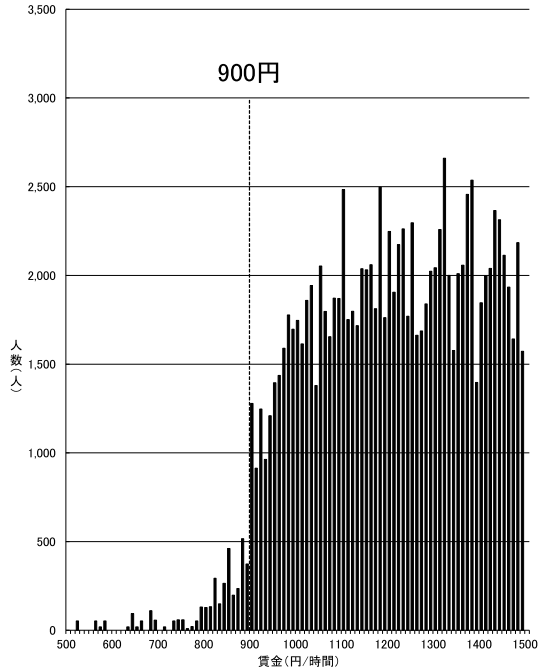

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

佐賀(C)

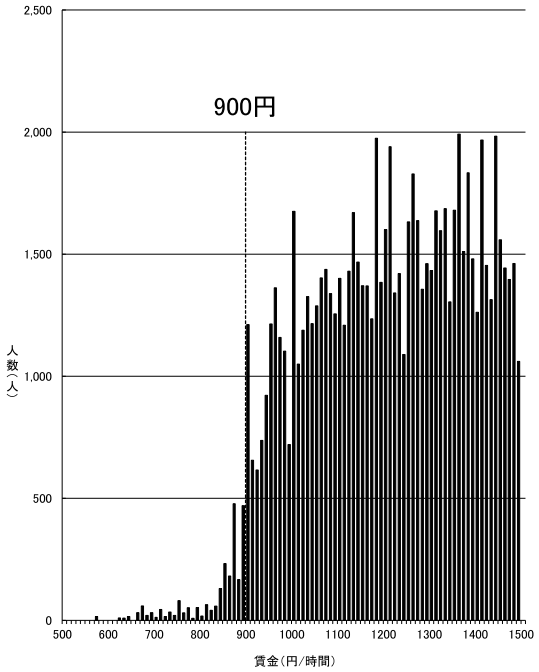

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

長崎(C)

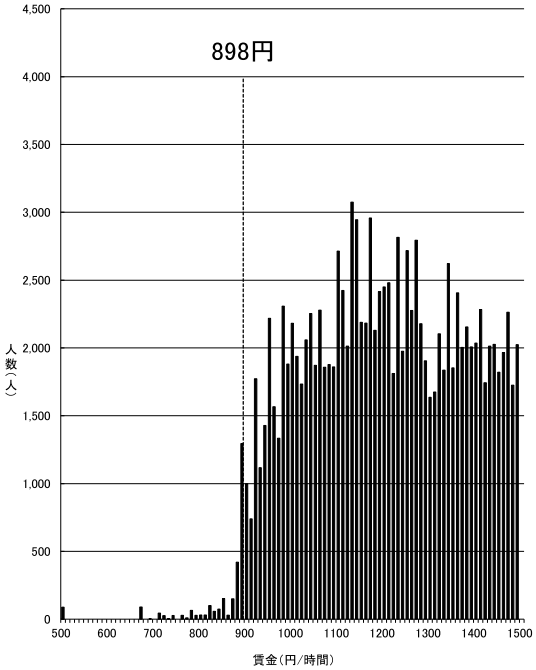

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

岩手(C)

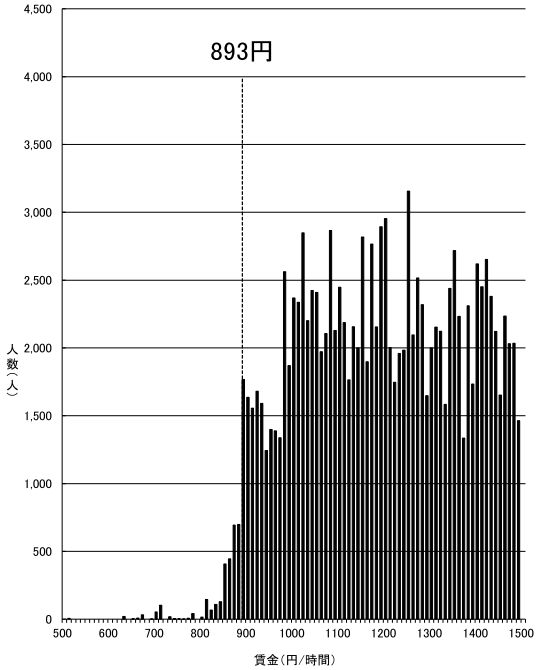

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

高知(C)

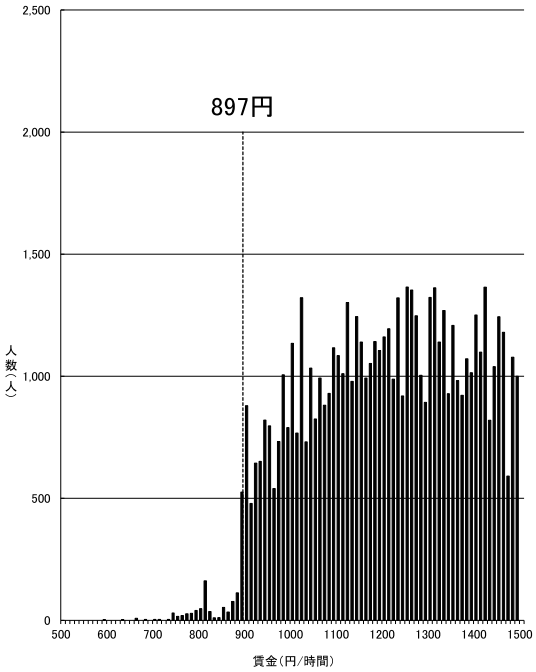

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

鳥取(C)

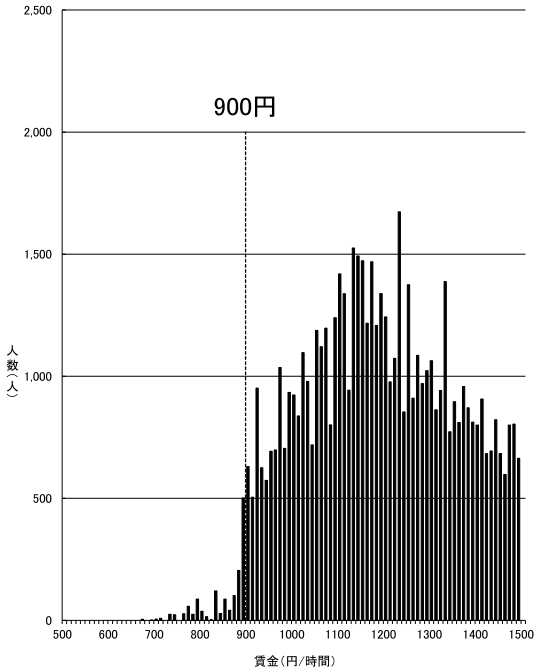

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

秋田(C)

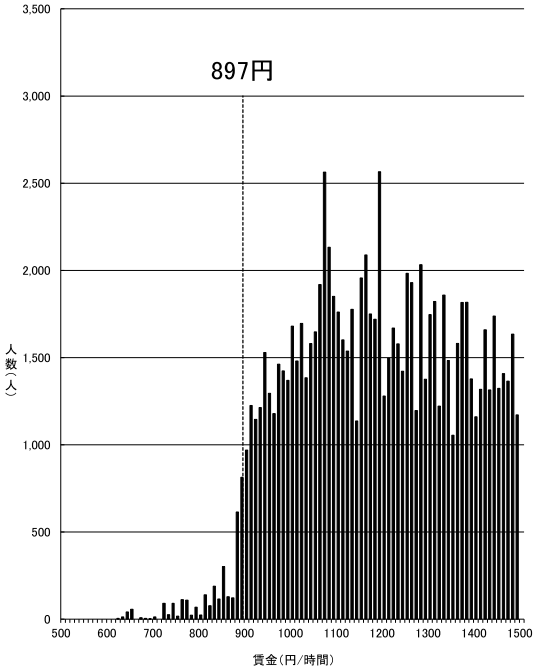

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

鹿児島(C)

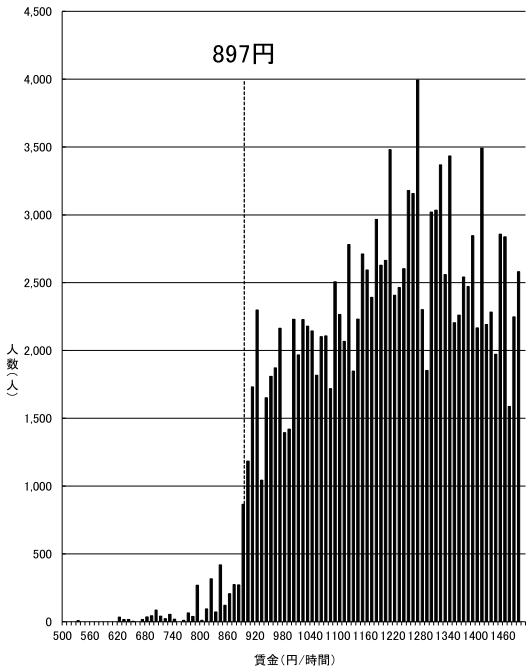

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

宮崎(C)

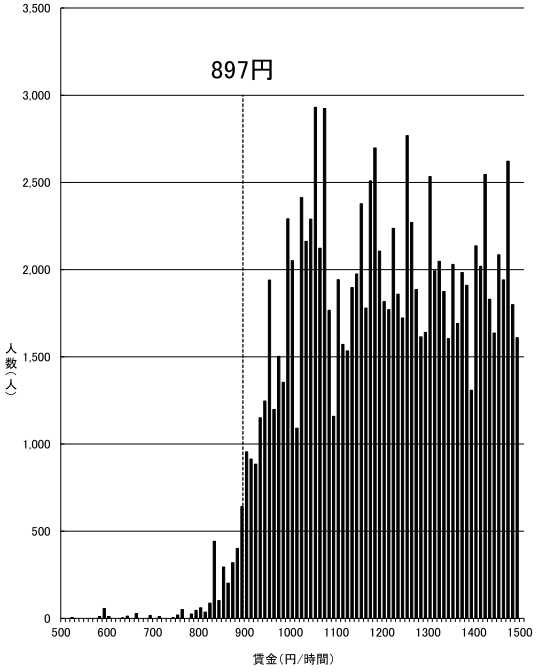

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

青森(C)

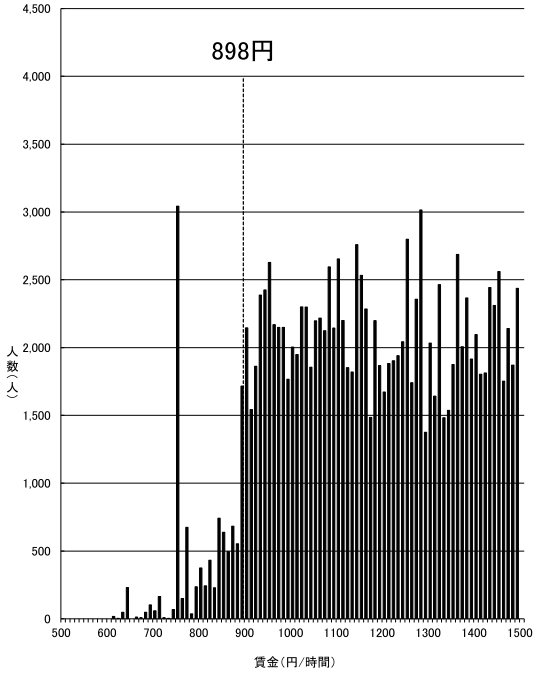

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

沖縄(C)

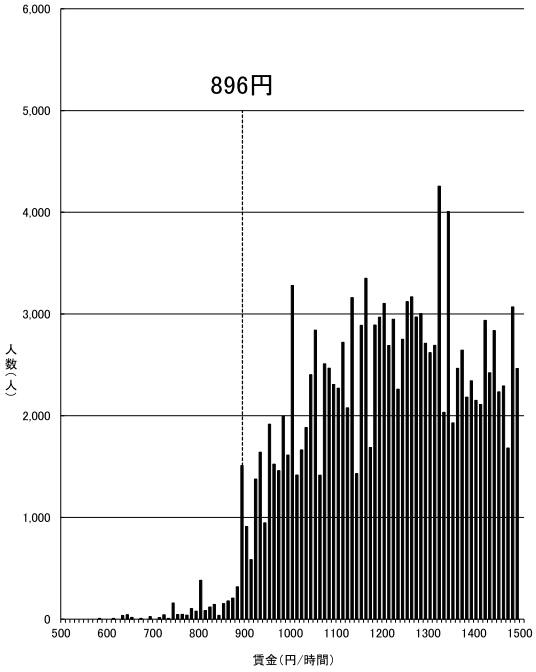

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

ー般労働者

第521回第１-249

時間当たり賃金分布（短時間労働者）

資料No. ４－３

東京(A)

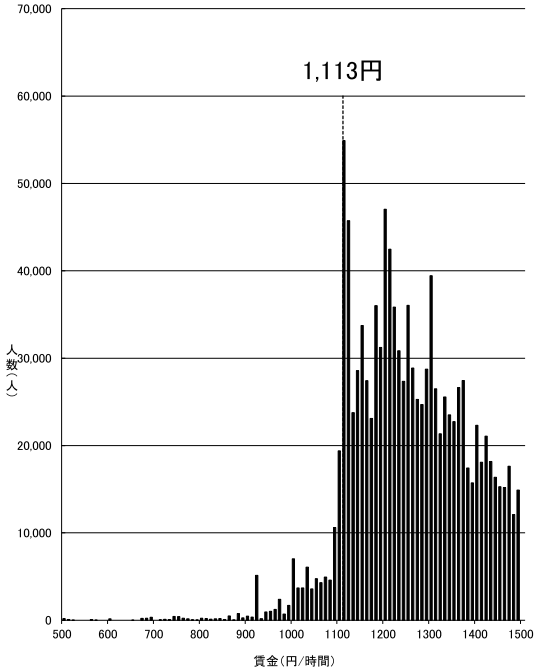

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

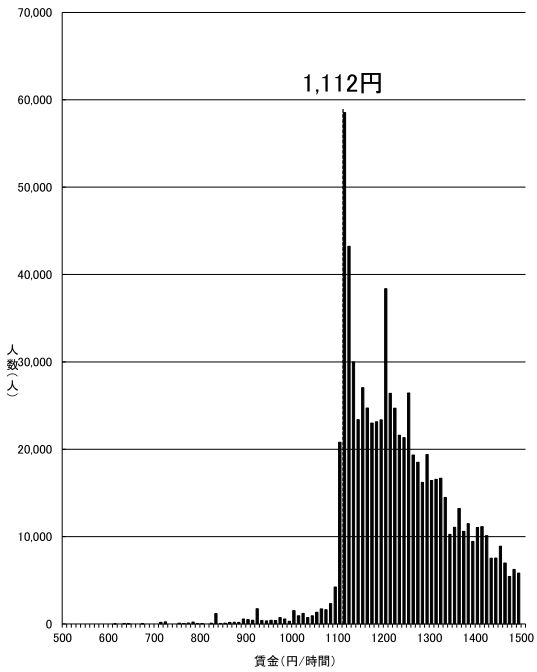

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

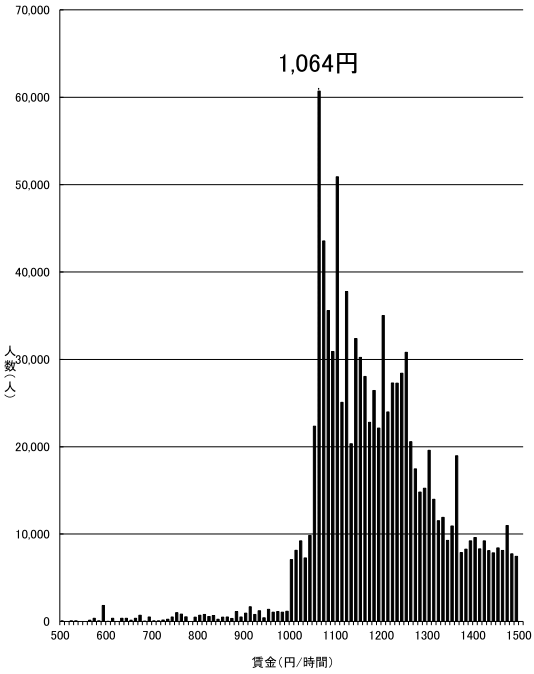

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

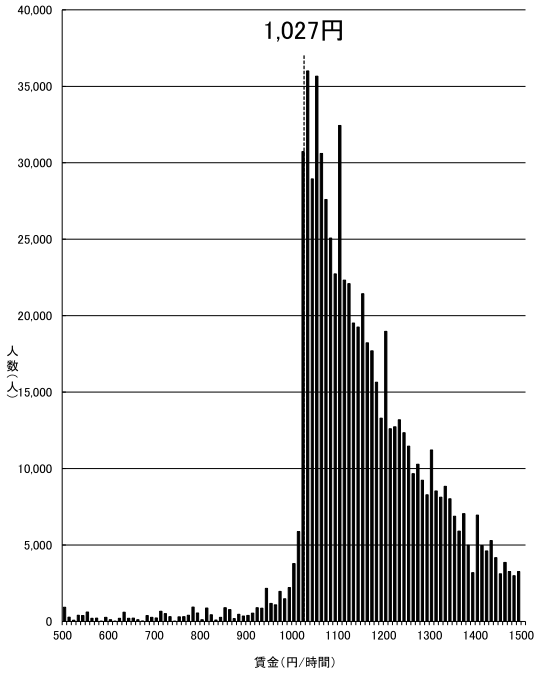

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

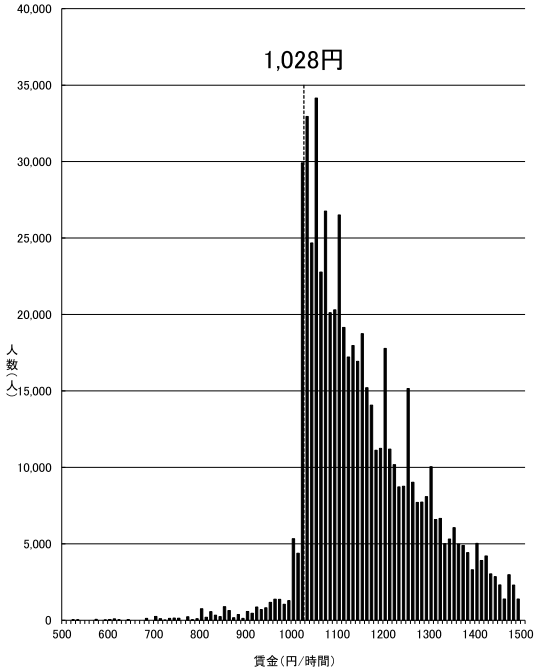

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

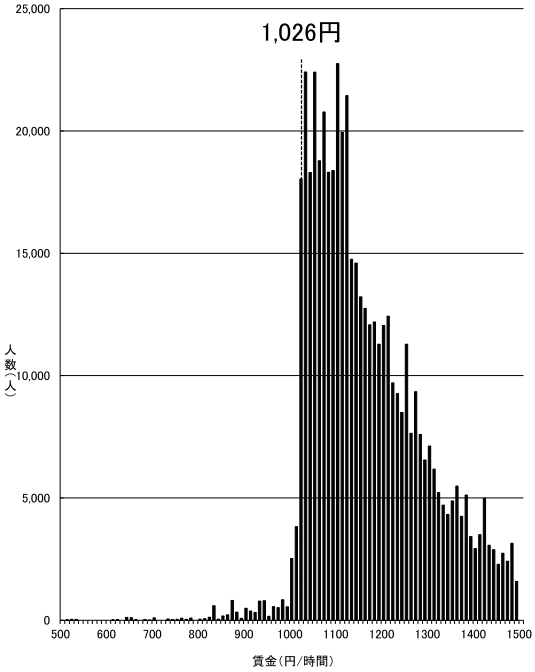

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

第521回第１-251

兵庫(B)

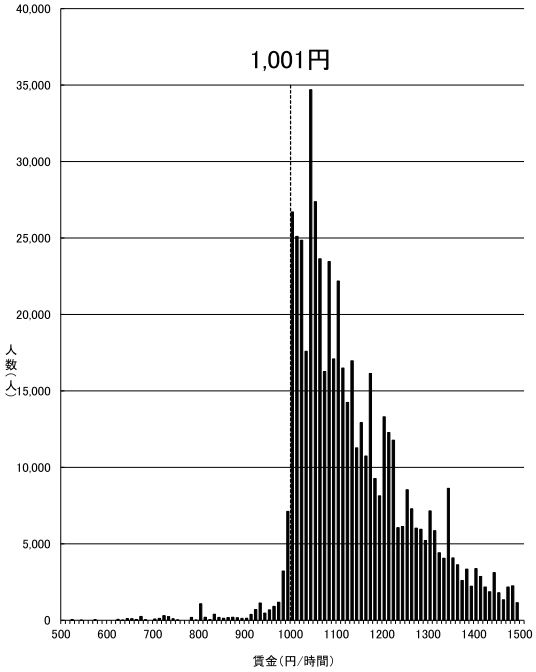

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

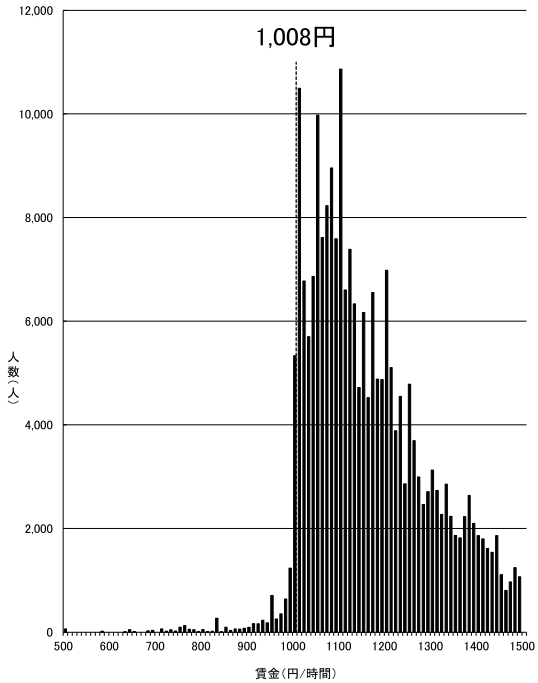

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

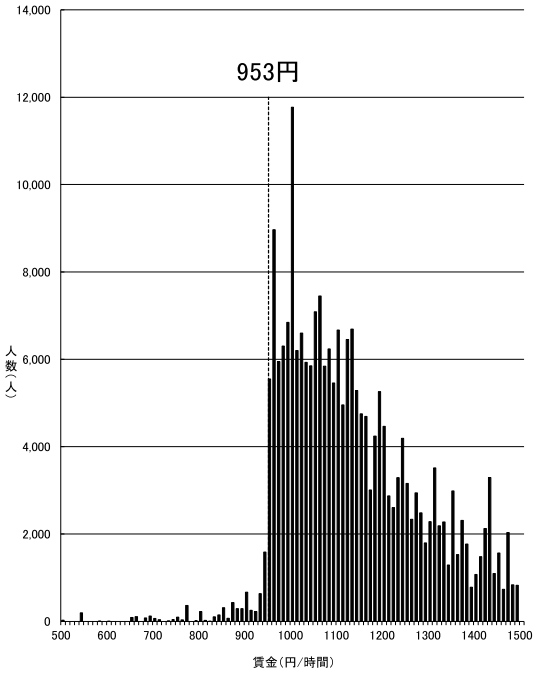

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

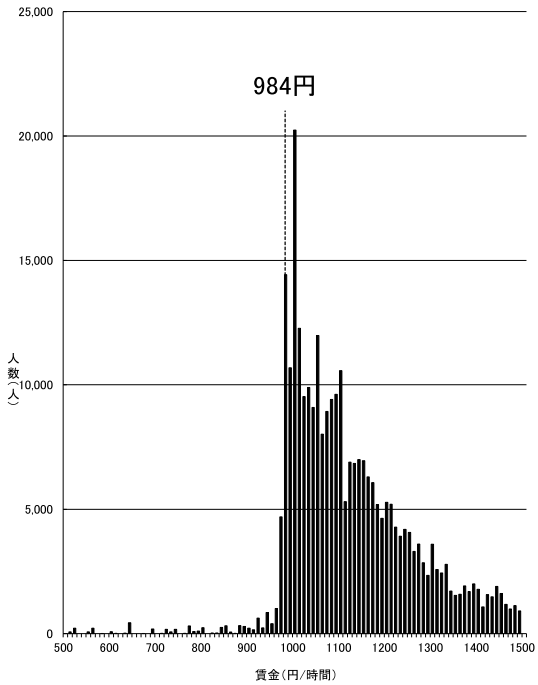

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

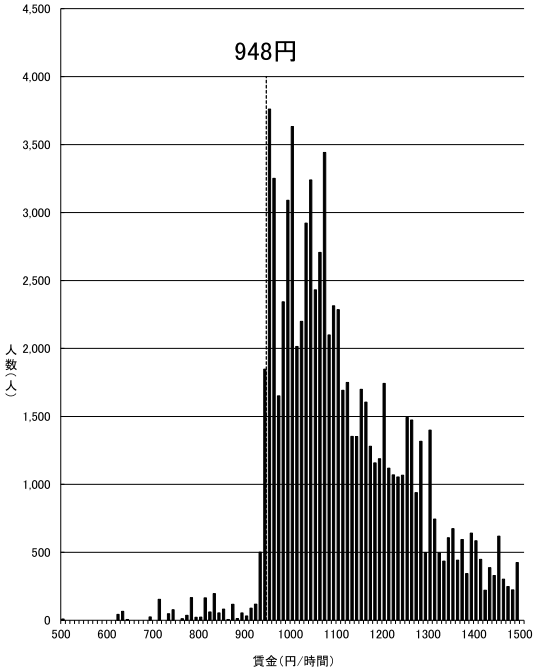

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

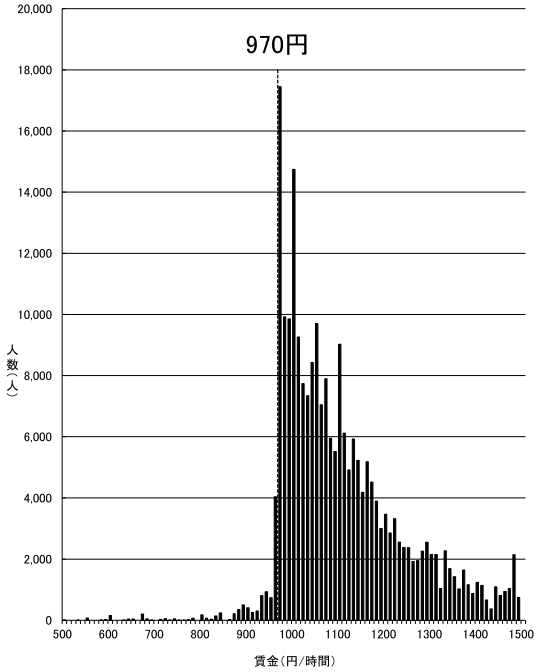

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

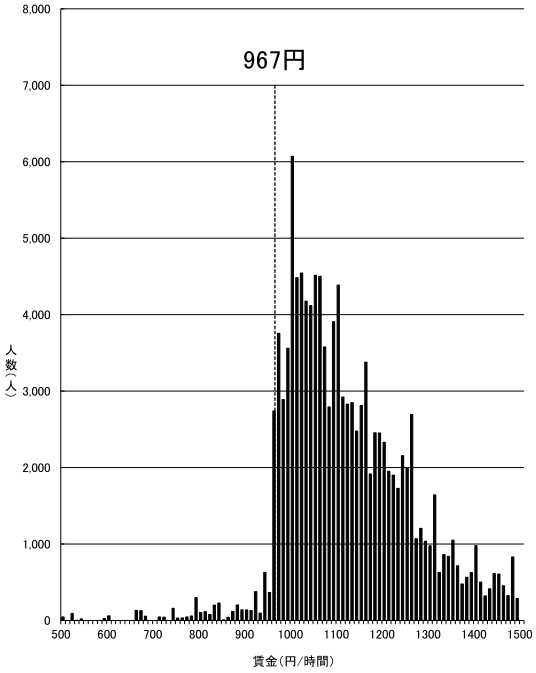

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

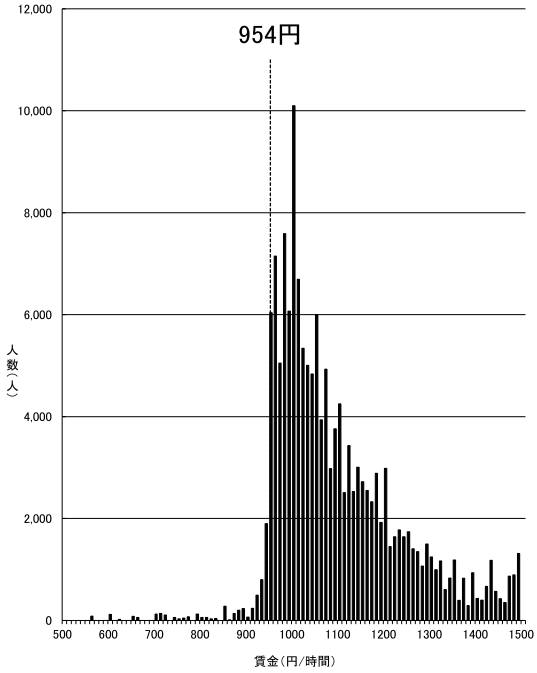

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

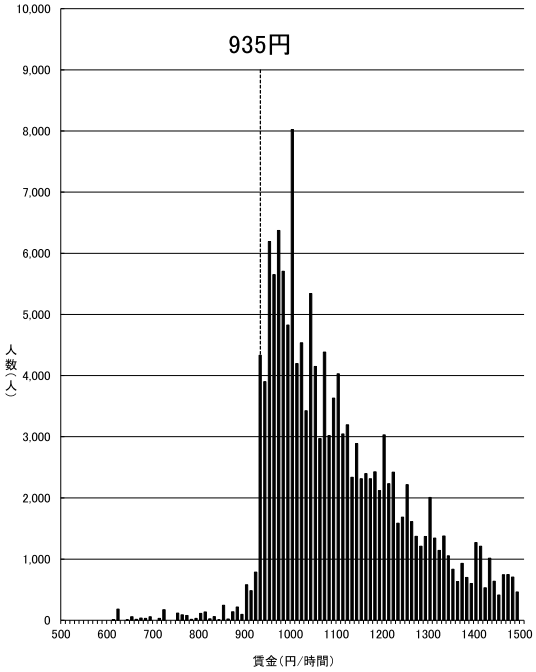

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

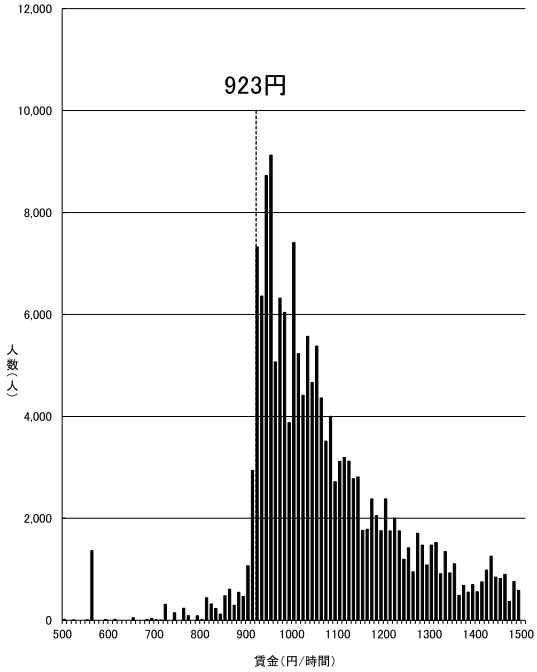

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

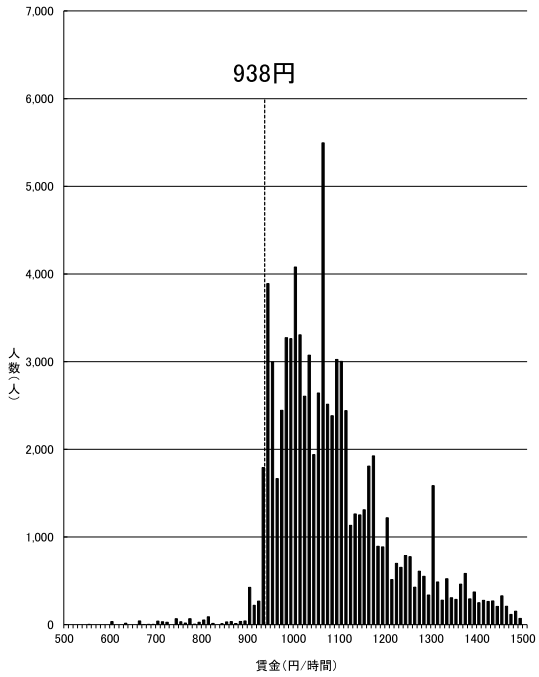

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

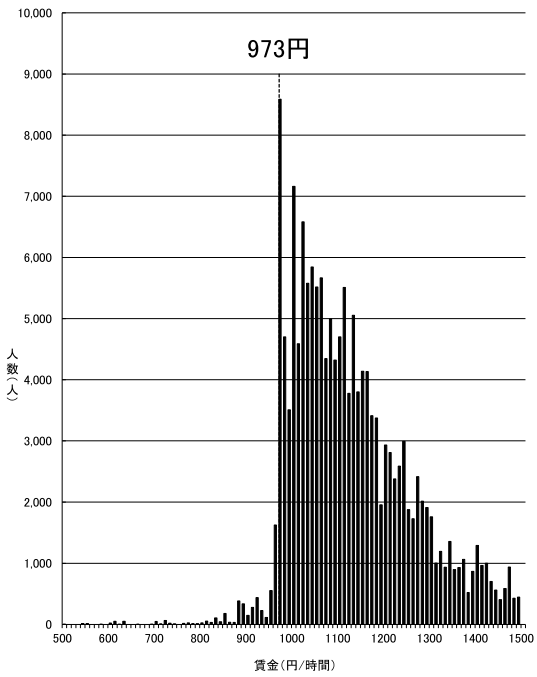

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

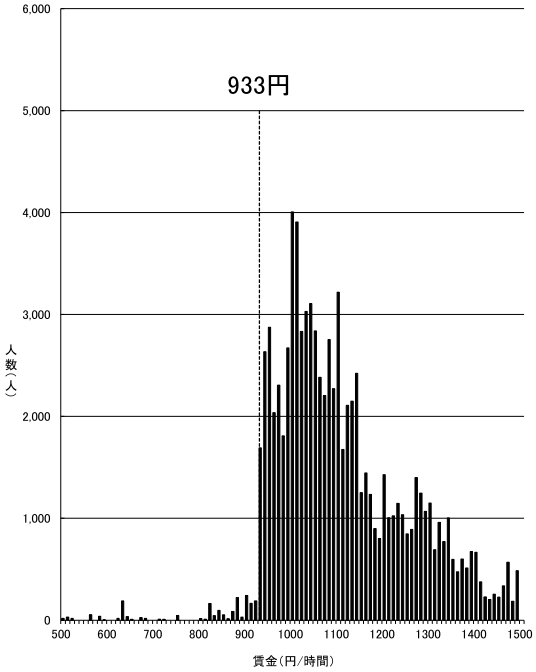

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

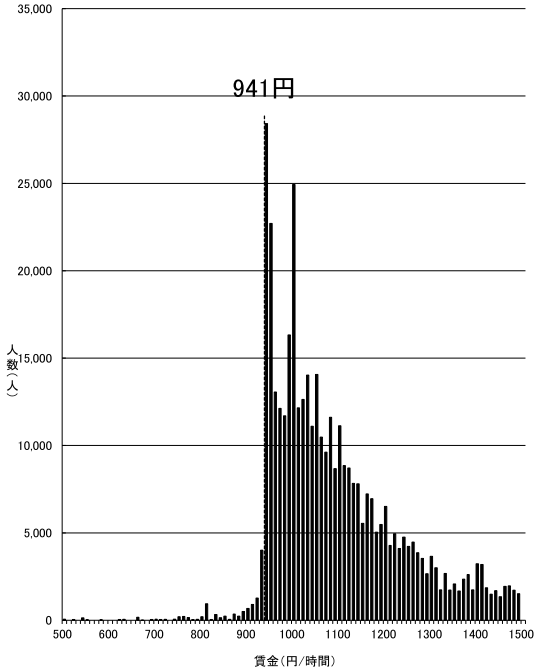

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

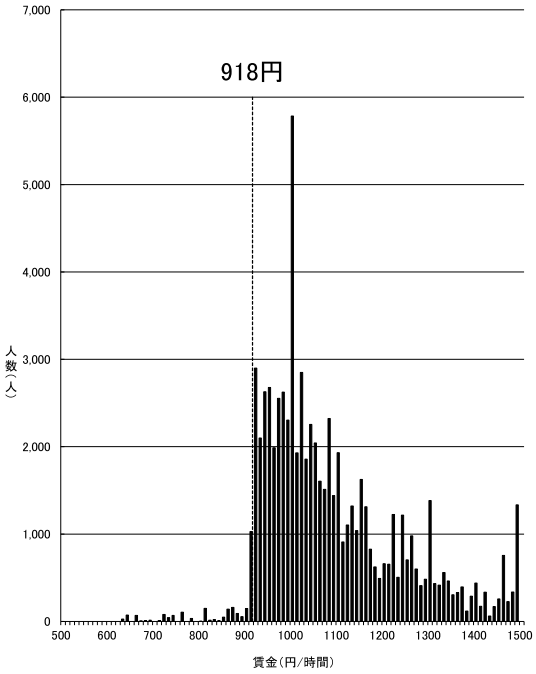

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

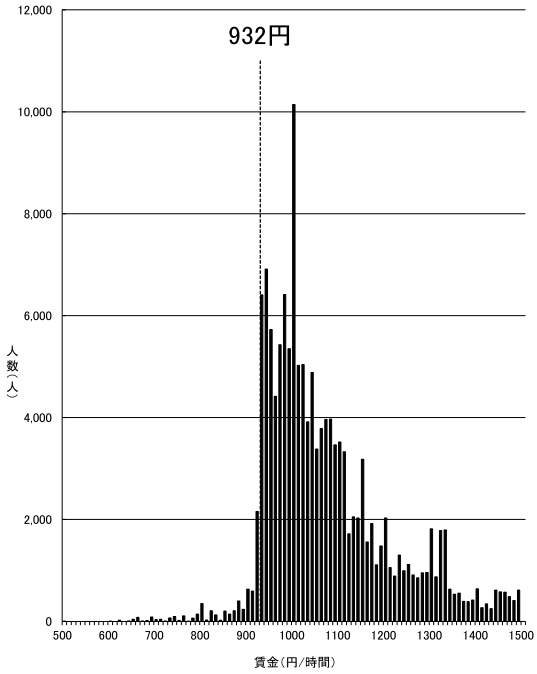

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

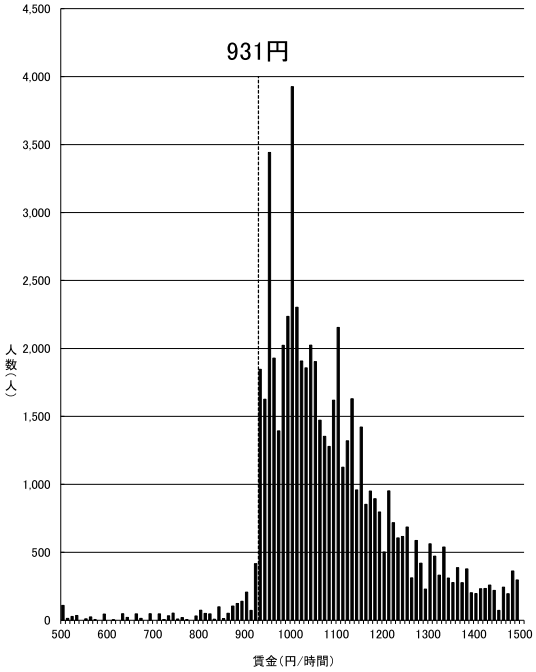

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

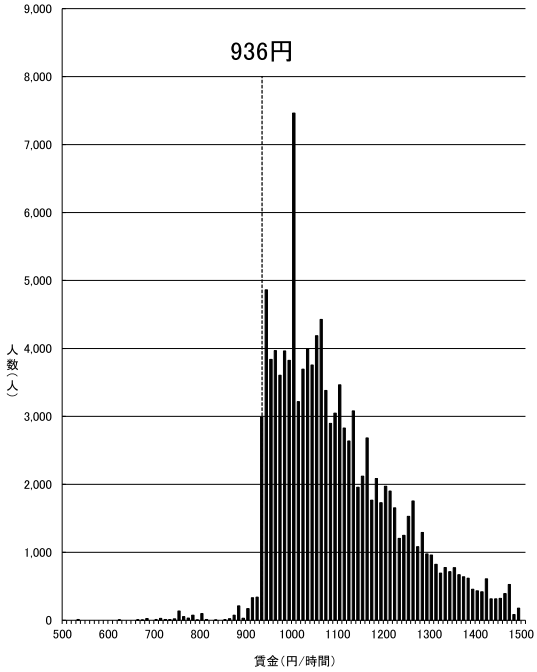

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

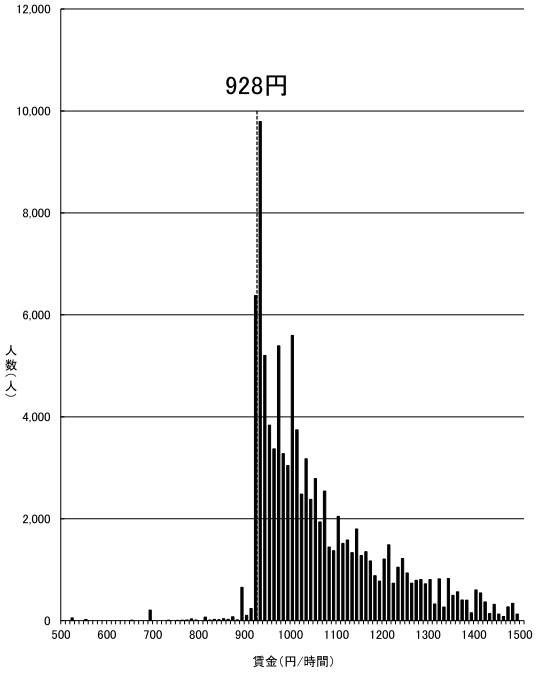

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

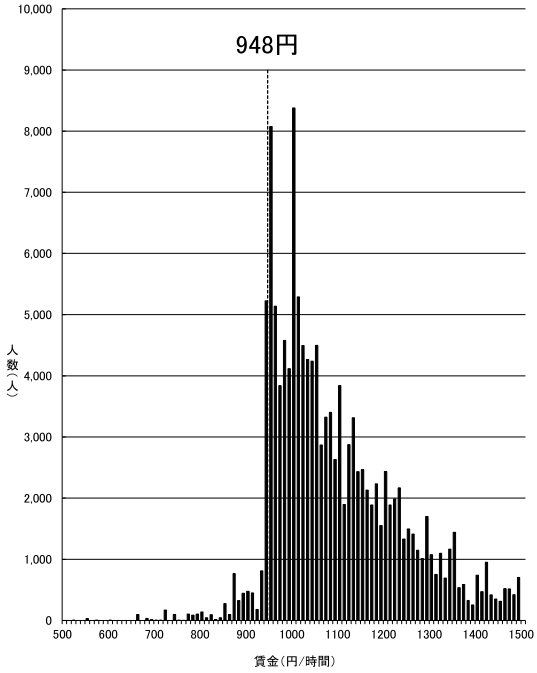

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

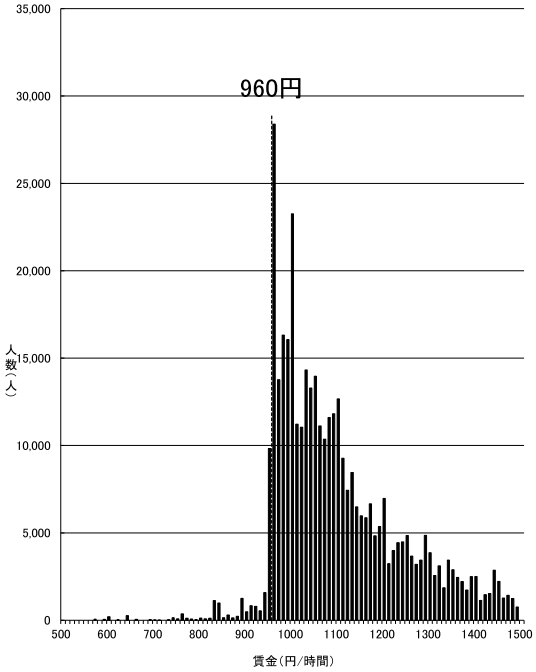

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

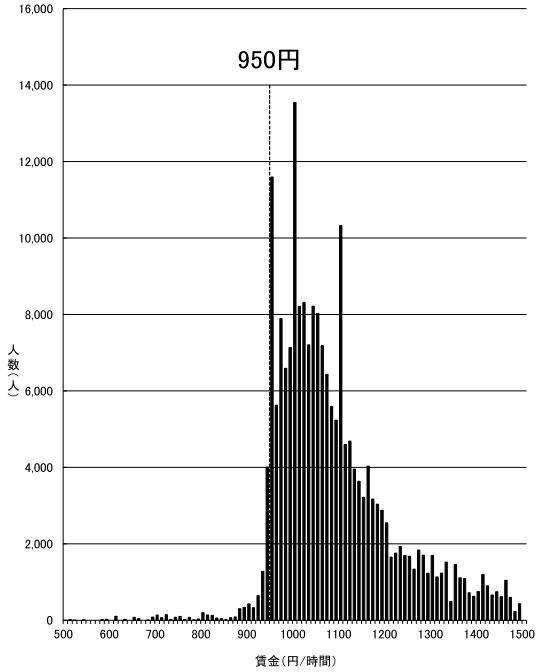

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

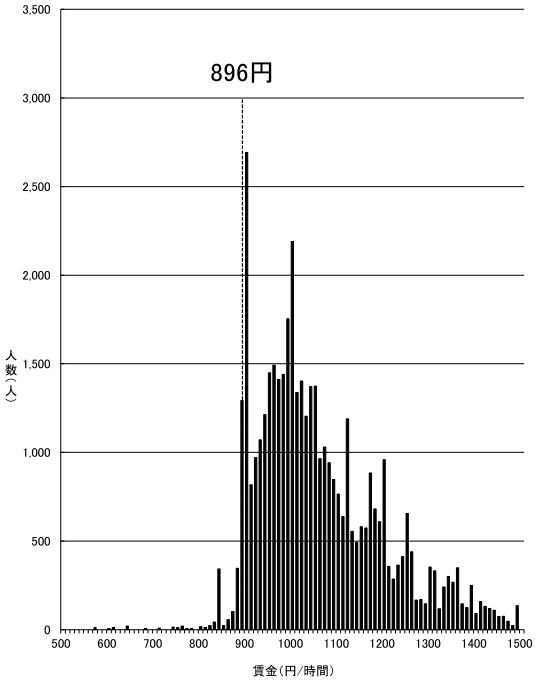

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

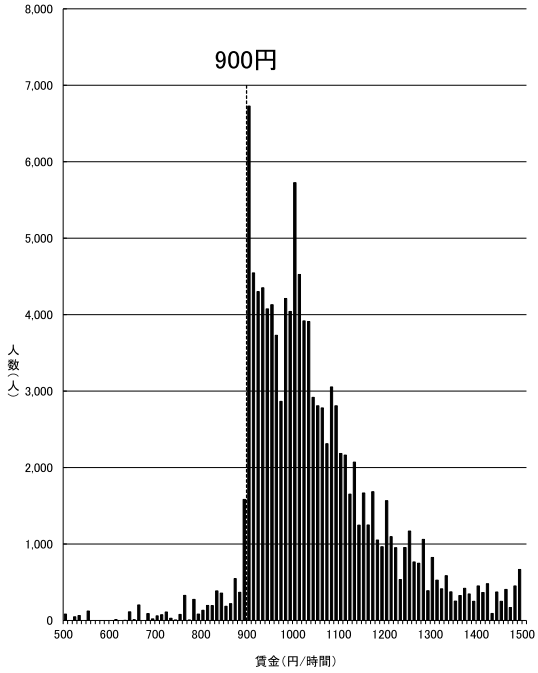

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

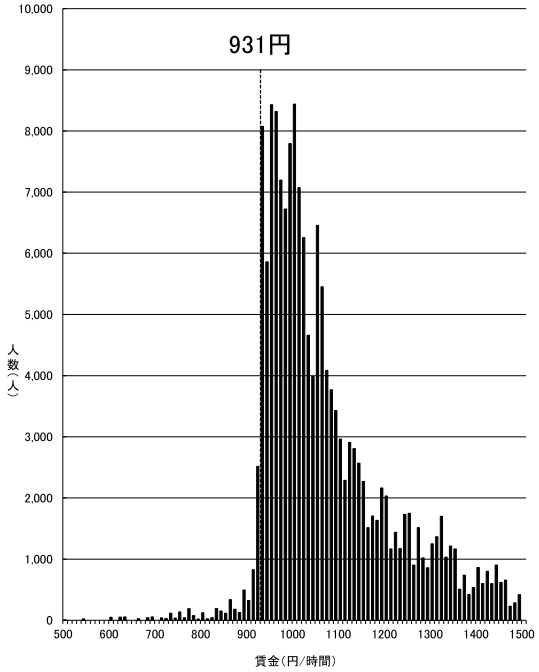

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

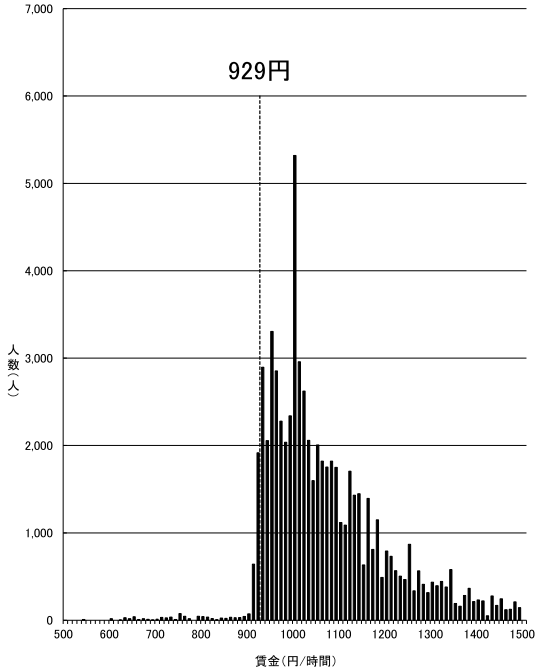

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

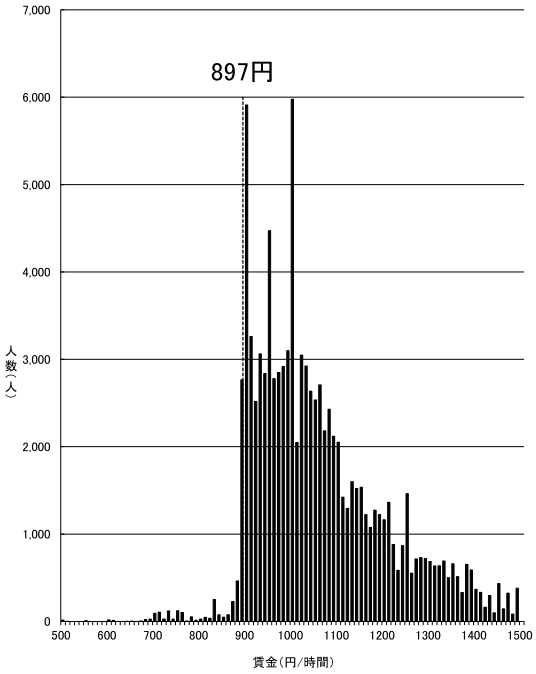

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

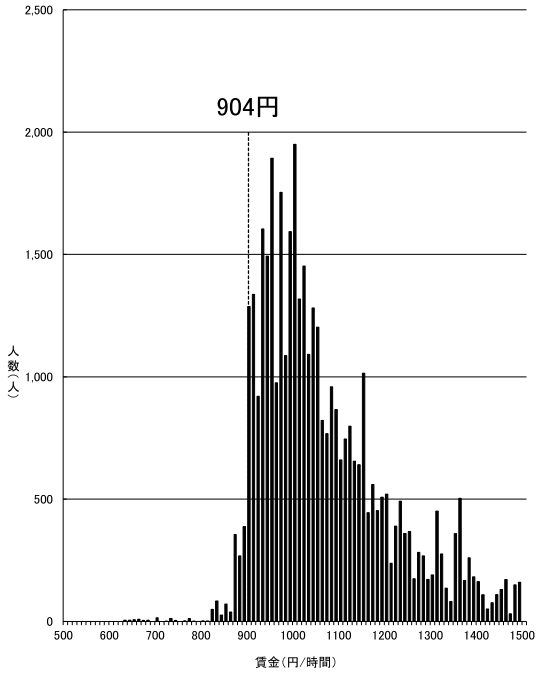

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

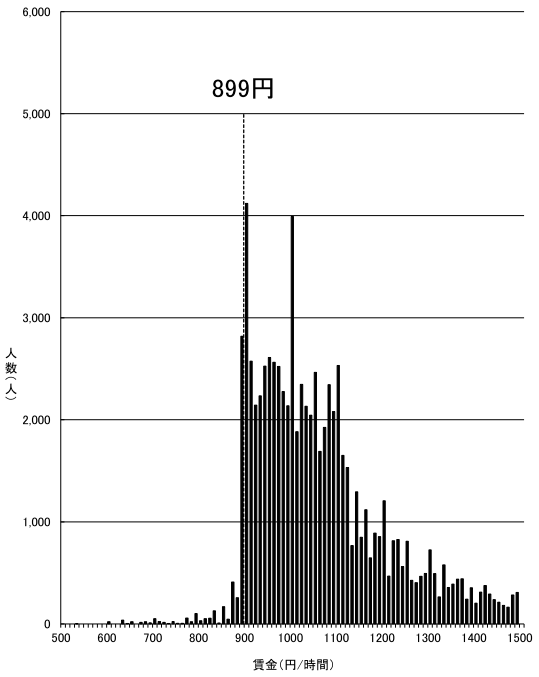

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

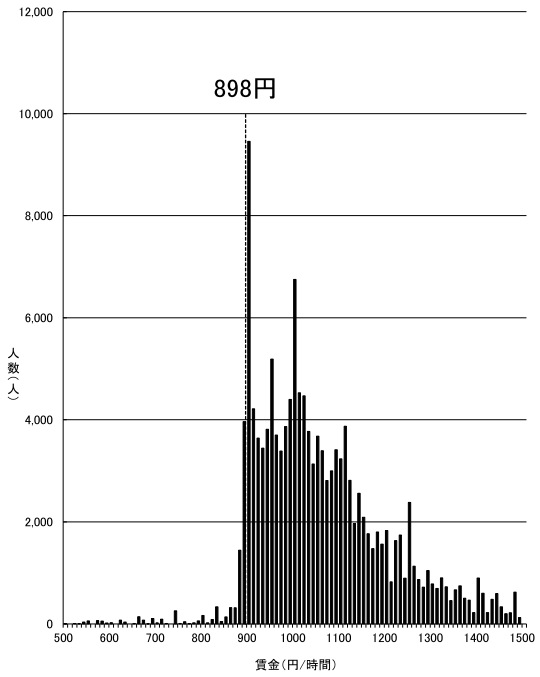

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

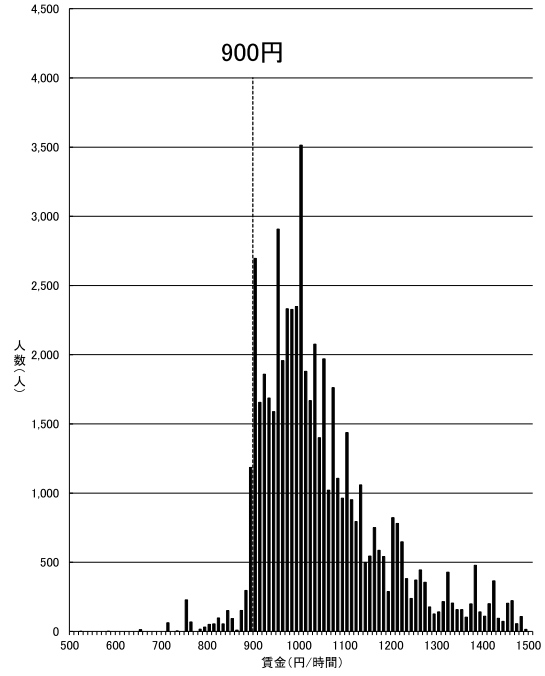

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

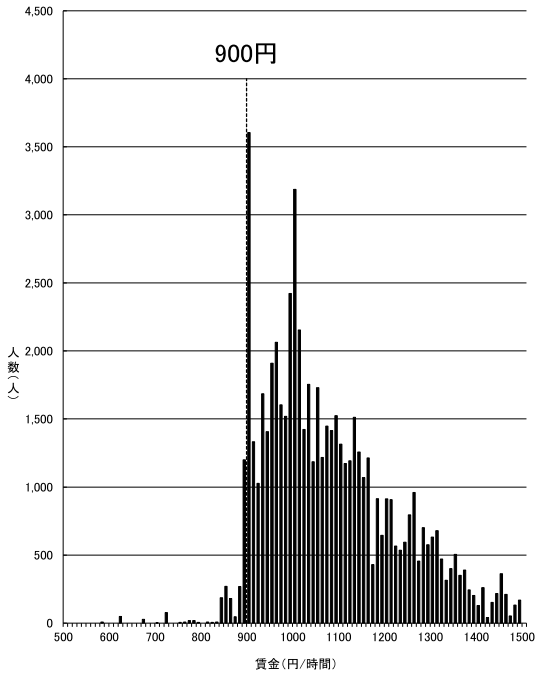

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

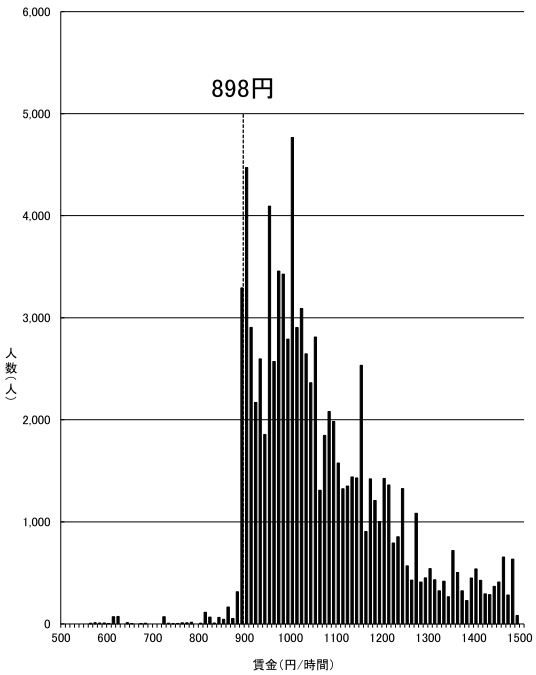

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

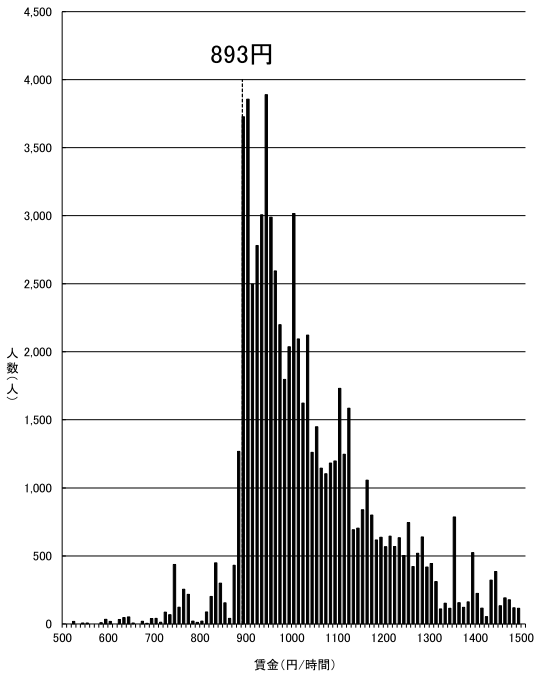

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

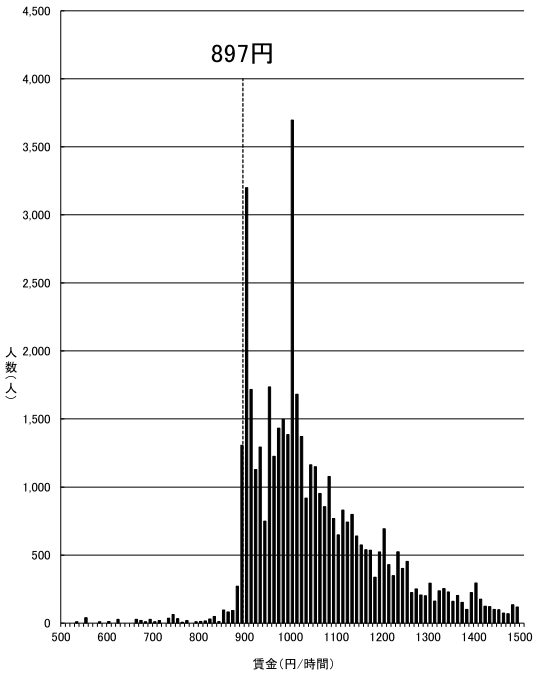

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

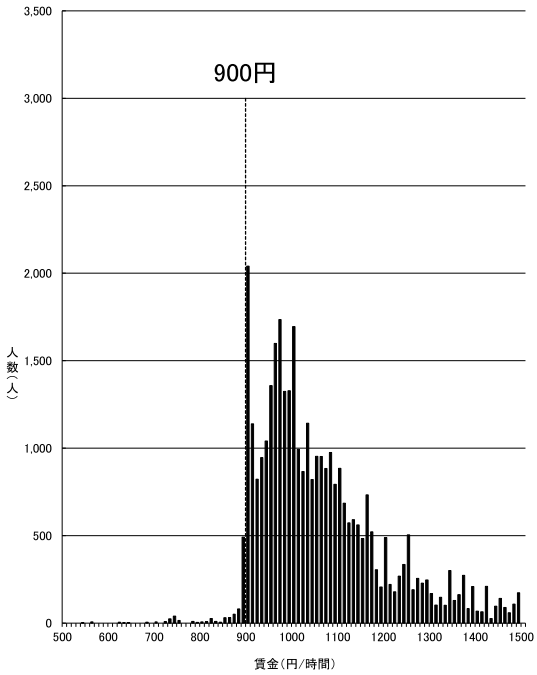

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

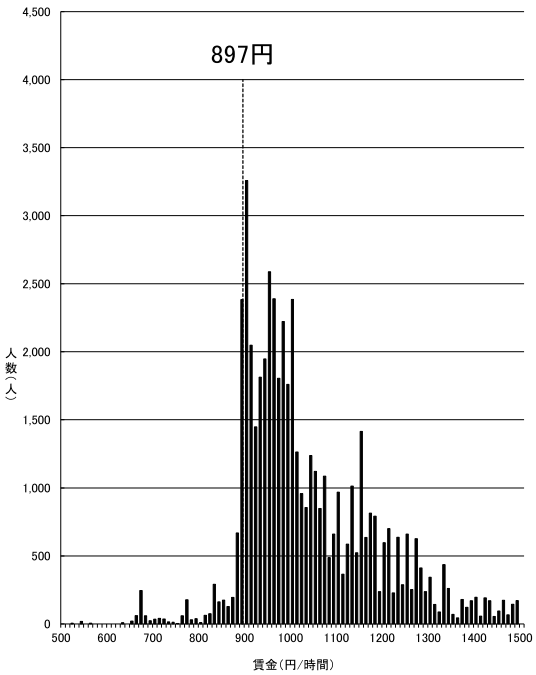

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

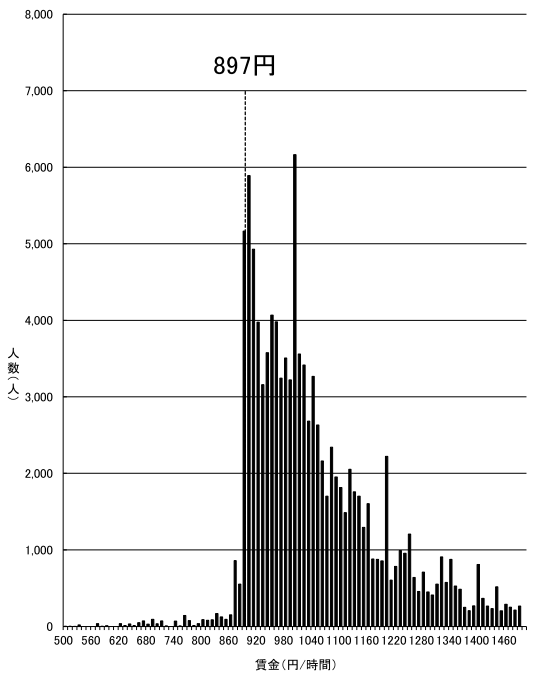

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

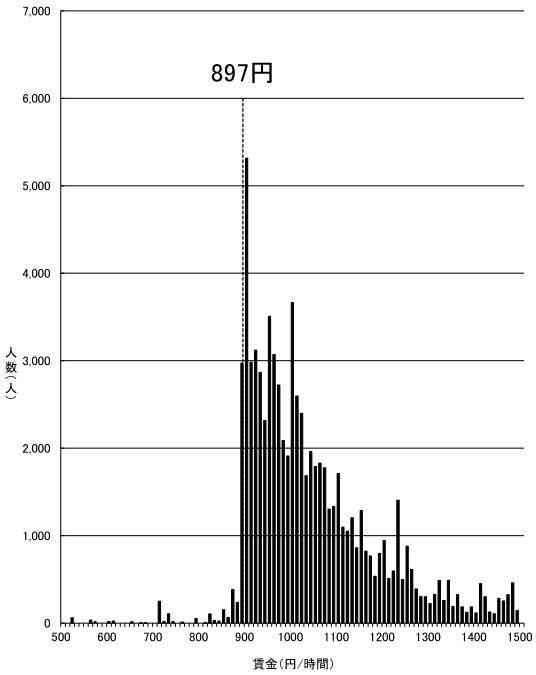

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

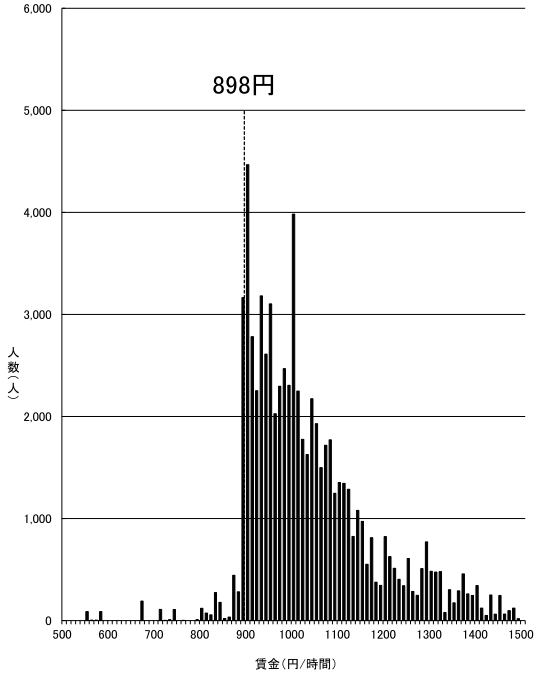

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)

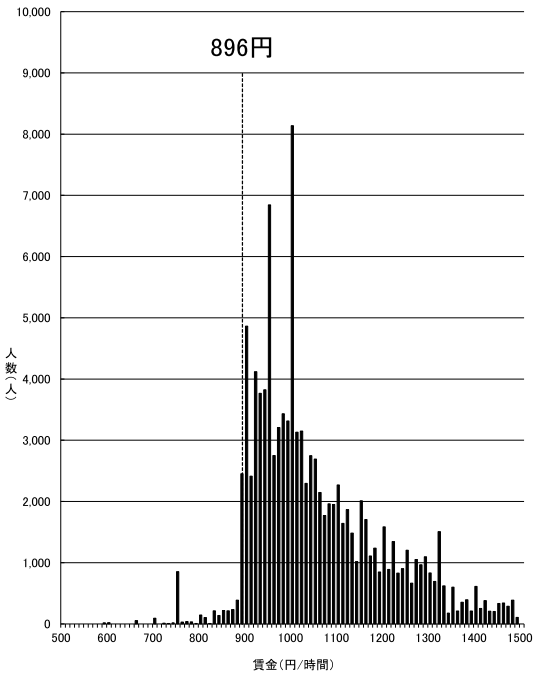

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

資料 No. 5

最新の経済指標の動向

（内閣府　月例経済報告（令和7年6月）主要経済指標）

Ⅰ　我が国経済

1　四半期別 GDP 速報
2　個人消費
3　民間設備投資
4　住宅建設
5　公共投資
6　輸出・輸入・国際収支
7　生産・出荷・在庫
8　企業収益・業況判断
9　倒産
10　雇用情勢
11　物価
12　金融
13　景気ウォッチャー調査

Ⅱ　海外経済

1　米国
2　アジア地域
3　ヨーロッパ地域
4　国際金融

第521回第１-263

Ⅰ．我が国経済

１．四半期別ＧＤＰ速報

2025年１－３月期（２次速報）の実質国内総生産は、前期比0.0%減（年率0.2%減）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、%）

	2023年（令和５年）	2024年（令和６年）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2024年 １－３月	2024年 ４－６月	2024年 ７－９月	2024年 10－12月	2025年 １－３月	2025年 （寄与度）
実質国内総支出（ＧＤＰ）					▲ 0.3	1.0	0.2	0.6	▲ 0.0	－
（前期比年率）	1.4	0.2	0.6	0.8	▲ 1.3	3.9	0.9	2.2	▲ 0.2	－
（前年同期比）					▲ 0.7	▲ 0.6	0.8	1.3	1.7	－
国内需要	(0.5)	(0.2)	(▲ 0.7)	(1.2)	(▲ 0.4)	(1.2)	(0.5)	(▲ 0.2)	0.8	(0.8)
民間需要	(0.4)	(0.0)	(▲ 0.5)	(0.9)	(▲ 0.4)	(0.8)	(0.5)	(▲ 0.2)	1.2	(0.9)
民間最終消費支出	0.8	▲ 0.0	▲ 0.4	0.8	▲ 0.6	0.8	0.7	0.1	0.1	(0.1)
民間住宅	1.5	▲ 2.5	0.8	▲ 1.0	▲ 3.2	1.2	0.7	▲ 0.2	1.4	(0.1)
民間企業設備	1.5	1.3	▲ 0.1	2.4	▲ 0.7	1.3	0.1	0.6	1.1	(0.2)
民間在庫変動	(▲ 0.3)	(▲ 0.1)	(▲ 0.4)	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(▲ 0.3)	－	(0.6)
公的需要	(0.0)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.3)	(▲ 0.0)	(0.4)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	▲ 0.4	(▲ 0.1)
政府最終消費支出	▲ 0.3	0.9	▲ 0.8	1.3	0.5	0.8	0.1	0.3	▲ 0.5	(▲ 0.1)
公的固定資本形成	1.5	▲ 1.1	▲ 0.3	1.3	▲ 2.2	5.6	▲ 1.2	▲ 0.7	▲ 0.6	(▲ 0.0)
財貨・サービスの純輸出	(0.9)	(0.0)	(1.4)	(▲ 0.4)	(0.1)	(▲ 0.3)	(▲ 0.3)	(0.7)	－	(▲ 0.8)
財貨・サービスの輸出	3.3	1.1	3.1	1.7	▲ 3.6	1.5	1.2	1.7	▲ 0.5	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸入	▲ 0.8	1.0	▲ 2.7	3.5	▲ 3.8	2.7	2.2	▲ 1.4	3.0	(▲ 0.7)
最終需要	1.7	0.3	0.9	0.7	▲ 0.5	0.9	0.1	0.9	▲ 0.7	－
実質国民総所得（ＧＮＩ）	2.2	1.2	2.0	1.7	▲ 0.5	1.8	0.3	0.3	0.3	－
実質雇用者報酬										
（家計最終消費支出デフレーターによる実質化）	▲ 1.0	1.7	▲ 1.0	2.3	0.6	1.0	0.4	1.4	▲ 0.9	－
（持ち家の帰属家賃及びFISIM除く家計最終消費支出デフレーターによる実質化）	▲ 1.5	1.3	▲ 1.4	1.8	0.5	0.8	0.4	1.4	▲ 1.2	－

第521回第１-264

（名目値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、%）

	2023年（令和５年）	2024年（令和６年）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）	2024年 １－３月	2024年 ４－６月	2024年 ７－９月	2024年 10－12月	2025年 １－３月	2025年 （寄与度）	2025年 （実額）
名目国内総支出（ＧＤＰ）	5.5	3.1	4.9	3.7	0.1	2.4	0.5	1.1	0.9	－	－
（前年同期比）					2.3	2.5	3.2	4.2	5.1	－	－
（実額）	591.4	609.5	594.7	617.0	595.2	609.7	612.9	619.8	－	－	625.3
国内需要	(3.4)	(2.5)	(1.9)	(3.8)	(0.1)	(2.3)	(0.7)	(0.3)	1.8	(1.8)	633.5
民間需要	(2.7)	(2.0)	(1.6)	(2.9)	(0.1)	(1.6)	(0.6)	(0.1)	2.5	(1.8)	474.7
民間最終消費支出	3.9	2.2	2.5	3.1	0.2	1.5	1.0	0.3	1.7	(0.9)	338.7
民間住宅	1.8	▲ 0.1	0.9	2.0	▲ 2.2	2.6	0.7	0.4	2.4	(0.1)	23.2
民間企業設備	5.1	4.7	3.5	5.7	0.0	2.3	0.5	1.4	2.0	(0.3)	109.9
民間在庫変動	(▲ 0.4)	(▲ 0.1)	(▲ 0.4)	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(▲ 0.0)	(▲ 0.3)	－	(0.5)	2.8
公的需要	(0.7)	(0.6)	(0.3)	(0.9)	(▲ 0.0)	(0.7)	(0.1)	(0.2)	▲ 0.2	(▲ 0.0)	158.8
政府最終消費支出	1.8	2.2	0.3	3.3	0.4	2.0	0.7	0.9	▲ 0.3	(▲ 0.1)	126.9
公的固定資本形成	5.1	2.3	3.1	4.7	▲ 1.5	6.9	▲ 0.7	0.2	0.2	(0.0)	31.9
財貨・サービスの純輸出	(2.1)	(0.6)	(3.0)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.8)	－	(▲ 0.9)	▲ 8.2
財貨・サービスの輸出	7.4	7.3	7.4	6.6	▲ 2.6	4.2	▲ 0.2	2.4	▲ 0.0	(▲ 0.0)	142.9
財貨・サービスの輸入	▲ 2.0	4.5	▲ 5.2	6.3	▲ 2.3	3.4	0.7	▲ 1.2	3.8	(▲ 0.9)	151.1
最終需要	5.9	3.1	5.2	3.6	▲ 0.0	2.2	0.5	1.4	0.4	－	－
ＧＤＰデフレーター	4.1	2.9	4.2	2.9	0.4	1.5	0.3	0.6	0.9	－	－
（前年同期比）					3.1	3.1	2.4	2.9	3.3	－	－

（備考）内閣府「国民経済計算」により作成。
体系基準年（名目値のベンチマークとなる年）：2015年
基準年（デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年）：前暦年
実額は季節調整系列（単位：兆円）
実質雇用者報酬については、上段は家計最終消費支出デフレーターにより実質化した値、下段は家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃及びFISIM）デフレーターにより実質化した値。

第521回第１-265

実質・名目ＧＤＰの推移

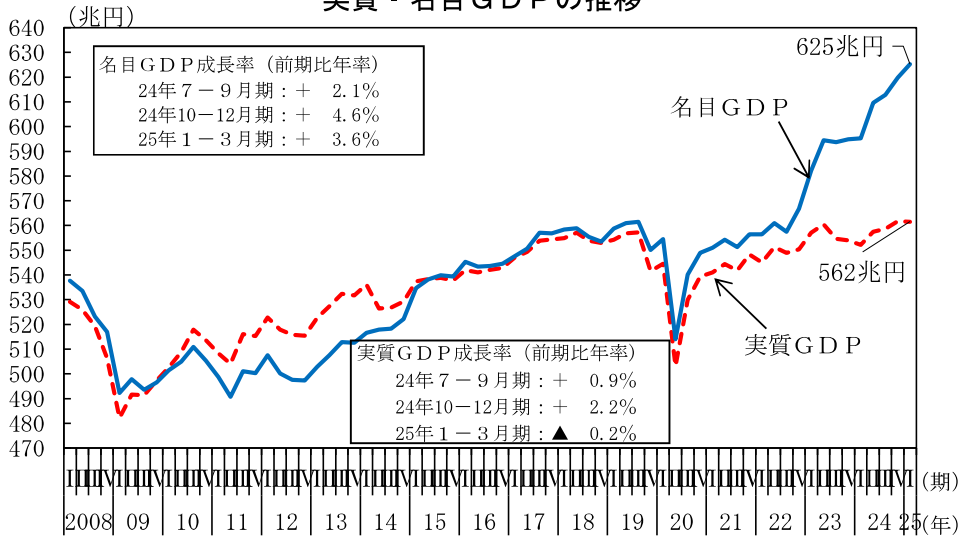

ＧＤＰギャップ

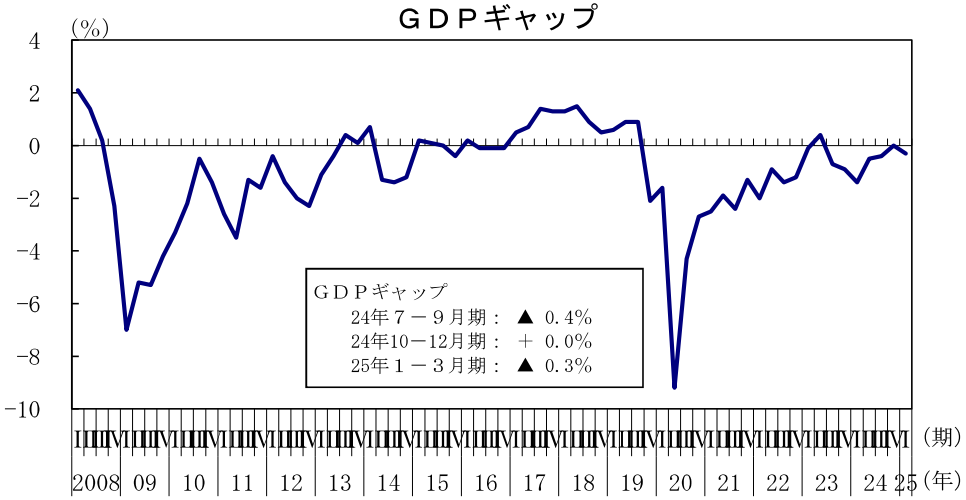

（備考）上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
値は「2025 年１－３月期四半期別ＧＤＰ速報（２次速報値）」による。
下図：内閣府「2025 年１－３月期四半期別ＧＤＰ速報（１次速報値）」等に基づく内閣府試算値。

（参考）経済見通し等

（（　）内は寄与度）

	2023年度（令和５年度）実績（%）	2024年度（令和６年度）実績見込み（%程度）	2025年度（令和７年度）見通し（%程度）
実質国内総生産	0.7	0.4	1.2
国内需要	(▲ 0.7)	(1.1)	(1.3)
民間需要	(▲ 0.6)	(0.8)	(1.3)
民間最終消費支出	▲ 0.4	0.8	1.3
民間住宅	0.8	▲ 1.3	▲ 0.3
民間企業設備	▲ 0.1	2.3	3.0
公的需要	(▲ 0.2)	(0.3)	(0.0)
政府最終消費支出	▲ 0.8	1.1	0.3
公的固定資本形成	▲ 0.3	1.0	▲ 1.0
財貨・サービスの純輸出	(1.4)	(▲ 0.6)	(▲ 0.0)
財貨・サービスの輸出	2.8	1.7	3.6
（控除）財貨・サービスの輸入	▲ 3.3	4.3	3.6
名目国内総生産	4.9	2.9	2.7
ＧＤＰデフレーター	4.2	2.5	1.5
消費者物価上昇率	3.0	2.5	2.0

（備考）内閣府「令和７年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

第521回第１-266

２.個人消費

個人消費は、消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる。

（金額等）　　（前年同期比（％）、[　]内は暦年前年比（％）、（　）内は季調済前期比（％）、〈　〉は季調済前月差（ポイント））

		[2024年] 2024年度	[2023年] 2023年度	[2024年] 2024年度	2024年 ７－９月	10－12月	2025年 １－３月	2025年 ２月	３月	４月	５月
総消費動向指数（ＣＴＩマクロ、世帯全体の消費支出総額）											
	名　目	—	[3.9] 2.7	[2.2] 2.9	(1.0)	(0.8)	(1.1)	(0.4)	(0.4)	(0.1)	—
	実　質	—	[0.7] ▲0.3	[▲0.0] 0.6	(0.6)	(0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	(▲0.0)	—
名目総雇用者所得		—	[1.7] 1.9	[4.0] 4.4	(▲0.1) 3.7	(1.8) 5.6	(0.3) 4.1	(0.4) 4.6	(▲0.3) 3.9	(0.6) 3.9	— —
実質総雇用者所得（家計最終消費支出デフレーター）		—	[▲1.3] ▲1.0	[1.7] 2.1	(▲0.7) 1.6	(1.3) 3.3	(▲0.6) 1.4	(0.7) 2.0	(▲0.3) 1.5	(0.5) 1.6	— —
実質総雇用者所得（家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃及びFISIM）デフレーター）		—	[▲1.9] ▲1.5	[1.2] 1.6	(▲0.9) 1.2	(1.1) 2.9	(▲0.7) 0.9	(0.7) 1.4	(▲0.3) 1.0	(0.6) 1.1	— —
消費者態度指数		—	—	—	—	—	—	〈▲0.3〉	〈▲0.7〉	〈▲2.9〉	〈1.6〉
需要側統計	世帯消費動向指数（ＣＴＩミクロ、１世帯あたりの消費支出額）										
	名　目（総世帯）	—	[2.5] 1.1	[2.0] 2.7	(0.5) 2.8	(0.5) 2.5	(0.6) 3.2	(2.1) 2.7	(▲0.9) 3.2	(▲0.0) 2.0	— —
	実　質（総世帯）	—	[▲1.2] ▲2.3	[▲1.2] ▲0.8	(▲0.2) ▲0.4	(▲0.6) ▲0.9	(▲0.8) ▲1.1	(1.7) ▲1.5	(▲0.8) ▲1.0	(▲0.5) ▲2.1	— —
供給側統計	小売業販売額（商業動態統計、名目）	[167.2兆円] 165.4兆円	[5.6] 4.6	[2.5] 2.6	(0.8) 2.1	(0.2) 2.6	(1.5) 3.0	(0.4) 1.3	(▲1.2) 3.1	P (0.5) P 3.3	— —
	百貨店販売額（全店、名目）	[6.3兆円] 6.3兆円	[8.1] 7.3	[6.3] 3.8	(▲3.2) 3.5	(▲1.5) 1.4	(2.3) ▲0.4	(▲1.2) ▲2.0	(▲3.7) ▲3.2	P (▲1.8) P ▲4.9	— —
	スーパー販売額（全店、名目）	[16.1兆円] 16.2兆円	[3.3] 3.9	[2.6] 2.7	(1.5) 2.1	(0.2) 2.2	(3.5) 4.6	(0.4) 3.4	(▲0.2) 5.3	P (0.4) P 5.6	— —
	ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱ販売額（全店、名目）	[12.9兆円] 13.0兆円	[4.4] 3.6	[1.2] 1.4	(0.0) 0.7	(1.4) 1.0	(2.3) 2.9	(0.5) 0.3	(▲0.6) 4.1	P (▲0.8) P 3.4	— —
	機械器具小売業販売額（名目）	[10.3兆円] 10.3兆円	[0.8] 2.8	[4.8] 4.8	(1.1) 2.8	(1.3) 3.6	(1.6) 5.4	(3.8) 5.5	(0.3) 6.7	P (▲0.9) P 3.4	— —
	新車販売台数（登録・届出）（乗用車、軽を含む）	[372.5万台] 386.1万台	[15.8] 5.3	[▲6.7] 1.4	(3.2) 1.2	(▲3.1) ▲3.2	(4.7) 14.0	(▲0.5) 18.8	(▲12.3) 9.6	(12.2) 11.0	P (▲2.6) P 3.1

（備考）１．総務省「消費動向指数（ＣＴＩ）」、内閣府「総雇用者所得」、「消費動向調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Ｐは速報値。
新車販売台数の季節調整は内閣府による。
２．総消費動向指数及び世帯消費動向指数の年度、総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。
３．実質値の基準年は、総消費動向指数及び世帯消費動向指数は2020年、総雇用者所得は2015年。
４．小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計（経済産業省）により作成。なお、2025年１月より、調査の見直しにより小売業、機械器具小売業で不連続が生じている。リンク係数（経済産業省公表）を用いて内閣府で算出した場合の2024年の暦年・年度の数値は以下のとおりである。
小売業：155.3兆円（暦年）、156.4兆円（年度）　機械器具：9.9兆円（暦年）、10.0兆円（年度）

第521回第１-267

総消費動向指数（ＣＴＩマクロ）と総雇用者所得

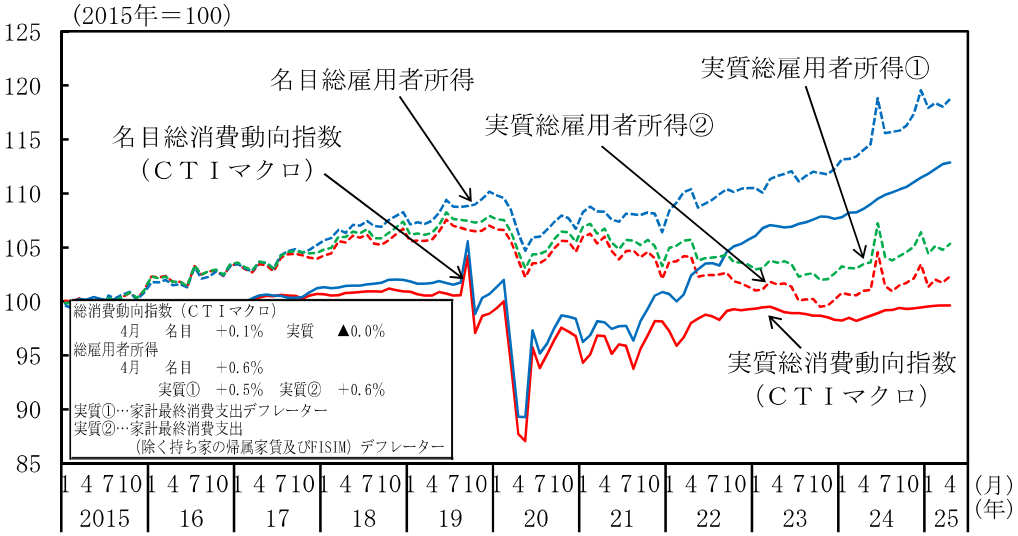

新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額

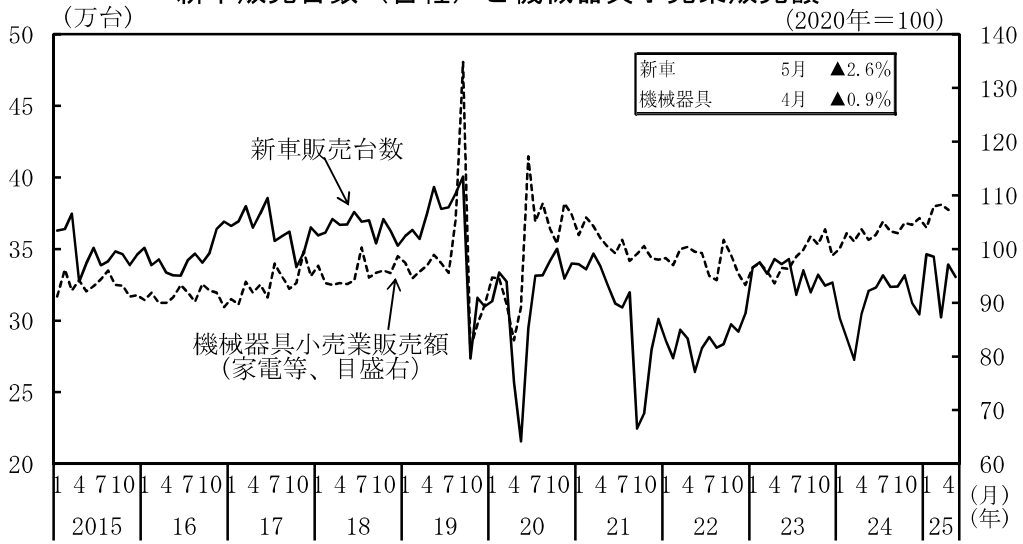

消費者態度指数

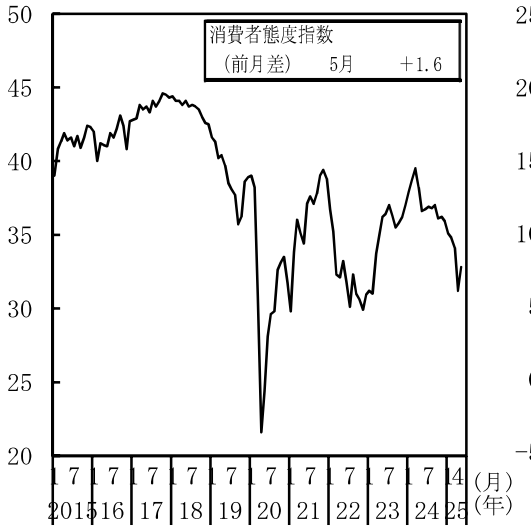

家計貯蓄率

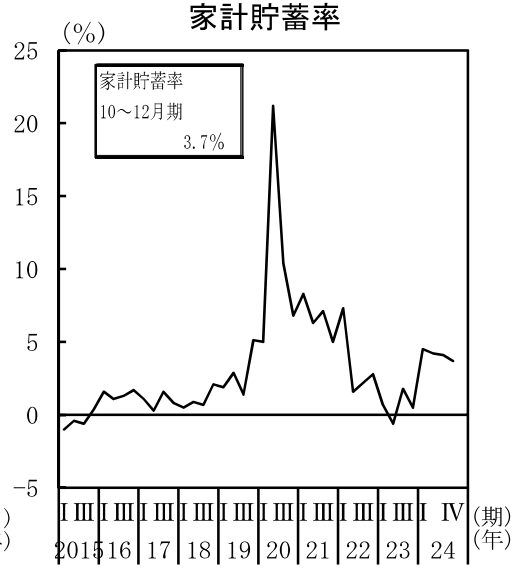

外食売上高と宿泊業売上高

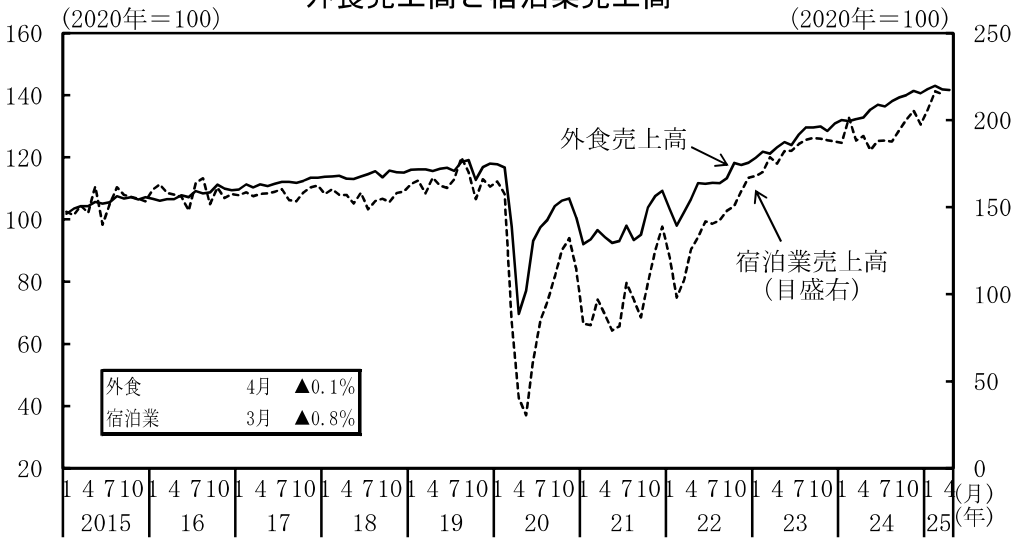

（備考）上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数（ＣＴＩ）」により作成。季節調整値。
下図：内閣府「消費動向調査」、「国民経済計算」により作成。季節調整値。消費者態度指数は二人以上の世帯。

（備考）上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額（名目）は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
下図：外食売上高（名目）は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。宿泊業売上高（名目）は、総務省「サービス産業動態統計調査」により作成。2025年１月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

第521回第１-268

３．民間設備投資
設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

（前年同期比、（　）内は季調済前期比、%）

法人企業統計季報	［2024年実額］ 2024年度実額	［2023年］ 2023年度	［2024年］ 2024年度	2024年度 上期	2024年度 下期	2024年 ４－６月期	７－９月期	10－12月期	2025年 １－３月期
全産業	［57.4兆円］ 58.6兆円	［9.1］ 7.9	［5.4］ 5.3	7.8	3.4	(1.0) 7.4	(2.0) 8.1	(1.3) ▲ 0.2	(1.6) 6.4
製造業	［20.2兆円］ 20.5兆円	［10.8］ 10.0	［5.2］ 3.9	5.5	2.6	(▲ 2.7) 1.4	(4.9) 9.2	(1.9) 0.8	(0.1) 4.2
非製造業	［37.2兆円］ 38.1兆円	［8.3］ 6.7	［5.5］ 6.0	9.0	3.9	(3.0) 10.9	(0.5) 7.4	(1.0) ▲ 0.8	(2.4) 7.6
大中堅企業	［44.3兆円］ 45.3兆円	［12.1］ 11.8	［7.4］ 6.7	11.3	3.5	(1.7) 11.8	(2.8) 10.9	(0.1) ▲ 1.6	(2.3) 7.4
中小企業	［13.2兆円］ 13.3兆円	［0.8］ ▲ 3.2	［▲ 0.9］ 0.7	▲ 2.2	3.3	(▲ 1.5) ▲ 4.4	(▲ 0.6) ▲ 0.2	(5.7) 4.2	(▲ 0.7) 2.4

（備考）１．年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実額はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
２．ソフトウェア投資を含む。

（前年同期（月）比、（　）内は季調済前期（月）比、%）

		［2024年実額］ 2024年度実額	［2023年］ 2023年度	［2024年］ 2024年度	2024年 ７－９月	10－12月	2025年 １－３月	2025年 ２月	３月	４月
資本財出荷指数 （除く輸送機械）		－	［▲ 5.2］ ▲ 5.6	［▲ 2.6］ ▲ 3.0	(▲ 2.9) ▲ 4.1	(3.4) 0.4	(▲ 2.4) ▲ 3.7	(9.8) ▲ 0.1	(▲ 3.3) ▲ 3.8	P (▲ 4.1) P ▲ 6.8
資本財総供給指数	除く 輸送機械	－	［▲ 1.8］ ▲ 3.0	［▲ 1.3］ 0.9	(▲ 2.6) ▲ 2.2	(4.5) 2.3	(4.8) 5.0	(▲ 6.2) 3.2	(▲ 5.5) ▲ 0.4	P (1.1) P 0.2
	含む 輸送機械	－	［0.0］ ▲ 2.3	［▲ 2.6］ 0.3	(▲ 3.6) ▲ 2.6	(4.0) ▲ 0.9	(2.8) 5.8	(▲ 3.6) 8.0	(▲ 6.0) ▲ 1.1	P (1.6) P ▲ 1.3
機械受注 （船舶・電力を除く民需）		［10.5兆円］ 10.7兆円	［▲ 3.6］ ▲ 4.6	［1.5］ 3.7	(▲ 0.7) ▲ 0.4	(2.3) 6.6	(3.9) 5.6	(4.3) 1.5	(13.0) 8.4	－ －	４－６月期見通し (▲ 2.1)
建築着工　工事費予定額 （民間非居住用）		［11.0兆円］ 11.2兆円	［3.4］ 6.0	［2.7］ ▲ 0.2	(▲ 0.9) 1.8	(▲ 7.0) ▲ 16.7	(13.5) 6.4	(29.4) 14.9	(43.2) 35.8	(29.3) 34.8	

（備考）１．Ｐは速報値。
２．建築着工工事費予定額（民間非居住用）は、建築着工統計調査報告（国土交通省）を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、（ ）内は原数値の前期（月）比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

（前年度比、%）

機関名	日本銀行						日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省	
調査名	全国企業短期経済観測調査						全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査	
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金１億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2024年度	2025年度
全産業	8.4	2.2	9.3	2.9	5.6	▲ 3.8	6.9	21.6	9.2	15.6	7.4	5.9
製造業	9.7	4.1	10.1	3.0	10.5	2.7	12.8	24.7	12.7	14.3	4.9	10.0
非製造業	6.9	0.3	8.4	2.9	3.0	▲ 7.5	4.1	20.0	3.9	17.8	8.8	3.1
調査時点	2025年２月～３月						2024年６月		2024年5月		2025年２月	
発表時期	2025年４月						2024年８月		2024年7月		2025年３月	
回答社数	7,352		975		4,217		1,643		869		8,835	

（備考）１．日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）。2010年度からリース会計対応ベース。
２．日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。
３．内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額（除く土地購入額）。

第521回第１-269

製造業・非製造業の設備投資（名目額）

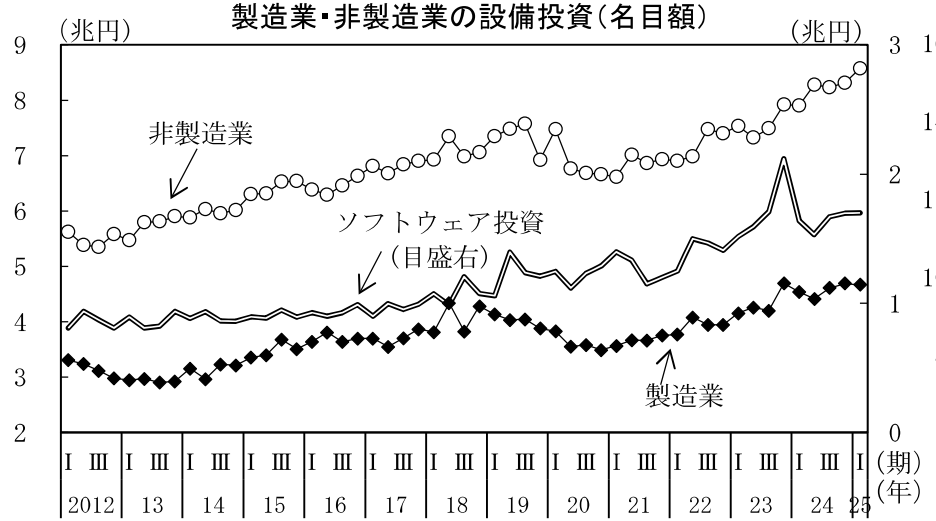

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資（当期末）、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。

資本財総供給と機械受注

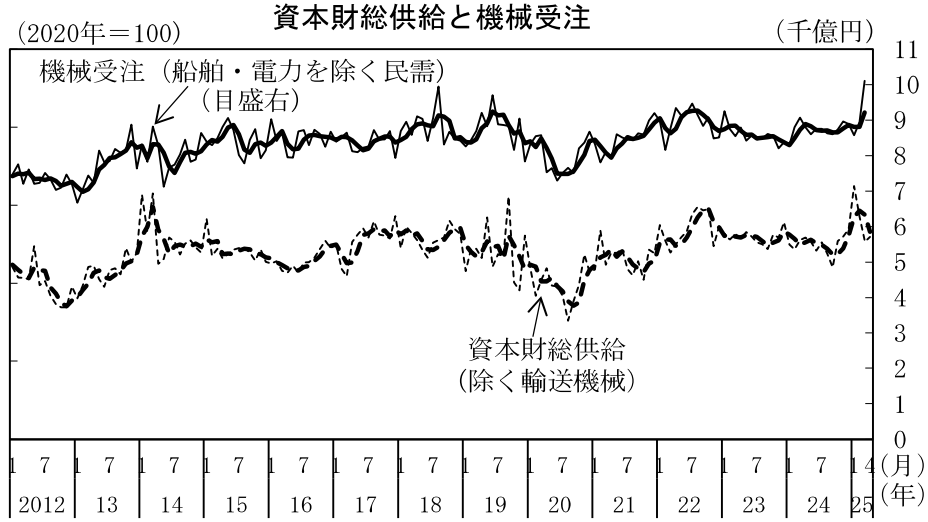

（備考）１．経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
２．太線は後方３か月移動平均。

建築着工工事費予定額（民間非居住用）

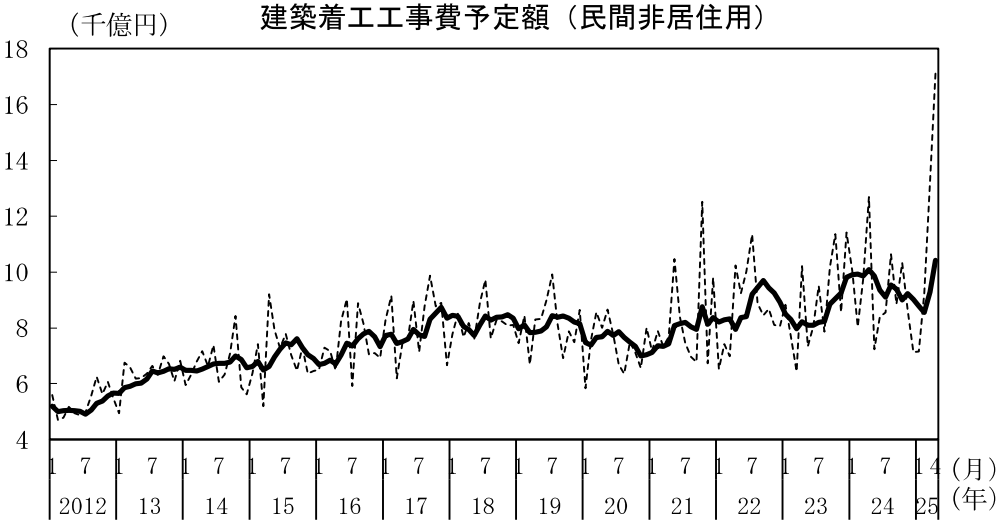

（備考）１．国土交通省「建築着工統計」により作成。
２．太線は後方６か月移動平均。
３．2017年３月から2023年３月までは国土交通省公表の参考値を使用。

設備投資計画

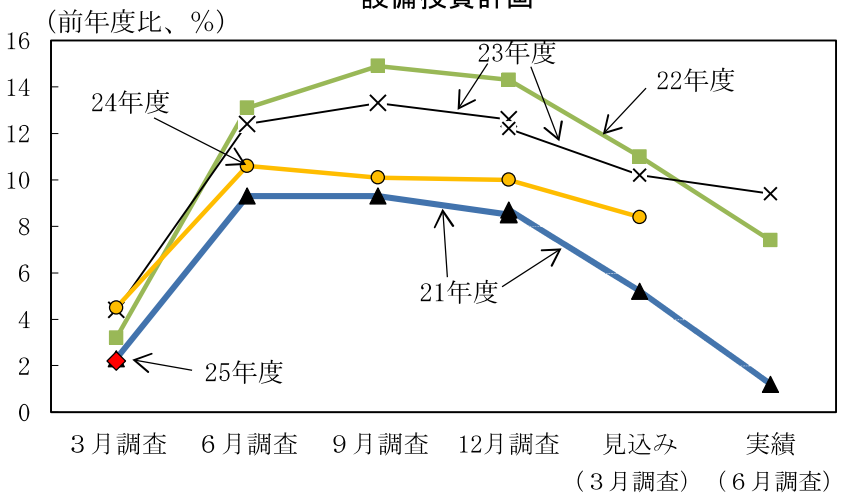

（備考）１．日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
２．2022年３月調査及び2024年３月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2021年度、2023年度のグラフが不連続となっている。

第521回第１-270

４．住宅建設

住宅建設は、おおむね横ばいとなっている。

（前年同期（月）比、［　］内は暦年前年比、（　）内は季調済前期（月）比、%）

	[2023年] 2023年度	[2024年] 2024年度	2024年 ７－９月	10－12月	2025年 １－３月	2025年 ２月	３月	４月
新設住宅着工戸数 (万戸)	[82.0]	[79.2]						
(万戸)	80.0	81.6	78.7	77.8	88.6	80.5	108.0	62.6
	[▲ 4.6]	[▲ 3.3]	(▲ 2.6)	(▲ 1.1)	(13.9)	(4.1)	(34.1)	(▲ 42.0)
	▲ 7.0	2.0	▲ 2.0	▲ 2.4	13.1	2.4	39.1	▲ 26.6
建築主が民間	[▲ 4.6]	[▲ 3.2]	(▲ 2.4)	(▲ 1.7)	(13.9)	(5.4)	(33.6)	(▲ 42.4)
	▲ 6.9	2.0	▲ 2.1	▲ 2.8	12.6	2.4	39.5	▲ 27.0
持　　家	[▲ 11.4]	[▲ 2.8]	(1.8)	(1.1)	(7.7)	(9.2)	(37.8)	(▲ 44.4)
	▲ 11.5	1.6	▲ 3.9	8.3	10.3	▲ 0.2	37.4	▲ 23.7
貸　　家	[▲ 0.3]	[▲ 0.5]	(▲ 1.5)	(▲ 4.9)	(23.2)	(3.6)	(41.3)	(▲ 45.9)
	▲ 2.0	4.8	2.5	▲ 3.6	19.0	3.2	50.6	▲ 27.9
分　　譲	[▲ 3.6]	[▲ 8.5]	(▲ 8.0)	(2.5)	(8.0)	(0.2)	(19.0)	(▲ 37.4)
	▲ 9.4	▲ 2.4	▲ 8.1	▲ 10.5	7.4	5.1	22.8	▲ 29.7
一戸建て	[▲ 6.1]	[▲ 11.6]	(▲ 0.7)	(▲ 0.3)	(9.6)	(7.7)	(25.1)	(▲ 39.2)
	▲ 7.5	▲ 8.3	▲ 11.8	▲ 10.0	4.0	▲ 0.8	24.3	▲ 23.0
マンション	[▲ 0.3]	[▲ 4.6]	(▲ 15.6)	(5.9)	(6.2)	(▲ 7.5)	(11.7)	(▲ 34.8)
	▲ 11.9	5.5	▲ 2.4	▲ 11.1	11.4	12.7	21.2	▲ 35.4
着工床面積	[▲ 7.0]	[▲ 5.1]	(▲ 3.9)	(0.6)	(12.5)	(4.8)	(34.7)	(▲ 43.3)
	▲ 9.4	1.0	▲ 4.8	▲ 1.2	14.1	4.3	40.7	▲ 27.6
建築主が民間	[▲ 7.0]	[▲ 5.1]	(▲ 3.7)	(0.2)	(12.5)	(5.8)	(34.3)	(▲ 43.6)
	▲ 9.4	1.0	▲ 4.9	▲ 1.5	13.8	4.2	41.1	▲ 27.8
工事費予定額平米単価 (万円)	[23.5]	[25.4]						
(万円)	24.1	26.0	25.3	25.7	27.6	26.8	27.9	27.5
	[11.9]	[7.9]						
	13.2	8.0	6.2	5.4	11.2	8.2	13.0	8.6

（備考）１．国土交通省「建築着工統計」により作成。

２．「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

３．「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

４．「工事費予定額平米単価」は、「居住専用＋居住産業併用×０．７」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

第521回第１-271

住宅着工戸数（季節調整値）

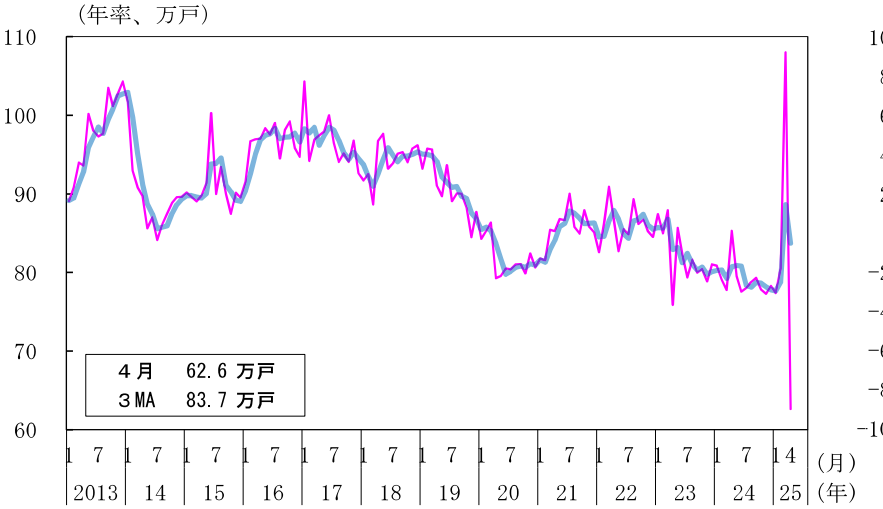

住宅景況判断指数（受注戸数）

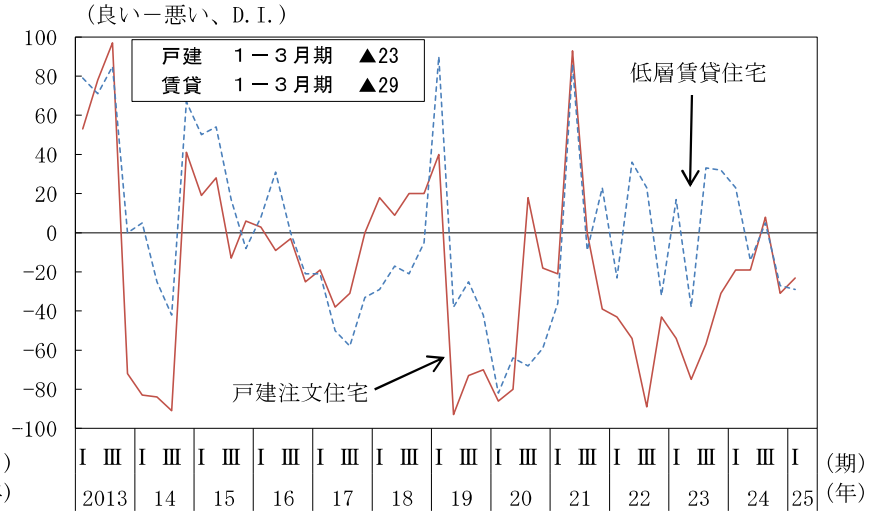

利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）

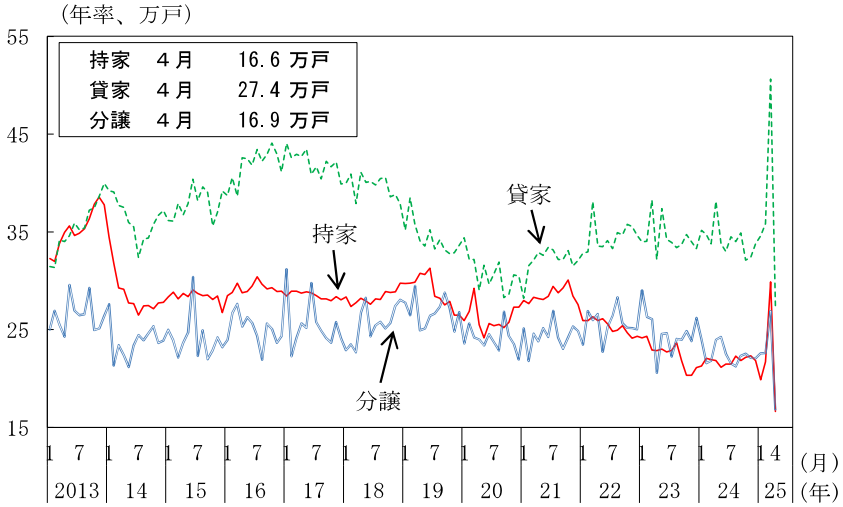

首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）

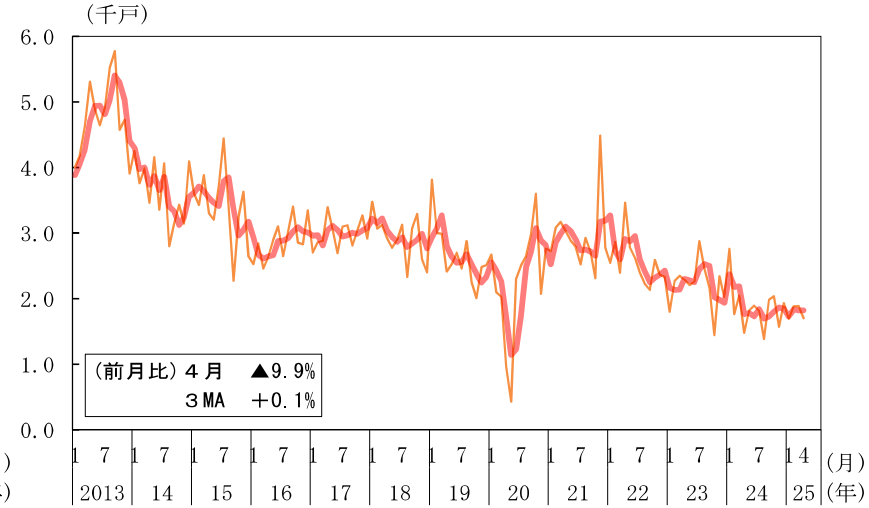

（備考）１．国土交通省「建築着工統計」、（一社）住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、（株）不動産経済研究所資料により作成。太線は後方３か月移動平均。
２．住宅景況判断指数（受注戸数）は、住宅生産団体連合会の会員企業等の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比（実績）について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の５段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値（-100～+100）。
３．首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

第521回第１-272

５．公共投資

公共投資は、底堅く推移している。

（前年同期（月）比、[　]内は暦年前年比、（　）内は季調済前期（月）比、%）

	[2023年] 2023年度	[2024年] 2024年度	2024年10-12月	2025年1-3月	2025年２月	３月	４月	５月
公共工事受注額	[3.3] ▲ 2.8	[4.6] 6.3	(▲ 0.5) 7.2	(1.3) 1.8	(0.3) ▲ 5.6	(3.6) 2.1	－ －	－ －
公共工事受注額（大手50社）	[19.8] 15.7	[5.8] ▲ 4.1	(▲ 8.4) ▲ 3.0	(14.1) ▲ 7.2	(▲ 2.6) ▲ 7.9	(19.8) ▲ 8.9	(▲ 23.0) ▲ 39.1	－ －
公共工事請負金額	[7.1] 5.3	[5.0] 3.2	(0.1) 1.2	(3.2) ▲ 3.6	(▲ 9.3) ▲ 22.5	(19.8) 6.0	(7.4) 12.0	P (▲ 3.8) P 4.0
公共工事出来高	[4.8] 0.7	[0.8] 4.0	(▲ 1.0) 3.8	(▲ 0.6) 5.8	(▲ 0.2) 4.0	(4.8) 9.4	－ －	－ －
公的固定資本形成（名目）	[5.1] 3.1	[2.3] 4.7	(0.2) 4.5	(0.2) 5.9				

（備考）１．内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
２．公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における１件500万円以上の工事。
３．公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

（参考）

①国の公共事業関係費（一般会計）

年度		2022	2023	2024	2025
当初予算	（億円）	60,574 [60,575]	60,801 [60,600]	60,828	60,858
	（前年度比、%）	0.0	0.0	0.0	0.0
補正後予算	（億円）	80,531	83,126	84,318	－
	（前年度比、%）	0.0	2.5	1.4	－

②地方の普通建設事業費　（前年度比、%）

調査機関	総務省		時事通信社		日経グローカル	
区分	（当初予算）		（当初予算）		（当初予算）	
年度	2023年度	2024年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
普通建設事業費	3.3	4.0	3.7	3.2	6.3	5.9
うち補助事業費	3.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.9	3.1	2.3
うち単独事業費	4.0	9.0	8.3	8.0	9.8	9.3
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

（備考）１．財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、（株）時事通信社調査、（株）日本経済新聞社「日経グローカル」調査などにより作成。
２．①の2022年度における［　］内は、デジタル庁一括計上に伴う組替え前の計数であり、2023年度における［　］内は、水道事業の国土交通省への移管に伴う組替え前の計数である。
３．②の総務省のうち2024年度における補助事業費、単独事業費は、能登半島地震への対応に伴い大幅に予算規模が拡大した石川県を除き算出。
②の日経グローカルの普通建設事業費、補助事業費、単独事業費は、未回答の自治体を除き算出。

第521回第１-273

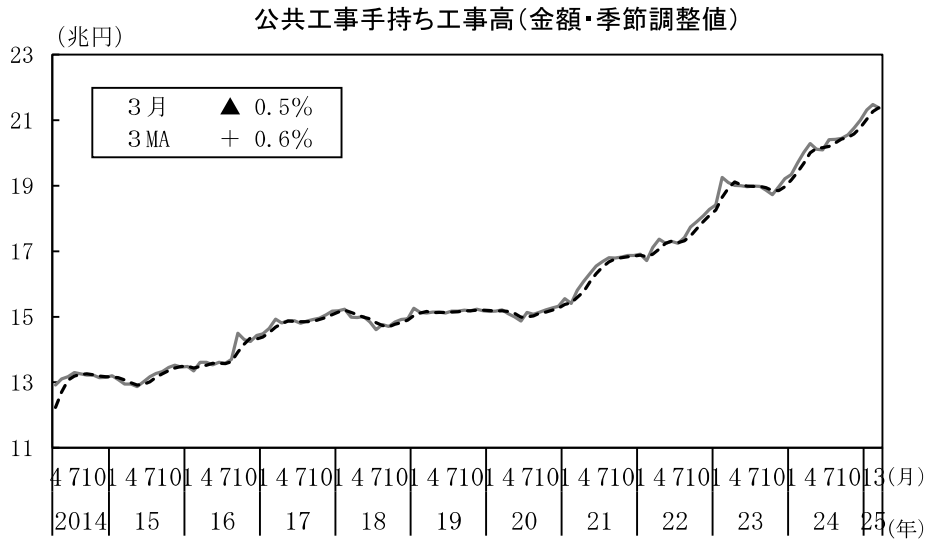

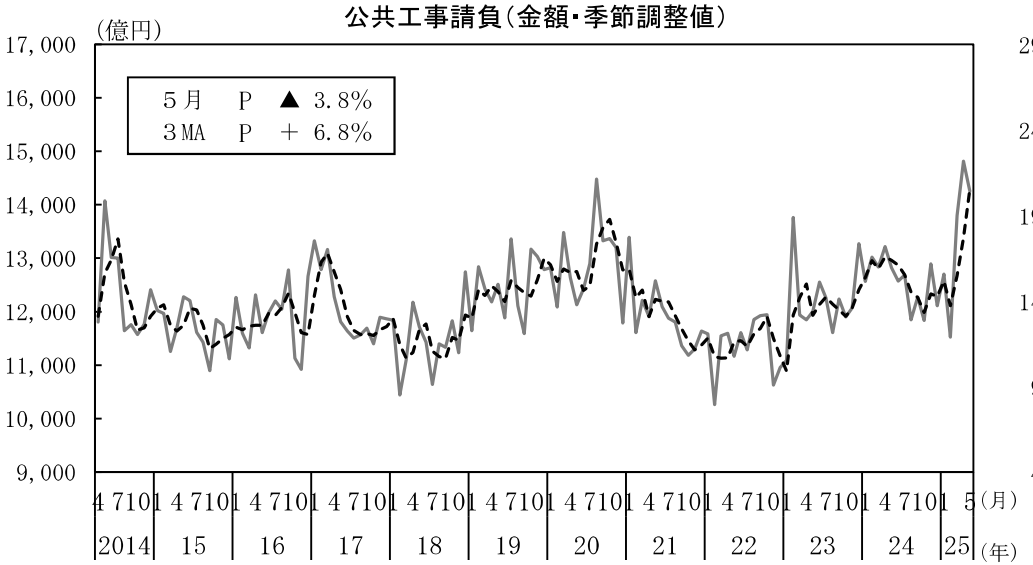

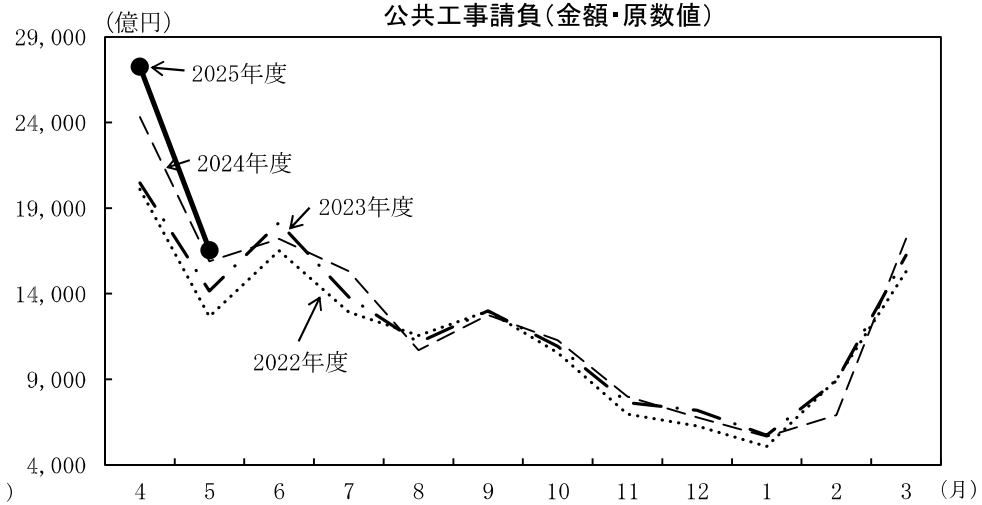

（備考）
左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。

（備考）
右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

第521回第１-274

６．輸出・輸入・国際収支

輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。
輸入は、このところ持ち直しの動きがみられる。
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

（輸出入数量指数は2020年=100、前年同期（月）比、［　］内は暦年前年比、（　）内は季節調整済前期（月）比、経常収支とその内訳は季節調整値、Ｐは速報値）

	〈2023年〉 2023年度	〈2024年〉 2024年度	2024年 10-12月	2025年 1-3月	2025年 2月	3月	4月
輸出数量指数（%）	［▲4.0］ ▲2.4	［▲2.6］ ▲2.4	（0.9） ▲0.9	（▲0.2） 0.2	（7.0） 2.9	（▲2.6） ▲0.8	（▲1.8） 0.5
輸入数量指数（%）	［▲4.9］ ▲5.2	［▲2.6］ ▲0.3	（▲1.4） ▲0.5	（2.0） 3.3	（▲6.0） ▲4.1	（7.0） 5.0	P（▲1.5） P 2.8
貿易・サービス収支(億円)	〈▲99,521〉 ▲69,174	〈▲64,367〉 P ▲66,247	▲1,226	P ▲23,382	P ▲1,066	P ▲5,685	P ▲3,279
貿易収支（億円）	〈▲66,116〉 ▲36,866	〈▲36,602〉 P ▲40,480	▲180	P ▲15,458	P 2,100	P ▲2,202	P ▲1,560
第一次所得収支（億円）	〈363,149〉 373,388	〈404,052〉 P 417,114	96,436	P 111,791	P 33,390	P 37,356	P 30,968
経常収支（億円）	〈222,242〉 261,664	〈293,719〉 P 303,771	82,083	P 76,632	P 29,062	P 27,231	P 23,068
金融収支（億円）（原数値）	〈242,806〉 226,587	〈257,065〉 P 261,856	65,492	P 64,888	P 23,073	P 40,691	P 25,119

地域別輸出入数量指数

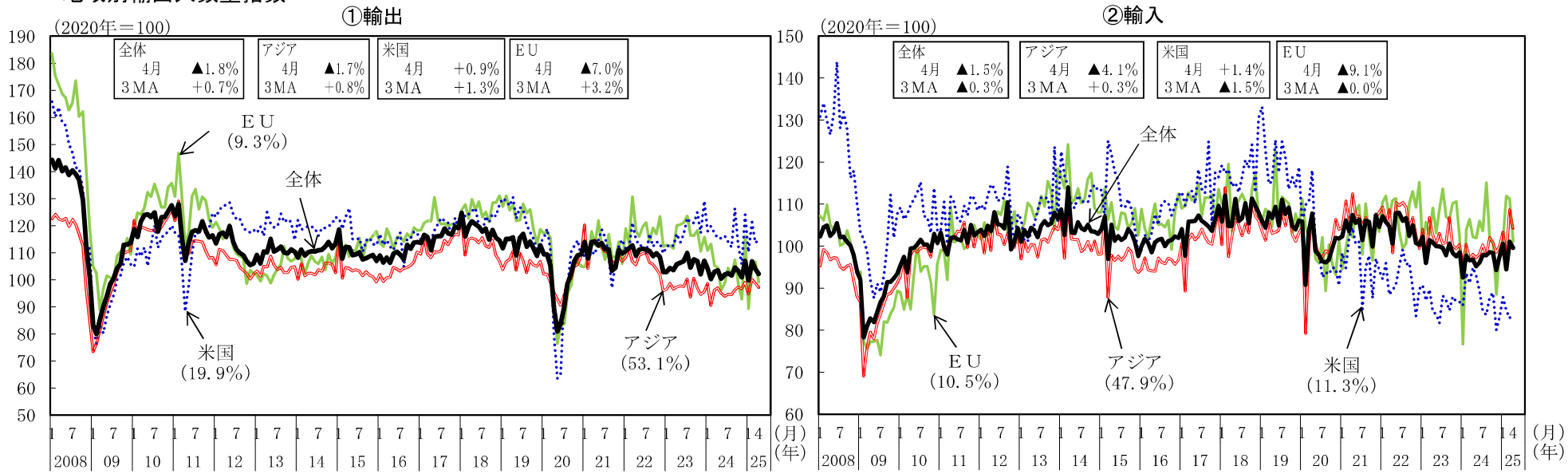

（備考）　財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2024年の金額ウェイト。なお、ＥＵは27か国ベース。

第521回第１-275

品目別輸出入数量指数

①輸出

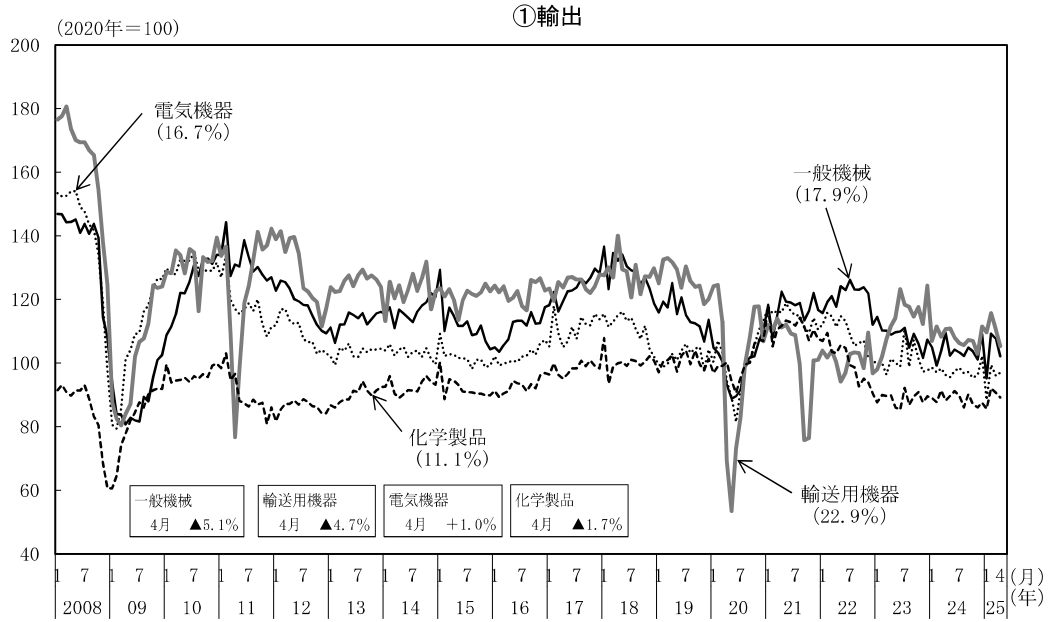

②輸入

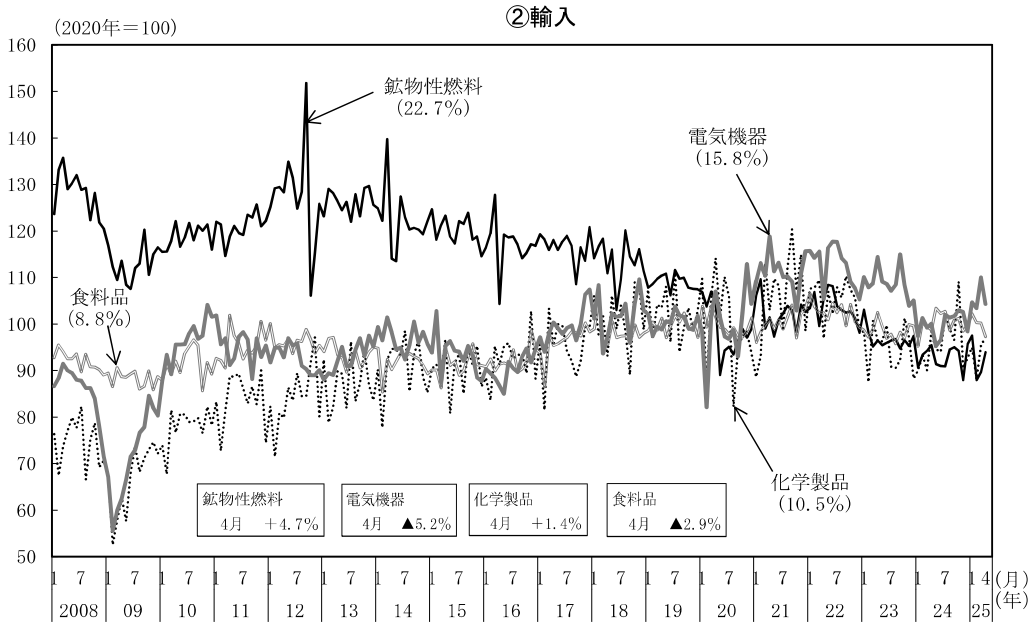

（備考）財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2024年の金額ウェイト。

経常収支

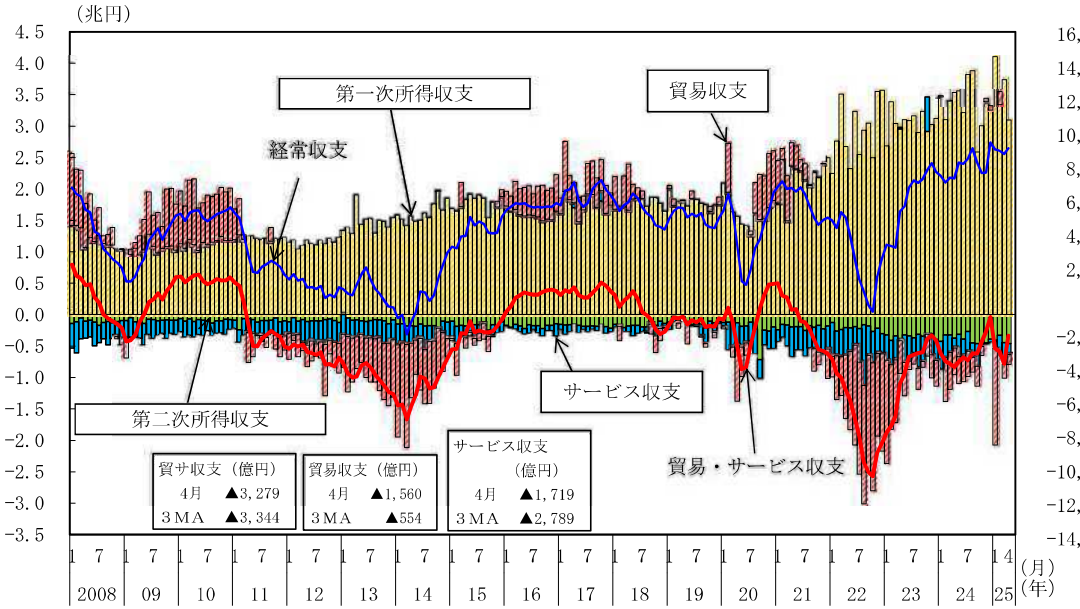

サービス収支

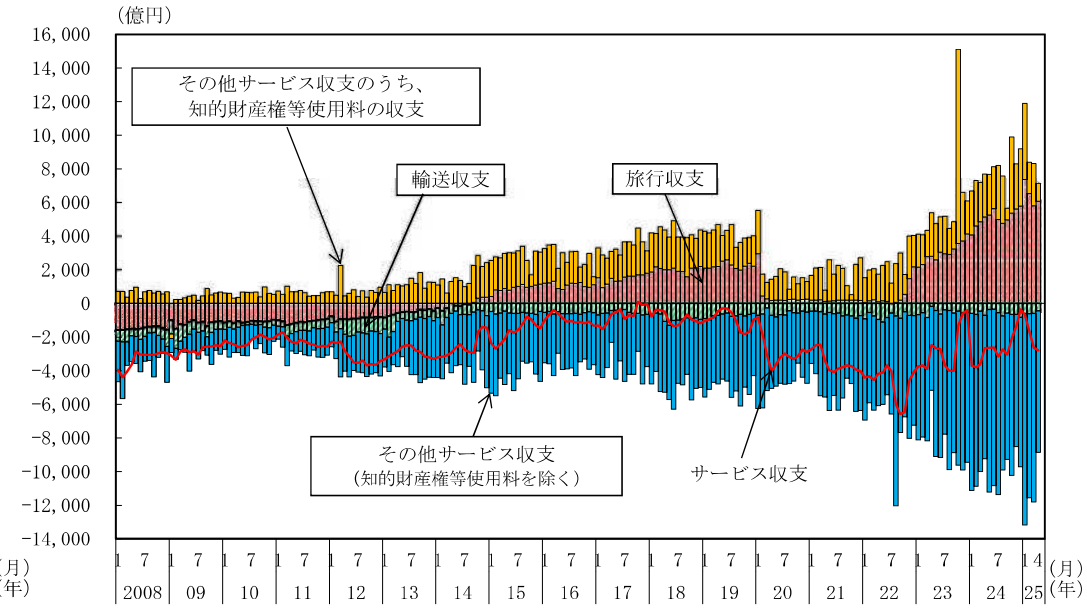

（備考）１．財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支（知的財産権等使用料を除く）は、内閣府による季節調整値。
２．積上げは単月の値。折線は後方３か月移動平均の値。

第521回第１-276

７．生産・出荷・在庫

生産は、横ばいとなっている。

（%）

	［2023年］ 2023年度	［2024年］ 2024年度	2024年 ７－９月期	10－12月期	2025年 １－３月期	2025年 ２月	３月	４月	予測調査
鉱工業生産指数	［▲ 1.3］ ▲ 1.9	［▲ 2.6］ ▲ 1.4	(0.3) ▲ 1.8	(0.4) ▲ 1.5	(▲ 0.3) 1.0	(2.3) 0.1	(0.2) 1.0	P (▲ 0.9) P 0.7	５月 9.0% ６月 ▲3.4%
鉱工業出荷指数	［▲ 0.7］ ▲ 1.6	［▲ 3.2］ ▲ 1.9	(▲ 0.7) ▲ 3.0	(0.0) ▲ 2.4	(▲ 0.1) 1.0	(3.0) 1.5	(▲ 1.8) ▲ 0.3	P (0.2) P 0.2	
鉱工業在庫指数	［▲ 0.5］ ▲ 1.0	［▲ 1.9］ ▲ 0.7	(▲ 0.1) ▲ 1.2	(▲ 1.2) ▲ 1.9	(1.0) ▲ 0.7	(▲ 1.7) ▲ 1.4	(1.2) ▲ 0.7	P (▲ 0.5) P ▲ 0.8	
製造工業生産能力指数 (2020年＝100)	［98.5］ 98.2	［96.9］ 96.3	97.3	96.9	96.3	96.2	96.3		
製造工業稼働率指数 (2020年＝100)	［107.0］ 105.0	［101.4］ 101.9	(100.4)	(101.4)	(103.7)	(104.1)	(101.6)		
第３次産業 活動指数	［1.9］ 1.6	［1.3］ P 1.5	(0.6) 1.5	(▲ 0.1) 1.4	P (1.7) P 2.0	P (0.5) P 0.6	P (▲ 0.3) P 2.6		

（備考）１．経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第３次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
２．鉱工業生産・出荷・在庫指数、第３次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の［］内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期（月）比、上段の（）内は季節調整済前期（月）比
３．製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は原数値。
４．製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は季節調整値。

第521回第１-277

鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移

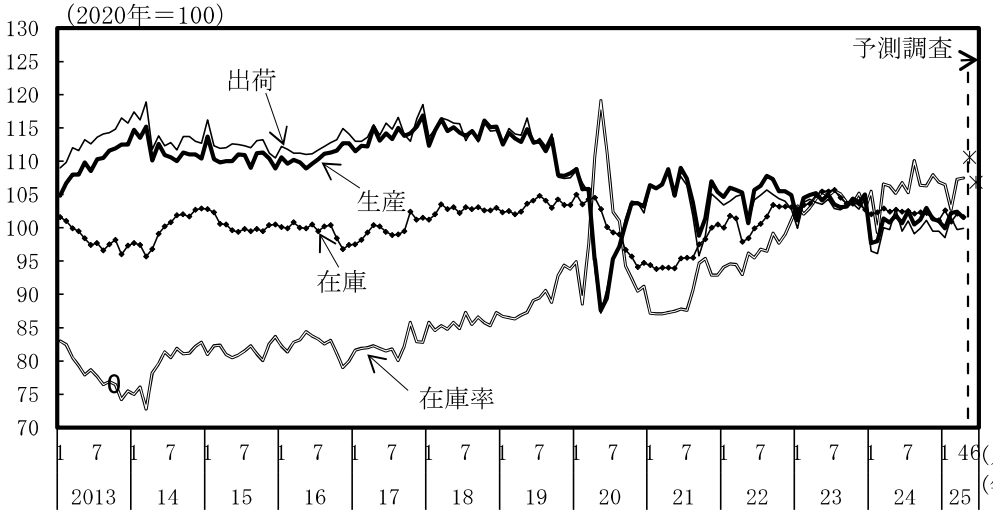

業種別の動向①

出荷・在庫ギャップの推移

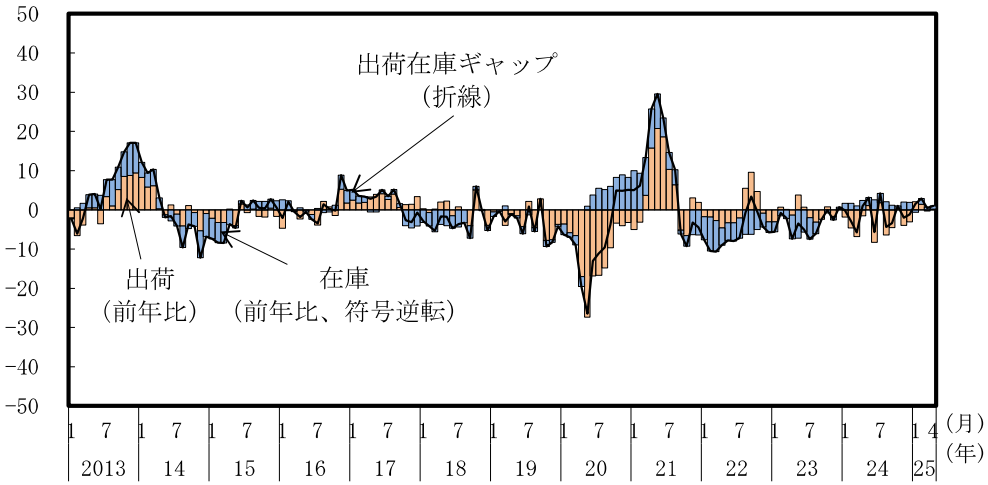

業種別の動向②

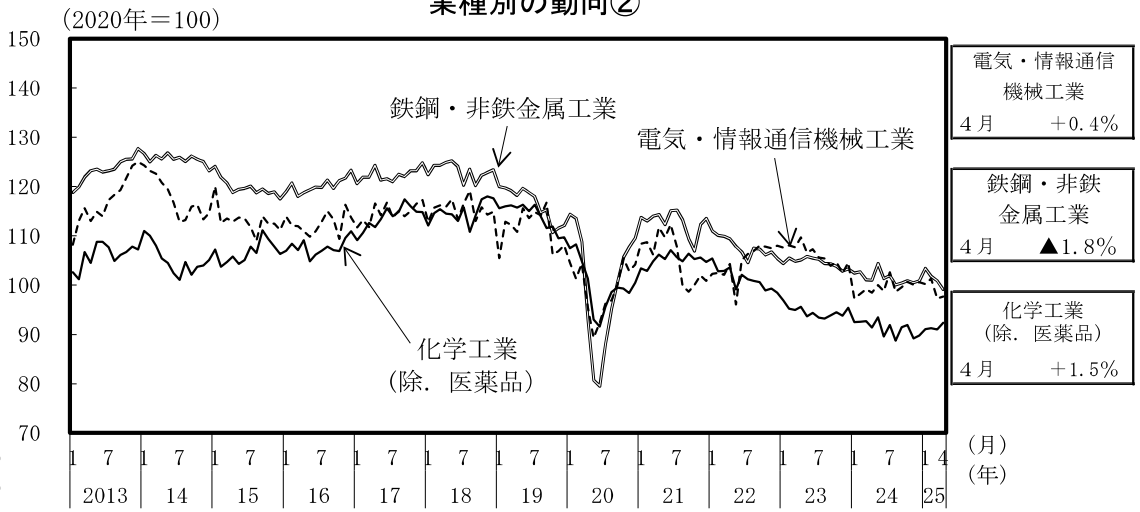

（備考）経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ＝出荷（前年比）－在庫（前年比）。

第521回第１-278

８．企業収益・業況判断

企業収益は、改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある。
企業の業況判断は、このところおおむね横ばいとなっている。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2025年３月調査）」　（前年同期比、％）

経常利益		2022年度	2023年度	2024年度　実績見込み			2025年度　計画		
		実　績	実　績		上期	下期		上期	下期
全規模	全産業	16.2	12.4	1.6	1.8	1.5	▲ 1.4	▲ 2.9	0.2
大企業	製造業	11.7	9.1	2.6	0.8	4.8	0.2	▲ 1.2	1.9
	非製造業	32.7	15.5	▲ 0.4	▲ 1.8	1.5	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 1.0
中小企業	製造業	▲ 7.8	12.7	▲ 0.7	7.2	▲ 7.3	▲ 2.5	▲ 7.7	2.6
	非製造業	8.4	13.2	3.6	10.9	▲ 2.1	▲ 5.7	▲ 7.8	▲ 3.7

財務省「法人企業統計季報」　（前年同期比、(　)内は季調済前期比、％）

経常利益	2023年	2024年	2023年度	2024年度	2024年４－６月	７－９月	10－12月	2025年１－３月
全規模全産業	12.0	10.0	14.6	7.2	13.2 (6.3)	▲ 3.3 (▲ 10.5)	13.5 (12.0)	3.8 (▲ 2.6)
製造業	0.1	11.1	8.8	5.5	13.0 (3.8)	▲ 15.1 (▲ 18.4)	26.7 (37.2)	▲ 2.4 (▲ 15.2)
非製造業	19.8	9.3	18.1	8.2	13.3 (7.8)	4.6 (▲ 6.1)	6.4 (▲ 0.0)	7.0 (5.6)
大中堅企業	11.5	10.0	14.7	7.8	14.6 (8.7)	2.1 (▲ 6.4)	8.4 (3.3)	3.4 (▲ 1.3)
中小企業	13.5	9.8	14.4	5.3	6.3 (▲ 1.3)	▲ 22.1 (▲ 24.6)	32.3 (49.7)	4.6 (▲ 6.6)

（備考）大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

（％ポイント）

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2025年３月調査）」　→　見込み

業況判断ＤＩ		2023年９月	12月	2024年３月	６月	９月	12月	2025年３月	６月
全規模	全産業	＋ 10	＋ 13	＋ 12	＋ 12	＋ 14	＋ 15	＋ 15	＋ 10
	製造業	＋ 0	＋ 5	＋ 4	＋ 5	＋ 5	＋ 8	＋ 7	＋ 4
	非製造業	＋ 16	＋ 18	＋ 18	＋ 19	＋ 20	＋ 20	＋ 21	＋ 15
大企業	製造業	＋ 9	＋ 12	＋ 11	＋ 13	＋ 13	＋ 14	＋ 12	＋ 12
	非製造業	＋ 27	＋ 30	＋ 34	＋ 33	＋ 34	＋ 33	＋ 35	＋ 28
中小企業	製造業	▲ 5	＋ 1	▲ 1	▲ 1	＋ 0	＋ 1	＋ 2	▲ 1
	非製造業	＋ 12	＋ 14	＋ 13	＋ 12	＋ 14	＋ 16	＋ 16	＋ 9

（備考）ＤＩ＝「良い」とみる企業の割合（％）－「悪い」とみる企業の割合（％）

第521回第１-279

＜企業収益＞
経常利益額の推移

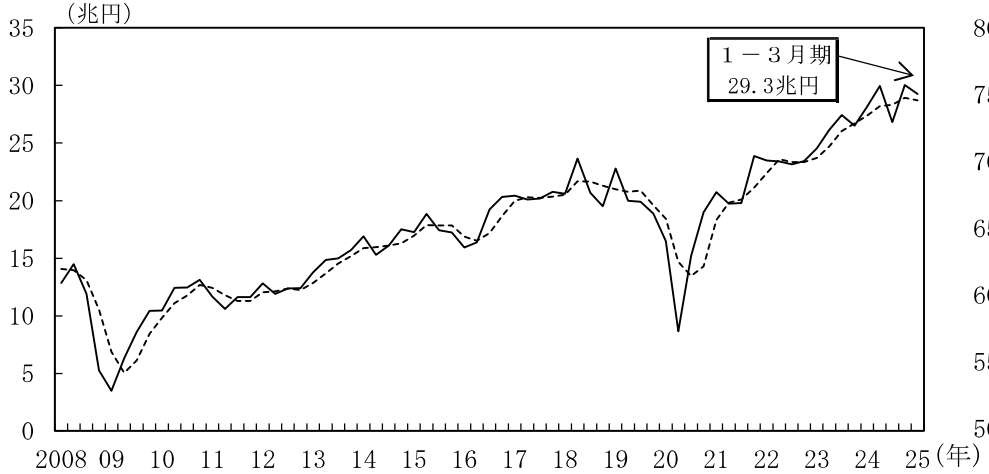

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．季節調整値。点線は後方３四半期移動平均。

労働分配率の推移

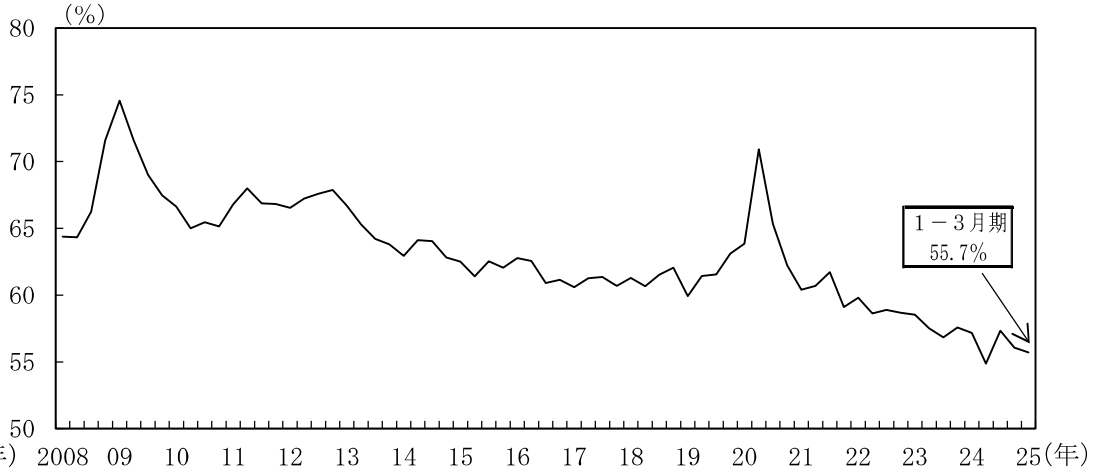

（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．労働分配率＝人件費／（人件費＋営業利益＋減価償却費＋受取利息）
３．内閣府の試算による季節調整値。

＜企業の景況感＞
日銀短観の業況判断ＤＩの推移

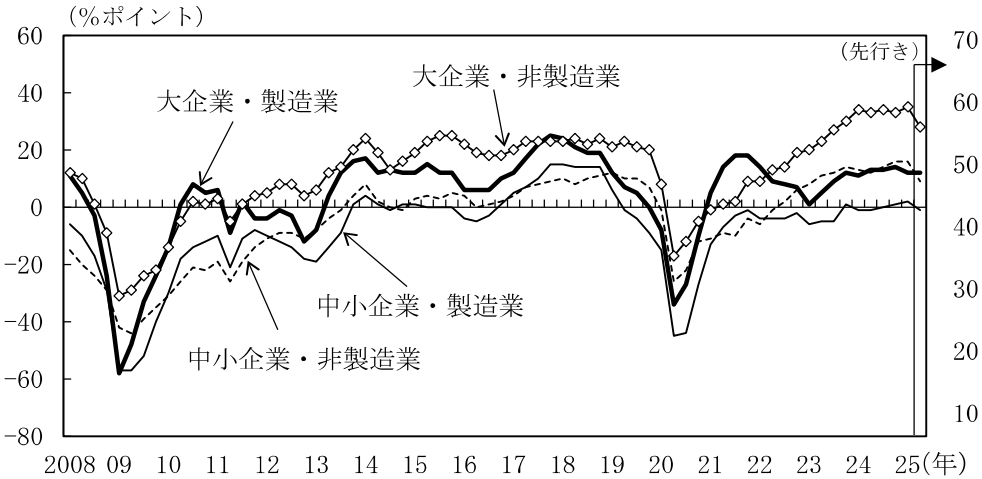

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。ＤＩは「良い」－「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移

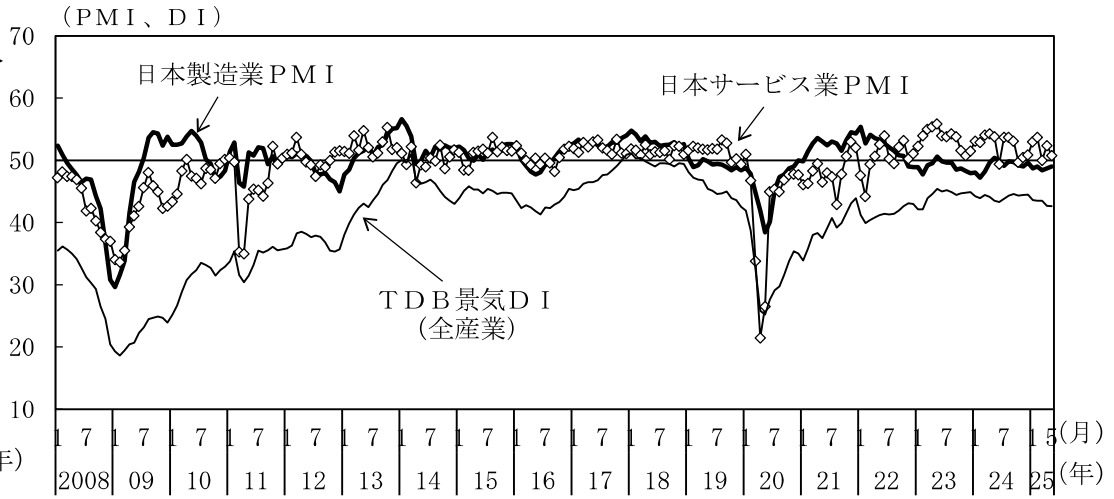

（備考）１．S&P Global社、（株）帝国データバンク「ＴＤＢ景気動向調査（全国）」により作成。
２．ＰＭＩは、「前月に比べ増加（改善）」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を２で除した値を足した値（季節調整値）。ＤＩは、景気の現状について７段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

第521回第１-280

９．倒産
倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。

（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」　　（前年比は原数値、［　］内は暦年前年比、（ ）内は季調済前期（月）比、％）

	［2022年］ 2022年度	［2023年］ 2023年度	［2024年］ 2024年度	2024年10－12月期	2025年１－３月期	2025年３月	４月	５月
企業倒産件数	［6,428］ 6,880	［8,690］ 9,053	［10,006］ 10,144	2,592	2,457	853	828	857
前年比（％）	［6.6］ 15.0	［35.1］ 31.5	［15.1］ 12.0	7.5	5.9	▲5.8	5.7	▲15.0
前月比（％）				(1.3)	(0.1)	(▲11.4)	(12.4)	(▲5.5)
負債金額（億円）	［23,314］ 23,243	［24,026］ 24,630	［23,435］ 23,738	6,071	3,913	985	1,028	903
前年比（％）	［102.6］ 99.0	［3.0］ 5.9	［▲2.4］ ▲3.6	19.9	8.4	▲30.6	▲9.3	▲33.9
大型倒産除く（億円）	［5,732］ 6,069	［7,172］ 7,725	［8,395］ 8,135	2,106	1,890	662	612	655
前年比（％）	［15.0］ 22.2	［25.1］ 27.2	［17.0］ 5.3	9.3	▲12.0	▲22.5	▲8.0	▲24.3

倒産件数の推移

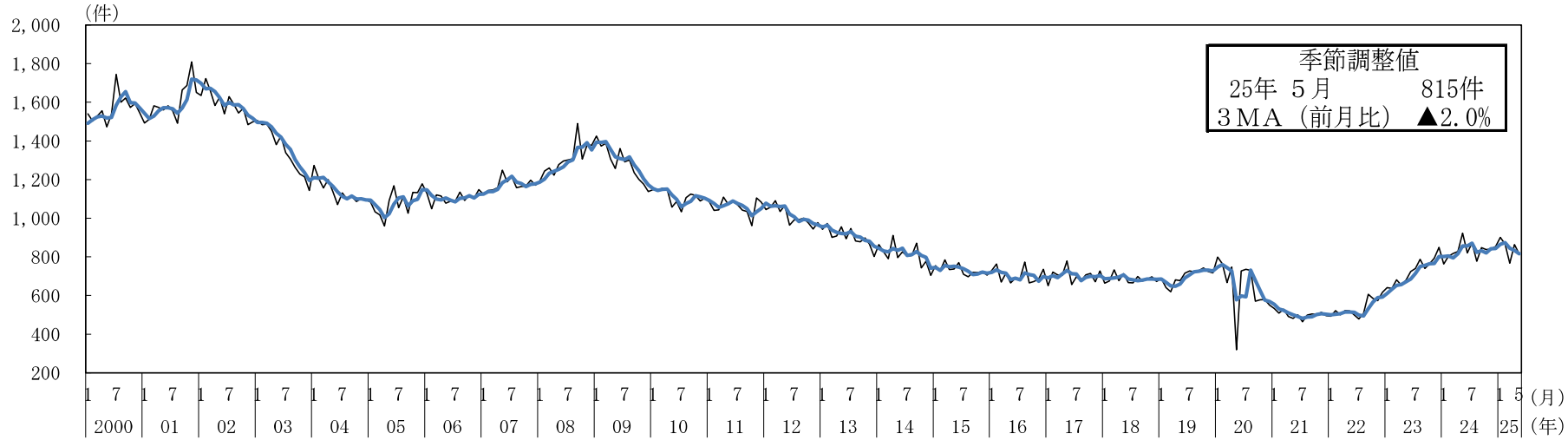

（備考）１．（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」により作成。
２．内閣府による季節調整値。太線は後方３か月移動平均。

第521回第１-281

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）

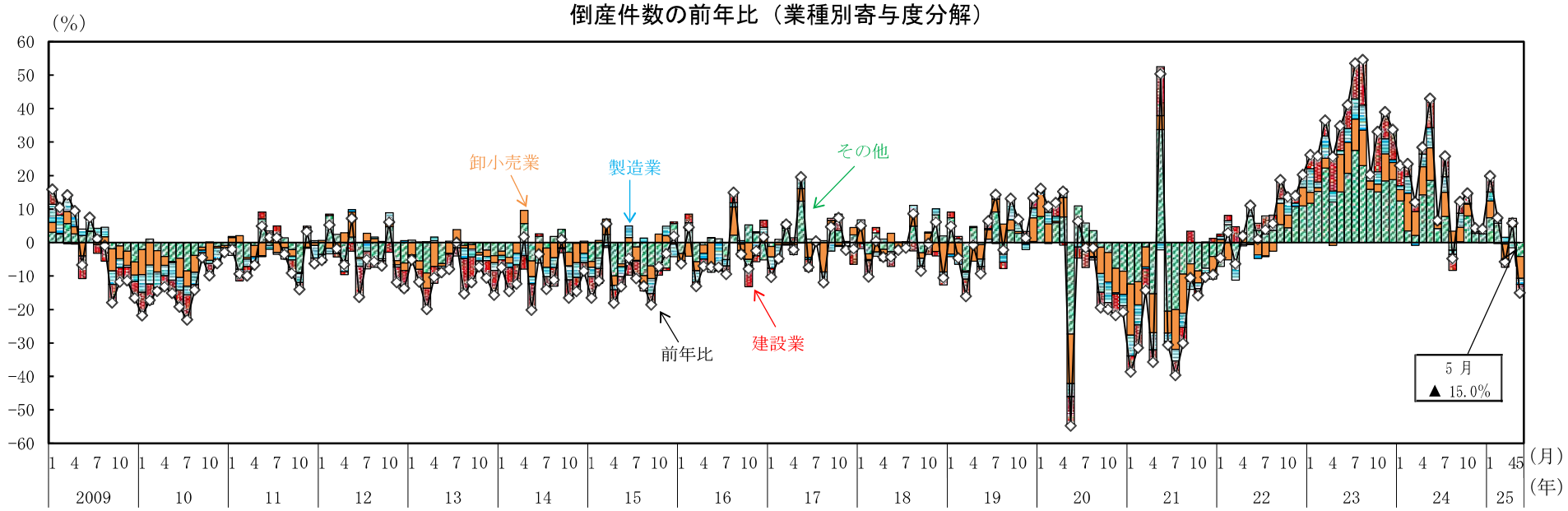

（備考）（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」により作成。

中小企業資金繰りＤＩ推移

（余裕－窮屈、ＤＩ）

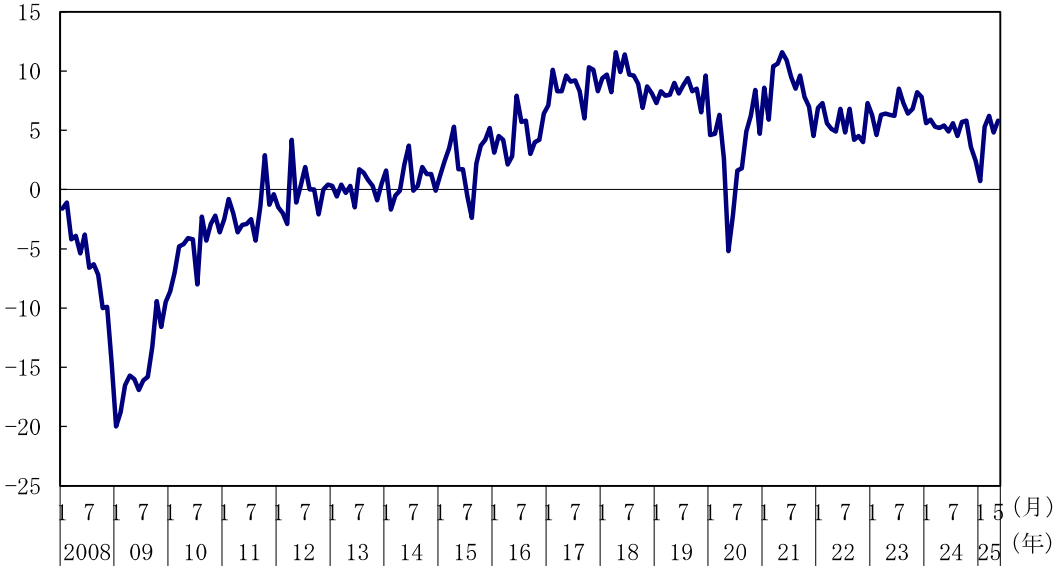

（備考）（株）日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

中小企業仕入・販売価格ＤＩ推移

（上昇－下落、ＤＩ）

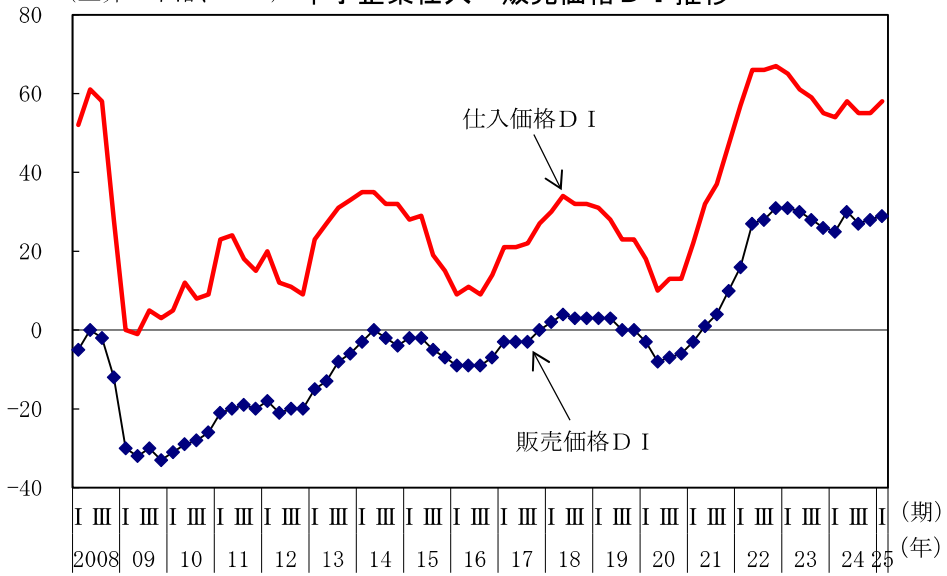

（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

第521回第１-282

10. 雇用情勢

雇用情勢は、改善の動きがみられる。

（前年同期（月）比、[ ]内は暦年ベース、（）内は季調済前期（月）比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値）

	2023年度[年]	2024年度[年]	2024年７－９月	10-12月	2025年１－３月	2025年２月	３月	４月
完全失業率 (%)	2.6 [2.6]	2.5 [2.5]	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5
うち15～24歳	3.9 [4.1]	4.0 [4.0]	4.2	3.6	4.1	4.2	4.0	4.0
完全失業者数総数 (万人)	178 [178]	175 [176]	175	172	172	168	173	176
うち非自発的な離職による者	42 [43]	41 [42]	41	40	39	39	41	46
雇用者数	0.7 [0.6]	0.9 [0.8]	0.6 (0.3)	1.1 (0.5)	1.2 (0.3)	1.1 (▲0.1)	1.0 (▲0.2)	1.1 (0.0)
常用労働者数（労働者計）	1.8 [1.9]	1.2 [1.2]	1.1 (0.3)	1.0 (0.3)	1.7 (0.7)	1.6 (0.2)	1.7 (0.2)	P 1.7 (0.1)
新規求人数	▲2.4 [0.1]	▲3.1 [▲3.6]	▲3.8 (▲0.3)	▲1.6 (▲0.1)	▲3.1 (0.2)	▲5.9 (▲4.1)	▲3.0 (1.7)	2.2 (1.6)
有効求人数	▲1.6 [0.9]	▲3.0 [▲3.3]	▲3.7 (▲0.5)	▲2.2 (▲0.2)	▲2.6 (▲0.9)	▲3.4 (▲1.7)	▲2.7 (0.3)	▲1.6 (0.3)
有効求人倍率 (倍)	1.29 [1.31]	1.25 [1.25]	1.24	1.25	1.25	1.24	1.26	1.26
正社員 (倍)	1.02 [1.02]	1.02 [1.01]	1.01	1.02	1.04	1.03	1.05	1.05
所定外労働時間（残業時間等）	▲2.0 [▲0.9]	▲2.5 [▲2.7]	▲2.7 (▲0.9)	▲2.5 (▲0.4)	▲2.3 (▲0.7)	▲3.0 (▲0.1)	▲2.8 (▲0.6)	P ▲2.8 (▲0.5)
製造業	▲5.9 [▲5.5]	▲1.3 [▲3.6]	▲1.0 (1.2)	▲1.7 (▲1.3)	2.2 (1.4)	3.0 (0.4)	0.7 (▲1.8)	P 3.1 (2.1)
現金給与総額（一人当たり・名目）	1.3 [1.2]	3.0 [2.8]	2.9 (▲0.0)	3.7 (0.9)	2.2 (▲0.5)	2.7 (1.0)	2.3 (▲0.5)	P 2.3 (0.7)
※共通事業所	－	－	－	－	－	2.5	2.7	P 2.6
実質賃金（総合による実質化）	▲1.7 [▲2.0]	0.0 [0.0]	0.0	0.7	▲1.4	▲0.8	▲1.2	P ▲1.3
（持家の帰属家賃除く総合）	▲2.2 [▲2.5]	▲0.5 [▲0.3]	▲0.3	0.4	▲2.0	▲1.5	▲1.8	P ▲1.8
定期給与（名目）	1.2 [1.1]	2.1 [2.0]	2.2 (0.5)	2.4 (0.4)	1.6 (▲0.3)	1.4 (▲0.4)	1.4 (0.1)	P 2.2 (1.0)
※共通事業所	－	－	－	－	－	2.0	1.9	P 2.6

（備考）１．常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列を掲載。なお、賃金と労働時間には、各年の１月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれ、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Ｐは速報値。
２．定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
３．実質賃金については、上段は消費者物価指数（総合）により実質化した値、下段は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）により実質化した値。

第521回第１-283

完全失業率と有効求人倍率の推移

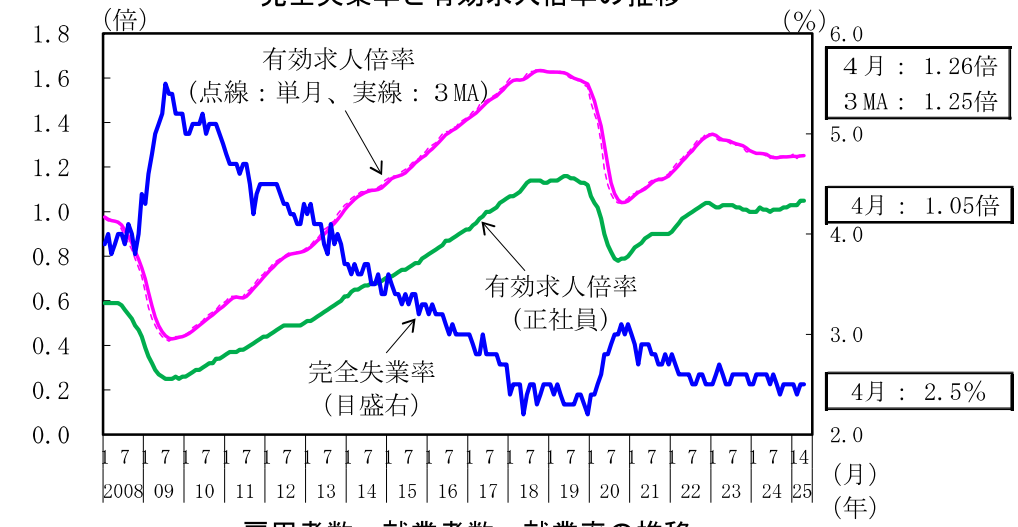

現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移

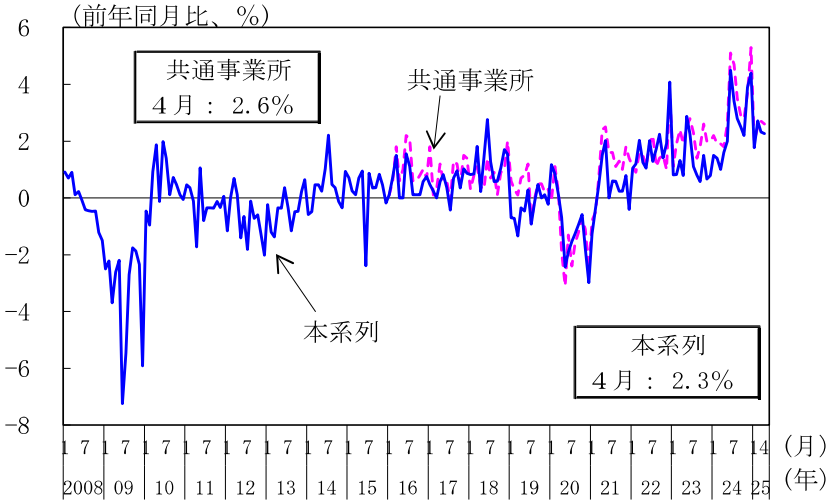

雇用者数、就業者数、就業率の推移

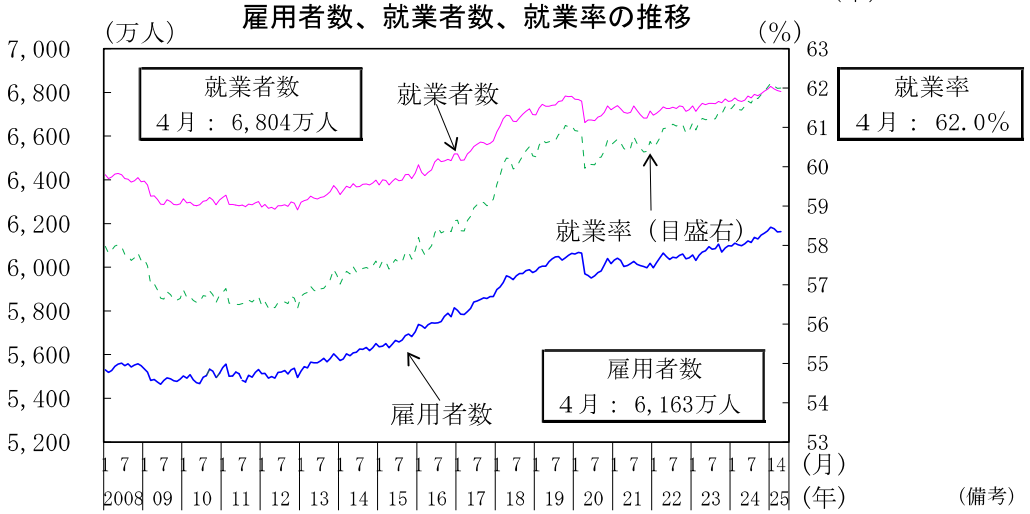

賃上げ率の推移（最終集計時点）

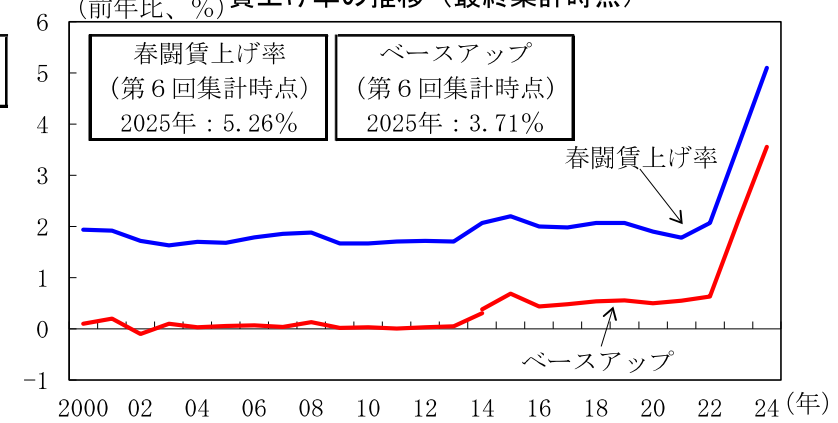

（備考）１．総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。
２．総務省「労働力調査」の2011年３～８月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
３．有効求人倍率について、点線は単月、実線は３か月移動平均。

（備考）１．上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」により作成。
２．「毎月勤労統計調査」本系列は、2018年１月及び2022年１月に基準とする母集団の更新、2019年６月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、また、2018年以降の各年１月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。
共通事業所は、2016年１月より公表。
３．賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当込の賃上げ率。ベースアップ率の値は2013年までは賃金事情等総合調査、2014年以降は春季生活闘争回答集計結果による。

第521回第１-284

11. 物価

国内企業物価は、緩やかに上昇している。消費者物価は、上昇している。

（前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、（ ）内は前期(月)比、＜＞内は季節調整済前期(月)比、%）

			[2023年] 2023年度	[2024年] 2024年度	2024年 7－9月	10－12月	2025年 1－3月	2025年 2月	3月	4月
国内企業物価			[4.4] 2.4	[2.3] 3.3	(0.9) 2.9	(1.0) 3.8	(1.0) 4.2	(0.2) 4.2	(0.4) 4.3	P (0.2) P 4.0
夏季電力料金調整後			[4.4] 2.4	[2.3] 3.3	(0.7) 2.9	(1.1) 3.8	(1.0) 4.2	(0.2) 4.2	(0.4) 4.3	P (0.2) P 4.0
輸出物価			[4.0] 4.3	[6.5] 4.8	(▲ 3.0) 3.8	(0.6) 2.6	(0.2) 2.1	(▲ 1.6) 1.7	(▲ 0.9) 0.1	P (▲ 2.1) P ▲ 4.2
輸入物価			[▲ 4.7] ▲ 7.2	[2.8] 2.5	(▲ 3.6) 3.5	(▲ 0.5) ▲ 0.8	(▲ 0.4) ▲ 0.5	(▲ 1.9) ▲ 1.1	(▲ 1.5) ▲ 2.4	P (▲ 2.9) P ▲ 7.2
契約通貨ベース			[▲ 8.8] ▲ 11.4	[▲ 3.0] ▲ 1.6	(▲ 0.3) 0.9	(▲ 1.7) ▲ 2.6	(▲ 0.5) ▲ 2.1	(0.3) ▲ 2.0	(▲ 0.2) ▲ 2.0	P (▲ 0.6) P ▲ 2.6
企業向けサービス価格			[2.2] 2.4	[2.9] 3.0	(0.7) 3.0	(1.1) 3.1	(0.2) 3.4	(0.0) 3.3	(0.8) 3.3	P (0.5) P 3.1
国際運輸を除くベース			[2.4] 2.5	[2.8] 3.1	< 0.7 > 3.0	< 0.8 > 3.2	< 0.6 > 3.4	< 0.1 > 3.3	< 0.1 > 3.4	P < 0.7 > P 3.3
消費者物価	総合	固定基準	[3.2] 3.0	[2.7] 3.0	< 0.8 > 2.8	< 1.0 > 2.9	< 1.1 > 3.8	< ▲ 0.1 > 3.7	< 0.3 > 3.6	< 0.1 > 3.6
		連鎖基準	[3.5] —	[2.8] —	— —	— —	— —	< 0.0 > 3.6	< 0.3 > 3.6	< 0.1 > 3.5
	持家の帰属家賃を除く総合	固定基準	[3.8] 3.5	[3.2] 3.5	(0.9) 3.2	(1.4) 3.4	(1.0) 4.4	(▲ 0.4) 4.3	(0.3) 4.2	(0.4) 4.1
	食料	固定基準	[8.1] 7.4	[4.3] 5.0	(1.0) 3.3	(3.1) 4.9	(2.4) 7.6	(▲ 0.5) 7.6	(0.1) 7.4	(▲ 0.2) 6.5
	生鮮食品	固定基準	[7.4] 6.9	[7.0] 10.5	(▲ 0.1) 5.8	(8.1) 9.1	(6.5) 18.2	(▲ 5.2) 18.8	(▲ 2.9) 13.9	(▲ 5.8) 3.9
	生鮮食品を除く食料	固定基準	[8.2] 7.5	[3.8] 4.0	(1.2) 2.8	(2.3) 4.1	(1.6) 5.7	(0.5) 5.6	(0.7) 6.2	(0.9) 7.0
	エネルギー	固定基準	[▲ 6.0] ▲ 8.0	[3.8] 7.3	(3.1) 10.0	(▲ 1.1) 6.1	(2.1) 8.1	(▲ 3.6) 6.9	(0.2) 6.6	(3.1) 9.3
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[3.1] 2.8	[2.5] 2.7	< 0.9 > 2.6	< 0.7 > 2.6	< 0.8 > 3.1	< ▲ 0.1 > 3.0	< 0.3 > 3.2	< 0.5 > 3.5
		連鎖基準	[3.3] —	[2.6] —	— —	— —	— —	< ▲ 0.1 > 3.0	< 0.3 > 3.1	< 0.5 > 3.4
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[4.0] 3.9	[2.4] 2.3	< 0.6 > 2.0	< 0.9 > 2.3	< 0.8 > 2.7	< 0.2 > 2.6	< 0.3 > 2.9	< 0.2 > 3.0
		連鎖基準	[4.1] —	[2.4] —	— —	— —	— —	< 0.2 > 2.5	< 0.3 > 2.7	< 0.2 > 2.8

消費者物価（東京都区部）	
4月	5月(P)
< 0.4 > 3.4	< 0.3 > 3.4
— —	— —
(0.5) 4.0	(0.4) 4.0
(▲0.4) 6.0	(0.3) 5.8
(▲6.1) 3.9	(▲2.5) 0.3
(0.7) 6.4	(0.8) 6.9
(3.9) 9.4	(3.3) 8.7
< 0.5 > 3.4	< 0.5 > 3.6
— —	— —
< 0.4 > 3.1	< 0.4 > 3.3
— —	— —

（備考）１．企業向けサービス価格、国内企業物価及び消費者物価はいずれも2020年基準。Ｐは速報。
２．企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送（除外航タンカー）、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期（月）比は、内閣府試算値。
３．消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。「食料」は、生鮮食品、外食を含む。

第521回第１-285

企業物価の推移

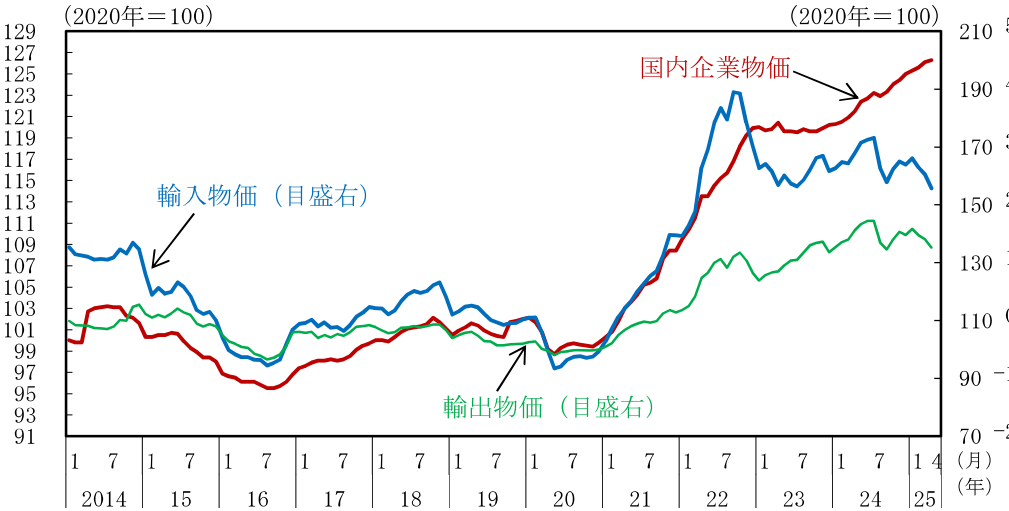

（備考）日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。

消費者物価の推移（固定基準、前年同月比）

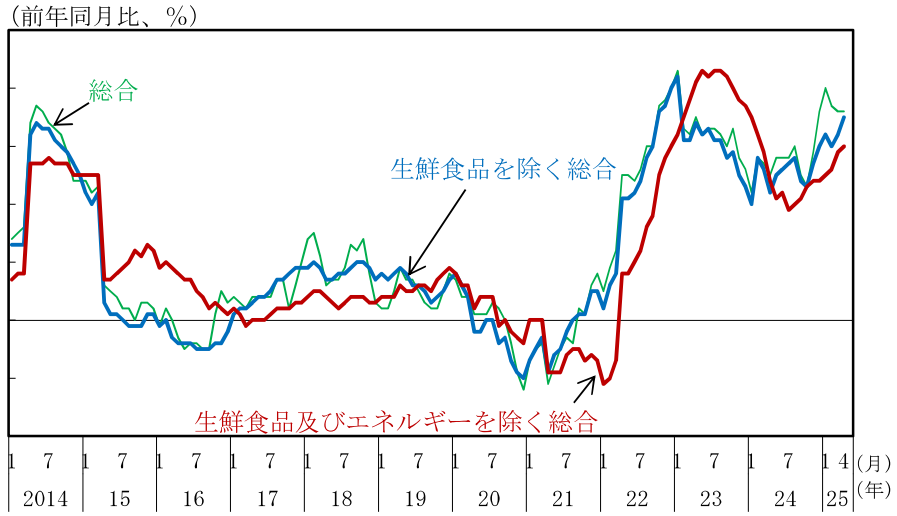

（備考）総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。

消費者物価の推移（連鎖基準、指数）

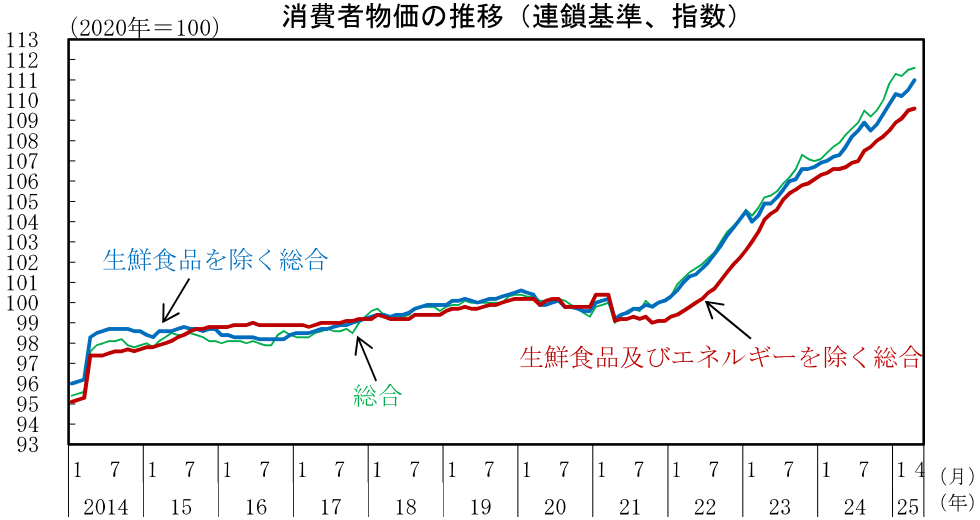

（備考）総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。

予想物価上昇率と１年後の物価上昇予想世帯割合

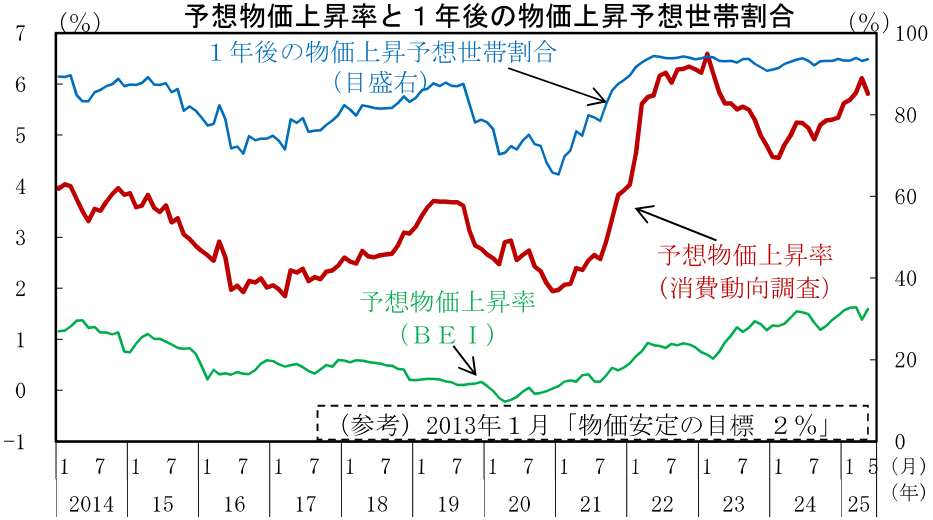

（備考）１．内閣府「消費動向調査」（二人以上の世帯）、Bloombergにより作成。
２．「消費動向調査」は、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
３．予想物価上昇率（消費動向調査）は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づいて試算したもの。
４．ＢＥＩ（ブレーク・イーブン・インフレ率）は、物価連動国債売買参加者による物価予想。10年物国債利回りと10年物物価連動債利回りの差から算出される。

第521回第１-286

12. 金融

株価（日経平均株価）は、37,100円台から38,400円台まで上昇した後、37,400円台まで下落し、その後38,000円台まで上昇した。
対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、143円台から145円台まで円安方向に推移した後、142円台まで円高方向に推移し、その後144円台まで円安方向に推移した。

（%、ポイント、円）

	2023年	2024年	2023年度	2024年度	2024年 7－9月	10－12月	2025年 1－3月	2025年 3月	4月	5月		
コールレート（無担保翌日物）	-0.034	0.122	-0.029	0.220	0.174	0.227	0.416	0.477	0.477	0.477	6/9	0.477
ＴＩＢＯＲ（３か月物）	0.073	0.335	0.085	0.483	0.402	0.521	0.754	0.807	0.810	0.771	6/9	0.773
新発10年国債流通利回り	0.554	0.896	0.616	1.051	0.934	1.009	1.358	1.514	1.312	1.441	6/9	1.455
株式相場											6/9	
東証株価指数(TOPIX)	2,186	2,688	2,341	2,719	2,693	2,708	2,740	2,743	2,533	2,740		2,785
日経平均株価	30,716	38,396	33,226	38,561	38,152	38,931	38,423	37,311	34,342	37,490		38,088
円相場											6/9	
（対米ドル）	140.59	151.59	144.51	152.52	149.56	152.29	152.49	149.18	144.39	144.75		144.85
（対ユーロ）	152.07	163.94	156.70	163.78	164.07	162.46	160.51	160.97	161.86	163.27		164.64
日銀当座預金残高（兆円、前年比）	537 1.7	545 1.5	542 3.5	541 ▲0.1	545 0.9	540 ▲0.4	524 ▲2.7	522 ▲3.4	534 ▲5.4	533 ▲3.7		
マネタリーベース（兆円、前年比）	663 1.6	670 1.0	668 2.9	666 ▲0.3	670 (▲0.5) 0.5	665 (1.5) ▲0.5	648 (▲10.3) ▲2.5	645 (▲15.5) ▲3.1	656 (▲14.2) ▲4.8	656 (12.7) ▲3.4		
マネーストックＭ２（兆円、前年比）	1,231 2.5	1,252 1.7	1,238 2.5	1,255 1.4	1,254 (0.7) 1.3	1,254 (1.6) 1.2	1,255 (1.3) 1.1	1,254 (▲1.4) 0.8	1,265 (▲4.3) 0.5	－ － －		
マネーストックＭ３（兆円、前年比）	1,586 2.0	1,604 1.2	1,593 1.9	1,607 0.9	1,607 (0.4) 0.8	1,605 (1.0) 0.8	1,605 (0.6) 0.6	1,602 (▲1.3) 0.4	1,614 (▲3.4) 0.1	－ － －		
銀行貸出（兆円、前年比）	527 3.4	545 3.3	532 3.4	549 3.3	546 3.3	550 3.1	557 3.2	558 3.0	557 2.5	556 2.6		
ＣＰ・社債発行残高（兆円、前年比）	130 3.0	133 2.9	125 3.4	128 2.5	130 2.1	133 2.9	128 2.5	128 2.5	132 1.2	134 2.2		

（備考）１．コールレート、ＴＩＢＯＲ、新発10年国債流通利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。
２．円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。
３．日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。単位未満切捨て。
４．マネタリーベース、マネーストックは、平均残高。単位未満切捨て。（）内は季調済前期比年率。
５．銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高。単位未満切捨て。
６．ＣＰ・社債発行残高は、末残高。単位未満切捨て。社債は、普通社債及び資産担保型社債の合計の実質金額ベース（既償還分を差し引いたもの）。居住者による国内発行分。金融機関発行分含む。
７．2024年12月末のユーロ円ＴＩＢＯＲの公表停止に伴い、令和７年１月月例経済報告より日本円ＴＩＢＯＲを掲載。

第521回第１-287

為替

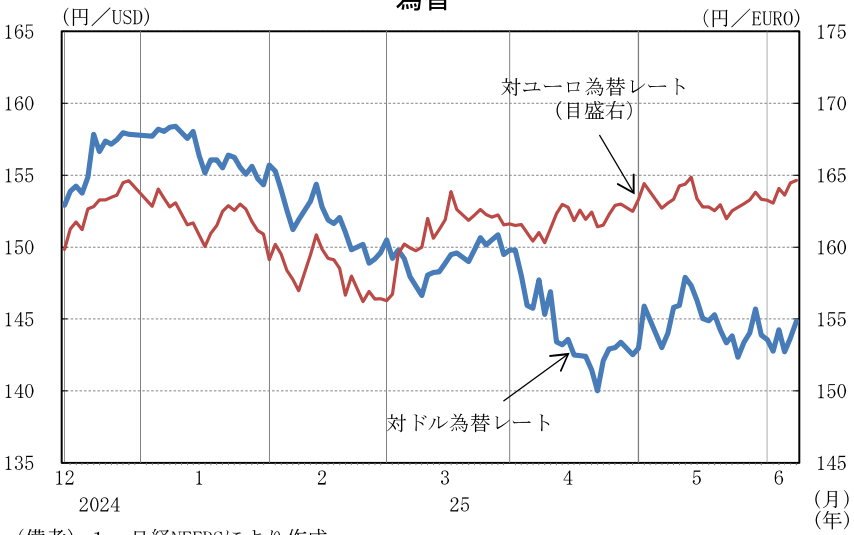

6／9
ユーロ
164.64円

6／9
ドル
144.85円

（備考）１．日経NEEDSにより作成。
２．対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。

日経平均株価

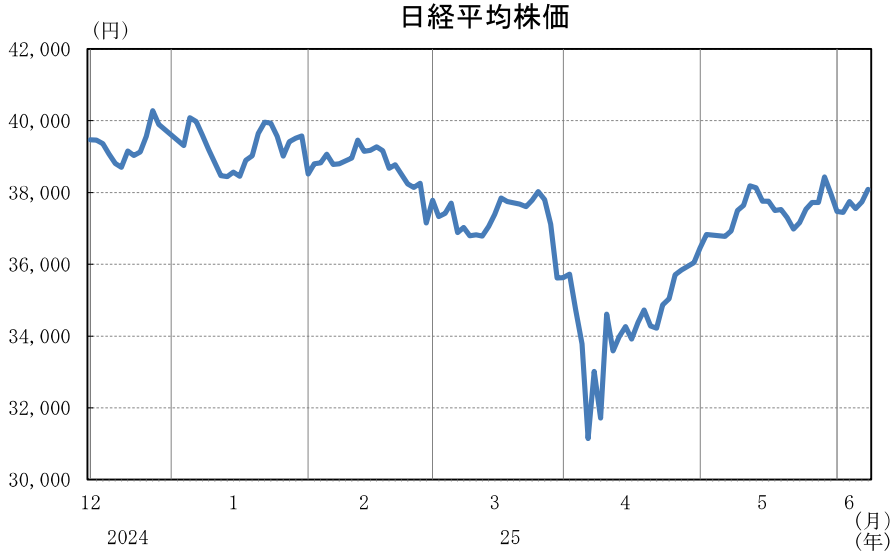

6／9
38,088円

（備考）日経NEEDSにより作成。

金利

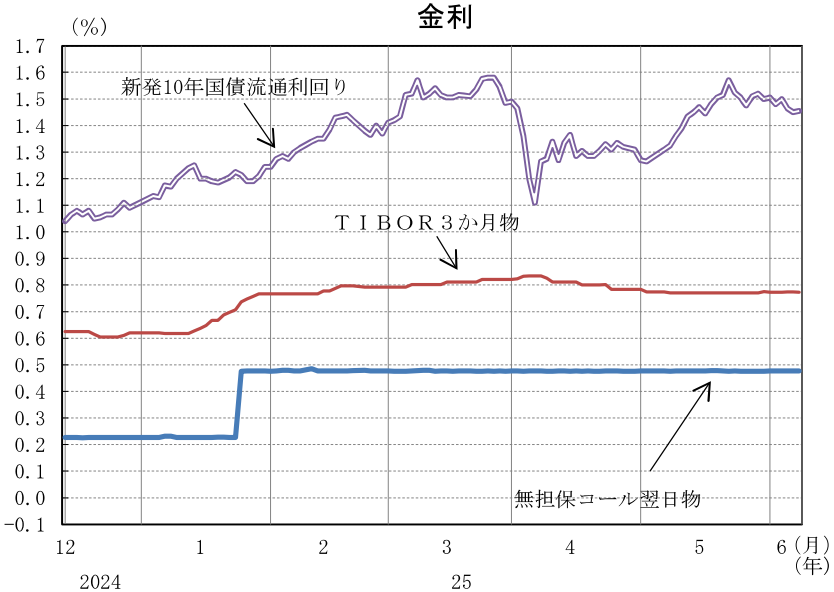

6／9
新発10年国債
流通利回り
1.455%

6／9
ＴＩＢＯＲ
３か月物
0.773%

6／9
無担保コール
翌日物
0.477%

（備考）日経NEEDSにより作成。

社債と国債の流通利回りスプレッド

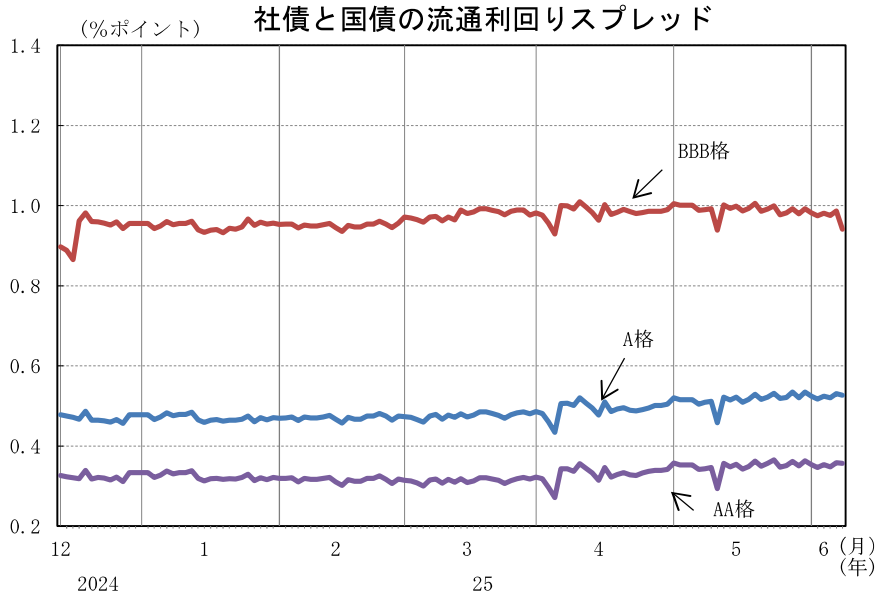

6／9
BBB格
0.941%

6／9
A格
0.527%

6／9
AA格
0.357%

（備考）１．Bloombergにより作成。
２．社債は残存年数３年以上７年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数５年の流通利回りを使用。
３．格付けは格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）ベース。

第521回第１-288

日本銀行バランスシート・マネタリーベース

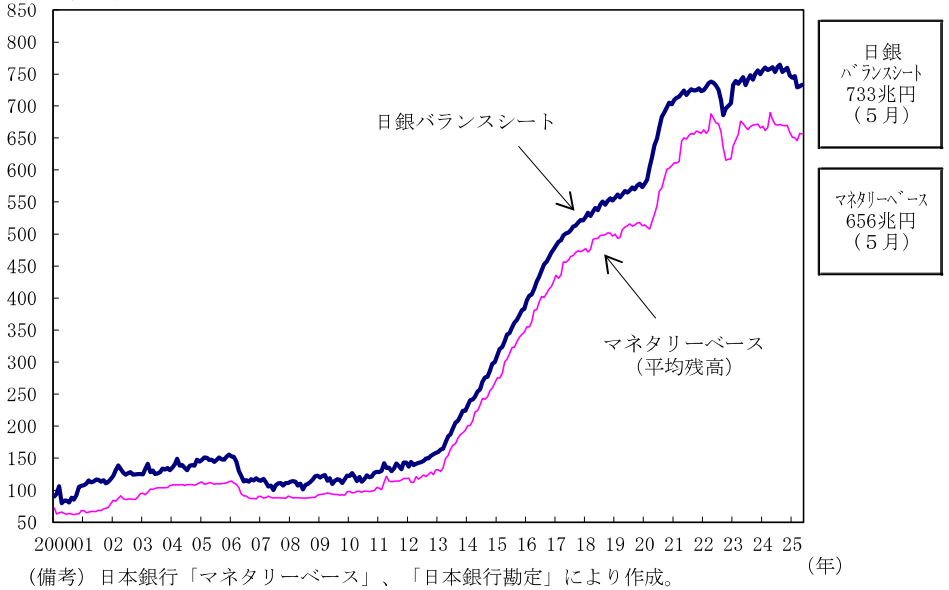

(備考) 日本銀行「マネタリーベース」、「日本銀行勘定」により作成。

Ｍ２および銀行貸出（前年同月比）

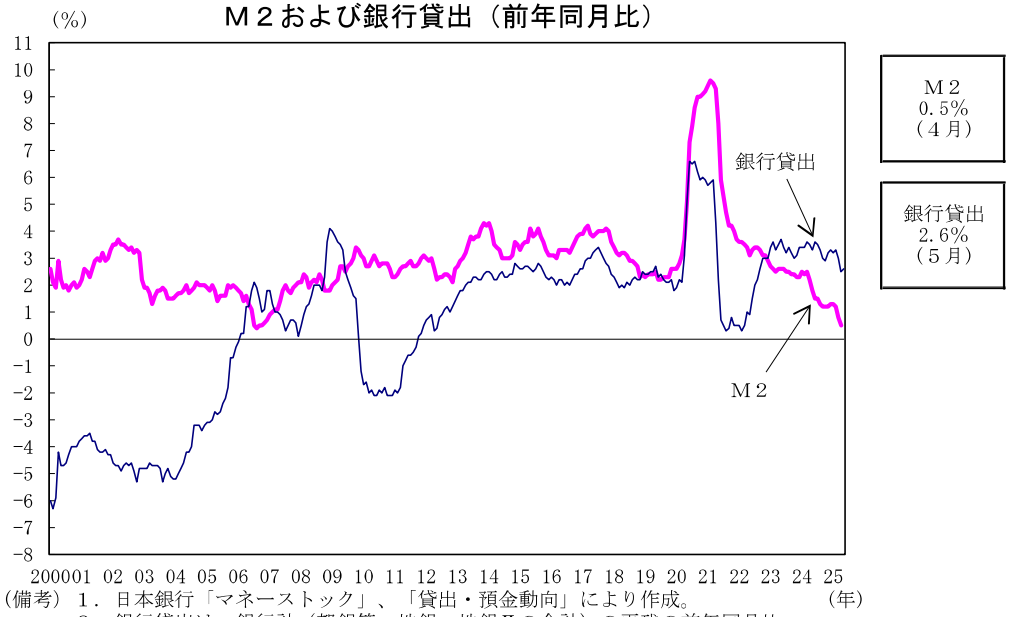

(備考) １．日本銀行「マネーストック」、「貸出・預金動向」により作成。
２．銀行貸出は、銀行計（都銀等、地銀、地銀Ⅱの合計）の平残の前年同月比。

為替レート（長期系列）

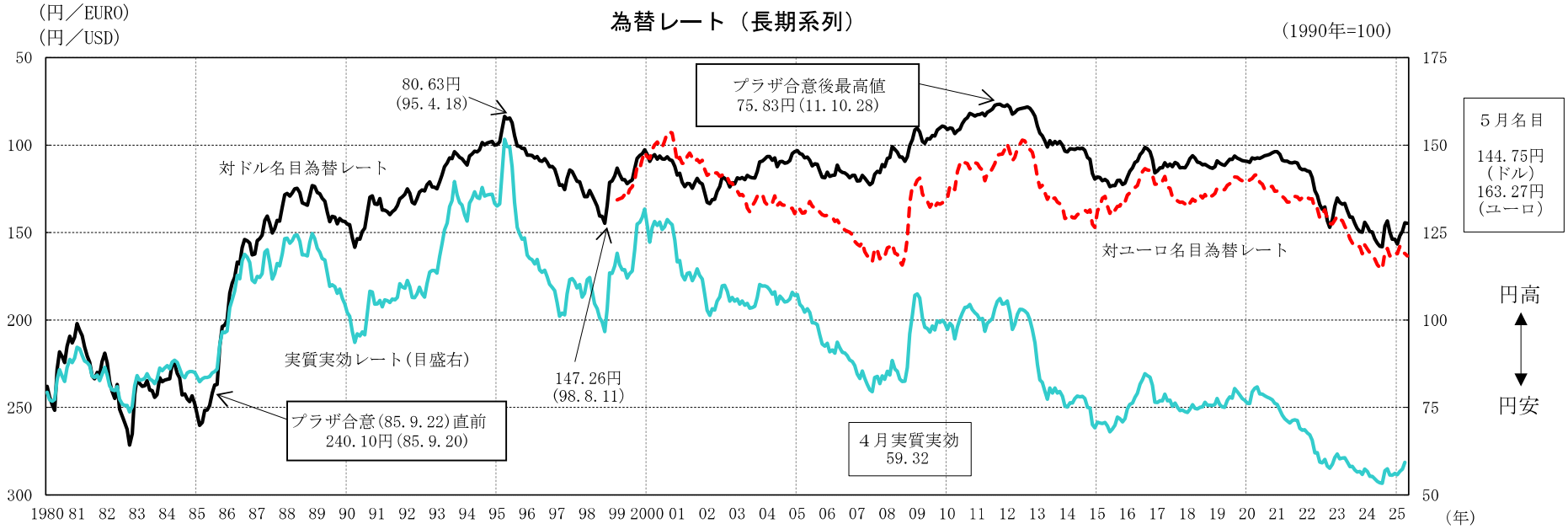

(備考) １．日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。
２．対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場（月中平均）。対ユーロ名目為替レートは直物17時時点（月中平均）。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。
ただし、対ドル名目為替レートの日次で記した値は直物のニューヨーク17時時点。

第521回第１-289

株価（長期系列）

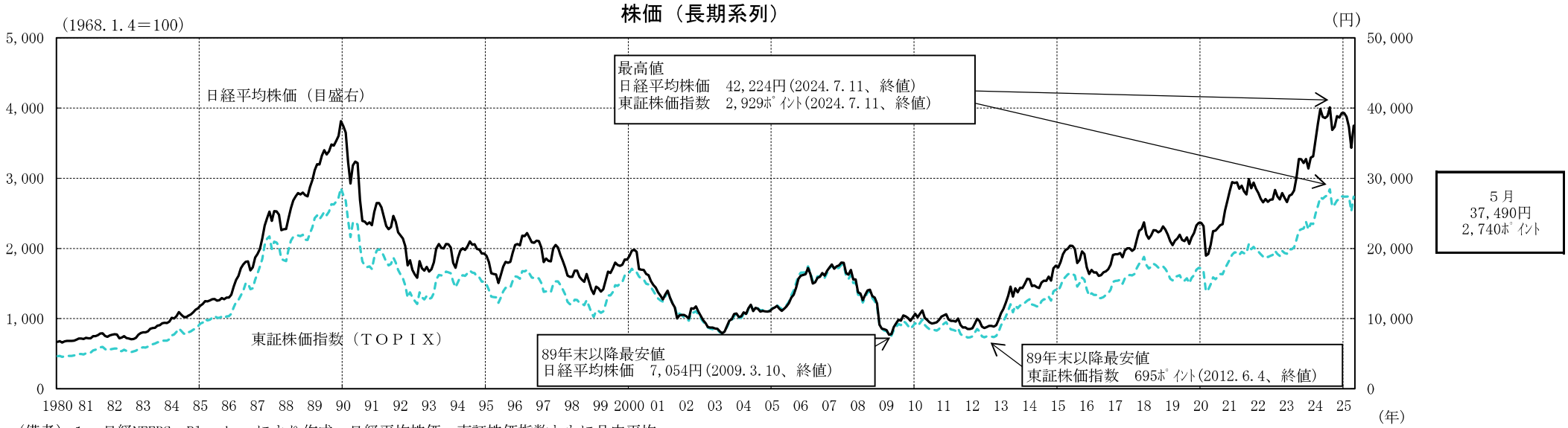

（備考）１．日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
２．東証株価指数は、1968年１月４日時点を100として算出。

金利（長期系列）

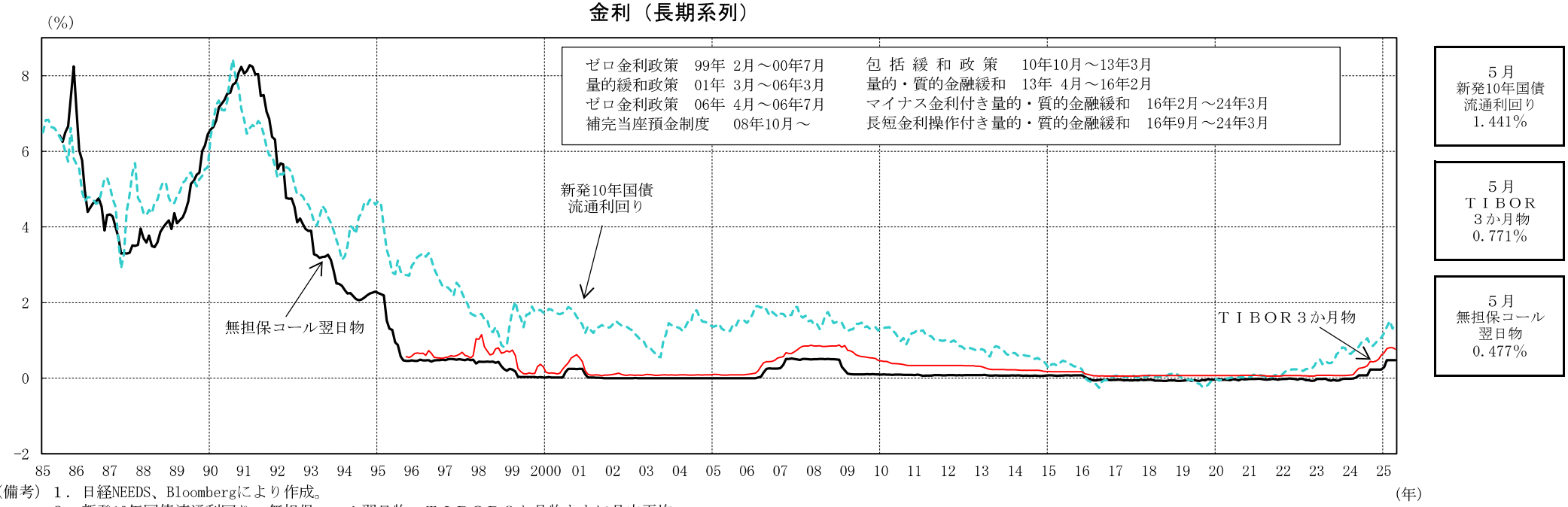

（備考）１．日経NEEDS、Bloombergにより作成。
２．新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ＴＩＢＯＲ３か月物ともに月中平均。

第521回第１-290

13. 景気ウォッチャー調査

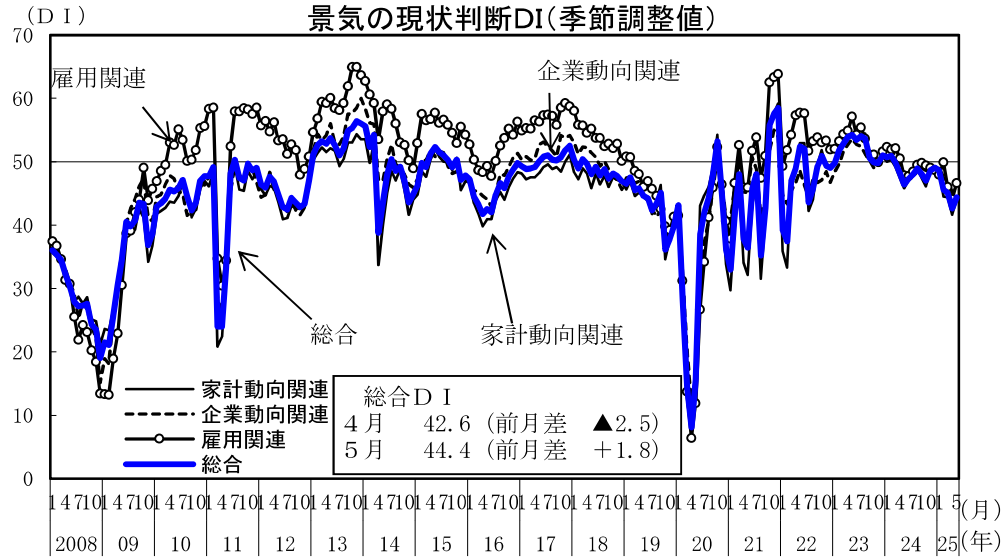

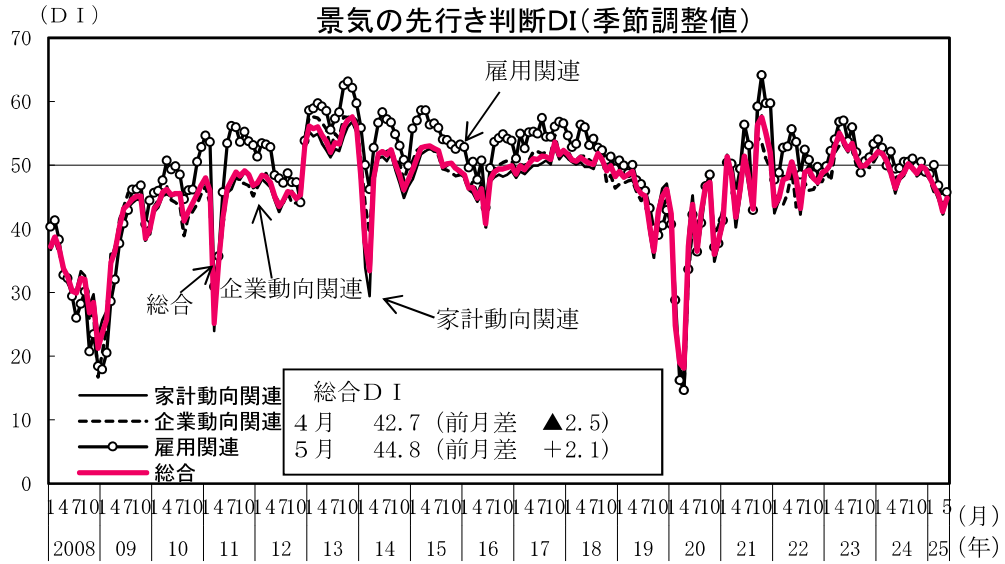

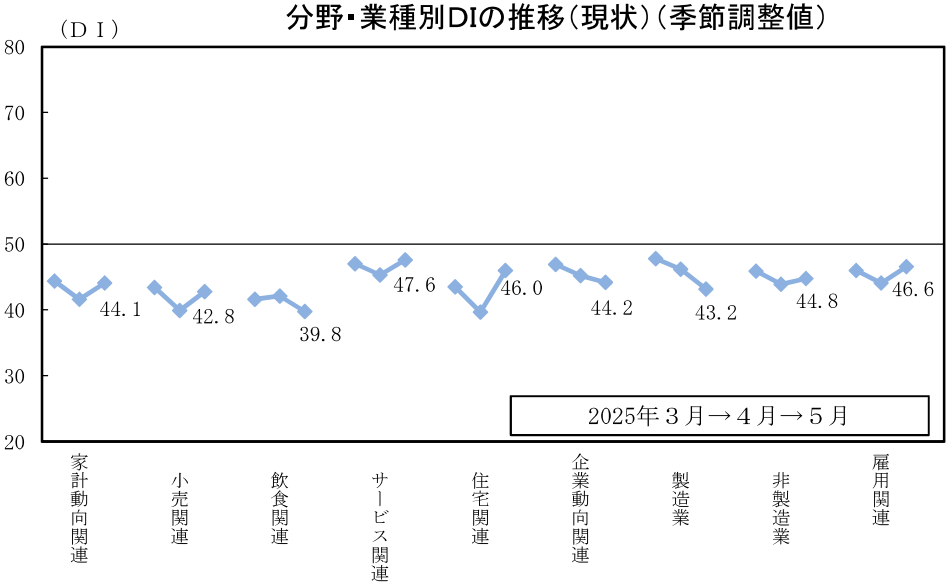

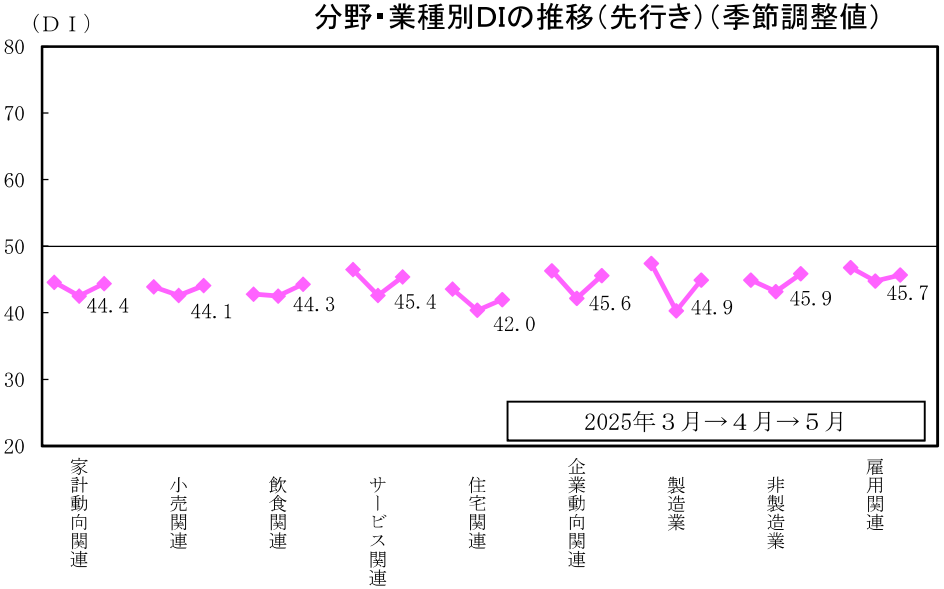

（備考）現状判断ＤＩ、先行き判断ＤＩは各々、景気ウォッチャーによる、３か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した２～３か月先の景気の良し悪しの判断である。

第521回第１-291

（参考１）　景気動向指数

CIの推移

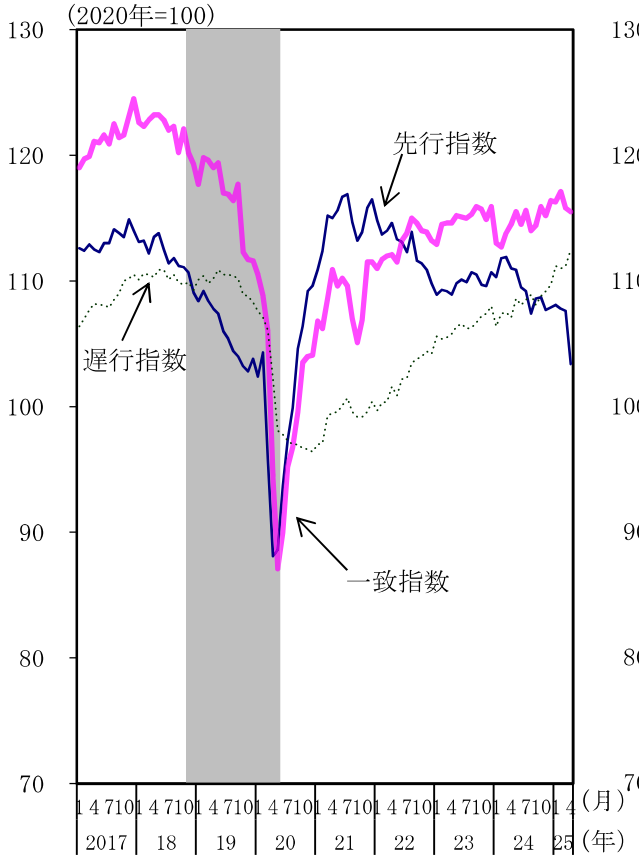

（参考）「景気を把握する新しい指数（一致指数）」の推移

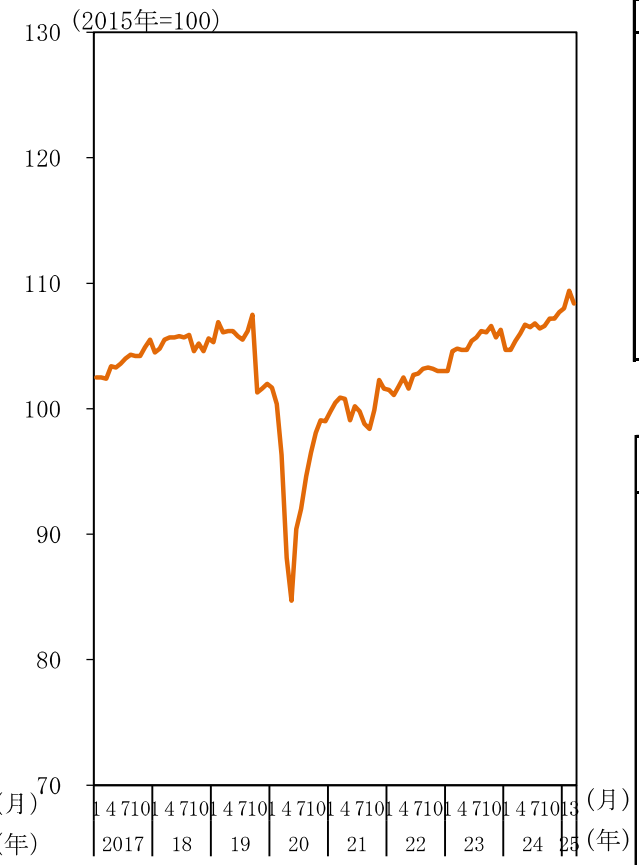

ＣＩ一致指数採用系列の寄与度

		25年１月	２月	３月	４月
ＣＩ一致指数		116.3	117.1	115.8	115.5
寄与度	生産指数(鉱工業)	-0.15	0.32	0.03	-0.16
	鉱工業用生産財出荷指数	0.36	-0.01	-0.45	0.27
	耐久消費財出荷指数	0.16	0.16	-0.56	0.21
	労働投入量指数(調査産業計)	-0.18	0.10	-0.41	0.01
	投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.39	0.49	-0.26	-0.41
	商業販売額(小売業、前年比)	0.10	-0.32	0.19	0.02
	商業販売額(卸売業、前年比)	0.24	-0.36	0.11	-0.18
	営業利益(全産業)	0.10	0.10	0.10	0.16
	有効求人倍率(除学卒)	0.16	-0.25	0.28	-0.02
	輸出数量指数	-0.42	0.51	-0.26	-0.21

景気基準日付

循環	谷（年/月）	山（年/月）	谷（年/月）	期間（か月）		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31（神武）	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42（岩戸）	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57（いざなぎ）	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51（バブル）	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	18/10	20/5	71	19	90
第2～第16循環の平均				38.5	16.3	54.9

（備考）１．内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数（一致指数）」により作成。
２．景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武（景気）」・「岩戸（景気）」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
３．グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。
４．「景気を把握する新しい指数（一致指数）」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基準日付（景気の山谷）の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

第521回第１-292

（参考２）　地価・住宅価格の推移

地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）

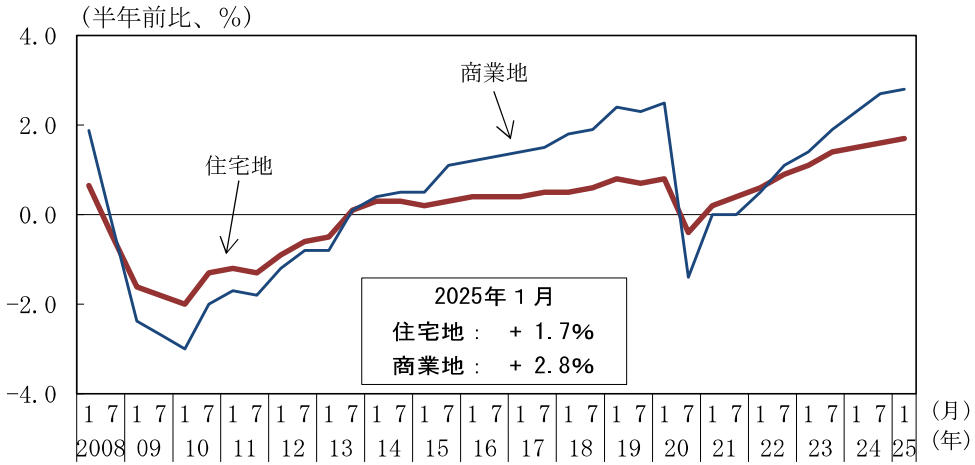

市街地価格指数

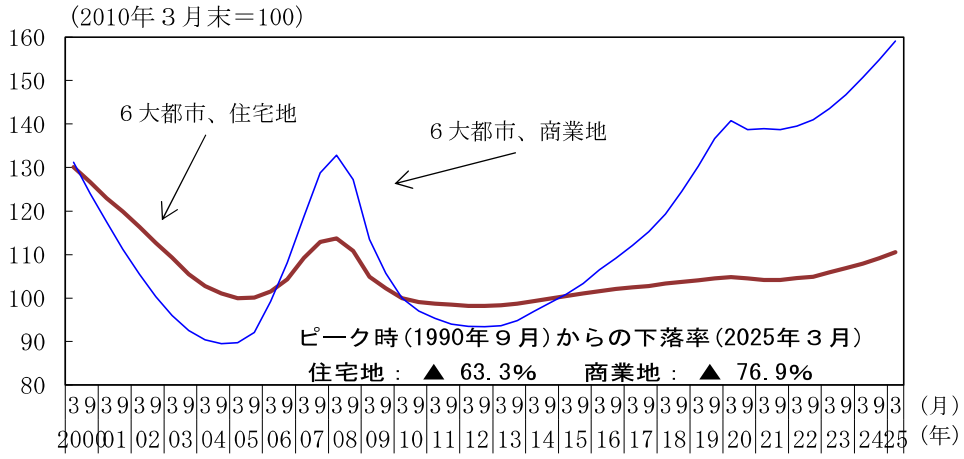

主要都市の高度利用地地価

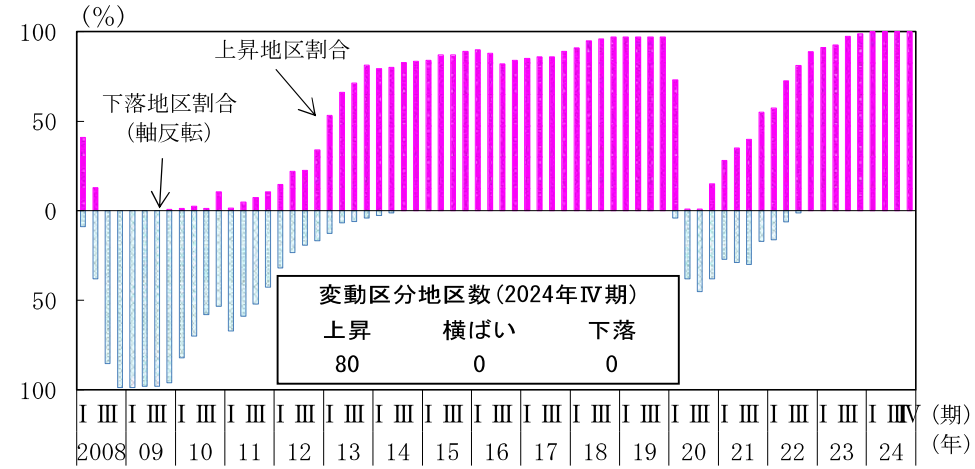

不動研住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）

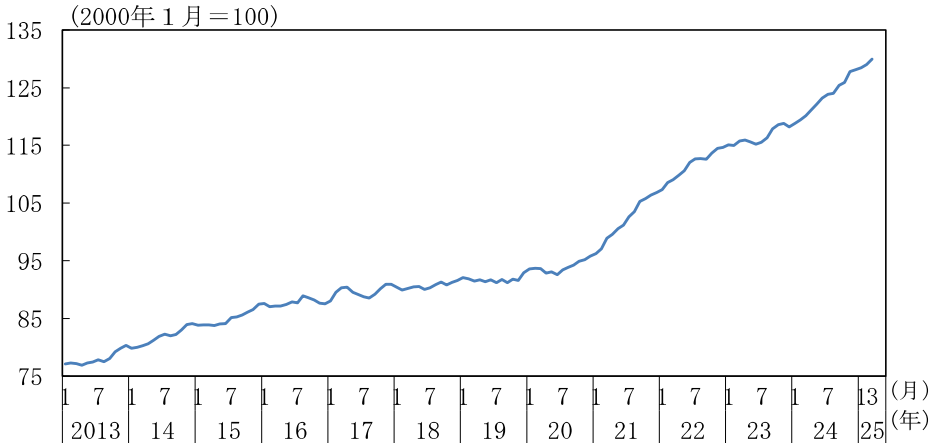

（備考）１．国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、
（一財）日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動研住宅価格指数」により作成。
２．地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
３．６大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（６大都市）のピークは1990年９月。
４．四半期は、Ⅰ期：1/1～4/1、Ⅱ期：4/1～7/1、Ⅲ期：7/1～10/1、Ⅳ期：10/1～1/1。

第521回第１-293

（参考3） 地域経済

(1) 鉱工業生産

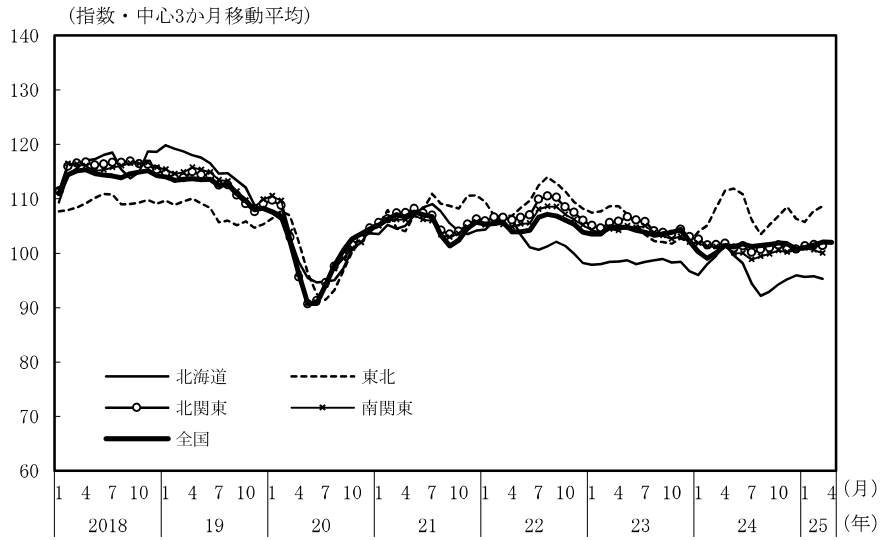

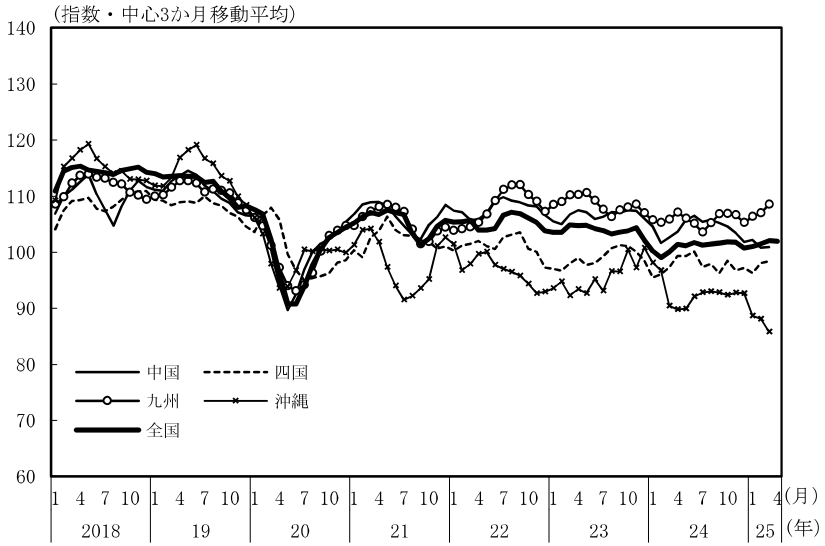

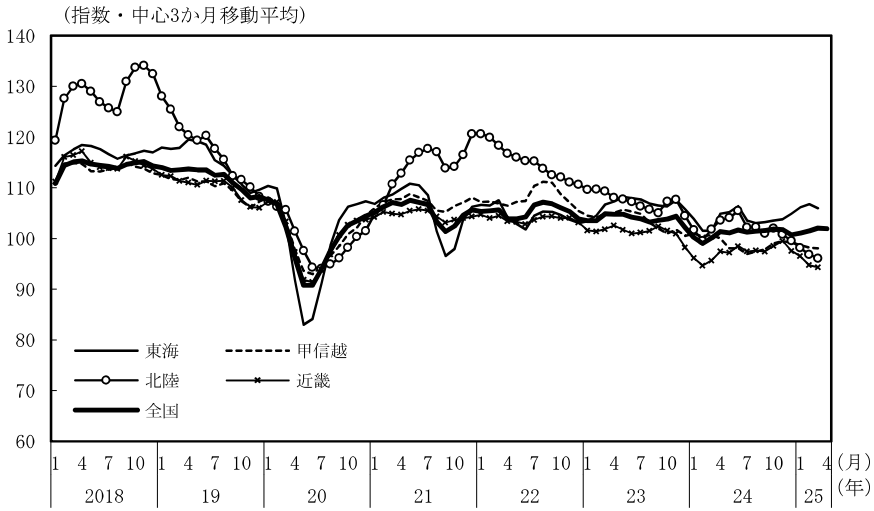

（備考）

1．経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2．北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
3．各経済産業局等に準拠し、全国、北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄の計数は2020年＝100
4．直近月は、２か月平均。
5．全国は４月、その他地域は３月まで更新。

地域名		都道府県名
北海道		北海道
東北		青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越		新潟、山梨、長野
東海		静岡、岐阜、愛知、三重
北陸		富山、石川、福井
近畿		滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国		鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国		徳島、香川、愛媛、高知
九州		福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄		沖縄

第521回第１-294

(2) 完全失業率

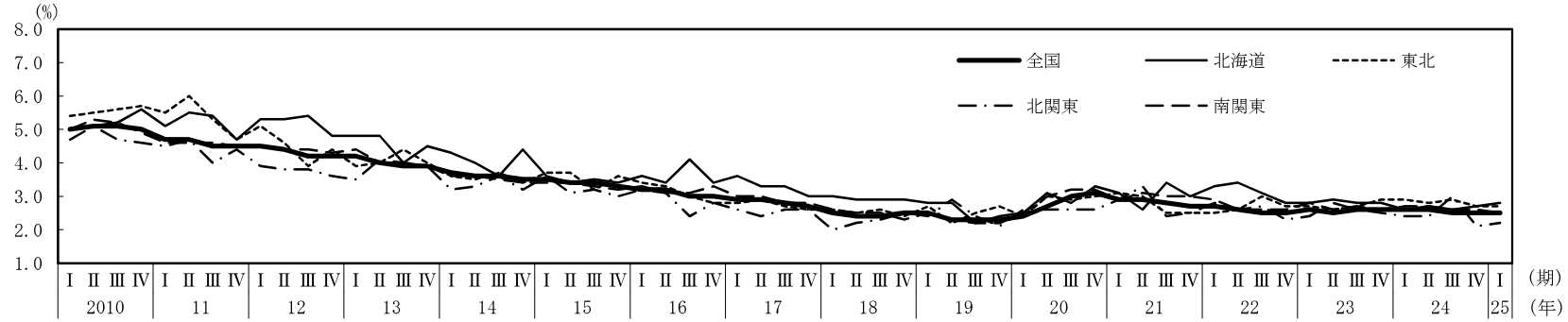

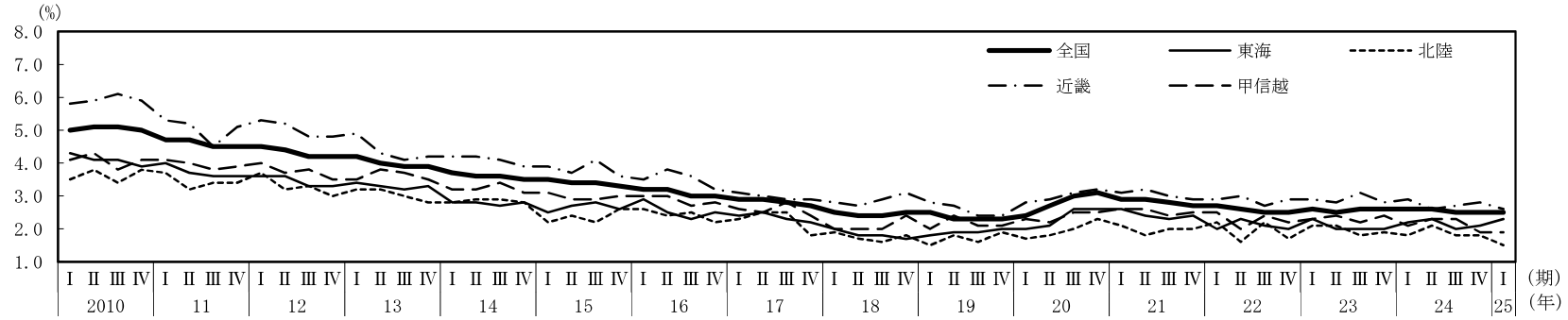

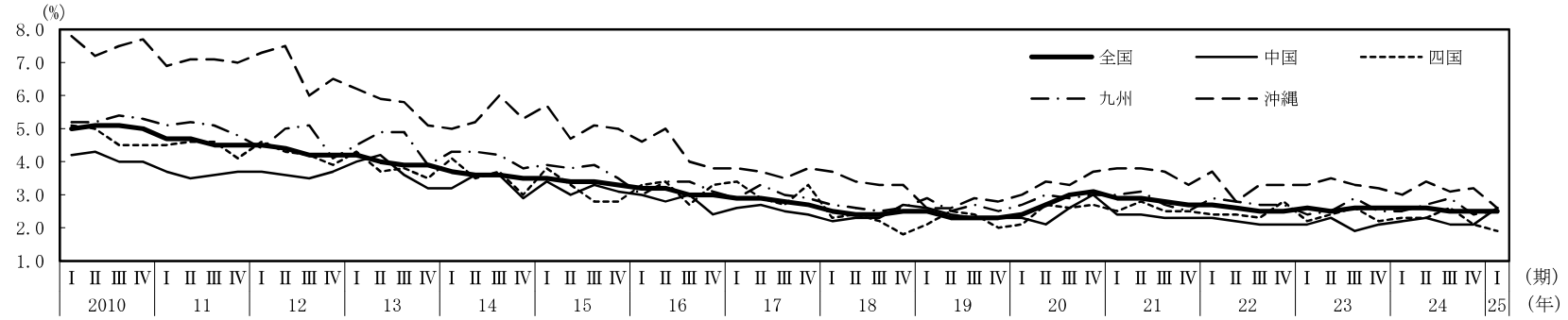

(備考)
1．総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2．北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3．季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

第521回第１-295

(3) 有効求人倍率

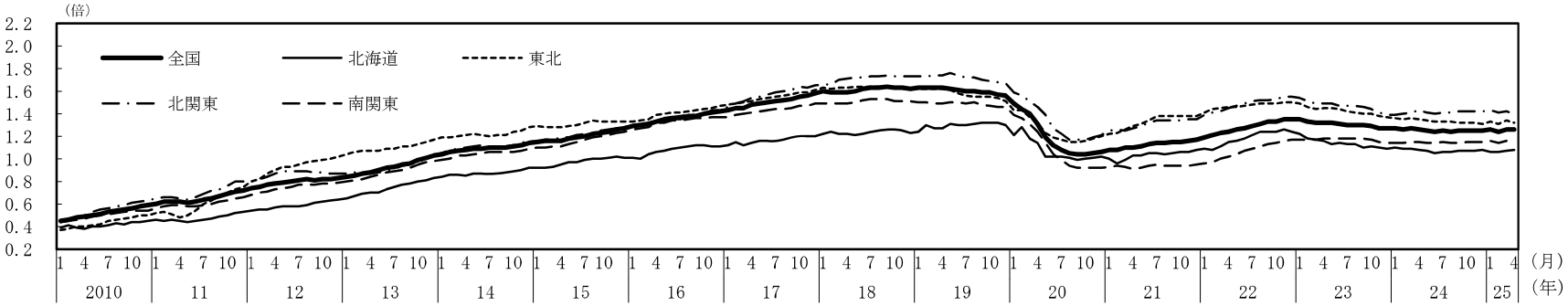

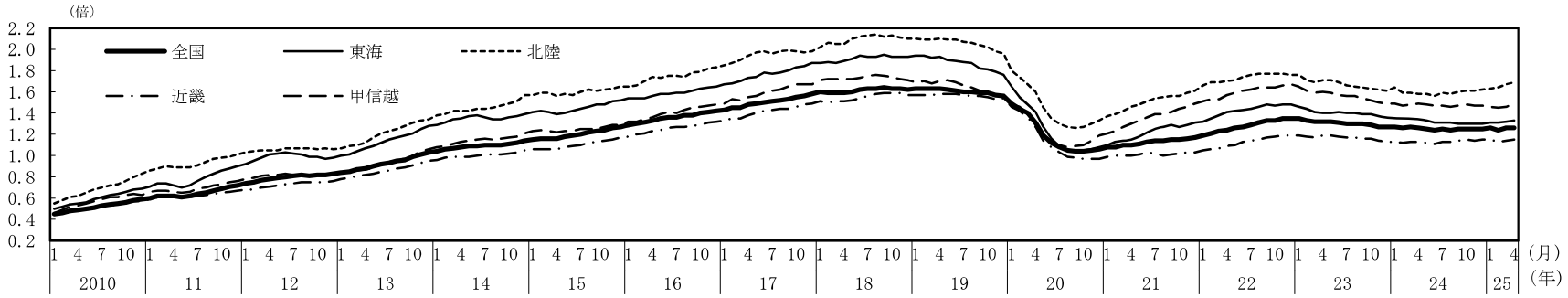

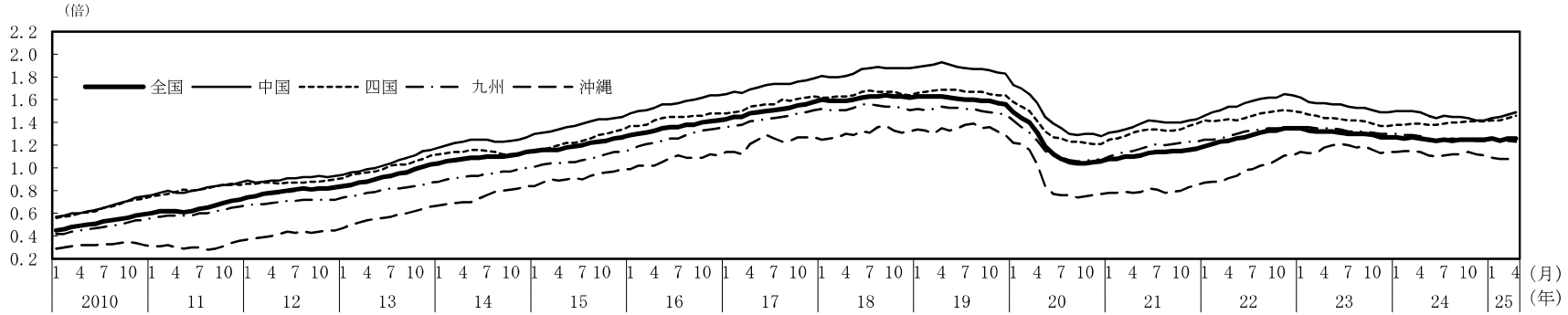

(備考)
1．厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2．すべての地域でパートタイムを含む。
3．有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

第521回第１-296

(4) 経済指標の都道府県別比較

		北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
人口（万人）（2024年）（全国１億2380万人）		504.3	116.5	114.5	224.8	89.7	101.1	174.3	280.6	188.5	189	733.2	625.1	1417.8	922.5	209.9	99.7	109.8	73.9	79.1	198.7	191.6	352.7	746
全国に占めるシェア（%）		4.1	0.9	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.3	1.5	1.5	5.9	5.0	11.5	7.5	1.7	0.8	0.9	0.6	0.6	1.6	1.5	2.8	6.0
順位		9	31	32	14	39	36	21	11	19	18	5	6	1	2	15	37	33	43	41	16	17	10	4
65歳以上の割合（%）（全国平均 29.3）		33.3	35.7	35.4	29.6	39.5	35.6	33.7	30.9	30.6	31.2	27.5	28.1	22.7	26.0	34.1	33.3	30.7	31.8	32.0	32.9	31.4	31.2	25.8
75歳以上の割合（%）（全国平均 16.8）		18.8	19.5	19.7	15.9	22.1	19.6	17.9	17.0	16.4	17.6	15.9	16.3	13.2	15.3	19.2	19.8	17.9	18.0	18.1	19.3	18.1	17.8	15.0
就業者数（万人）（2024年）（全国6781万人）		264.7	62.9	62.3	122.5	47	56.6	95.1	150.7	103.4	103.3	406.4	344.2	844.7	518.3	114.9	54.9	60.7	40.5	44.5	111.1	110.9	196.6	422.2
全国に占めるシェア（%）		3.9	0.9	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.2	1.5	1.5	6.0	5.1	12.4	7.6	1.7	0.8	0.9	0.6	0.7	1.6	1.6	2.9	6.2
順位		9	31	32	14	39	35	21	11	18	19	5	6	1	2	15	36	33	43	41	16	17	10	4
県内総生産（兆円）（2021年度）※名目		20.5	4.5	4.7	9.6	3.5	4.3	7.8	14.5	9.2	9.1	23.7	20.8	113.7	35.3	9.0	4.9	4.7	3.7	3.7	8.6	8.0	17.5	40.6
全国計に占めるシェア（%）		3.6	0.8	0.8	1.7	0.6	0.7	1.4	2.5	1.6	1.6	4.1	3.6	19.7	6.1	1.6	0.8	0.8	0.6	0.6	1.5	1.4	3.0	7.0
順位		8	33	29	14	42	35	21	11	15	16	5	7	1	4	17	28	31	41	40	18	20	10	3
産業別構成比（%）	第１次産業	4.0	4.3	3.0	1.2	2.5	2.4	1.2	1.8	1.3	1.1	0.3	0.7	0.0	0.1	1.5	0.8	0.7	0.8	1.7	1.7	0.7	0.7	0.4
	第２次産業	18.1	20.6	26.7	24.3	25.8	33.1	34.8	41.4	44.7	41.2	27.2	25.1	11.3	25.5	31.2	38.5	29.5	35.6	40.3	37.5	37.2	43.2	40.1
	第３次産業	78.0	75.1	70.3	74.5	71.7	64.5	63.9	56.8	53.9	57.7	72.5	74.1	88.6	74.4	67.4	60.7	69.8	63.7	58.0	60.9	62.1	56.1	59.5
県別製造品出荷額（2022年） 計（兆円）		6.6	1.8	3.1	5.5	1.6	3.1	5.5	14.9	9.5	9.6	14.8	15.9	8.3	18.2	5.4	4.1	3.1	2.6	2.9	7.1	6.5	19	52.4
順位		19	41	30	24	42	29	23	7	14	13	8	6	16	5	26	27	32	35	34	18	20	3	1
構成比上位３業種	１位	食料品	食料品	輸送用機械器具	食料品	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	化学工業	化学工業	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	石油製品・石炭製品	輸送用機械器具	輸送用機械器具	化学工業	化学工業	生産用機械器具	電子部品・デバイス・電子回路	生産用機械器具	情報通信機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具	輸送用機械器具
	２位	石油製品・石炭製品	非鉄金属	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	生産用機械器具	食料品	電子部品・デバイス・電子回路	生産用機械器具	飲料・たばこ・飼料	食料品	食料品	化学工業	食料品	石油製品・石炭製品	食料品	非鉄金属	電子部品・デバイス・電子回路	化学工業	食料品	生産用機械器具	金属製品	電気機械器具	電気機械器具
	３位	鉄鋼業	電子部品・デバイス・電子回路	食料品	生産用機械器具	食料品	化学工業	輸送用機械器具	食料品	電気機械器具	化学工業	化学工業	鉄鋼業	電気機械器具	化学工業	金属製品	生産用機械器具	化学工業	電気機械器具	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	生産用機械器具	化学工業	鉄鋼業
農業産出額（2023年）（億円）		13478	3466	2975	1924	1779	2441	2163	4571	2959	2655	1636	4029	220	686	2281	588	521	433	1192	2890	1263	2245	3207
順位		1	7	9	18	19	13	16	3	10	12	22	4	47	39	14	42	43	44	30	11	28	15	8
主な農畜産物（）内は全国順位		生乳（1位）	りんご（1位）	ホップ（1位）	せり（1位）	ホップ（2位）	西洋なし（1位）	もも（2位）	れんこん（1位）	いちご（1位）	こんにゃくいも（1位）	ねぎ（3位）	らっかせい（1位）	ブルーベリー（1位）	かぼちゃ（7位）	水稲（1位）	六条大麦（2位）	六条大麦（3位）	六条大麦（1位）	ぶどう（1位）	セルリー（1位）	花木類（3位）	荒茶（1位）	しそ（1位）
		小麦（1位）	にんにく（1位）	りんご（3位）	パプリカ（1位）	水稲（3位）	おうとう（1位）	きゅうり（4位）	ピーマン（1位）	にら（2位）	繭（1位）	ほうれんそう（2位）	だいこん（1位）	切り葉（1位）	パンジー（3位）	西洋なし（2位）	球根類（2位）	くわい（6位）	うめ（3位）	もも（1位）	レタス（1位）	くり（4位）	ガーベラ（1位）	きく（1位）
		ばれいしょ（1位）	ごぼう（1位）	ブロイラー（3位）	大豆（2位）	大豆（3位）	そば（5位）	日本なし（4位）	鶏卵（3位）	生乳（2位）	キャベツ（1位）	さといも（1位）	日本なし（1位）	こまつな（4位）	キウイフルーツ（4位）	ゆり（2位）	干し柿（6位）	すいか（9位）	らっきょう（6位）	すもも（1位）	ブルーン（1位）	ほうれんそう（6位）	ばら（2位）	キャベツ（1位）
漁業産出額（2023年）（億円）		2836	503	420	888	30	17	111	300	－	－	－	249	133	150	144	132	171	90	－	－	－	540	198
順位		1	9	13	4	38	39	33	17	－	－	－	19	30	27	29	31	25	34	－	－	－	8	22
主な水産物（）内は全国順位		ほたてがい（1位）	いか類（1位）	わかめ類（2位）	さめ類（1位）	わかさぎ（2位）	さけ類（2位）	養殖こい（2位）	まいわし（1位）	あゆ（2位）	養殖にじます（8位）	-	すずき類（1位）	きはだ（4位）	あゆ類（4位）	さけ類（3位）	さんま（5位）	にぎす類（1位）	さわら類（4位）	養殖にじます（2位）	その他のさけ・ます類（2位）	その他のさけ・ます類（1位）	まぐろ（2位）	あさり類（1位）
宿泊者数（2023年）（万人泊、延べ）		3963	439	586	1007	300	457	969	751	1225	1026	524	2777	9945	2827	959	393	873	324	797	1797	701	2186	1886
順位		3	35	28	16	43	34	17	25	13	15	30	7	1	6	18	37	19	42	22	11	27	8	10
うち外国人宿泊者数（2023年）（万人泊、延べ）		713	27	28	53	10	18	21	24	43	32	17	322	4364	323	35	24	103	6	142	149	110	105	201

第521回第１-297

(4) 経済指標の都道府県別比較

	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
人口（万人）（2024年）（全国１億2380万人）	171.1	140.2	252	875.7	533.7	128.5	88	53.1	64.2	183.1	271.4	128.1	68.5	91.7	127.6	65.6	509.2	78.8	125.2	169.7	108.5	103.3	153.2	146.6
全国に占めるシェア（%）	1.4	1.1	2.0	7.1	4.3	1.0	0.7	0.4	0.5	1.5	2.2	1.0	0.6	0.7	1.0	0.5	4.1	0.6	1.0	1.4	0.9	0.8	1.2	1.2
順位	22	26	13	3	7	27	40	47	46	20	12	28	44	38	29	45	8	42	30	23	34	35	24	25
65歳以上の割合（%）（全国平均 29.3）	30.9	27.2	29.8	27.6	30.2	33.0	34.5	33.7	35.2	31.2	30.4	35.5	35.9	32.8	34.6	36.6	28.6	32.0	34.6	32.5	34.4	34.1	34.2	24.3
75歳以上の割合（%）（全国平均 16.8）	17.8	15.3	18.0	16.6	17.6	19.5	20.1	19.0	20.4	18.4	17.8	20.9	20.3	19.1	19.8	21.6	15.9	17.4	18.9	18.0	19.5	18.8	18.4	11.8
就業者数（万人）（2024年）（全国6781万人）	92.1	77.2	135.3	474.2	278.5	66.3	45.6	29.6	33.3	95.7	145.2	65.7	35.2	48.1	66.6	34.1	264.8	43.1	65.2	91.8	57.4	53.9	78.4	76.7
全国に占めるシェア（%）	1.4	1.1	2.0	7.0	4.1	1.0	0.7	0.4	0.5	1.4	2.1	1.0	0.5	0.7	1.0	0.5	3.9	0.6	1.0	1.4	0.8	0.8	1.2	1.1
順位	22	25	13	3	7	28	40	47	46	20	12	29	44	38	27	45	8	42	30	23	34	37	24	26
県内総生産（兆円）（2021年度）※名目	8.5	6.9	10.9	41.3	22.5	3.8	3.8	1.9	2.7	7.7	12.1	6.2	3.3	3.9	5.1	2.4	19.5	3.2	4.6	6.4	4.7	3.7	5.9	4.4
全国計に占めるシェア（%）	1.5	1.2	1.9	7.2	3.9	0.7	0.7	0.3	0.5	1.3	2.1	1.1	0.6	0.7	0.9	0.4	3.4	0.6	0.8	1.1	0.8	0.6	1.0	0.8
順位	19	23	13	2	6	37	38	47	45	22	12	25	43	36	27	46	9	44	32	24	30	39	26	34
産業別構成比（%）　第１次産業	0.8	0.5	0.3	0.0	0.4	0.5	2.0	2.2	1.5	0.9	0.6	0.4	1.5	1.2	1.5	3.0	0.6	2.3	2.4	2.7	1.7	4.8	4.6	1.1
産業別構成比（%）　第２次産業	45.6	48.8	33.4	23.5	32.4	23.5	34.1	24.4	26.4	36.1	33.0	43.2	37.5	27.1	32.3	18.5	19.8	31.2	24.1	29.0	34.0	25.2	23.3	15.6
産業別構成比（%）　第３次産業	53.5	50.7	66.3	76.4	67.2	76.0	63.9	73.3	72.1	63.0	66.4	56.3	61.0	71.7	66.2	78.5	79.6	66.5	73.5	68.3	64.3	70.0	72.2	83.3
県別製造品出荷額（2022年）計（兆円）	11.9	8.9	6.3	20.2	18.3	2	3	0.9	1.4	9.7	10.7	7.6	2.2	3.1	5.4	0.6	10.3	2.3	1.6	3.5	5.6	1.8	2.4	0.5
順位	9	15	21	2	4	39	33	45	44	12	10	17	38	31	25	46	11	37	43	28	22	40	36	47
構成比上位３業種　１位	輸送用機械器具	化学工業	飲料・たばこ・飼料	生産用機械器具	鉄鋼業	食料品	石油製品・石炭製品	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	石油製品・石炭製品	輸送用機械器具	化学工業	化学工業	非鉄金属	非鉄金属	食料品	輸送用機械器具	食料品	輸送用機械器具	生産用機械器具	非鉄金属	食料品	食料品	食料品
構成比上位３業種　２位	電子部品・デバイス・電子回路	電気機械器具	生産用機械器具	輸送用機械器具	化学工業	プラスチック製品	鉄鋼業	食料品	鉄鋼業	化学工業	鉄鋼業	石油製品・石炭製品	電子部品・デバイス・電子回路	食料品	石油製品・石炭製品	生産用機械器具	鉄鋼業	電子部品・デバイス・電子回路	電子部品・デバイス・電子回路	輸送用機械器具	鉄鋼業	電子部品・デバイス・電子回路	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料
構成比上位３業種　３位	化学工業	輸送用機械器具	その他の製造業	化学工業	食料品	輸送用機械器具	化学工業	電気機械器具	情報通信機械器具	鉄鋼業	生産用機械器具	輸送用機械器具	電気機械器具	輸送用機械器具	パルプ・紙・紙加工品	窯業・土石製品	食料品	輸送用機械器具	食料品	食料品	輸送用機械器具	化学工業	電子部品・デバイス・電子回路	窯業・土石製品
農業産出額（2023年）（億円）	1218	610	766	320	1677	413	1128	766	676	1772	1448	689	986	978	1295	1128	2096	1284	1590	3757	1342	3720	5438	879
順位	29	41	37	46	21	45	32	36	40	20	24	38	33	34	26	31	17	27	23	5	25	6	2	35
主な農畜産物（）内は全国順位	なばな（1位）	六条大麦（4位）	とうがらし（1位）	しゅんぎく（1位）	サンショウ（3位）	かき（2位）	みかん（1位）	らっきょう（1位）	つるむらさき（7位）	ぶどう（3位）	レモン（1位）	イヨカン（5位）	スダチ（1位）	オリーブ（1位）	イヨカン（1位）	なす（1位）	キウイフルーツ（2位）	二条大麦（1位）	ぴわ（1位）	トマト（1位）	カボス（1位）	きゅうり（1位）	かんしょ（1位）	マンゴー（1位）
	荒茶（3位）	大豆（4位）	小豆（2位）	ふき（3位）	たまねぎ（2位）	パンジー（4位）	うめ（1位）	すいか（4位）	干し柿（9位）	鶏卵（4位）	くわい（1位）	れんこん（5位）	しろうり（1位）	はだか麦（3位）	はだか麦（1位）	しょうが（1位）	いちご（2位）	たまねぎ（3位）	ばれいしょ（3位）	すいか（1位）	ギンナン（1位）	豚（2位）	豚（1位）	ゴーヤ（1位）
	小麦（5位）	かぶ（5位）	みずな（3位）	ぶどう（7位）	カーネーション（4位）	きく（7位）	かき（1位）	日本なし（5位）	ユズ（12位）	二条大麦（4位）	鶏卵（6位）	はだか麦（9位）	洋ラン類（1位）	にんにく（3位）	みかん（2位）	にら（1位）	小麦（2位）	アスパラガス（3位）	レタス（4位）	宿根かすみそう（1位）	夏秋ピーマン（3位）	ブロイラー（2位）	ブロイラー（1位）	さとうきび（1位）
漁業産出額（2023年）（億円）	437	－	55	62	609	－	148	234	220	71	289	153	119	185	1086	619	325	310	1238	436	342	436	768	190
順位	10	－	37	36	7	－	28	20	21	35	18	26	32	24	3	6	15	16	2	11	14	12	5	23
主な水産物（）内は全国順位	いせえび（2位）	あゆ（1位）	さわら類（1位）	このしろ（5位）	まだい（1位）	－	いせえび（3位）	ずわいがに（1位）	しじみ（1位）	ふな（1位）	養殖かき類（1位）	あまだい類（1位）	わかめ類（3位）	いかなご（3位）	養殖まだい（1位）	養殖まだい（3位）	まだい（4位）	板のり（1位）	あじ（1位）	たちうお（2位）	養殖ひらめ（1位）	まぐろ（4位）	養殖かんぱち（1位）	もずく類（1位）
宿泊者数（2023年）（万人泊、延べ）	734	480	3213	5070	1513	265	463	223	331	555	1157	362	234	437	469	375	2112	243	759	840	762	338	815	3288
順位	26	31	5	2	12	44	33	47	41	29	14	39	46	36	32	38	9	45	24	20	23	40	21	4
うち外国人宿泊者数（2023年）（万人泊、延べ）	20	29	1213	1876	102	33	52	7	5	33	144	9	13	45	20	14	504	16	46	100	131	12	36	448

（備考）１．総務省「人口推計」「労働力調査」「経済構造実態調査」、内閣府「県民経済計算」、農林水産省「生産農業所得統計」「漁業産出額」「都道府県の農林水産業の概要」、観光庁「宿泊旅行統計」により作成。
２．就業者数の全国に占めるシェアの算出時の全国値には、都道府県別結果（モデル推計値）の都道府県別就業者数の合計を使用。
３．主な農畜産物の全国順位は、品目により対象年次が異なる。漁業産出額は海面漁業及び海面養殖業の値。

第521回第１-298

Ⅱ．海外経済

		５月月例（５月22日）	６月月例（６月11日）
世界経済		世界の景気は、持ち直しが緩やかになっており、一部の地域において足踏みがみられるほか、米国の通商政策による不透明感がみられる。 先行きについては、通商政策による影響の広がりから、持ち直しの動きが弱まる可能性がある。また、今後の通商政策など米国の政策動向による影響等による下振れリスクや金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。	世界の景気は、持ち直しが緩やかになっており、一部の地域において足踏みがみられるほか、関税率引上げに伴う駆け込み需要やその反動の影響、不透明感がみられる。 先行きについては、通商政策による影響の広がりから、持ち直しの動きが弱まる可能性がある。また、今後の通商政策など米国の政策動向による影響等による下振れリスクや金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。
米国		米国では、景気の拡大が緩やかとなる中、関税率引上げに伴う駆け込み需要や通商政策による不透明感がみられる。 先行きについては、通商政策が物価や消費等に与える影響から、その勢いが更に弱まる可能性がある。また、高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスク、今後の通商政策など政策動向による影響に留意する必要がある。	米国では、景気の拡大が緩やかとなる中、関税率引上げに伴う駆け込み需要やその反動の影響、不透明感がみられる。 先行きについては、通商政策が物価や消費等に与える影響から、その勢いが更に弱まる可能性がある。また、高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスク、今後の通商政策など政策動向による影響に留意する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、各種政策の効果がみられるものの、景気は足踏み状態となっている。 先行きについては、引き続き各種政策の効果が期待されるものの、通商問題の影響から足踏み状態が続くと見込まれる。また、今後の通商問題の動向、不動産市場の停滞の継続、物価下落の継続による影響等に留意する必要がある。	中国では、各種政策の効果がみられるものの、景気は足踏み状態となっている。 先行きについては、引き続き各種政策の効果が期待されるものの、通商問題の影響から足踏み状態が続くと見込まれる。また、今後の通商問題の動向、不動産市場の停滞の継続、物価下落の継続による影響等に留意する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は持ち直しに足踏みがみられる。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は弱含んでいる。インドでは、景気の拡大テンポは鈍化している。	韓国では、景気は持ち直しに足踏みがみられる。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は弱含んでいる。インドでは、景気は緩やかに拡大している。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいては、駆け込み輸出がみられ、景気はこのところ持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、財輸出に弱さが見込まれることから、持ち直しの動きが弱まる可能性がある。また、米国の政策動向による影響に留意する必要がある。	ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きが続いており、一部に駆け込み輸出の影響もみられる。ドイツにおいては、駆け込み輸出の影響がみられ、景気はこのところ持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、財輸出に弱さが見込まれることから、持ち直しの動きが弱まる可能性がある。また、米国の政策動向による影響に留意する必要がある。
	英国	英国では、景気は持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、米国の政策動向による影響等を注視する必要がある。	英国では、景気は持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、米国の政策動向による影響等を注視する必要がある。

（注）下線部は先月から変更した部分。

第521回第１-299

１．米国

〇米国では、景気の拡大が緩やかとなる中、関税率引上げに伴う駆け込み需要やその反動の影響、不透明感がみられる。

①実質ＧＤＰ成長率（第２次推計値）
2025年１－３月期は前期比年率▲0.2%成長

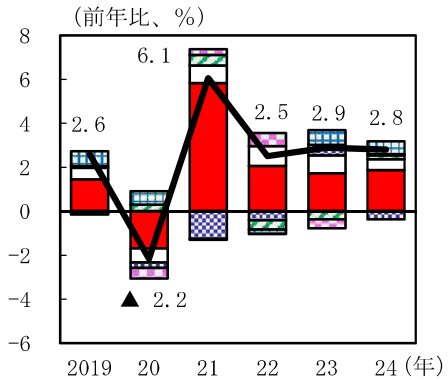

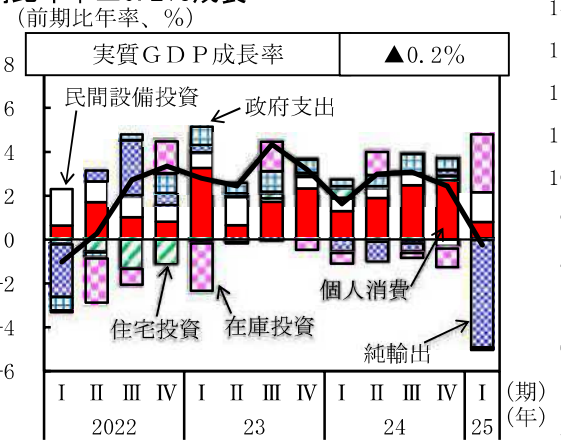

（備考）2025年１－３月期の寄与度（%）は以下のとおり。個人消費：＋0.8、民間設備投資：＋1.4、住宅投資：▲0.0、在庫投資：＋2.6、政府支出：▲0.1、純輸出：▲4.9。

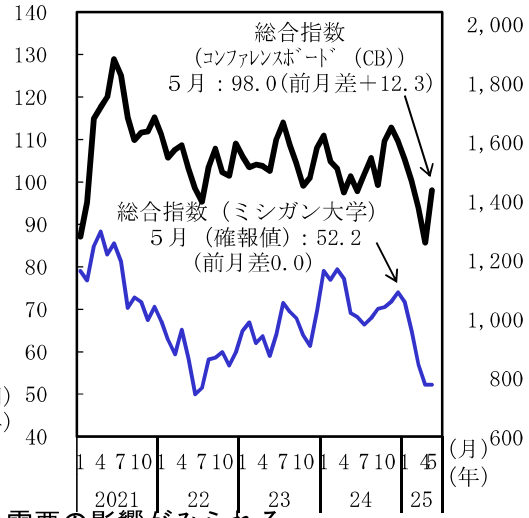

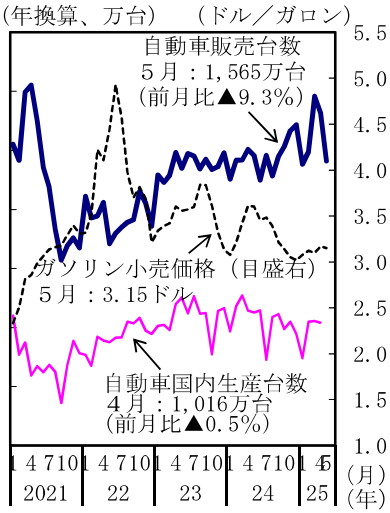

②消費　　：伸びは緩やかになっているが、関税率引上げに伴う駆け込み需要の影響がみられる
　自動車販売台数：関税率引上げに伴う駆け込み需要のはく落により、このところおおむね横ばい

③住宅着工：おおむね横ばい
　住宅価格：このところ伸びがやや低下

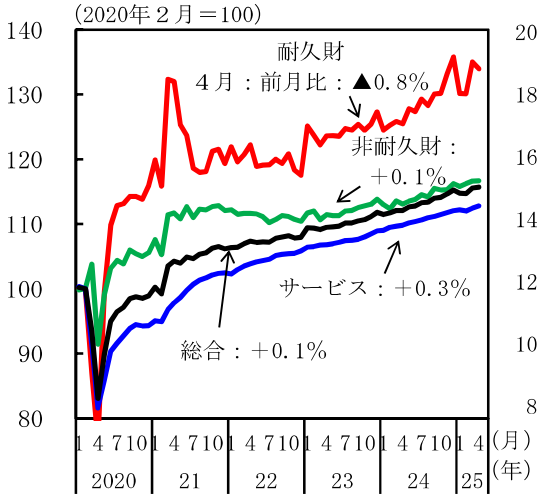

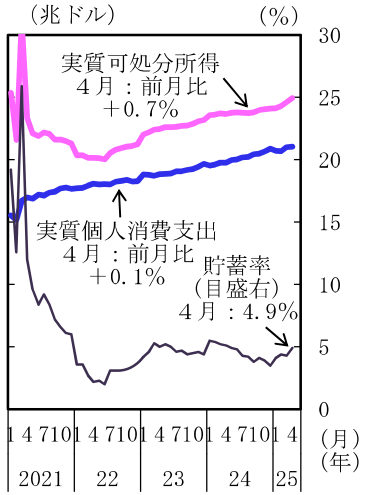

（備考）月次の値は年率換算。

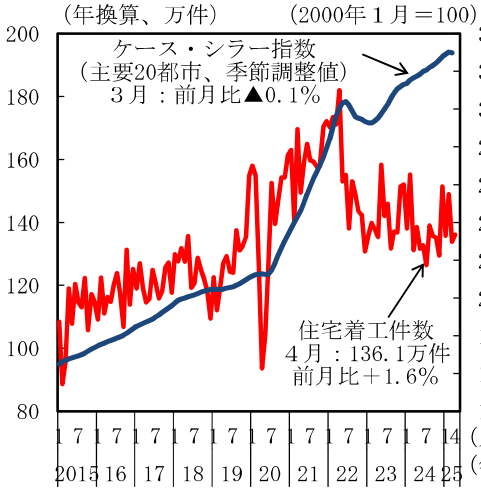

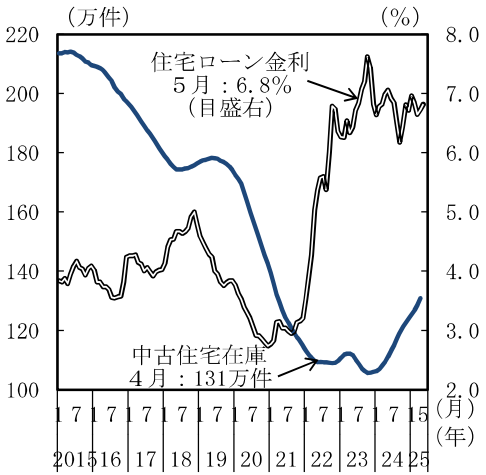

（備考）住宅ローン金利は30年物固定金利の各月平均。中古住宅在庫は12か月移動平均。

第521回第１-300

④設備投資は関税率引上げに伴う駆け込み需要の影響もあり、このところ増加

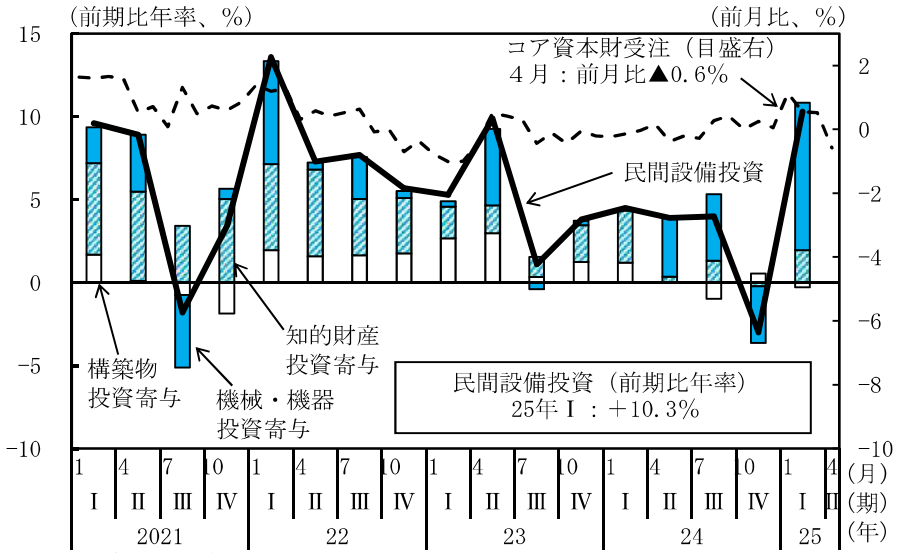

（備考）コア資本財受注は、３か月移動平均値。

⑤生産は関税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響もあり、このところおおむね横ばい

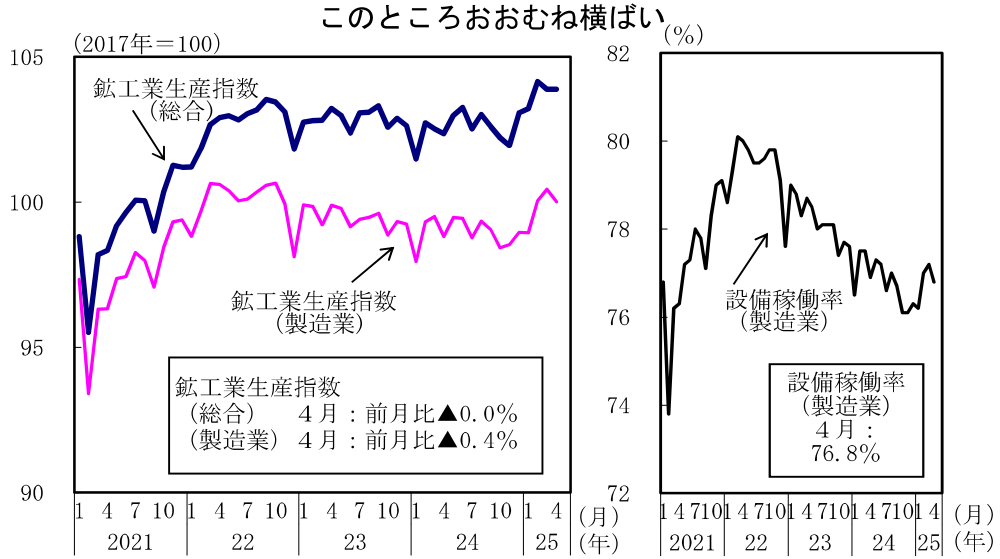

製造業　：景況指数は50を下回り、かつ、低下
非製造業：景況指数はおおむね横ばい

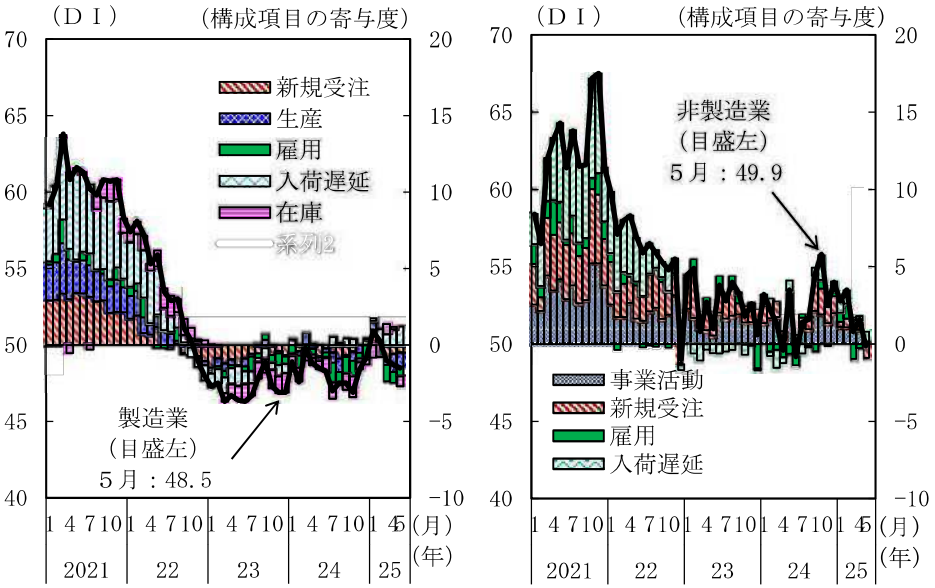

（備考）構成項目の寄与度は中立水準である50からの乖離幅を示す。

⑥財輸出はおおむね横ばいとなっているが、通商政策による影響がみられる

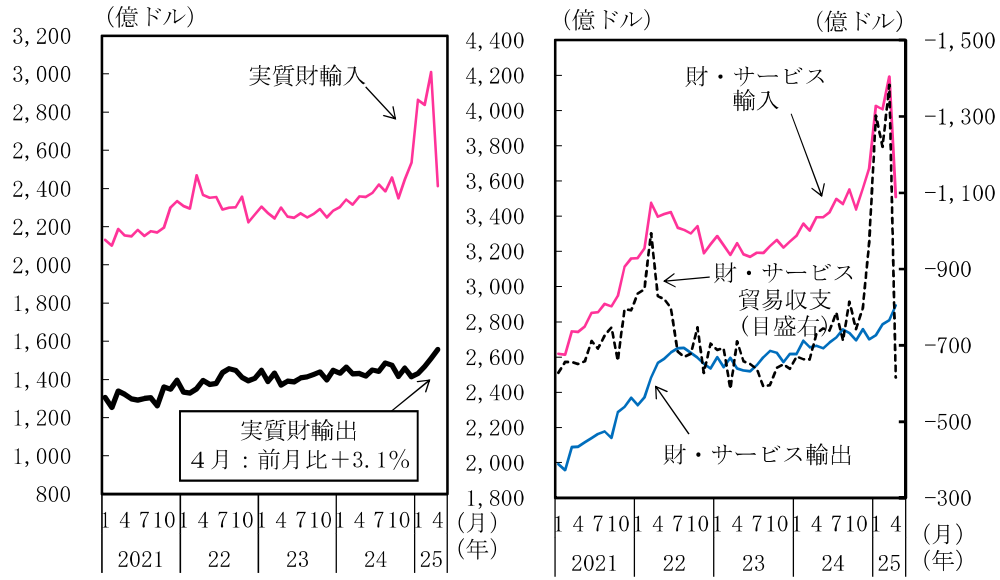

（備考）左図は通関ベース（実質）、右図は国際収支ベース（名目）。

第521回第１-301

⑦雇用者数は緩やかに増加、失業率はおおむね横ばい

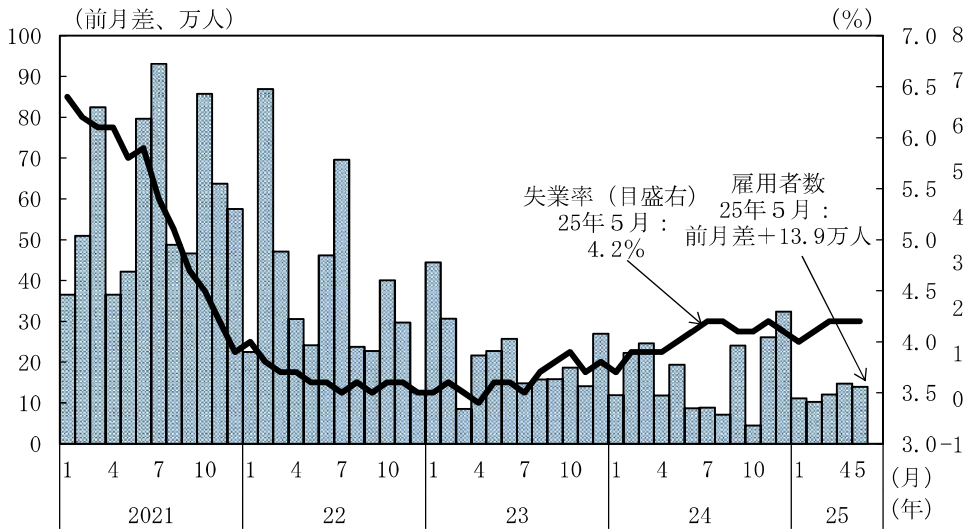

（備考）　雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率はこのところおおむね横ばい

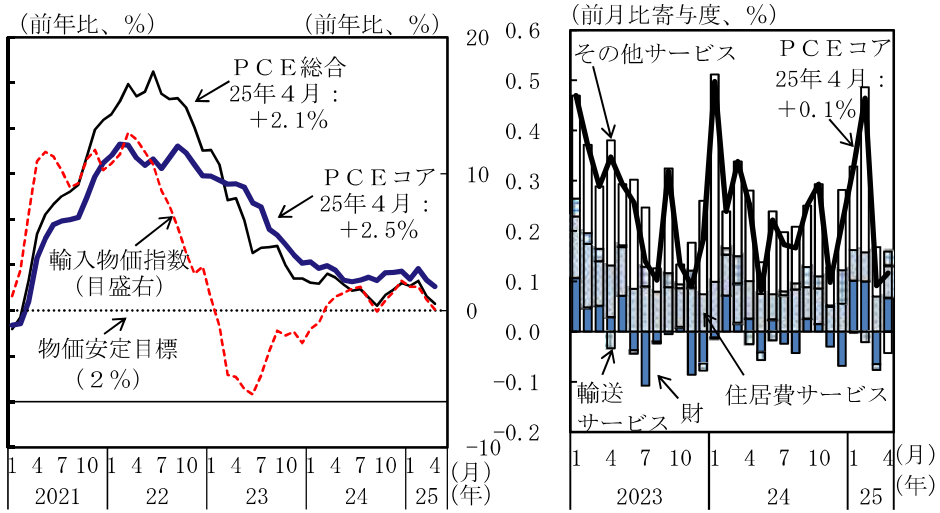

（備考）　１．上図のＰＣＥは、個人消費支出デフレーターを指す。
２．コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びはおおむね横ばい

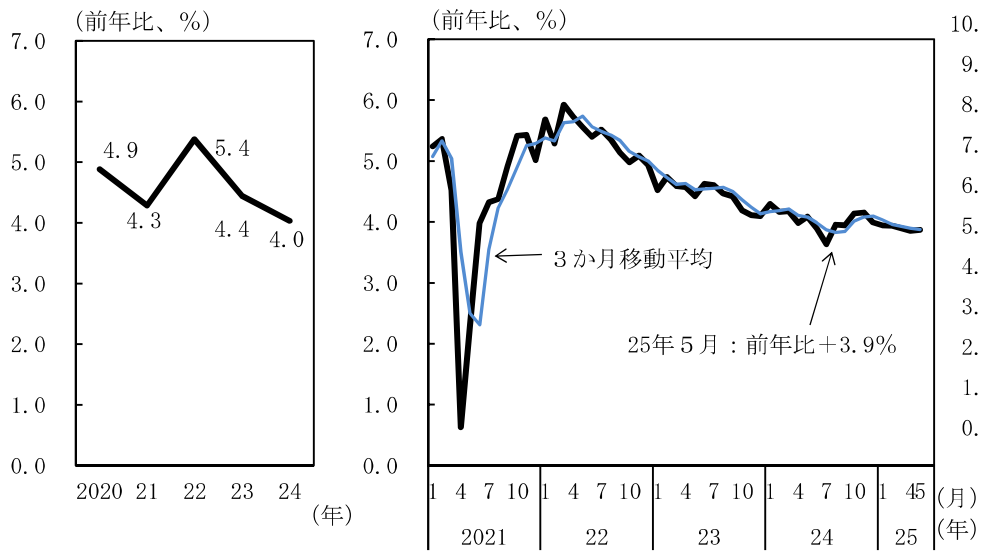

（備考）賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策

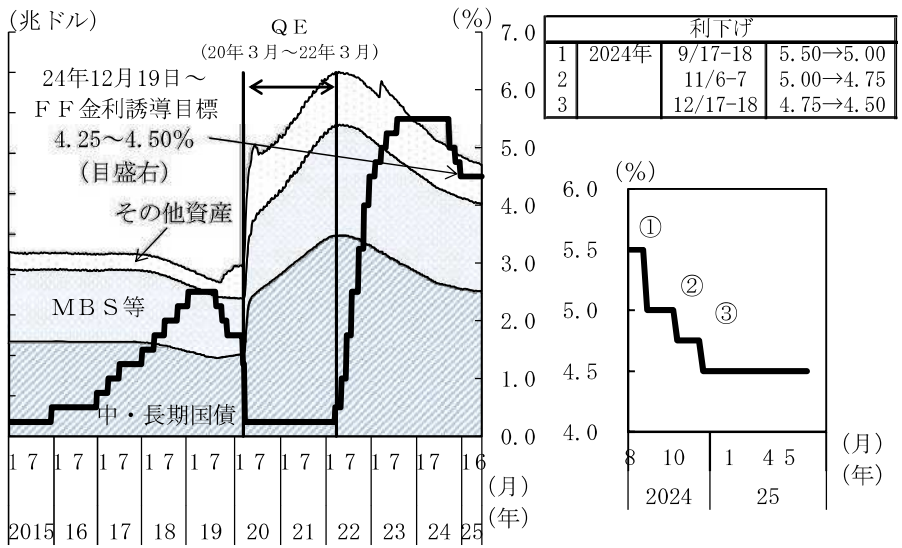

		利下げ	
1	2024年	9/17-18	5.50→5.00
2		11/6-7	5.00→4.75
3		12/17-18	4.75→4.50

（備考）１．ＦＲＢにより作成。
２．ＦＦ金利誘導目標については、上限を指す。

第521回第１-302

２．アジア地域

中国：　○中国では、各種政策の効果がみられるものの、景気は足踏み状態となっている。

①実質ＧＤＰ成長率

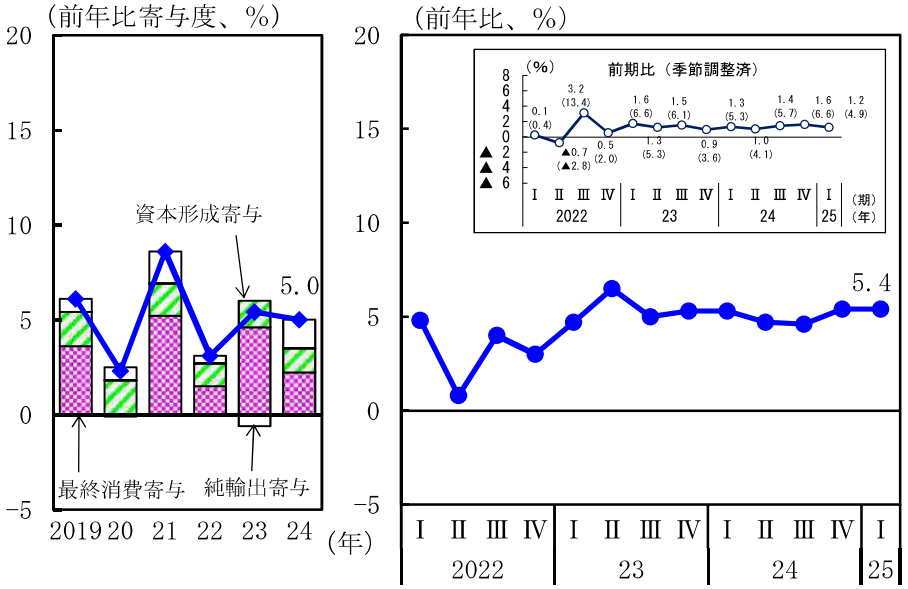

（備考）前期比のグラフの（　）内の数値は内閣府による年率換算。

貨物輸送（自動車、鉄道）

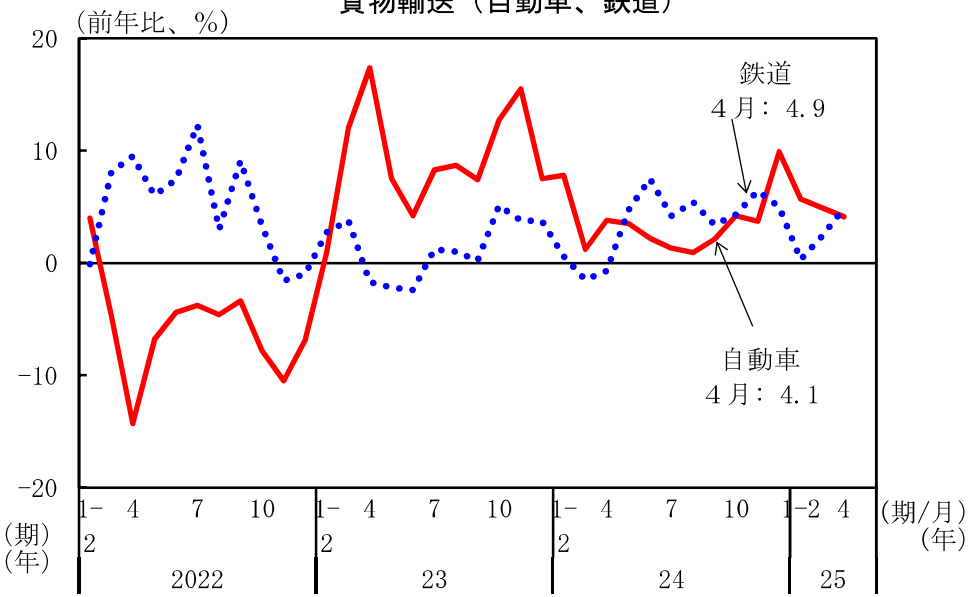

（備考）輸送量ベースの前年比。

製造業購買担当者指数（ＰＭＩ）は持ち直しの動きに足踏み

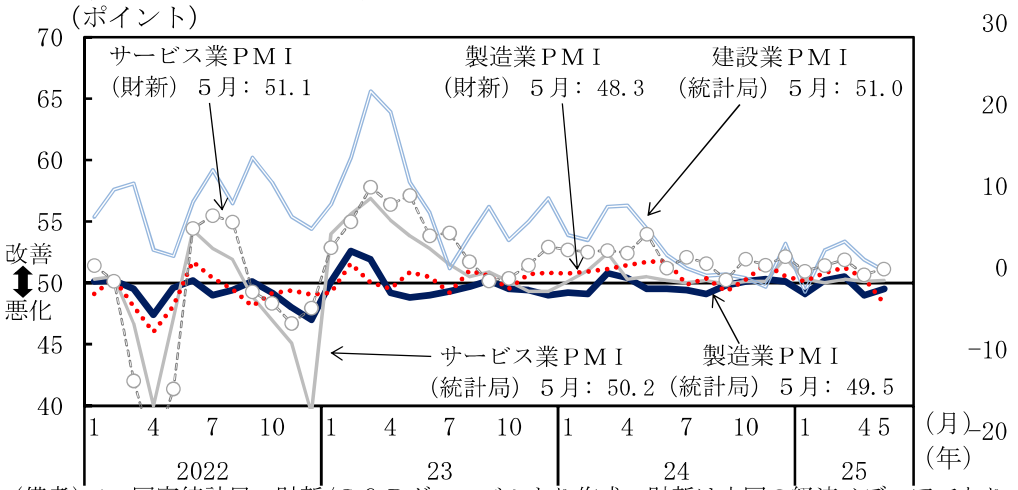

（備考）1. 国家統計局、財新/Ｓ＆Ｐグローバルより作成。財新は中国の経済メディアであり、Ｓ＆Ｐグローバル社との共同調査により、独自にＰＭＩを発表している。
2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,200社（製造業）、4,300社（非製造業）、財新/Ｓ＆Ｐグローバルが約650社。

②財輸出は緩やかに増加している

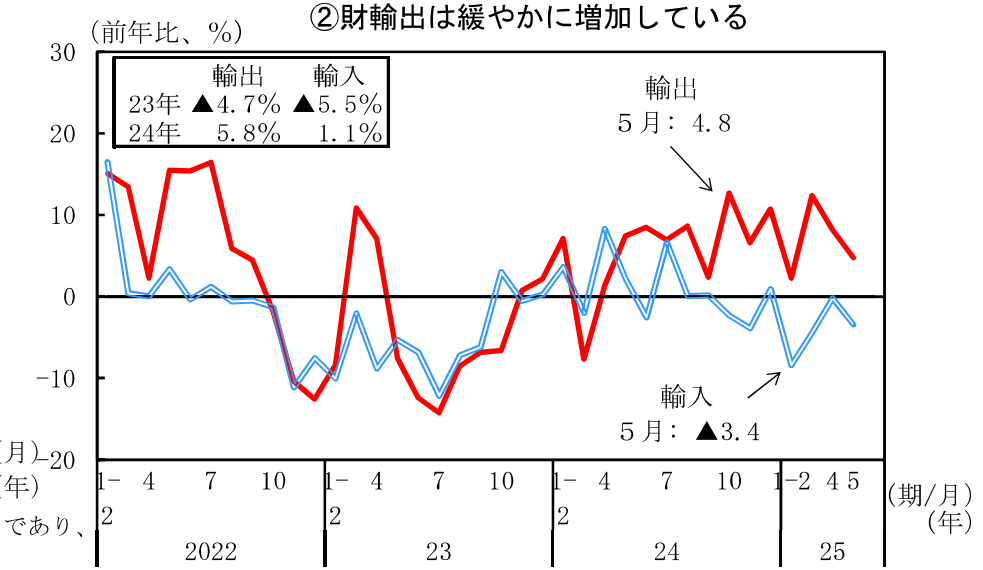

（備考）1. 輸出入ともドルベースの金額。
2. 春節（旧正月）休暇は、21年２月11～17日、22年１月31日～２月６日、23年１月21日～27日、24年２月10～17日、25年１月28日～２月４日。

第521回第１-303

③消費はおおむね横ばい
社会消費品小売総額

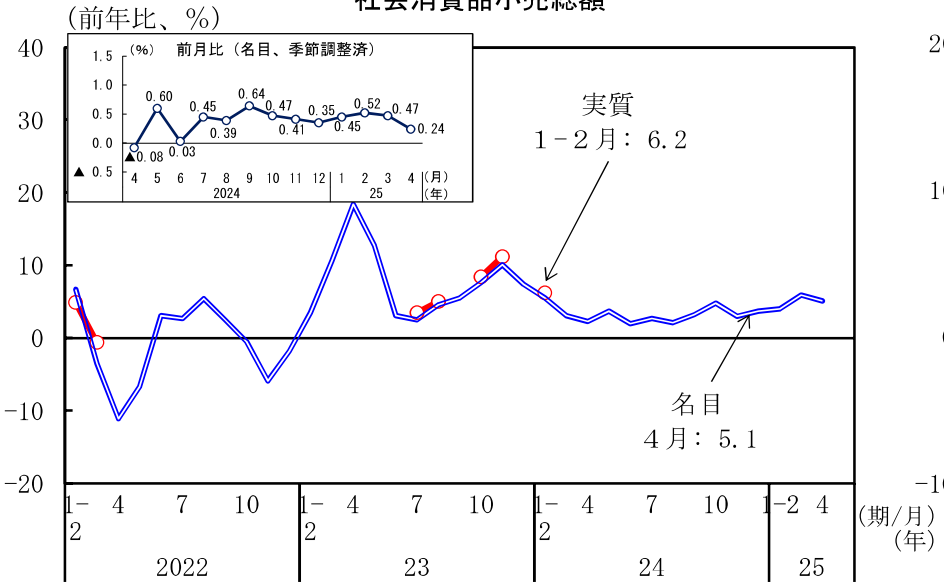

④生産は持ち直している
鉱工業生産

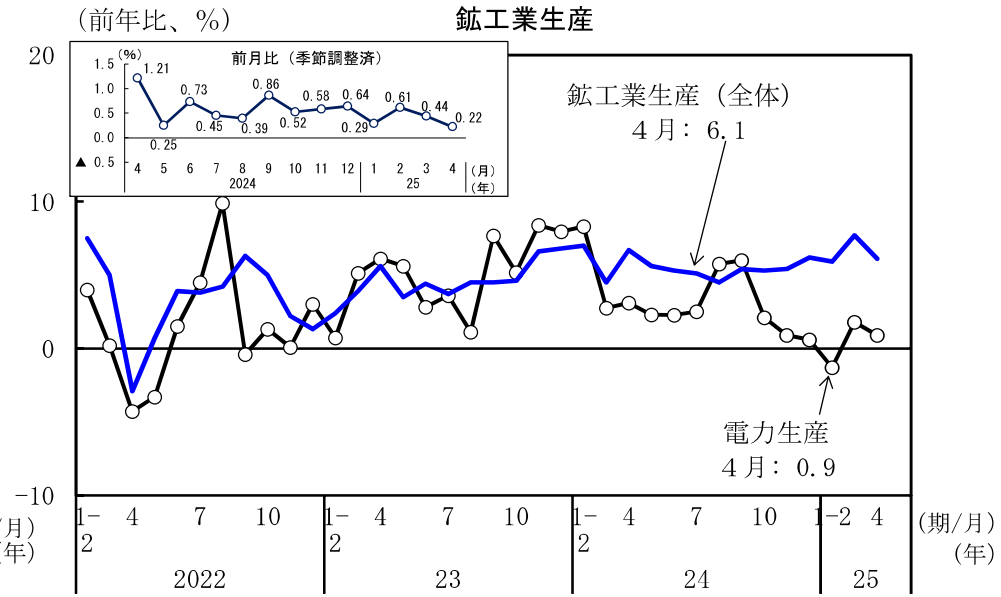

（備考）22年４月～23年６月、23年９月、12月及び24年３月～25年４月の実質値は未公表。

都市部調査失業率はおおむね横ばい
政策効果により、自動車販売台数は持ち直しの動き、販売額は持ち直しの動きに足踏み

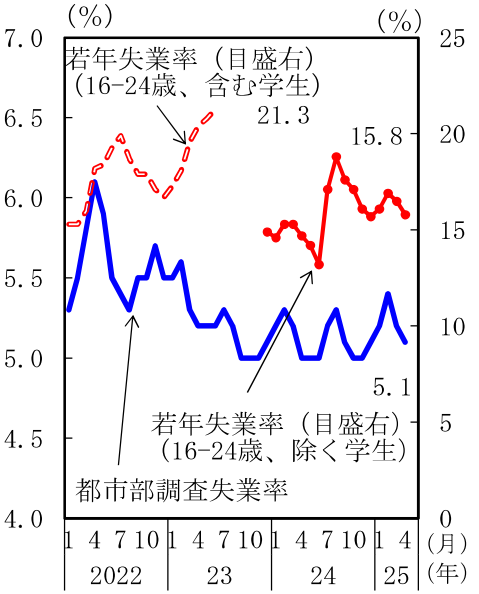

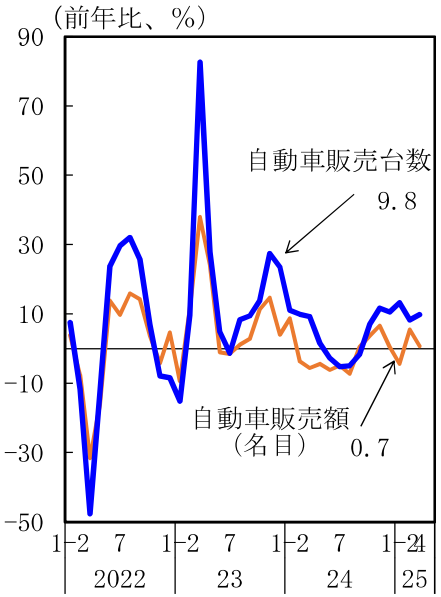

⑤固定資産投資は伸びがおおむね横ばい

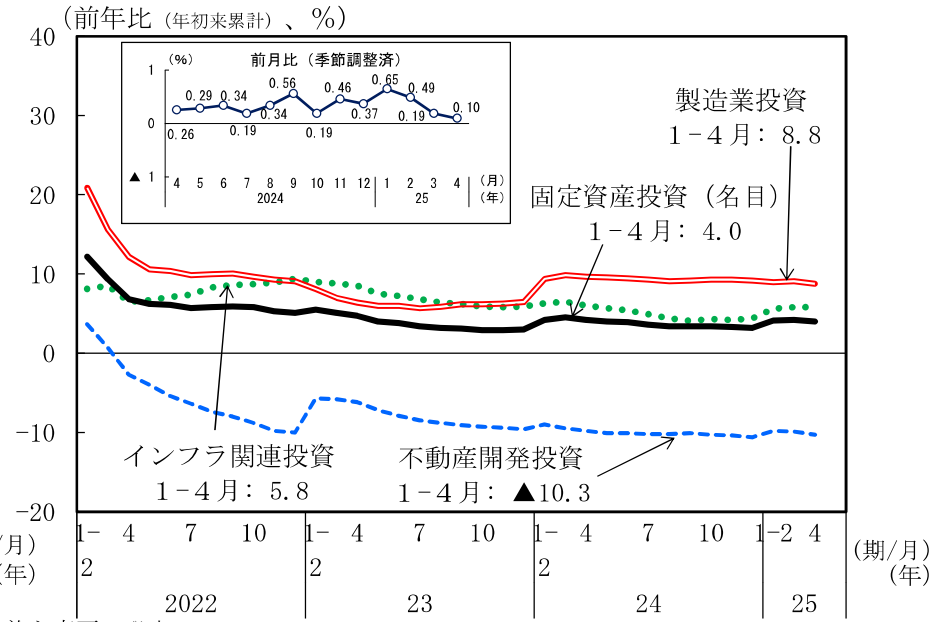

（備考）1. 若年失業率は、23年６月値を最後に公表を停止していたが、同年12月値から定義を変更し発表。
2. 自動車販売台数は出荷ベース。年間販売台数（前年比）は、21年3.8%増、22年2.1%増、23年12.0%増、24年4.5%増。自動車販売額は、社会消費品小売総額の内数。

第521回第１-304

新築住宅販売価格は一級、二級都市では下げ止まり、三級都市では下落

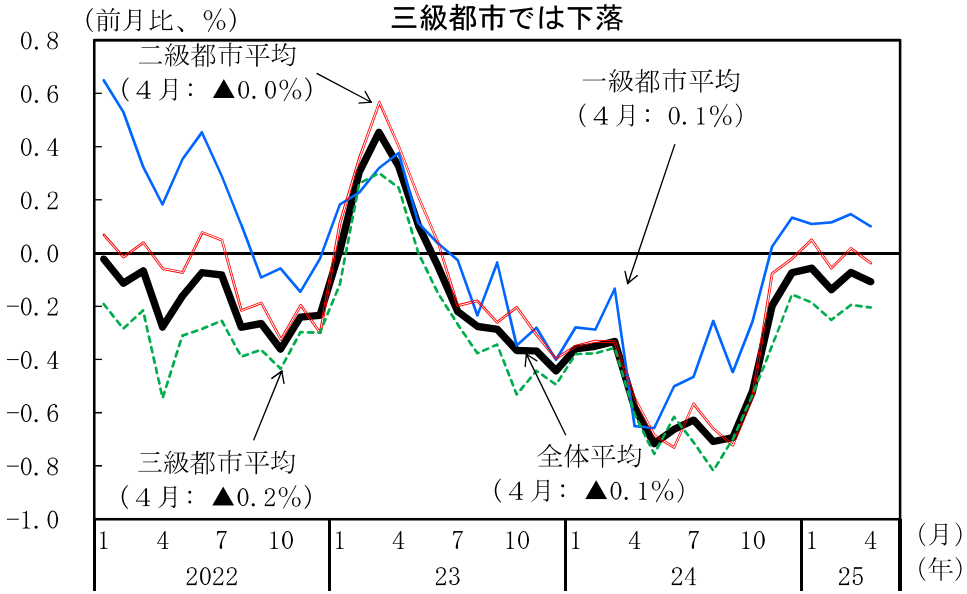

（備考）一級、二級、三級、全体（国家統計局の指定する70都市）平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向

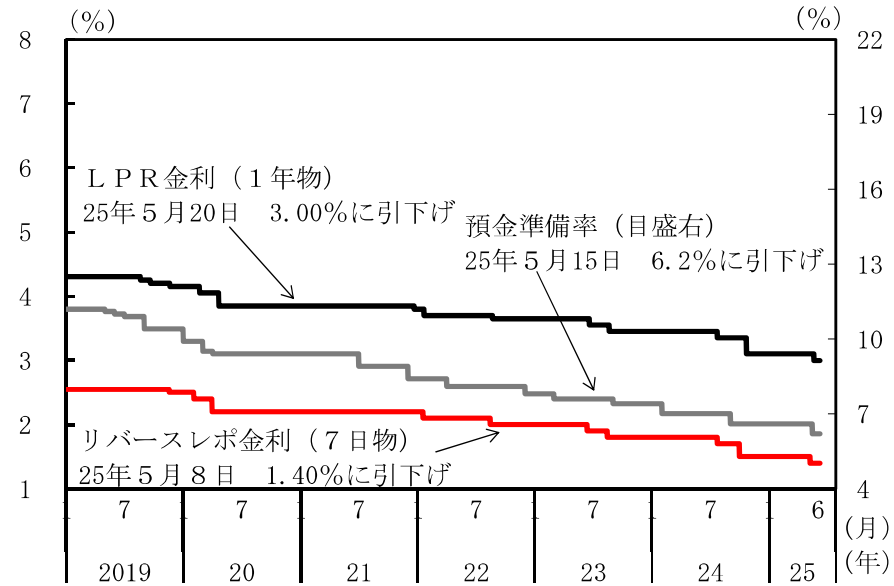

（備考）1. 預金準備率は、金融機関全体の加重平均値。
2. リバースレポ金利（７日物）は中国人民銀行が公開市場操作により金融市場へ資金供給する際の金利の一つ。
3. ＬＰＲとは最優遇貸出金利の略。中国人民銀行が選定した20の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

⑥消費者物価はおおむね横ばい

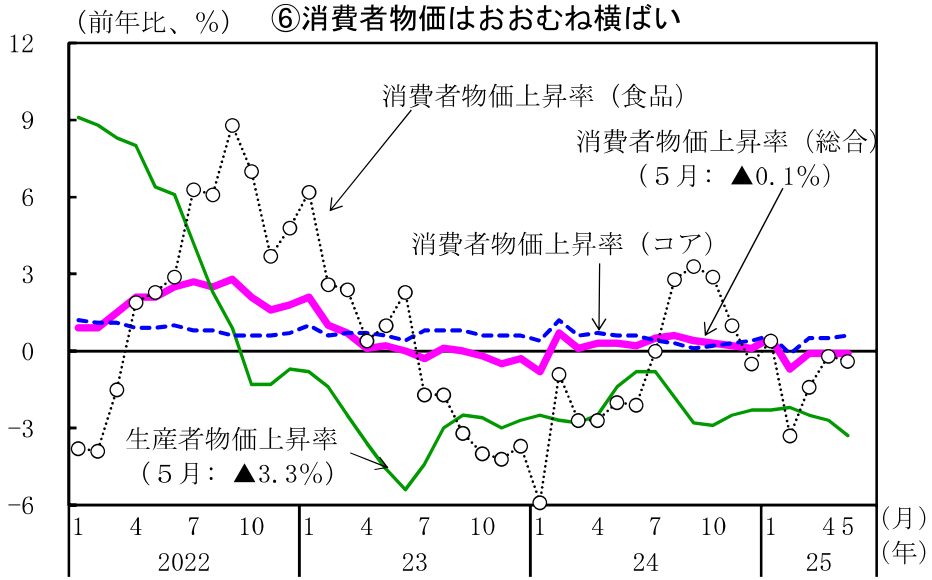

（備考）コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

人民元名目為替レート

第521回第１-305

その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

○韓国では、景気は持ち直しに足踏みがみられる。台湾では、景気は緩やかに回復している。
インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。
タイでは、景気は弱含んでいる。
インドでは、景気は緩やかに拡大している。

①実質GDP成長率

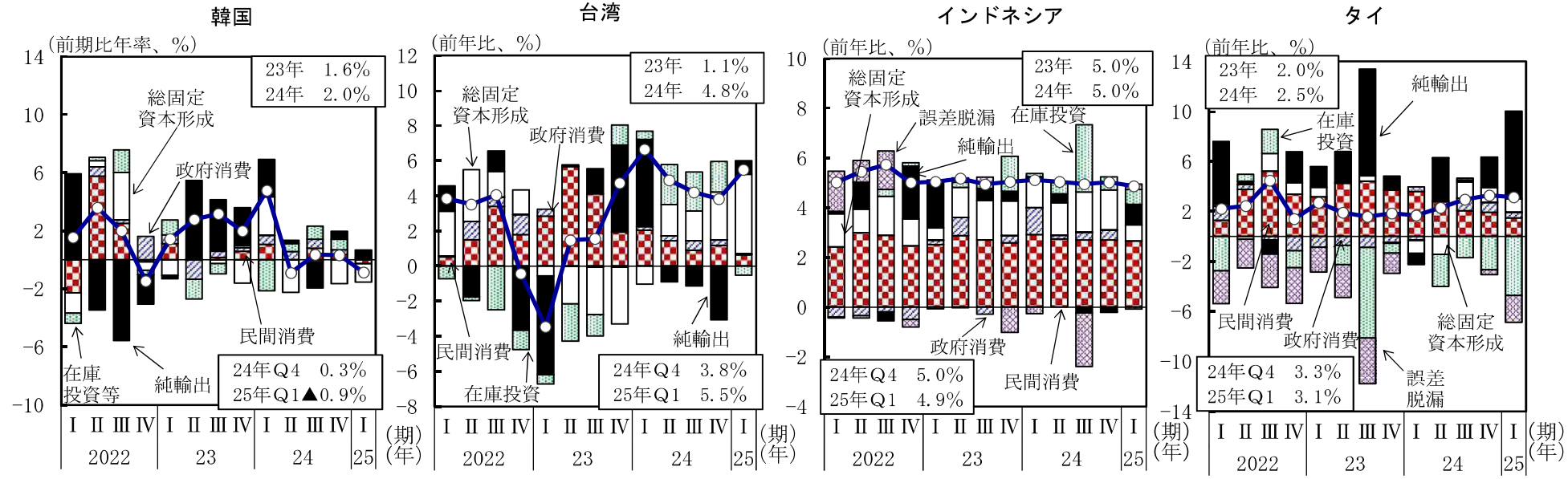

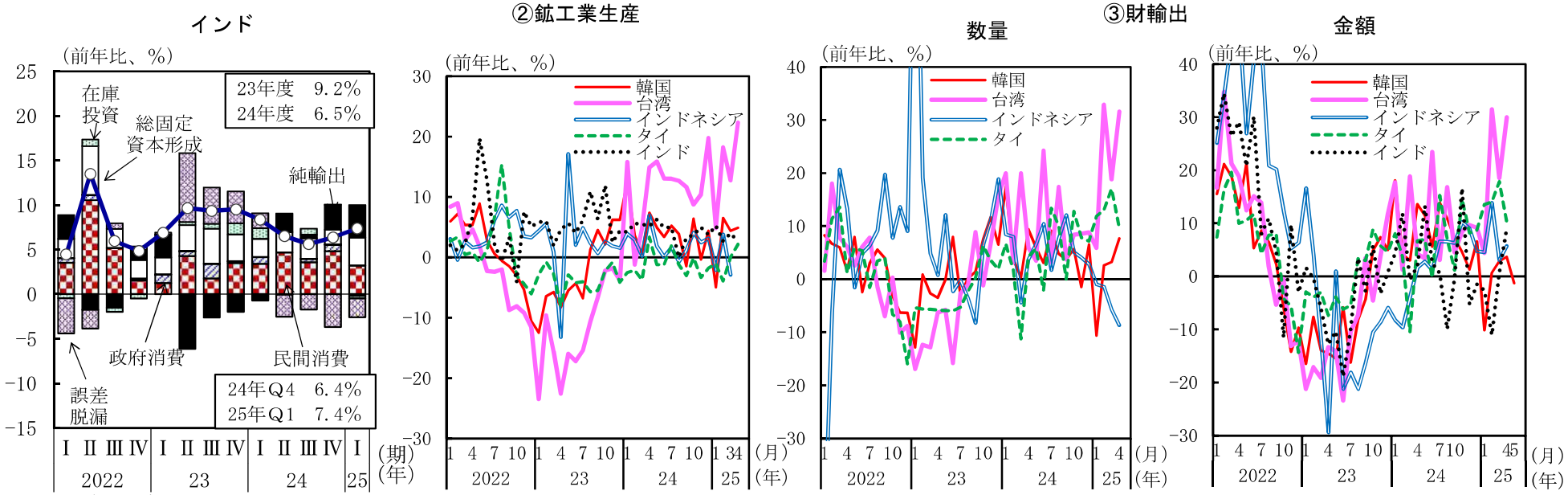

（備考）年度は、４月～翌年３月。

（備考）インドネシア、タイは製造業生産。

（備考）インドの数量は未公表。

（備考）ドルベース。

第521回第１-306

３．ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きが続いており、一部に駆け込み輸出の影響もみられる。
ドイツにおいては、駆け込み輸出の影響がみられ、景気はこのところ持ち直しの動きがみられる。
英国では、景気は持ち直している。

①ＧＤＰ　ユーロ圏：25年１－３月期は前期比年率2.5%成長
英　　国：25年１－３月期は前期比年率2.9%成長

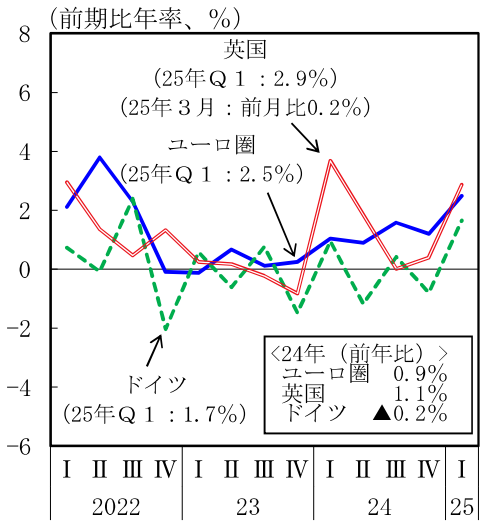

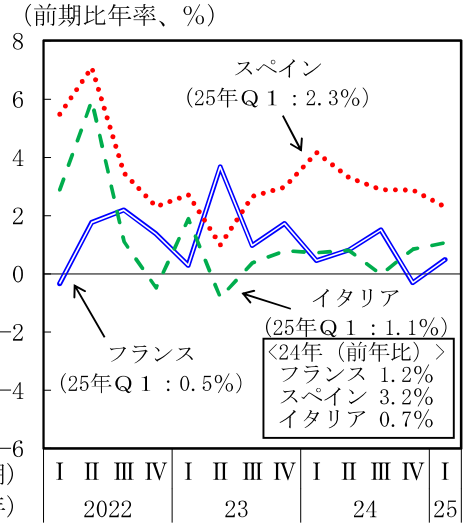

②個人消費

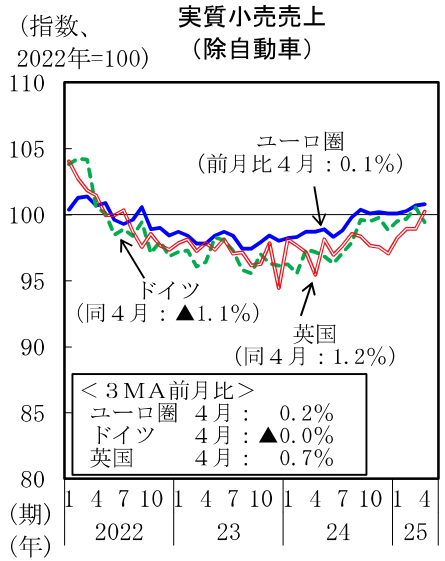

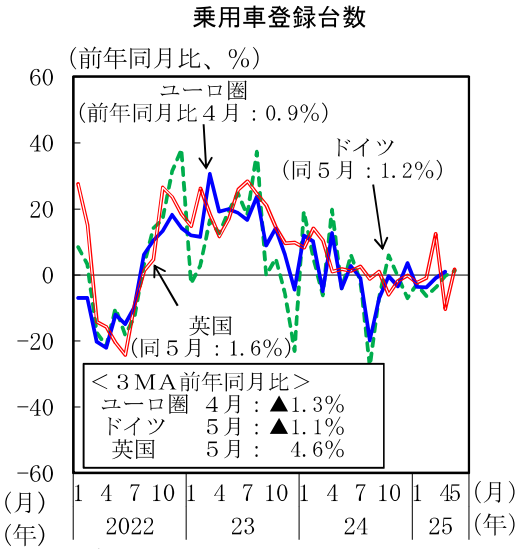

（備考）ユーロ圏は、キプロス、マルタを除く18か国ベース。

②個人消費　ユーロ圏：持ち直しの動きがみられる
英　　国：持ち直している

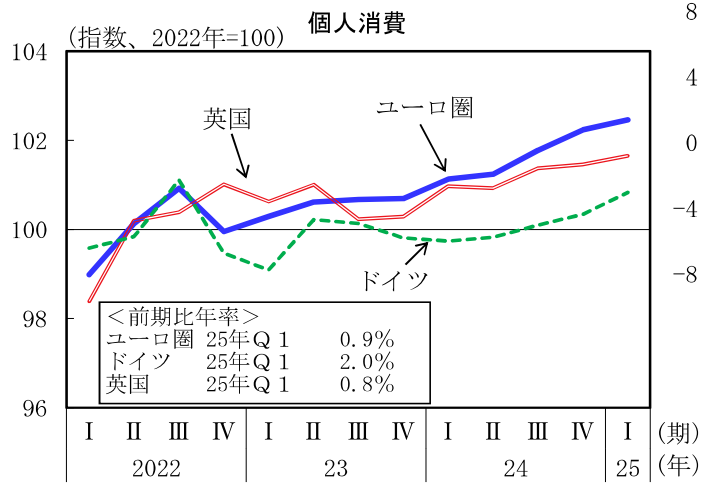

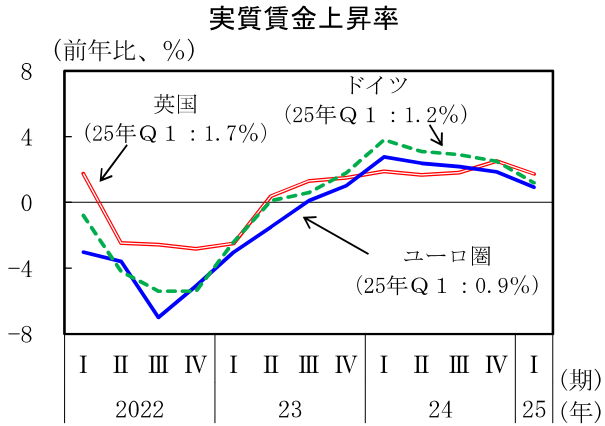

（備考）ユーロ圏はユーロスタット及びＥＣＢにより作成。時間当たり名目賃金を消費者物価（帰属家賃含まない）で実質化。ドイツはドイツ連邦統計局により作成。英国は英国国家統計局により作成。

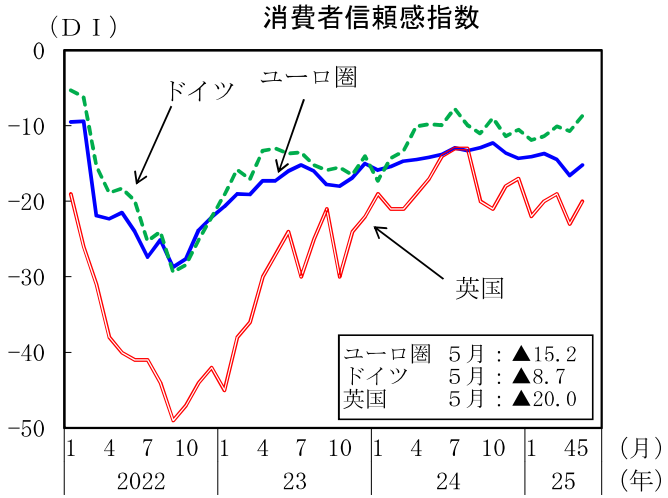

（備考）１．家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。２．英国は原数値。

第521回第１-307

③設備投資　ユーロ圏：設備投資は持ち直している
　　英　　国：設備投資は持ち直しの動きがみられる

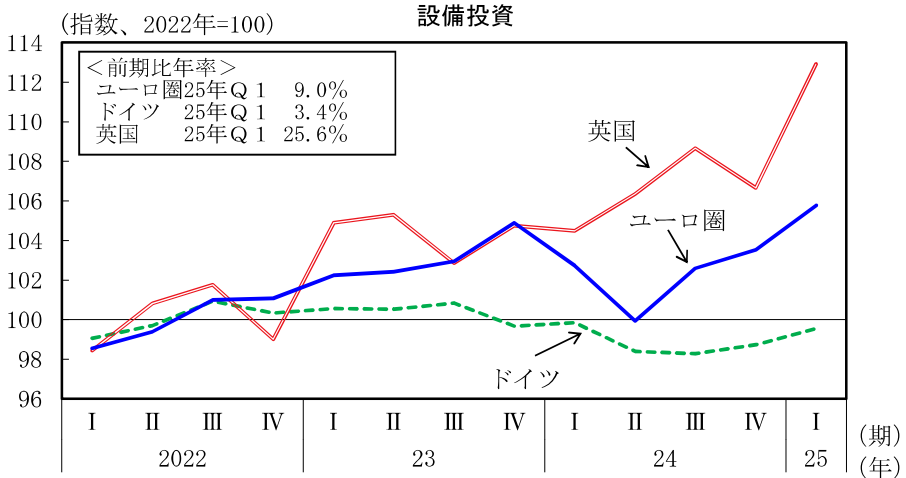

（備考）１．ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む総固定資本形成（住宅除く）。
　　２．英国は民間の設備投資（住宅は含まない）。

⑤生産　ユーロ圏：生産は一部に駆け込み生産がみられ、
　　このところ増加している
　　英　　国：生産はおおむね横ばいとなっている

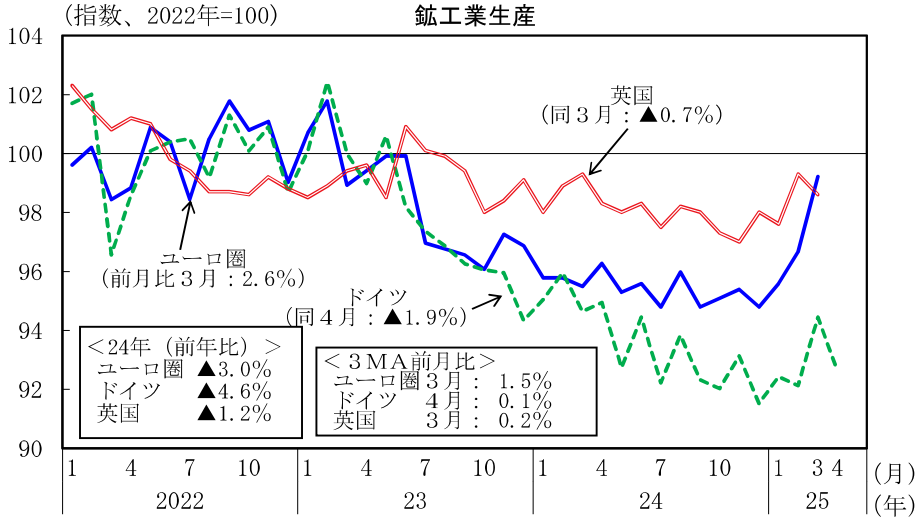

④輸出　ユーロ圏：財輸出は一部に米国向け駆け込み輸出が
　　みられ、このところ増加している
　　英　　国：財輸出は増加している
　　サービス輸出は増加している

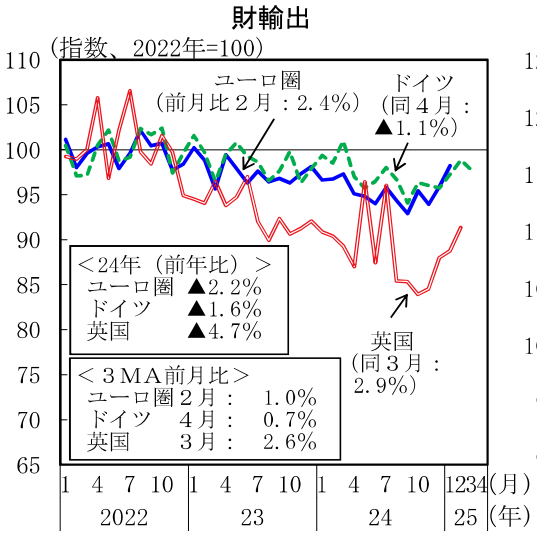

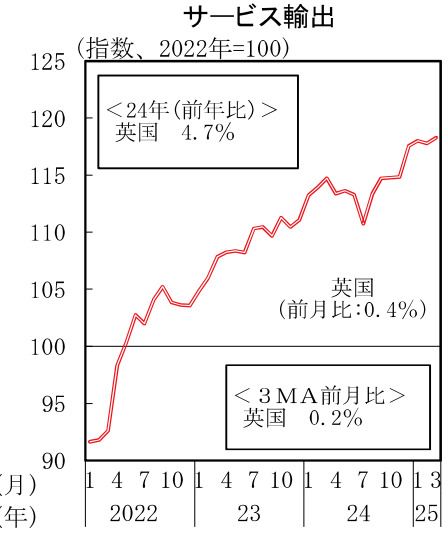

（備考）１．ユーロ圏は圏外向けのみ。数量ベース。
　　２．英国は金を除く実質ベース。

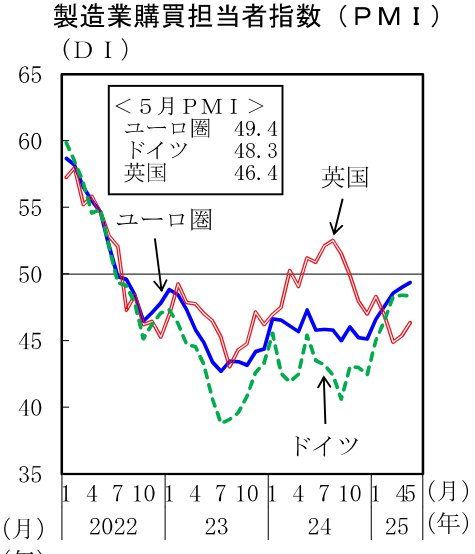

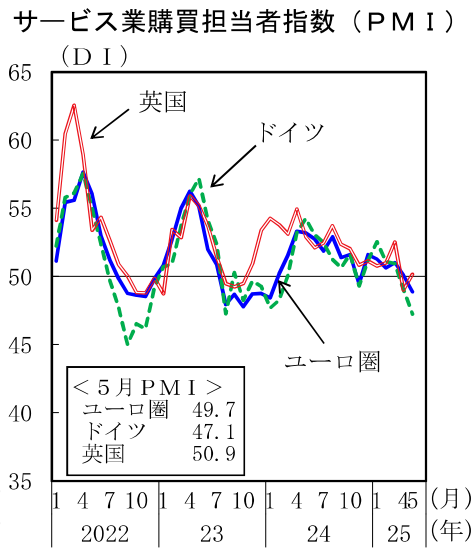

（備考）１．製造業は、新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫、
　　サービス業は、ビジネス活動指数について、前月と比べた当月の変化を調査し、
　　「改善（１p）、変化なし（0.5p）、悪化（０p）」として指数化。
　　２．ユーロ圏は、圏内5,000社の購買担当者を対象にしている。

第521回第１-308

⑥雇用　ユーロ圏：失業率は横ばいとなっている
英　　国：雇用者数はこのところ減少している
失業率はおおむね横ばいとなっている

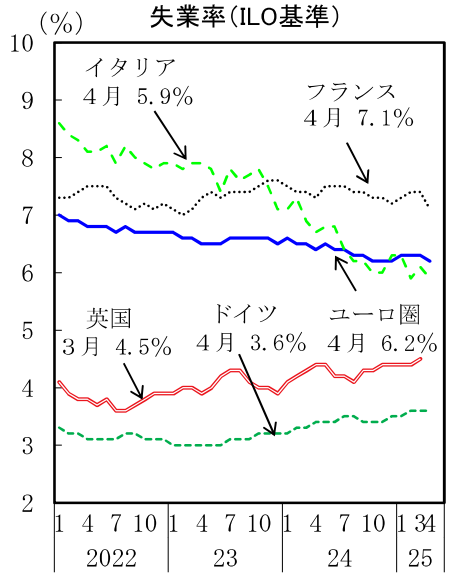

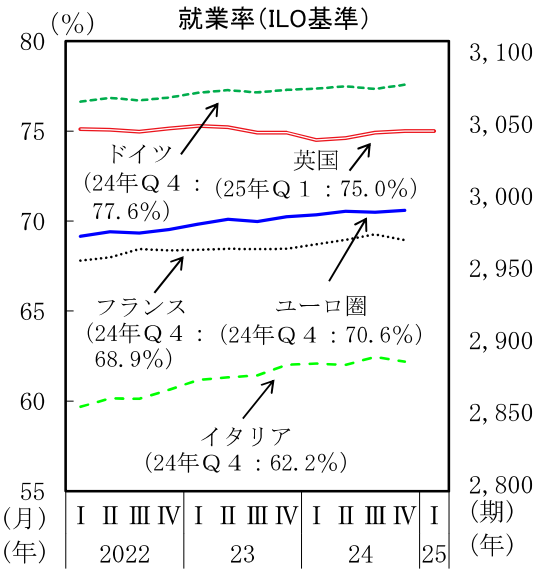

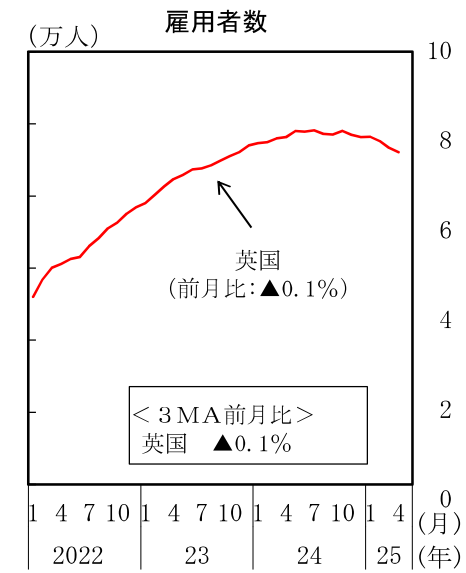

⑧中央銀行のバランスシート

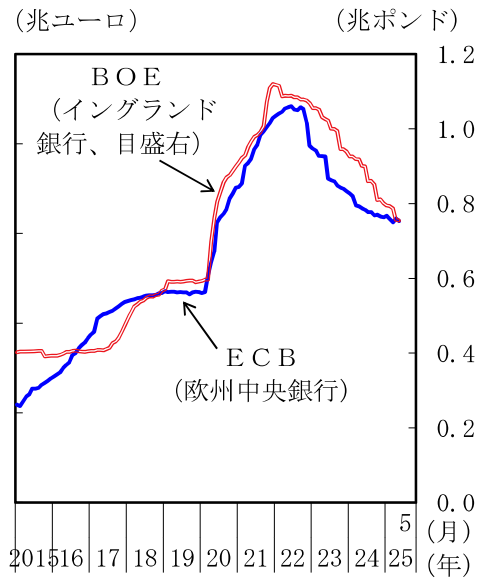

(備考) 季節調整値。15-64歳における就業率。

⑦物価　ユーロ圏：コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている
英　　国：コア物価上昇率は上昇している

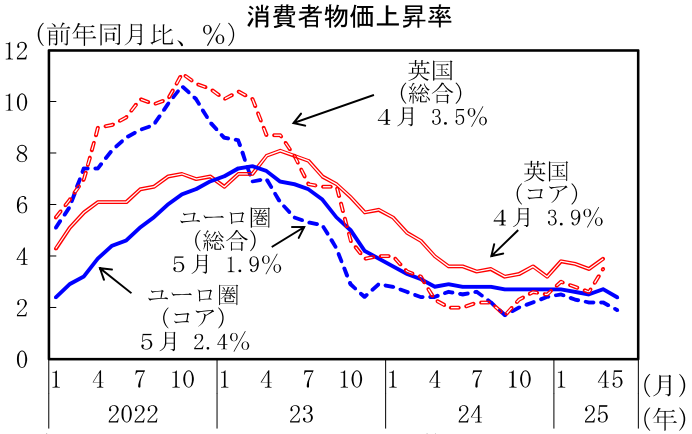

(備考) 1．ＥＣＢのインフレ目標は中期的に２%。
英国財務省のインフレ目標は２%。
英国では、政府がインフレ目標を設定し、イングランド銀行がその目標達成に向けて必要な政策手段をとる。
2．コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

⑨政策金利　ユーロ圏：欧州中央銀行（ＥＣＢ）は引下げ
英　　国：イングランド銀行（ＢＯＥ）は引下げ

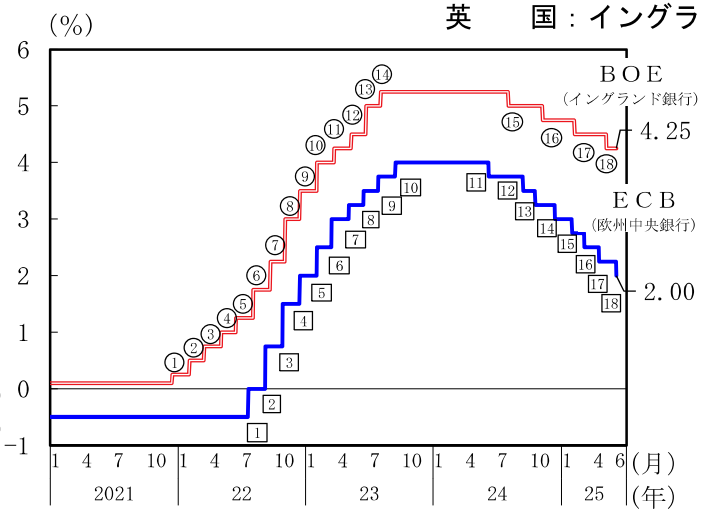

ECB				BOE			
利上げ				利上げ			
1	2022年	7/21	▲0.50→0.00	1	2021年	1/4	0.10→0.25
…		…		…		…	
10	2023年	9/14	3.75→4.00	14	2023年	8/3	5.00→5.25
利下げ				利下げ			
11	2024年	6/6	4.00→3.75	15	2024年	8/1	5.25→5.00
12		9/12	3.75→3.50	16		11/7	5.00→4.75
13		10/17	3.50→3.25	17	2025年	2/6	4.75→4.50
14		12/12	3.25→3.00	18		5/8	4.50→4.25
15	2025年	1/30	3.00→2.75				
16		3/6	2.75→2.50				
17		4/17	2.50→2.25				
18		6/5	2.25→2.00				

(備考) 日付は公表日。欧州中央銀行（ＥＣＢ）の政策金利は、預金ファシリティ金利。

第521回第１-309

４．　国際金融

株価：米国ではやや上昇、
英国、ドイツ、中国ではおおむね横ばい

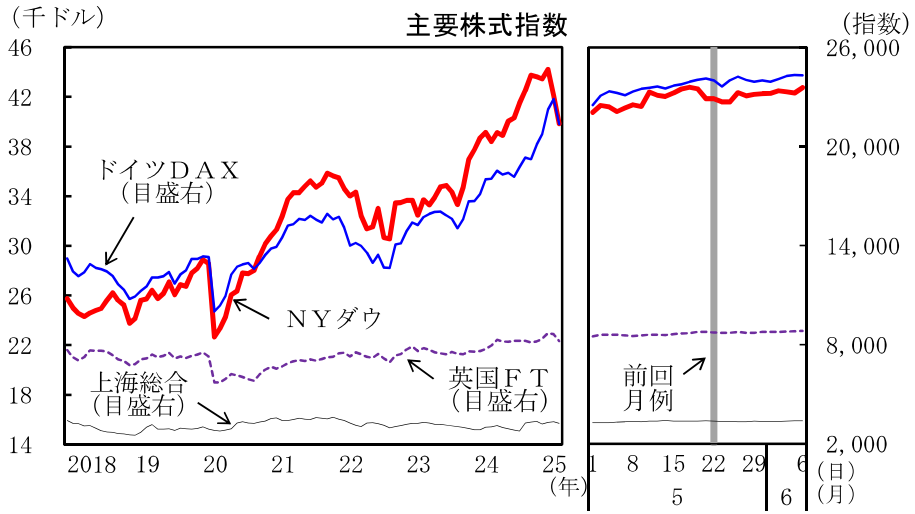

為替：ドルは、ユーロ、ポンド、円に対しておおむね横ばい

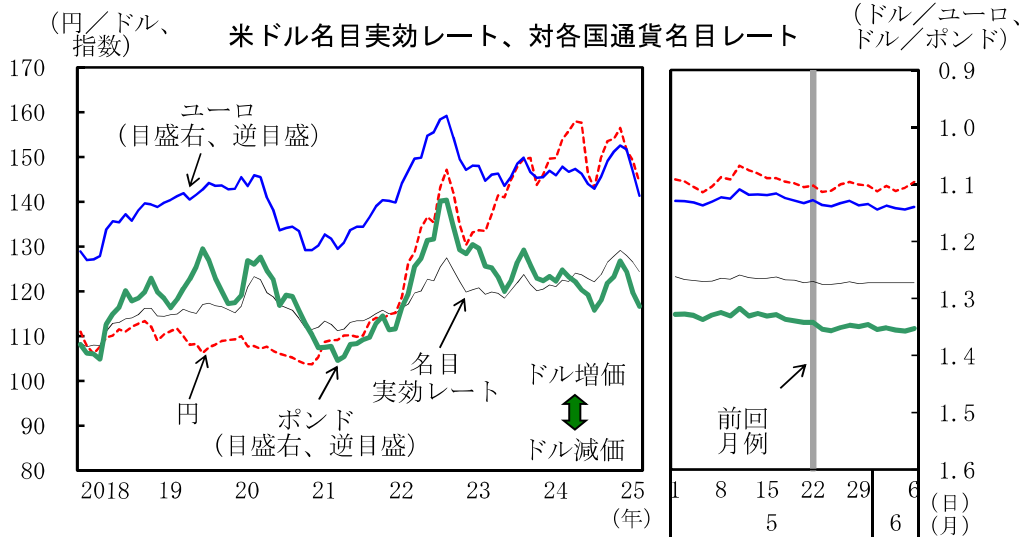

短期金利：おおむね横ばい
長期金利：米国、ドイツではおおむね横ばい、英国ではやや低下

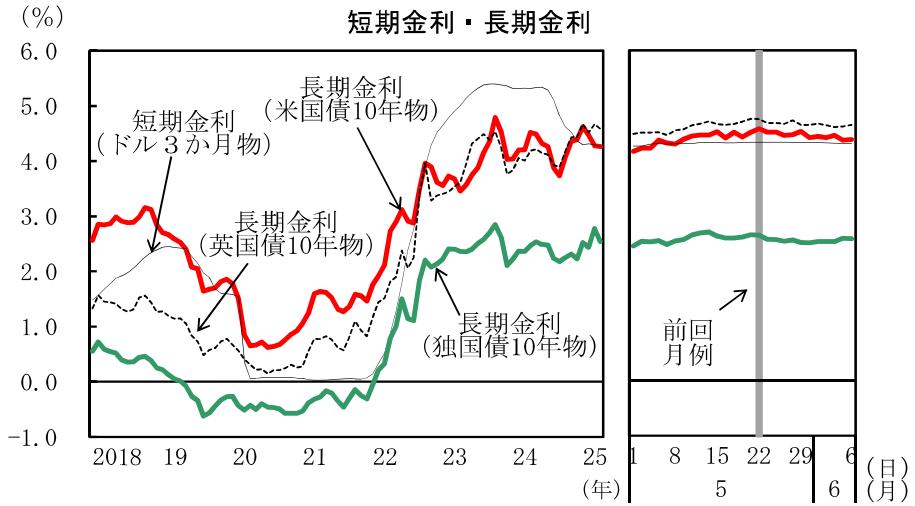

原油価格（ＷＴＩ）：上昇
金価格：おおむね横ばい

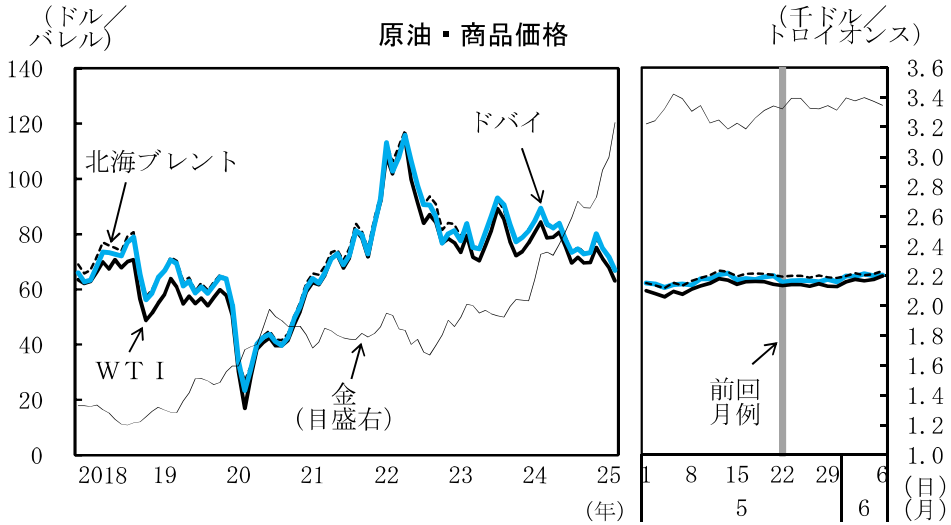

（備考）いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

第521回第１-310

主要経済指標の国際比較（１）

国・地域名	人口（万人）	名目ＧＤＰ（10億ドル）	一人当たりＧＤＰ（1,000ドル）	実質ＧＤＰ成長率（%）					鉱工業生産（%）						失業率（%）					
	2024年	2024年	2024年	2023年	2024年	24年 10-12月	25年 1-3月	備考	2023年	2024年	25年 3月	25年 4月	25年 5月	備考	2023年	2024年	25年 3月	25年 4月	25年 5月	備考
日本	12,389	4,026	32.5	1.4	0.2	2.2	▲ 0.2	前期比年率	▲ 1.3	▲2.6	0.2	▲ 0.9		前期比	2.6	2.5	2.5	2.5		
米国	34,010	29,185	85.8	2.9	2.8	2.4	▲ 0.2	前期比年率	0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.0		前期比	3.6	4.0	4.2	4.2	4.2	
カナダ	4,114	2,241	54.5	1.5	1.6	2.1	2.2	前期比年率	▲ 0.1	0.1	0.2			前期比	5.4	6.4	6.7	6.9	7.0	
ユーロ圏	35,017	16,396	46.8	0.5	0.9	1.2	2.5	前期比年率	▲ 1.7	▲ 3.0	2.6			前期比	6.6	6.4	6.3	6.2		ILO基準
ドイツ	8,472	4,659	55.0	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.8	1.7	前期比年率	▲ 1.9	▲ 4.6	2.5	▲1.9		前期比	3.1	3.4	3.6	3.6		ILO基準
フランス	6,844	3,162	46.2	1.4	1.2	▲ 0.3	0.5	前期比年率	0.7	▲ 0.1	0.1	▲ 1.4		前期比	7.3	7.4	7.4	7.1		ILO基準
イタリア	5,897	2,372	40.2	0.7	0.7	0.8	1.1	前期比年率	▲ 2.1	▲ 3.9	0.1			前期比	7.7	6.5	6.1	5.9		ILO基準
スペイン	4,908	1,722	35.1	2.7	3.2	2.9	2.3	前期比年率	▲ 1.6	0.4	0.9	▲ 0.9		前期比	12.2	11.4	10.9	10.9		ILO基準
英国	6,923	3,645	52.6	0.4	1.1	0.4	2.9	前期比年率	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 0.7			前期比	4.1	4.3	4.5			
スイス	896	937	104.5	0.7	1.4	1.2	2.1	前期比年率	0.9	2.5	16.1			前年比	2.0	2.5	2.8	2.8	2.9	
ロシア	14,608	2,161	14.8	4.1	4.3	4.5	1.4	前年比	4.3	4.6	0.8	1.5		前年比	3.2	2.5	2.3	2.3		
オーストラリア	2,712	1,797	66.2	2.0	1.1	2.3	0.8	前期比年率	0.3	0.2	－	－	－	四半期のみ 前期比	3.7	4.0	4.1	4.1		
中国	140,828	18,748	13.3	5.4	5.0	5.4	5.4	前年比	4.6	5.8	5.9	7.7	6.1	前年比	5.2	5.1	5.2	5.1		
韓国	5,175	1,870	36.1	1.6	2.0	0.3	▲ 0.9	前期比年率	▲ 2.5	4.1	2.9	▲ 0.9		前期比	2.7	2.8	2.9	2.7		
台湾	2,340	782	33.4	1.1	4.8	3.8	5.5	前年比	▲12.4	11.8	▲ 1.2	8.8		前期比	3.5	3.4	3.4	3.4		
香港	753	407	54.0	3.2	2.5	3.6	7.9	前期比年率	3.8	0.8	－	－	－	四半期のみ	3.0	3.0	3.2	3.4		
シンガポール	604	547	90.7	1.8	4.4	2.0	▲ 2.6	前期比年率	▲ 4.2	3.8	▲ 2.7	5.3		前期比	1.9	2.0	2.1			
インドネシア	28,160	1,396	5.0	5.0	5.0	5.0	4.9	前年比	2.4	2.3	▲ 2.8			前年比	5.3	4.9	－	－	－	原数値 2.8月のみ
マレーシア	3,346	420	12.5	3.6	5.1	5.0	4.4	前年比	0.7	3.7	1.7			前期比	3.4	3.3	3.1			
フィリピン	11,317	462	4.1	5.5	5.7	6.1	5.1	前期比年率	6.3	▲ 0.0	▲ 1.4	4.3		前年比	4.4	3.8	－	－	－	四半期のみ
タイ	7,027	526	7.5	2.0	2.5	1.7	2.8	前期比年率	▲ 3.6	▲ 1.3	0.0	2.2		前年比	1.0	1.0	－	－	－	四半期のみ
ベトナム	10,130	459	4.5	5.1	7.1	7.6	6.9	前年比	1.5	8.4	9.9	9.6	9.4	前年比	2.3	2.3	－	－	－	四半期のみ
インド	144,172	3,909	2.7	9.2	6.5	6.4	7.4	前年比	5.9	4.1	3.9	2.7		前年比	－	－	－	－	－	
ブラジル	21,258	2,171	10.2	3.2	3.4	3.6	2.9	前年比	0.1	3.1	3.2	▲ 0.3		前年比	8.0	6.9	7.0	6.6		
メキシコ	13,227	1,853	14.0	3.4	1.4	0.4	0.8	前年比	3.5	0.3	1.9			前年比	2.8	2.7	2.2	2.5		原数値
アルゼンチン	4,712	632	13.4	▲ 1.6	▲ 1.7	2.1		前年比	－	－	5.2			前年比	6.1	7.2	－	－	－	四半期のみ
トルコ	8,552	1,322	15.5	5.1	3.2	3.0	2.0	前年比	1.8	0.3	1.9			前年比	9.4	8.7	8.0	8.5		原数値
サウジアラビア	3,530	1,085	30.7	▲ 0.8		4.4	3.4	前年比	－	－	－	－	－		4.0	3.5	－	－	－	四半期のみ
南アフリカ	6,320	400	6.3	0.8	0.5	2.1	0.3	前期比年率	0.4	▲ 0.5	▲ 1.8			前年比	32.4	32.6	－	－	－	暦年のみ

（備考）１．各国統計、ユーロスタット、ＯＥＣＤにより作成。人口、名目ＧＤＰ、一人当たりＧＤＰについてはＩＭＦ、ユーロスタットにより作成。
２．インドは年度（４月～３月）の数値。
３．ＧＤＰ、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

第521回第１-311

主要経済指標の国際比較（２）

国・地域名	消費者物価（前年比%）								一般政府財政収支（名目ＧＤＰ比%）		一般政府債務残高（名目ＧＤＰ比%）		経常収支（名目ＧＤＰ比%）		（参考）国際機関の実質ＧＤＰ見通し（%） ＩＭＦ，2025年４月		ＯＥＣＤ，2025年６月	
	2023年	2024年	24年 7-9月	24年 10-12月	25年 1-3月	25年 3月	25年 4月	25年 5月	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2025年	2026年	2025年	2026年
日本	3.2	2.7	2.8	2.9	3.8	3.6	3.6		▲ 2.3	▲ 2.5	240.0	236.7	3.8	4.8	0.6	0.6	0.7	0.4
米国	4.1	2.9	2.6	2.7	2.7	2.4	2.3		▲ 7.2	▲ 7.3	119.0	120.8	▲ 3.3	▲ 3.9	1.8	1.7	1.6	1.5
カナダ	3.9	2.4	2.1	1.9	2.3	2.3	1.7		0.1	▲2.1	107.7	110.8	▲ 0.6	▲ 0.5	1.4	1.6	1.0	1.1
ユーロ圏	5.5	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.2	1.9	▲ 3.6	▲ 3.1	87.4	87.7	1.7	2.8	0.8	1.2	1.0	1.2
ドイツ	5.9	2.2	1.9	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	▲ 2.5	▲ 2.8	62.9	63.9	5.6	5.7	▲ 0.0	0.9	0.4	1.2
フランス	4.9	2.0	1.7	1.3	1.1	0.8	0.8	0.7	▲ 5.4	▲ 5.8	109.7	113.1	▲ 1.0	0.4	0.6	1.0	0.6	0.9
イタリア	5.7	1.0	1.1	1.2	1.7	1.9	1.9	1.7	▲ 7.2	▲ 3.4	134.6	135.3	0.1	1.1	0.4	0.8	0.6	0.7
スペイン	3.6	2.8	2.2	2.4	2.7	2.3	2.2	1.9	▲ 3.5	▲ 3.2	105.0	101.8	2.7	3.0	2.5	1.8	2.4	1.9
英国	7.4	2.5	2.0	2.5	2.8	2.6	3.5		▲ 6.1	▲ 5.7	100.4	101.2	▲ 3.5	▲ 3.4	1.1	1.4	1.3	1.0
スイス	2.1	1.1	1.1	0.7	0.4	0.3	0.0	▲ 0.1	0.1	0.6	38.7	37.6	5.2	5.1	0.9	1.6	1.1	1.2
ロシア	5.9	8.5	8.9	9.0	10.1	10.3	10.2		▲ 2.5	▲ 2.2	19.5	20.3	2.4	2.9	1.5	0.9	1.0	0.7
オーストラリア	5.6	3.2	2.8	2.4	2.4	2.4	2.4		▲ 0.9	▲ 2.2	49.0	49.8	▲ 0.3	▲ 1.9	1.6	2.1	1.8	2.2
中国	0.2	0.2	0.5	0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 6.7	▲ 7.3	82.0	88.3	1.4	2.3	4.0	4.0	4.7	4.3
韓国	3.6	2.3	2.1	1.6	2.1	2.1	2.1	1.9	▲ 0.7	▲ 0.6	50.7	52.5	1.8	5.3	1.0	1.4	1.0	2.2
台湾	2.5	2.2	2.2	2.0	2.2	2.3	2.0	1.5	▲ 2.5	▲ 0.8	29.0	26.2	14.0	15.7	2.9	2.5	－	－
香港	2.1	1.7	2.4	1.4	1.6	1.4	2.0		▲5.6	▲ 6.1	6.3	9.3	8.5	13.0	1.5	1.9	－	－
シンガポール	4.8	2.4	2.2	1.4	1.0	0.9	0.9		3.5	4.4	172.8	174.3	17.7	17.5	2.0	1.9	－	－
インドネシア	3.7	2.3	2.0	1.6	0.6	1.0	1.9	1.6	▲ 1.9	▲ 2.3	39.6	40.2	▲ 0.1	▲ 0.6	4.7	4.7	4.7	4.8
マレーシア	2.5	1.8	1.9	1.8	1.5	1.4	1.4		▲ 4.0	▲ 4.0	69.7	70.4	1.5	1.7	4.1	3.8	3.8	4.1
フィリピン	6.0	3.2	3.2	2.6	2.2	1.8	1.4	1.3	▲ 4.4	▲ 4.0	56.5	57.1	▲ 2.8	▲ 3.8	5.5	5.8	5.6	6.0
タイ	1.2	0.4	0.6	1.0	1.1	0.8	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 2.0	▲ 1.3	62.3	63.2	1.4	2.1	1.8	1.6	2.0	2.4
ベトナム	3.3	3.6	3.5	2.9	3.2	3.1	3.1	3.2	▲ 2.4	▲ 1.6	34.4	32.9	5.9	6.1	5.2	4.0	6.2	6.0
インド	5.4	4.6	4.2	5.6	3.7	3.3	3.2		▲ 7.9	▲ 7.4	81.2	81.3	▲ 0.7	▲ 0.8	6.2	6.3	6.3	6.4
ブラジル	4.6	4.4	4.4	4.8	5.0	5.5	5.5		▲ 7.7	▲ 6.6	84.0	87.3	▲ 1.3	▲ 2.8	2.0	2.0	2.1	1.6
メキシコ	5.5	4.7	5.0	4.5	3.7	3.8	3.9		▲ 4.3	▲ 5.7	52.8	58.4	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	1.4	0.4	1.1
アルゼンチン	127.9	236.8	236.4	158.9	69.1	55.9	47.3		▲ 5.4	0.9	155.4	85.3	▲ 3.2	1.0	5.5	4.5	5.2	4.3
トルコ	53.9	58.5	54.4	46.7	39.8	38.1	37.9	35.4	▲ 5.3	▲ 5.2	29.3	26.0	▲ 3.5	▲ 0.8	2.7	3.2	2.9	3.3
サウジアラビア	2.3	1.7	1.6	1.9	2.1	2.3	2.3		▲ 2.0	▲ 2.8	26.2	29.9	3.3	▲ 0.5	3.0	3.7	－	－
南アフリカ	5.9	4.4	4.3	2.9	3.0	2.7	2.8		▲ 5.4	▲ 6.1	73.4	76.4	▲ 1.6	▲ 0.6	1.0	1.3	1.3	1.4
世界															2.8	3.0	2.9	2.9

（備考）１．各国統計により作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りＩＭＦにより作成。

２．内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2025年１月）における日本の基礎的財政収支（対名目ＧＤＰ比）は、2023年度▲2.1%、2024年度▲2.9%。
公債等残高（対名目ＧＤＰ比）は2023年度末205.2%、2024年度末206.6%。基礎的財政収支、公債等残高のいずれも国・地方合計の値。

３．インドは年度（４月～３月）の数値。

（出所）ＩＭＦ“World Economic Outlook”（25年４月）
ＯＥＣＤ“Economic Outlook”（25年６月）

第521回第１-312

参考資料No.1

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

委員からの追加要望資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第521回第１-313

消費者物価指数（食料関係）の対前年上昇率の推移

○　食料関係の消費者物価指数の対前年上昇率については、直近では持家の帰属家賃を除く総合を上回って推移している。

（単位：%）

	ウェイト（１万分比）	2024年			2025年						2024年10月～2025年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	
食料	2626	3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4
生鮮食品	396	2.1	8.7	17.3	21.9	18.8	13.9	3.9	△ 0.1	1.6	9.8
生鮮食品を除く食料	2230	3.8	4.2	4.4	5.1	5.6	6.2	7.0	7.7	8.2	5.8
穀類	214	13.5	15.0	15.2	18.4	21.9	25.4	27.4	28.7	29.0	21.6
（参考）持家の帰属家賃を除く総合	8420	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）「2024年10月～2025年６月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

政府系金融機関による企業ヒアリング（米国関税措置の影響）の結果（DBJ）

○ 日本政策投資銀行（DBJ）の融資先（227先（注））にヒアリングを実施した結果、販売量の減少や生産コストの増加など、**事業全体**で影響が発生しうるとの回答は**全体の2割**。また、**資金繰り**で影響が発生しうるとの回答は**全体の1割弱**

○ **輸送用機械（自動車業界）**に対象を絞ると、**事業全体**で影響が発生しうるとの回答が**4割**。また、**資金繰り**で影響が発生しうるとの回答が**3割弱**

（注）ヒアリングした227先：輸送用機械28先、運輸業25先、はん用・生産用・業務用機械20先、化学18先、電気機械15先、食料14先、鉄鋼7先　など

◆ ヒアリング結果

i ）全体

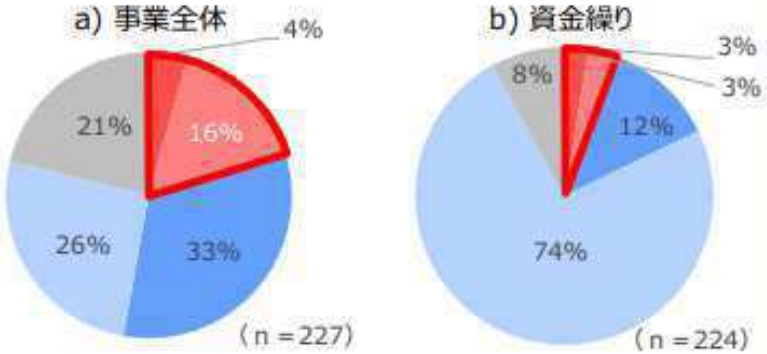

ii ）輸送用機械

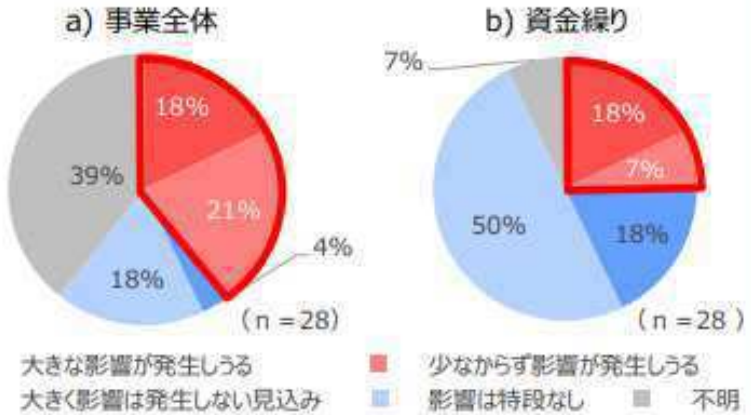

◆ 事業者の声

● **「影響が発生しうる」の声**

- 主力の米国向け自動車の大宗を**メキシコ・日本で製造**しており、両国で**関税措置の影響を大きく受ける**。**資金繰りにも相応の影響**が出る可能性（輸送用機械）
- **為替変動の影響**を懸念。在庫が増加しないよう、販売量の落込みにあわせて**生産量を調整。資金繰りも長期的には影響**が出る可能性（はん用・生産用・業務用機械）
- 売上の1割弱が米国向けであり、バッテリー・電子部品事業をはじめ、**事業全体で影響を受ける可能性**。手元資金が相応にあり、当面の資金繰りに懸念なし（電気機械）
- **自動車船・コンテナ船**は米国航路もある中、**荷動き減退**による影響が出る可能性。手元資金があるため一定の耐性はあるが、**信用収縮が起きるリスク**を懸念（運輸業）
- ポジティブな要素はない。生産拠点を含め**サプライチェーンは簡単に動かせない**（輸送用機械）

● **「影響は発生しない見込み・影響は特段なし」の声**

- 現時点で**資金計画を見直す動きはない**が、**マクロ経済の減速**により影響を受ける可能性。当面の資金繰りに懸念なし（輸送用機械）
- 今後、自動車メーカー等で業況が悪化すれば、**影響が波及してくる可能性**。当面の資金繰りに懸念なし（化学、電気機械、鉄鋼）
- 事業全体・資金繰りともに特段影響なし（輸送用機械、はん用・生産用・業務用機械）

● **「不明」の声**

- 現時点で**見通し不明**、**影響を試算中**（多数）

政府系金融機関による企業ヒアリング（米国関税措置の影響）の結果（日本公庫）

○ 日本政策金融公庫・中小事業部の融資先（705先（注））に加え、同公庫・国民事業部が全国の商工会・商工会議所（277先）にヒアリングを実施した結果、製造業（自動車部品・その他）を中心として、今後、影響が発生する可能性との回答も一定程度あるが、**現時点で影響がないとの回答が多数**

（注）ヒアリングした705先：製造業（自動車部品）186先、製造業（その他）291先、卸売業・小売業 136先　など

◆ ヒアリング結果

ｉ）中小事業ヒアリング結果

ⅱ）国民事業ヒアリング結果

※ 商工会・商工会議所へのヒアリング

◆【公庫・中小/国民】事業者等の声

●「**現時点で影響あり**」の声

- **当面の発注見合わせ**の連絡が来た（東海・その他製造業）
- 5月受注分から**受注が半減**する予定（中国・自動車部品製造業）
- 下期の**生産計画が見通せなくなっている**（関東・自動車部品製造業）
- **現地生産に切り替え**る話がある（関東・その他製造業）
- **仕入れ価格の急騰や売上減少**に備えた相談があった（北海道、近畿、中国の商工会議所）

●「**今後影響が発生する可能性がある**」の声

- 直接の影響はないが、**米国・国内経済の悪化により、自社業績が悪化する**可能性（多数）
- **自動車販売量の減少で、自社販売に影響**があり、懸念（自動車部品その他製造業多数）
- **早ければ5月にも影響**が出てくると予想（中国・自動車部品製造業）
- 会員企業にアンケート調査をした結果、**「影響不明」が約６割**（東北・商工会議所）
- **漠然とした不安の声**のみで、具体的な相談はない（中国・商工会議所）

◆【公庫・農林】事業者の声

※ ヒアリングした30先：農業10先、畜産業10先、林業5先、漁業5先

- 生産している**茶は富裕層向け商品**であるため、購買意欲の低下は限定的と見ている（九州）
- **和牛の輸出量減少**を受けて、余剰分が国内に仕向けられると価格が低下するおそれ（近畿）
- **木材製品**は関税対象外だが、今後の動向を注視（九州）
- 米国向けに**ブリ加工品を輸出しているが、関税により販売が落ち込む**とみる（九州）

政府系金融機関による企業ヒアリング（米国関税措置の影響）結果（JBIC）

○ 国際協力銀行（JBIC）において**17業種に幅広くヒアリング**を実施（計165件、海外拠点についても聴取）。

- ✓ 輸出額の大きい自動車セクター含め、**関税措置の影響を精査中であり、先行きの不透明感を懸念する**業種が多数。**今後の影響次第で、資金ニーズが拡大する可能性**。
- ✓ 米国の**国家安全保障や製造業回帰の観点から、**戦略的に重要となる品目において**セクター別関税が課されるかどうかに関心**（自動車、自動車部品、半導体（含製造装置）、医薬品、電子機器（コンピューター関連、スマホ））。
- ✓ **関税の販売価格への転嫁の可否は業種によって様々**であるが、ほぼすべての業種において、**関税措置による景気低迷にともなう需要減といった二次影響を懸念**。
- ✓ **地域別**にみると、いずれの地域でも**サプライチェーンを再構築する動きはまだ見られない**が、**地産地消型のビジネスであり相対的影響が軽い**という声がある一方で、**地域をまたがる影響を懸念する声**がある。

◆業種別の主なコメント

- **自動車**：他業界に比べ**関税への関心は高い**。**関税を販売価格に上乗せするかは未定**、サプライヤーが関税を負担した場合は大きな影響。景気悪化による**販売台数減の影響を懸念**。
- **半導体**：現在は関税の対象外だが、**ユーザー（日本からの完成車）の輸出への影響は既に懸念**。
- **重工**：現時点で特段の影響はなく、民間航空機・航空エンジンは**関税の販売価格への転嫁が可能**。航空機関連は認証等があり**代替が効かず供給網の変化は見込まれない**。
- **電力関連**：一部製品は、**米国企業も海外で製造しており同条件**。**関税の価格転嫁も可能**。
- **資源開発（LNG）**：鉄鋼製品の関税が**米国での開発費用増に繋がる可能性**。インフレ・関税によるコスト上昇や、景気後退の実需への影響等から、**LNGプロジェクトへの投資判断が難しくなることを懸念**。

◆各地域別の状況（海外拠点のヒアリング）

- **ASEAN**：本邦企業からの完成車の対米輸出は多くなく、供給網組換え等の具体的な動きはまだ見えず。懸念は域内経済の低迷。自動車では日系大手企業サプライヤーよりも**下流の中堅中小現地企業の影響を懸念**。
- **中国**：**米中デカップリングを前提とした形態**（地産地消型）**に移行**しており、大宗の企業は影響軽微。中国のさらなる景気減速を懸念。
- **欧州・中東**：**域内地産地消傾向の日本企業**が多く、様子見。行き場のない**中国製品流入**による自社製品の競争力低下を懸念。**欧州メーカーの対米輸出減少**が本邦商社や部品サプライヤーに影響を与える可能性。
- **米州**：本邦企業の求める品質基準をクリアできるサプライヤー確保が難しく、**サプライチェーン見直しは困難**。関税分を米国内販売価格に転嫁することは容易でなく、体力勝負になっていく様相。

（注）全165件の内訳：国内：76、 海外：アジア（41）、欧阿中東（34）、米州（14）

金融機関への調査結果（概括）

金融庁作成資料

資金繰りや地域経済への影響

- 事業者の資金繰りについては、
  - 顧客企業から今後に向けた懸念を寄せられた金融機関は 19.7%（63／320）。
  - 顧客企業から既に影響が生じているとして相談を寄せられた金融機関は 1.3%（4／320）。
- 地域経済については、既に影響が生じているものと評価する金融機関は 0.9%（3／320）。
- 足元では、事業者の資金繰りや地域経済への具体的な影響はまだあまり見えていない中で、今後の影響を懸念する声は一定程度寄せられている。

金融機関としての対応

- 今般の動向に起因する特別な対応を実施している金融機関は 68.8%（220／320）。多くの金融機関が、相談窓口の設置や特別融資枠の取扱いといった取組を開始している。
- 中には、
  - 特別融資枠の取扱いに際して、年単位で元金据置を可能とする金融機関や、融資上限を設定しない金融機関、
  - 自動車産業を基幹産業とする地域において、自動車業界支援専担チームを活用して専門性の高い支援を実施していく方針の金融機関、

  等もあり、引き続き、地域の産業特性や顧客企業の状況に応じた積極的な取組が期待される。

- 調査報告時点：2025年4月11日（金）
- 調査対象：計320の民間金融機関（主要行等７行、地方銀行55行、第二地方銀行34行、信用金庫156金庫及び信用組合68組合）

第521回第１-318

米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ　概要

令和７年４月25日
米国の関税措置に関する総合対策本部

基本方針

■米国の関税措置が、相互関税の一部につき適用を一時停止したとはいえ、自動車産業を始めとする我が国の産業・経済、そして、世界経済に大きな影響を及ぼしかねないことに変わりはない。

■引き続き、一連の関税措置の見直しを強く求めるとともに、国内産業・経済への影響を把握・分析しつつ、資金繰り支援など必要な支援に万全を期す。

■米国との協議の状況や、関税措置による輸出産業、関連する中小企業や地域経済、さらには国民生活への影響をよく注視し、躊躇なく追加的に必要な対応を行っていく。

緊急対応策

（１）相談体制の整備

■ ＪＥＴＲＯに加えて日本政策金融公庫等（以下「公庫等」という。）など全国約1,000か所に特別相談窓口を設置し、事業者の相談にきめ細かく対応

■ プッシュ型の支援ができるよう省庁の地方支分部局や関連団体に相談窓口等の体制を整備

■ ホームページ等を通じた正確、迅速かつ丁寧な情報提供

（２）影響を受ける企業への資金繰りを始めとした支援の強化

■ 公庫等のセーフティネット貸付の利用要件緩和

※ 関税措置による影響拡大等が見込まれる場合、状況をよく見極めた上で、５月以降適切なタイミングから、外的要因で業況悪化を来している事業者への金利引下げの対象拡大の実施を検討

■ 公庫等のオンライン手続の周知・広報等により、融資申込から送金までの手続を迅速化

■ 影響を受ける業種へのセーフティネット保証制度の適用や資本性劣後ローンの活用促進により、民間金融機関による支援を拡大

■ 官民金融機関に対し、相談窓口の設置・運営等も通じた事業者の状況把握や、既往債務の返済猶予や条件変更等を含めたより一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底を要請。貸付条件の変更状況等に係る報告徴求・公表の頻度を強化

■ 金融庁での専用相談ダイヤルの早急な開設

■ 国際協力銀行の融資を通じた日本企業の海外事業支援

■ 日本貿易保険を通じて、資金繰りの悪化した海外子会社に対する運転資金の融資等に対して保険を付保。関税措置に起因する損失が保険金支払事由と認められる場合は輸出保険でカバー

■ 「ミカタプロジェクト」の強力な推進

➢ 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対する経営アドバイスや施策紹介、新事業への進出等に向けた設備導入や省力化投資への補助などの支援

➢ 今後の関税措置による影響を精査した上で、必要に応じて、自動車部品サプライヤー以外の業種に対する伴走支援を拡充

■ ６年度補正予算に盛り込んだ重点支援地方交付金を活用した電力・ガス料金の支援

■ 納税猶予の柔軟な運用

（３）雇用維持と人材育成

■ 以下の施策により、雇用の不安定化を防ぐとともに、リ・スキリングの推進等により構造転換期における労働移動を適切に支援

➢ 全国の労働局・ハローワーク等における丁寧な相談対応

➢ 雇用調整助成金等の雇用関係の助成金の手続の迅速化・活用促進により、短時間勤務や研修制度と併せた柔軟な支援を実施

※ 今後の雇用の状況をよく把握し、必要が生じた場合には、適用要件の緩和など迅速な支援が受けられる措置を検討

➢ 教育訓練給付の給付率引上げ（６年10月）

➢ 教育訓練休暇給付金の創設（７年10月）

➢ 教育訓練給付や中小・中堅企業への訓練経費等の助成の充実・活用

（４）国内消費喚起策の強化と国民の暮らしの下支え

■ ６年度補正予算や７年度予算に盛り込んだ施策の柔軟かつ早期の執行。以下の多面的な政策を通じ家計の可処分所得を拡大

➢ 1.2兆円の所得税減税や大学生年代の子の特定扶養控除の年収要件の引上げ

➢ 世帯当たり３万円の低所得者世帯への給付措置

➢ 重点支援地方交付金を活用した地域商品券などの消費下支え、観光需要喚起策（「地域観光魅力向上キャンペーン」等）の展開

➢ ７年度から拡充した高校・大学の無償化や育児休業給付等による教育・育児費用の軽減

➢ 住宅購入等支援（子育てグリーン住宅支援事業）　等

※ 自動車関税による影響を見極め、必要に応じ国内需要対策のための効果的な施策を講ずることを検討

■ 関税措置が我が国の物価等に与える影響が不透明であることを踏まえ、以下のように物価高対策にも万全を期す

➢ 夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施。必要ならば、更なる対応策を躊躇なく講ずることができるよう検討

➢ 「ガソリンの暫定税率」について結論を得て実施するまでの間、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の引下げ措置（ガソリン・軽油10円、重油・灯油５円、航空機燃料４円）を５月22日から段階的に実施

➢ 電力使用量の増加する７・８・９月の３か月について、電気・ガス料金支援を実施（５月中に詳細決定）

（５）産業構造の転換と競争力強化

<重点分野（半導体・蓄電池・医薬品・農産品等）>

■ 国内投資や輸出を促進する補助制度・戦略分野国内生産促進税制や、経済安全保障分野での研究開発税制を活用し、戦略産業の育成を推進

■ ＡＩ・半導体産業基盤強化フレームに基づき、先端・次世代半導体の国内生産拠点の整備や研究開発支援を着実に実施

<ＧＸ分野>

■ 以下の施策により、脱炭素化とエネルギー供給の強靭化を図りつつ、国内におけるＧＸ投資を促進

➢ 鉄鋼分野等の多排出製造業の大規模製造プロセス転換の推進

➢ 蓄電池・ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力などの国内製造サプライチェーン構築、企業の省エネ設備投資・省エネ診断の推進

➢ 大企業等と連携したスタートアップの実用化投資の推進

➢ 再エネ・原子力の最大限の活用に向けた投資等の着実な推進　等

<医薬品分野>

■ 創薬エコシステムの構築を進め、優れた創薬シーズを基にしたスタートアップの創出を促進し、革新的新薬を生み出すための民間投資を呼び込む体制を強化

■ バイオ医薬品等の国内製造体制の整備を推進

<中小企業支援>

■ 下請法等改正法案の早期成立による価格転嫁対策の徹底

■ 関税措置による影響を受ける中小企業に対し、「ものづくり補助金」や「新事業進出補助金」その他の中小企業の生産性向上に係るより幅広い補助金においても優先採択を実施

<農林水産分野>

■ 関税措置による影響を受ける農林水産事業者・食品事業者等に対して、新たな基本計画に基づく施策の方向性を踏まえ、生産体系等の転換に係る支援における優先採択を実施

<多角化・新規販路開拓>

■ 多角化や新規販路開拓（６年度補正予算等に盛り込んだグローバルサウス諸国における実証事業等への支援、ＪＥＴＲＯ等を通じた中堅・中小企業の海外展開支援、農林水産事業者・食品事業者等の輸出支援）を通じ、事業の多角化や代替市場の獲得を促進

諸外国の最低賃金制度（適用除外、減額措置）

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 （1998年）	労働法典 （L3231-1以下） （1950年）	最低賃金法 （MiLoG） （2015年）	公正労働基準法 （FLSA） （1938年） ※州別最賃は各州法	最低賃金法 （1988年）	最低賃金法 （1959年）
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律（連邦最低賃金） 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用
適用除外	○高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○労働時間を把握することができない労働者 （訪問販売員などの一部）	○未成年者 （18歳未満） ○職業訓練実習生の一部 ○長期失業者の就職時 （開始から6か月） 等	【連邦最低賃金】 ○管理職、専門職等 ○小規模企業従業員 等 【州別等最低賃金】 ○州により異なる	○精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○18～20歳：10ポンド ○16～17歳：7.55ポンド ○見習訓練生：7.55ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	（未成年） ○17歳：10%減 ○16歳以下：20%減 （熟練化契約） ○年齢と学位により20～45%減 （見習訓練契約） ○年齢と契約経過年数により22～73%減	－	【連邦最低賃金】 ○20歳未満の労働者 （雇い始めから90日間は4.25ドル） ○障害者 （連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要） ○学生の一部 ○習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○州等により異なる	○修習・試用期間中の者 （修習開始から３か月。１年未満の契約労働者除く）： 最低賃金額（時給額）から10%減額	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○試の使用期間中の者 ○基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者
（参考）最低賃金額	【全国生活賃金】 12.21ポンド ※2025年４月１日発効 ※成人向け「全国生活賃金」の額	11.88ユーロ ※2024年11月1日発効	12.82ユーロ ※2025年1月1日発効	7.25ドル ※2009年7月24日発効	10030ウォン ※2025年1月1日発効	1055円 ※全国加重平均 ※2024年10～11月発効

第521回第１-320

欧州連合（ＥＵ）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。基準は、各国の慣行(法定、専門機関による決定あるいは三者合意など)に基づいて設定することができるが、少なくとも、a)最賃額の購買力(生活費を考慮)、b)一般的な賃金水準や分配の状況、c)賃金上昇率、d)長期的な生産性の水準・動向、の各要素を含まなければならない。このほか、物価による自動調整メカニズムを併用することも可能だ(適用すると額が減少する場合を除く)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

出典：（独）労働政策研究・研修機構のHPより作成

労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

○ EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の６割や平均値の５割を参照指標として加盟国に示されている。

○ 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

（単位：%）

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計（一般＋短時間）	一般労働者	常用労働者計（一般＋短時間）
所定内給与額＋特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額	40.9	46.5	48.4	57.9
（参考）所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

（注１）令和６年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。５人以上事業所の常用労働者が対象。
（注２）それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2024年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。
（注３）時給換算に当たっては、
「所定内給与額＋特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額／12を、所定内実労働時間数(/月)＋超過実労働時間数(/月)で除し、
「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額／12を、所定内実労働時間(/月)＋超過実労働時間(/月)で除し、
「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

○　労働分配率は直近では低下しているが、資本金規模が少ない企業ほど、高い割合で推移している。

（単位：％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	参考：母集団数（単位：社）
労働分配率	規模計	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	65.1	2,991,782
	資本金規模1,000万円以上	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	62.8	900,784
	〃　10億円以上	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	48.2	4,688
	〃　１億円～10億円	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	62.7	26,151
	〃　1,000万円～１億円	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	76.9	869,945
	〃　1,000万円未満	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	80.0	2,090,998

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）１　金融業、保険業を除く全産業。

２　「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

３　各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。

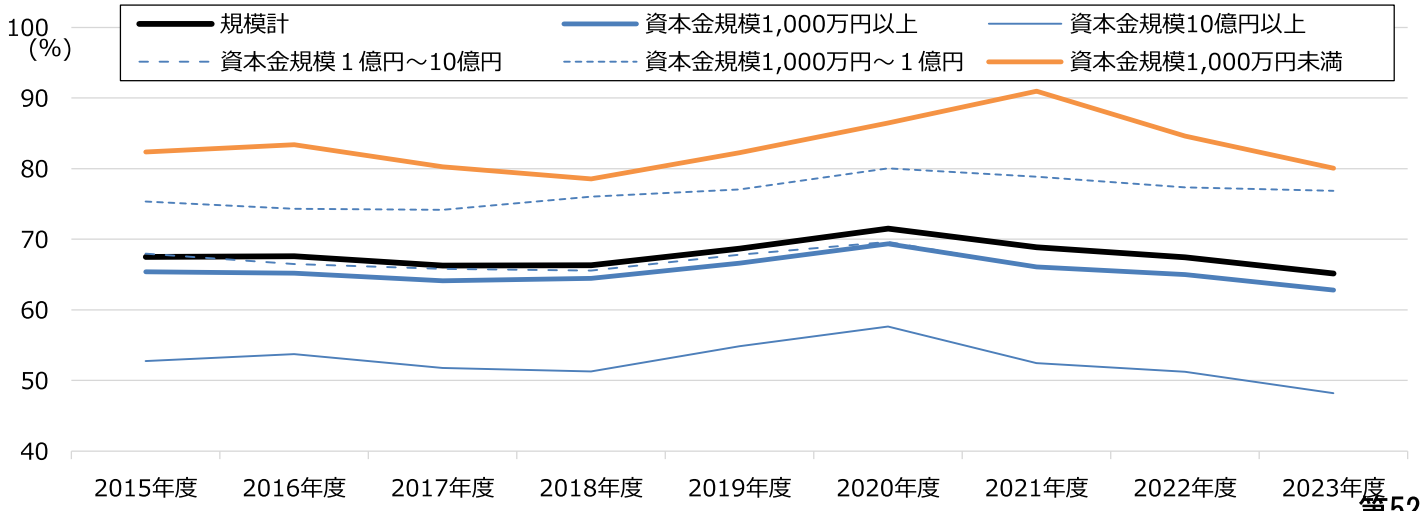

最賃近傍雇用者構成比（2024年）

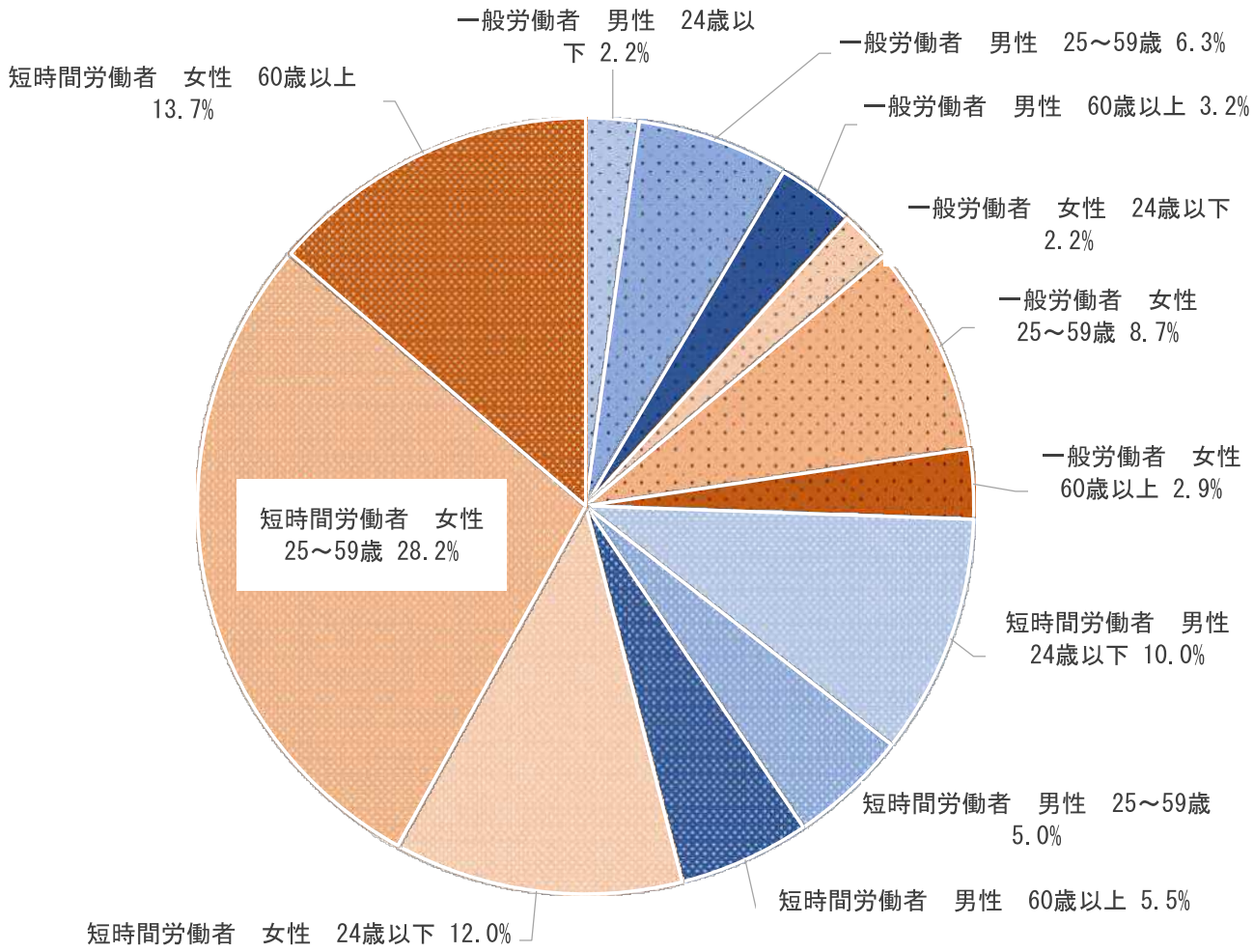

（資料出所）厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．「最賃近傍雇用者構成比」は、2024年６月の１時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者（ここでは、「最賃近傍雇用者」という。）の就業形態、男女、年齢階級別の構成比。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比（2024年）

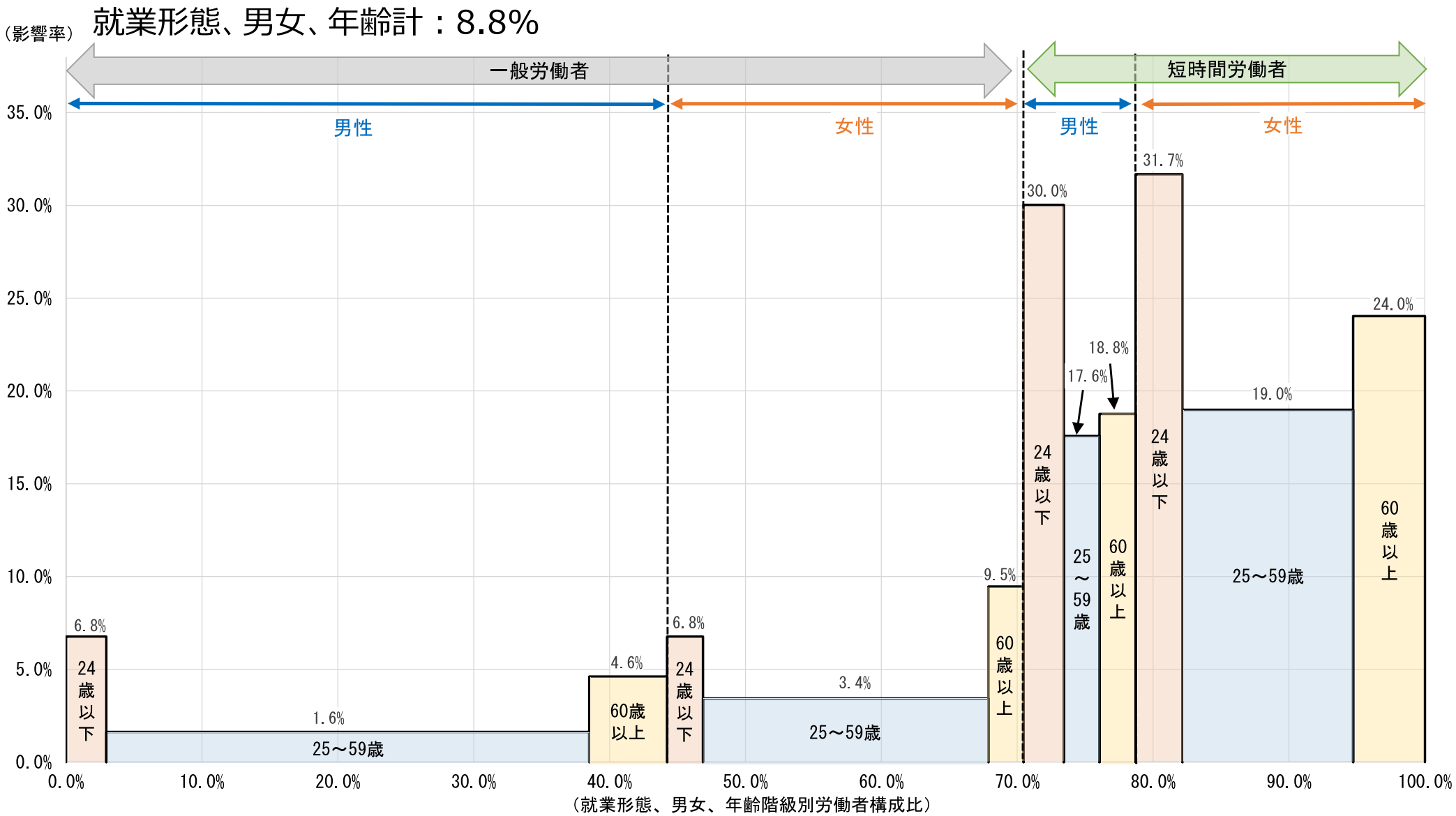

（資料出所）厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、2024年６月の１時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．横軸の「就業形態、男女、年齢階級別労働者構成比」は、就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。
４．各区分の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（就業形態、男女、年齢階級計の常用労働者に占める比率）を示している。

産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2024年）

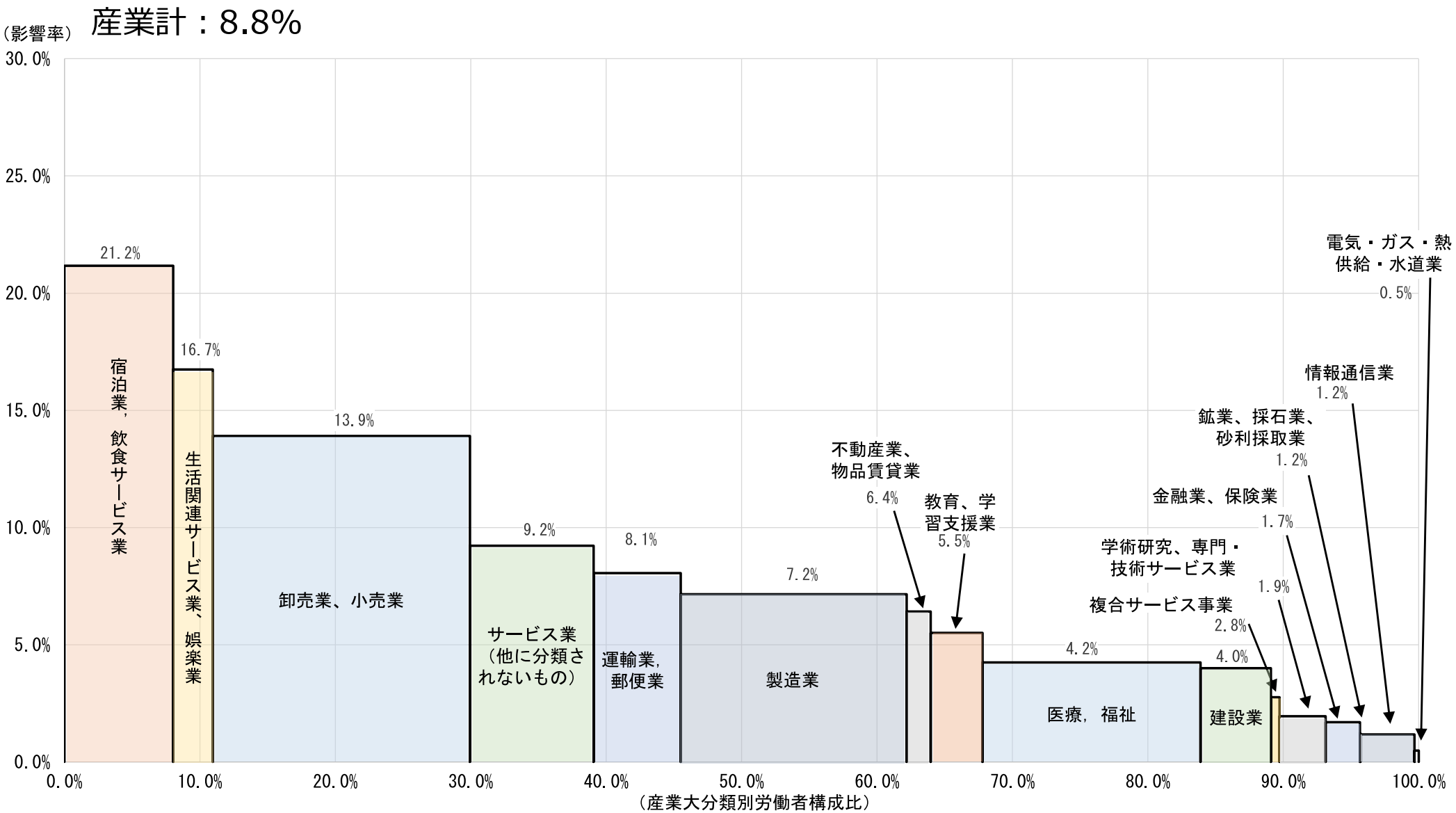

（資料出所）厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．縦軸の「影響率」は、2024年６月の１時間当たり所定内給与額が2024年の秋より適用された事業所の所在地の地域別最低賃金額未満である常用労働者（以下、「影響労働者」という。）の割合。
所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．横軸の「産業大分類別労働者構成比」は、産業計の常用労働者数に占める各産業の常用労働者数の比率を示している。
４．各産業の長方形の面積は、影響労働者のボリューム（産業計の常用労働者に占める比率）を示している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）

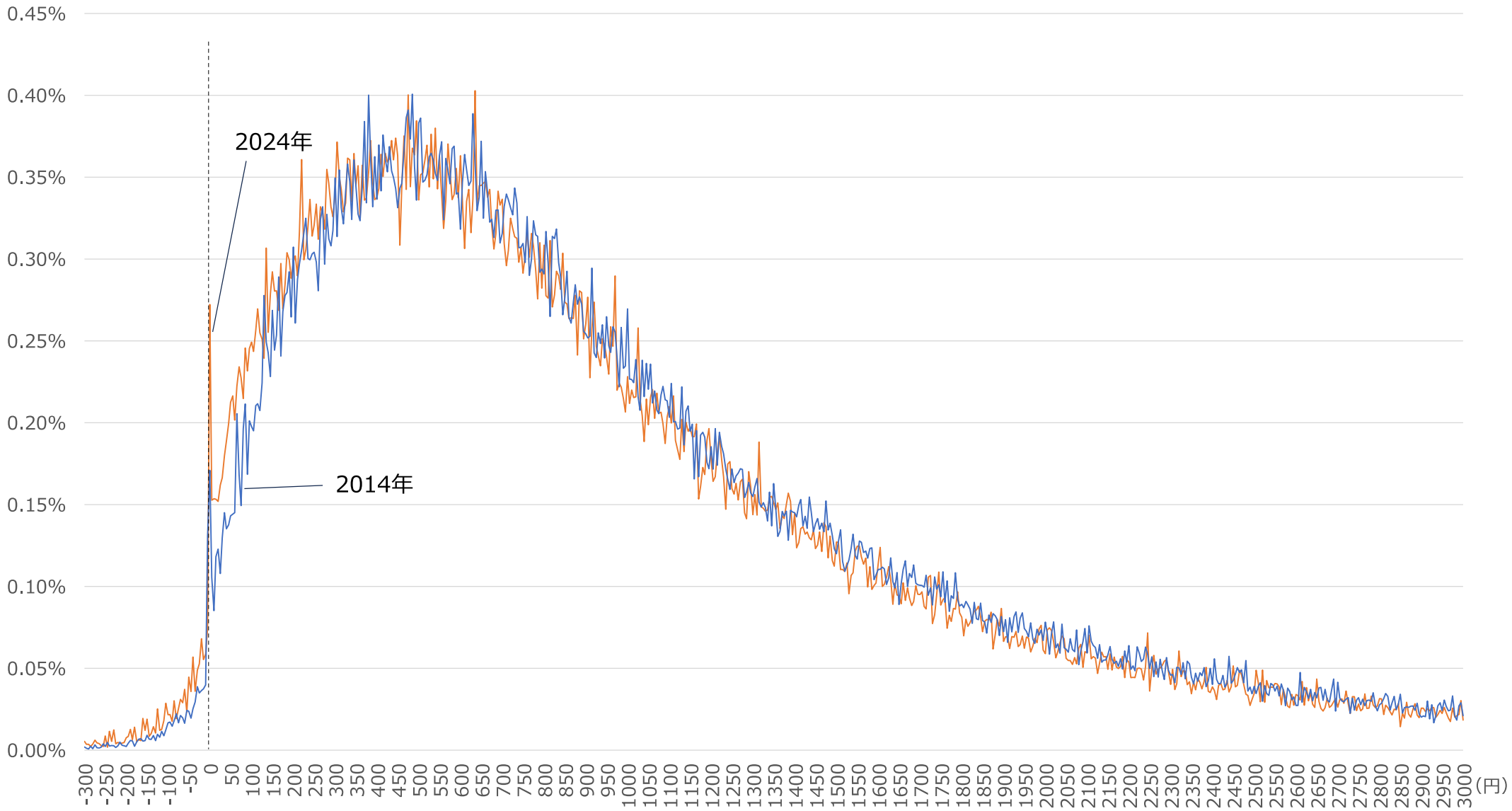

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。

２．１時間当たりの所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。

３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。

４．2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者）

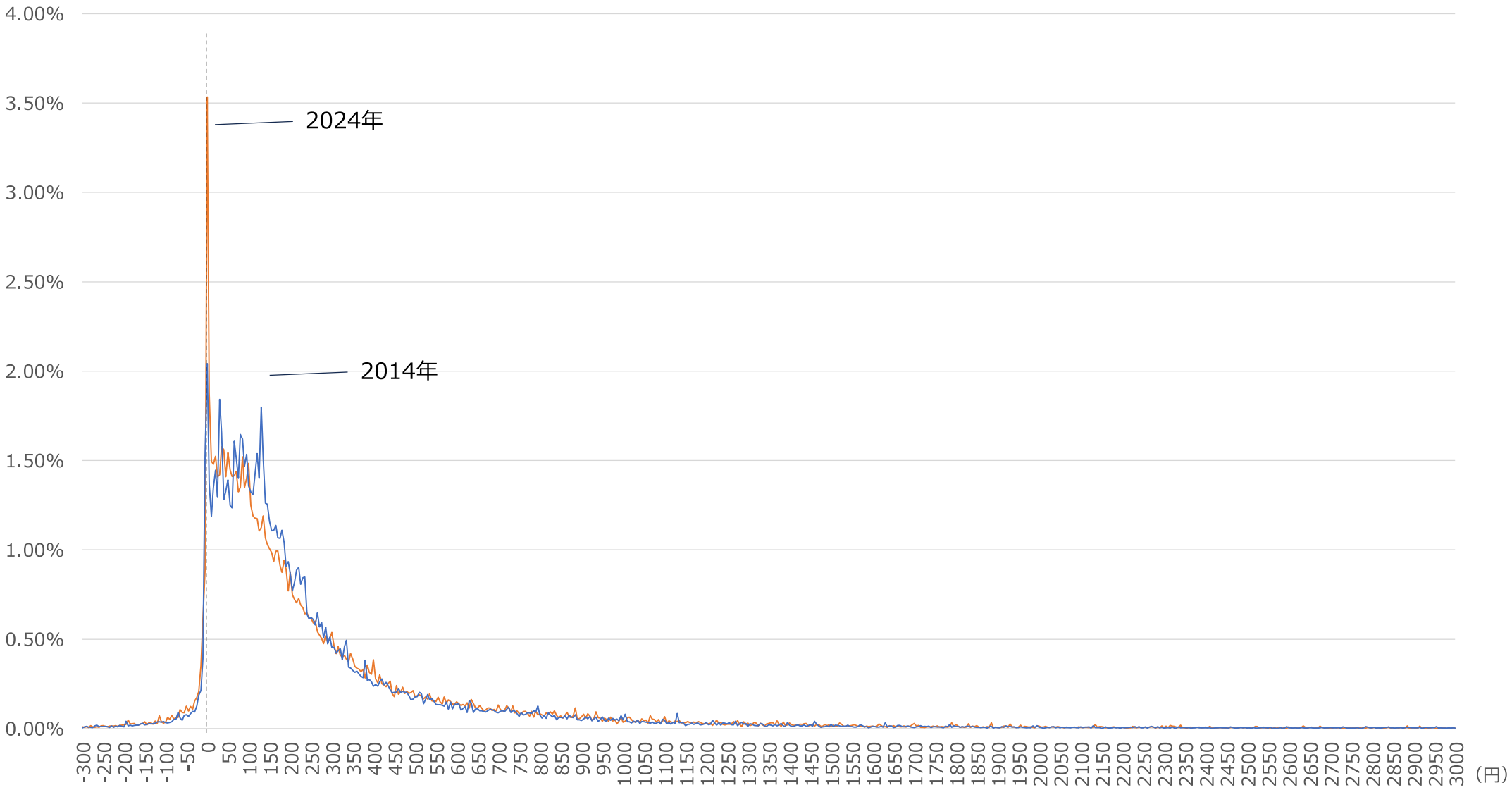

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。
（注）１．常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が５～９人で企業全体の常用労働者数も５～９人である民営事業所の数値。
２．１時間当たりの所定内給与額は、６月の所定内給与額を６月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。
３．上記２の１時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の５円単位の分布。
４．2014年の数値は、2024年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

参考資料No.2

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第521回第１-329

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

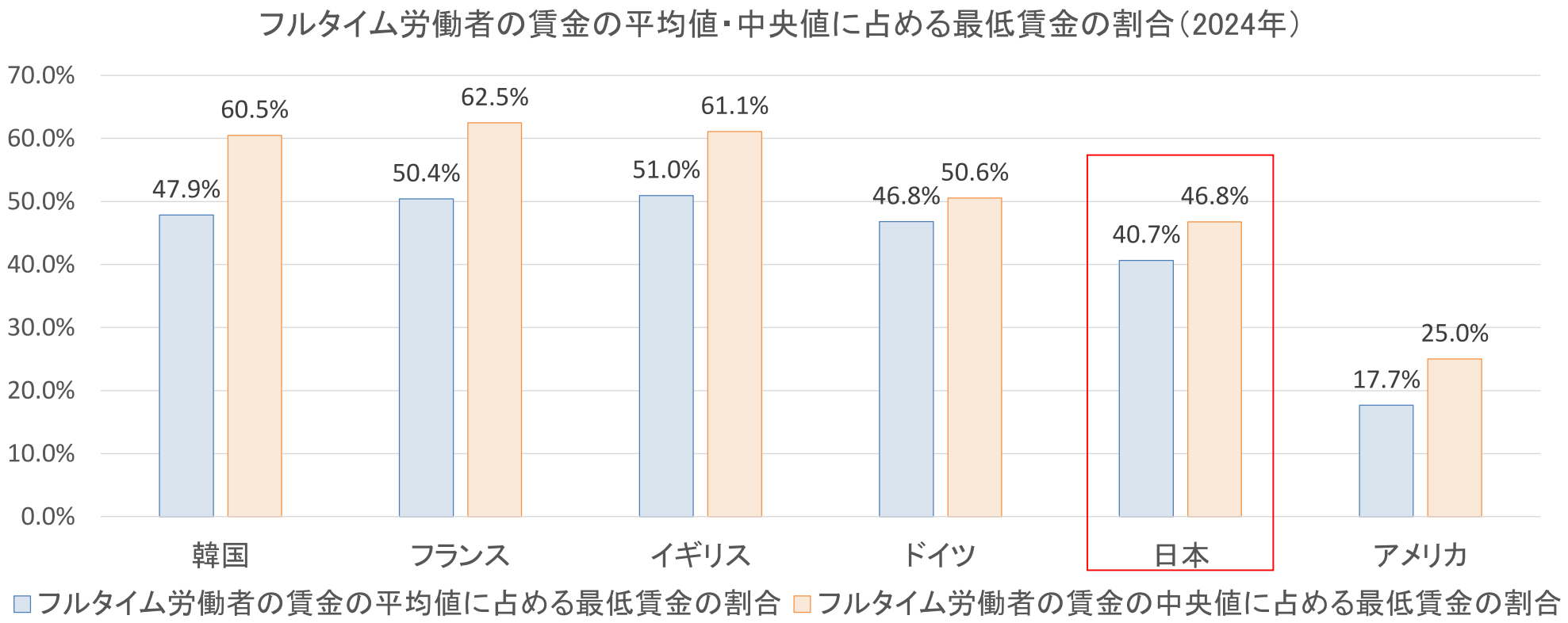

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

第521回第１-330

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○　2025年６月の消費者物価指数の「総合」は＋3.3%、「生鮮食品を除く総合」は＋3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は＋3.4%、「持家の帰属家賃を除く総合」は＋3.8%となっている（いずれも対前年同月比）。

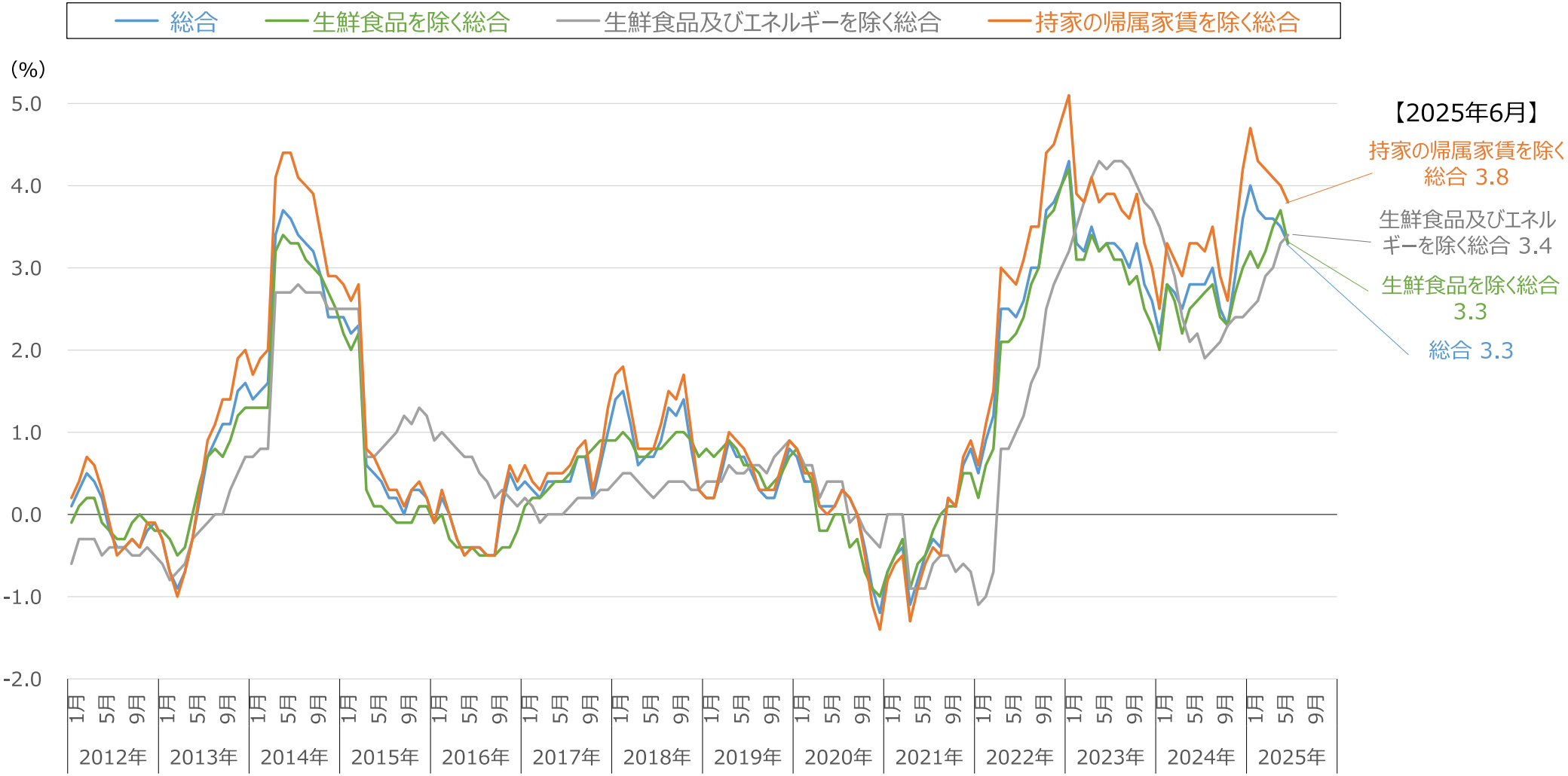

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

第521回第１-331

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の主な項目別寄与度の推移

○　消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年６月に＋3.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。

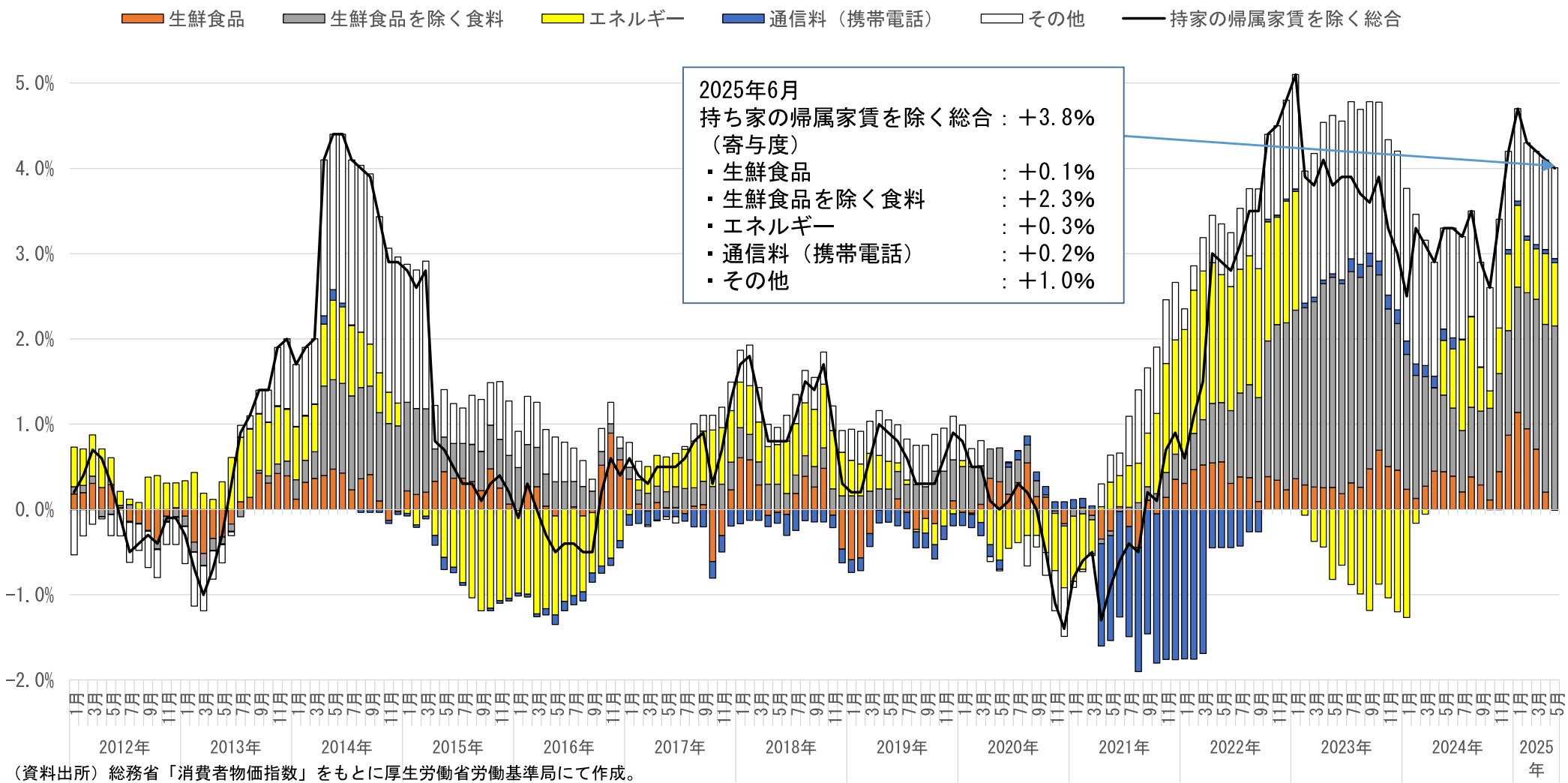

（資料出所）総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

（注）１．各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト／持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

２．「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

３．「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

第521回第１-332

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年６月では、「基礎的支出項目」は＋4.6%、「選択的支出項目」は＋2.5%となっている。

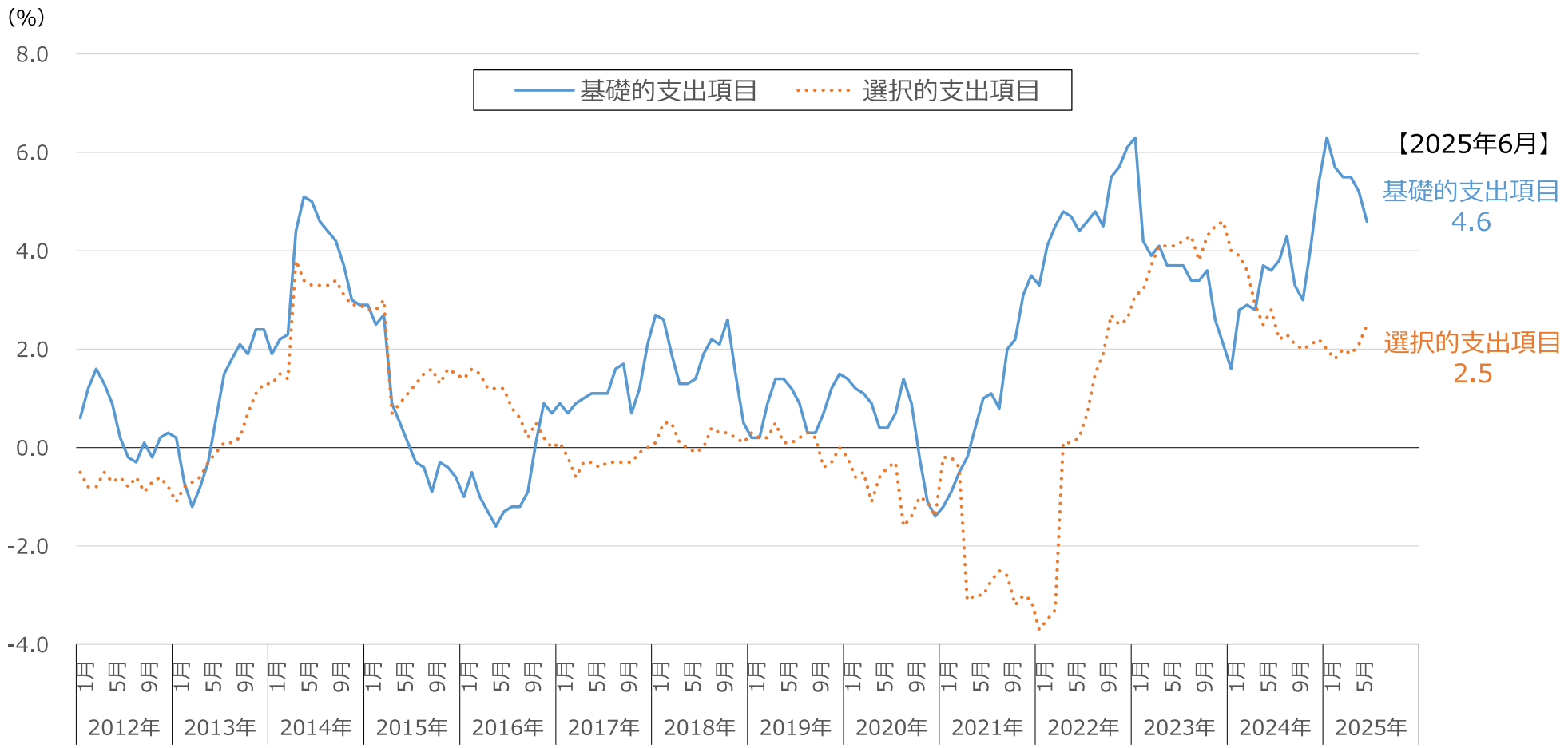

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
２．支出弾力性とは、消費支出総額が１%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
３．基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年６月では、「１か月に１回程度以上の購入」は＋4.2%、「１か月に１回程度未満の購入」は＋3.6%となっている。

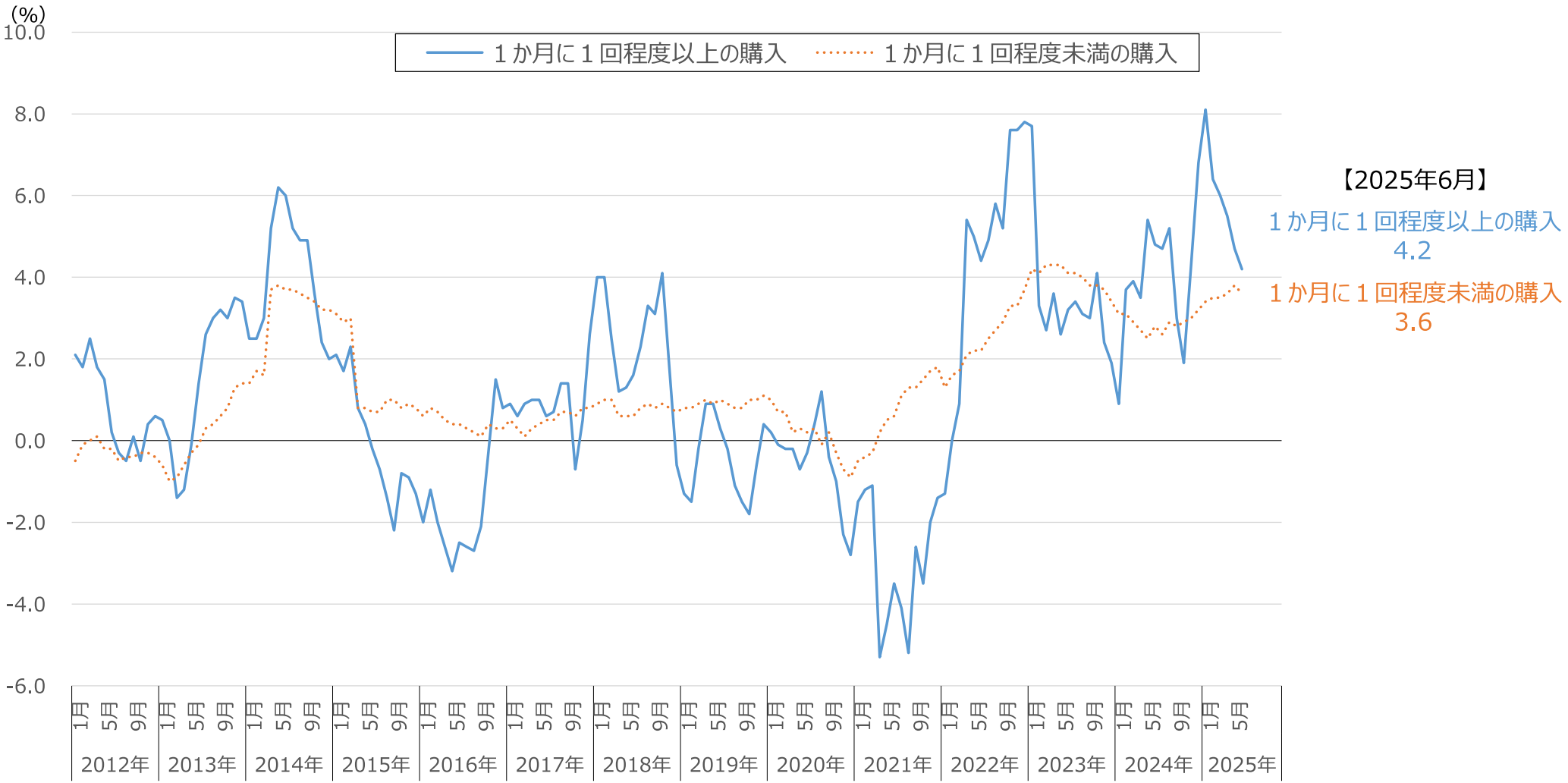

（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）１．購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。
２．購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押下げ効果の推移

○ 電気・ガス料金支援は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

	2024年			2025年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
電気・ガス料金支援による押下げ効果	-0.54	-0.34	-	-	-0.33	-0.33	-0.17	-	-

資料出所　総務省「消費者物価指数」

＜電気・ガス料金支援　値引き単価＞

酷暑乗り切り緊急支援（2024年８～10月使用分）

2024年８・９月使用分　低圧契約は1kWh当たり4円、高圧契約は1kWh当たり2円、都市ガス料金は1㎥当たり17.5円

2024年10月使用分　低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、都市ガス料金は1㎥当たり10円

電気・ガス料金負担軽減支援事業（2025年１～３月使用分）

2025年１・２月使用分　低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、
都市ガス料金は1㎥当たり10円、LNGは1t当たり12,156円

2025年３月使用分　低圧契約は1kWh当たり1.3円、高圧契約は1kWh当たり0.7円、
都市ガス料金は1㎥当たり5円、LNGは1t当たり6,078円

※都市ガスは家庭及び年間契約量1,000万㎥未満の企業等が対象。LNGは年間総契約量8,226t未満の需要家が対象。

第521回第１-335

2024年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○　消費者物価指数の対前年上昇率について、2024年10月以降、全国では2.6%～4.7%で推移し、2024年10月～2025年６月平均の対前年同期の上昇率は3.9%となっている。

（単位：%）

		2024年			2025年						2024年10月～2025年６月平均
		10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	6月	
全　国		2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9
	Ａランク	2.7	3.4	4.3	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.7	3.8
	Ｂランク	2.6	3.3	4.1	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8	3.5	3.9
	Ｃランク	2.9	3.6	4.4	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0	3.9	4.1

資料出所　総務省「消費者物価指数」
（注）１　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
２　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
３　各ランクは、2023年度からの適用区分である。

第521回第１-336

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移

○　消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる１世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。

○　購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

（単位：％）

	2024年			2025年						2024年10月～2025年６月平均
	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	
頻繁に購入	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	3.0	4.2

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料Ａ
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）「2024年10月～2025年６月平均」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

参考資料No.3

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第521回第１-338

1　主要指標の推移（1）GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	ＧＤＰ（国内総生産）					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数（月平均）		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	（億円）	（%）	（%）	（億円）	（%）	(2020年=100)	（%）	(2020年=100)	（%）	（件）	（%）	（万人）	（万人）	（%）
2015　年	5,380,323	3.7	－	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
2016　年	5,443,646	1.2	－	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.6	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
2017　年	5,530,730	1.6	－	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018　年	5,566,301	0.6	－	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019　年	5,579,108	0.2	－	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2020　年	5,396,460	△ 3.3	－	5,295,015	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
2021　年	5,530,683	2.5	－	5,437,799	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022　年	5,604,643	1.3	－	5,488,634	0.9	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2023　年	5,913,791	5.5	－	5,564,874	1.4	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
2024　年	6,094,588	3.1		5,574,454	0.2	101.2	△ 2.6	101.4	△ 5.2	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
2024　年　1～3月	*5,952,082*	*0.1*	*0.3*	*5,521,792*	*△ 0.3*	*99.0*	*△ 5.2*	*100.1*	*△ 6.2*	2,319	18.6	175	△ 2	2.5
4～6月	*6,096,643*	*2.4*	*10.1*	*5,574,544*	*1.0*	*101.1*	*2.1*	*101.9*	*1.8*	2,612	25.2	189	4	2.7
7～9月	*6,128,740*	*0.5*	*2.1*	*5,586,547*	*0.2*	*101.4*	*0.3*	*100.4*	*△ 1.5*	2,483	10.9	179	△ 5	2.6
10～12月	*6,198,058*	*1.1*	*4.6*	*5,617,658*	*0.6*	*101.8*	*0.4*	*101.4*	*1.0*	2,592	7.6	163	△ 4	2.3
2025　年　1～3月	*6,253,212*	*0.9*	*3.6*	*5,615,418*	*0.0*	*101.5*	*△ 0.3*	*103.7*	*2.3*	2,457	6.0	169	△ 6	2.4
4～6月										2,533	△ 3.0			
2025　年　1月	－	－	－	－	－	*99.9*	*△ 1.1*	*105.3*	*4.5*	840	19.8	*174*	*2*	*2.5*
2月	－	－	－	－	－	*102.2*	*2.3*	*104.1*	*△ 1.1*	764	7.3	*168*	*△ 6*	*2.4*
3月	－	－	－	－	－	*102.4*	*0.2*	*101.6*	*△ 2.4*	853	△ 5.8	*173*	*5*	*2.5*
4月	－	－	－	－	－	*101.3*	*△ 1.1*	*102.9*	*1.3*	828	5.7	*176*	*3*	*2.5*
5月	－	－	－	－	－	*101.2*	*△ 0.1*	*105.0*	*2.0*	857	△ 15.1	*172*	*△ 4*	*2.5*
6月	－	－	－	－	－					848	3.4			
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

（注）1　斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。

2　GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2015暦年連鎖価格である。

3　2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1　主要指標の推移（2）求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
							調査産業計					製造業				
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)
2015 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.14
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.31
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.6	2.3	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.85	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2024 年 1～3月	*2.29*	*1.26*	108.3	0.1	120.6	0.6	*104.5*	*0.8*	*96.5*	*0.5*	30.91	*105.9*	*0.4*	*97.7*	*0.0*	13.03
4～6月	*2.22*	*1.25*	109.4	1.0	122.2	1.3	*106.4*	*1.8*	*97.2*	*0.7*	30.63	*108.6*	*2.5*	*99.3*	*1.6*	12.97
7～9月	*2.25*	*1.24*	110.4	1.0	123.3	0.9	*106.4*	*0.0*	*96.3*	*△ 0.9*	30.77	*108.6*	*0.0*	*98.4*	*△ 0.9*	12.87
10～12月	*2.26*	*1.25*	111.9	1.3	124.5	1.0	*107.4*	*0.9*	*96.1*	*△ 0.2*	31.11	*109.6*	*0.9*	*98.1*	*△ 0.3*	12.94
2025 年 1～3月	*2.31*	*1.25*	113.0	1.0	125.7	1.0	*106.9*	*△ 0.5*	*94.5*	*△ 1.7*	31.53	*110.1*	*0.5*	*97.3*	*△ 0.8*	13.19
4～6月					126.4	0.6										
2025 年 1月	*2.32*	*1.26*	113.2	0.6	125.3	0.2	*106.3*	*△ 1.6*	*94.1*	*△ 2.1*	31.43	*109.1*	*△ 1.9*	*96.5*	*△ 2.4*	13.14
2月	*2.30*	*1.24*	112.7	△ 0.4	125.7	0.3	*107.4*	*1.0*	*95.1*	*1.1*	31.65	*110.1*	*0.9*	*97.5*	*1.0*	13.20
3月	*2.32*	*1.26*	113.1	0.3	126.1	0.3	*106.9*	*△ 0.5*	*94.4*	*△ 0.7*	31.51	*111.0*	*0.8*	*98.0*	*0.5*	13.22
4月	*2.24*	*1.26*	113.5	0.4	126.5	0.3	*107.4*	*0.5*	*94.7*	*0.3*	31.04	*110.7*	*△ 0.3*	*97.6*	*△ 0.4*	13.06
5月	*2.14*	*1.24*	113.9	0.4	126.4	△ 0.1	*106.6*	*△ 0.7*	*93.6*	*△ 1.2*	31.11	*110.6*	*△ 0.1*	*97.1*	*△ 0.5*	13.00
6月			113.8	△ 0.1	126.2	△ 0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

（注）1　斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2　毎月勤労統計調査は、事業所規模５人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。
2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。また、2025年５月の数値は速報値である。

3　求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4　国内企業物価指数の2025年６月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

６　消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年					
											１月	２月	３月	４月	５月	６月
全　国	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8
Ａランク	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.7
Ｂランク	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8	3.5
Ｃランク	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0	3.9

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）１　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

２　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

３　各ランクは、2023年度からの適用区分である

5　消費者物価指数等の推移

(1)　消費者物価対前年上昇率の推移

（単位：%）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
Aランク	東　京	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.7	4.0	3.3	3.4	4.0	3.9	3.5
	神奈川	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	3.5	4.7	4.1	4.1	3.7	3.9	3.8
	大　阪	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	3.2	4.8	4.2	4.4	4.5	4.2	4.1
	愛　知	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	3.2	5.1	4.5	4.3	3.9	4.2	3.9
	埼　玉	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	3.0	4.4	3.9	3.9	3.6	3.6	3.2
	千　葉	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	2.7	4.2	3.9	3.8	3.4	3.5	3.6
Bランク	兵　庫	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	3.3	4.8	4.4	4.0	4.0	4.3	3.9
	京　都	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	3.3	5.1	4.6	4.4	4.3	4.0	4.3
	茨　城	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	2.7	4.8	4.9	4.5	4.1	4.3	4.1
	静　岡	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	3.2	5.0	4.5	4.2	3.7	3.7	4.0
	富　山	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.2	4.3	4.0	4.3	3.9	3.9	3.6
	広　島	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	3.1	4.5	4.3	4.5	4.7	4.2	3.6
	滋　賀	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	3.1	4.1	3.7	3.5	3.3	3.4	2.9
	栃　木	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.2	4.7	4.2	4.1	4.0	3.3	2.9
	群　馬	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.9	4.3	4.3	4.2	3.7	3.4	3.3
	宮　城	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.6	5.0	4.4	4.4	4.3	4.1	3.9
	山　梨	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	3.1	5.0	4.2	4.4	4.0	4.0	3.2
	三　重	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	3.0	4.2	4.3	4.2	3.6	3.5	3.1
	石　川	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.6	4.4	4.6	4.6	4.4	3.9	3.8
	福　岡	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	3.4	4.8	4.3	4.3	4.0	4.3	4.0
	香　川	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	3.4	4.4	4.1	3.8	4.0	3.0	3.0
	岡　山	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	2.6	4.7	4.3	4.4	4.3	4.0	3.7
	福　井	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	3.0	5.5	4.7	4.9	4.3	3.7	3.7
	奈　良	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	4.0	5.2	4.6	4.4	3.6	3.3	3.5
	山　口	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	3.1	4.8	4.2	4.7	3.9	3.7	3.2
	長　野	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	3.4	4.8	4.0	4.2	3.9	3.5	3.2
	北海道	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.3	4.3	3.9	4.2	4.3	4.1	3.6
	岐　阜	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	3.6	5.6	5.0	4.8	4.3	4.8	4.3
	徳　島	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.4	4.5	4.1	3.9	3.6	3.6	3.4
	福　島	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	3.0	4.2	4.0	4.1	3.6	3.7	3.1
	新　潟	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	3.1	5.0	4.9	4.6	4.5	4.3	3.8
	和歌山	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	2.8	4.1	4.2	4.5	4.5	4.2	3.8
	愛　媛	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.5	4.1	4.0	4.3	3.6	3.4	3.0
	島　根	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	3.0	4.5	4.3	4.0	3.6	3.1	2.0
Cランク	大　分	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	3.2	4.6	4.1	4.1	4.0	3.8	3.8
	熊　本	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	3.3	5.1	4.6	4.6	3.9	3.7	3.8
	山　形	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.9	5.2	4.5	4.3	4.0	3.7	3.5
	佐　賀	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.5	4.7	4.6	4.7	4.8	5.0	4.9
	長　崎	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	3.5	5.4	4.6	4.6	4.6	4.4	4.1
	岩　手	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.4	4.3	3.9	4.1	3.8	3.7	3.7
	高　知	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	3.5	5.1	4.3	4.6	4.4	4.2	4.1
	鳥　取	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	3.0	4.0	4.2	4.0	3.8	3.5	3.4
	秋　田	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.3	4.8	4.5	3.8	3.4	3.3	2.9
	鹿児島	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	3.5	6.2	5.1	4.9	4.7	4.4	4.6
	宮　崎	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.6	5.2	5.0	4.7	4.4	4.3	4.1
	青　森	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	4.9	4.5	4.3	4.1	4.1	3.5
	沖　縄	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	5.6	5.1	5.0	4.4	4.0	4.4

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）1　数値は、都道府県庁所在都市のものである。

　　2　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

参考資料No.4

パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移

第2回目安に関する小委員会
仁平委員提出資料

はたらくのそばで、ともに歩む
連合

第521回第１-343

データの出典

■HRog賃金Now：株式会社ナウキャスト(https://hrogwagenow.com/)

調査方法　：ウェブ上に掲載されている時給表示の募集情報をAIウェブスクレイピングで収集
複数媒体に掲載の求人や、異常な求人数の増加・減少がある媒体は削除
金額幅で表示されている求人は上下の平均値を取得

調査対象　：最大125の求人サイト、週次でおよそ350万件以上の求人データのうち、時給表示の求人広告を対象とし、その他日給等の求人は非対象

■毎月勤労統計調査（地方調査）：厚生労働省

パートタイム労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除した値
（事業所規模５人以上、調査産業計）

以上をもとに連合事務局にて作成

＜水準の表記＞

HRog_ハローワーク＋民間	：HRog賃金Now 「時間当たり給与（パートタイム労働者）」より
HRog_民間のみ	：HRog賃金Now 「時間当たり給与（パートタイム労働者）」より
毎勤統計	：毎月勤労統計調査（地方調査）より、パートタイム労働者の所定内給与
最低賃金	：地域別最低賃金額。全国については全国加重平均の値

第521回第１-344

全国

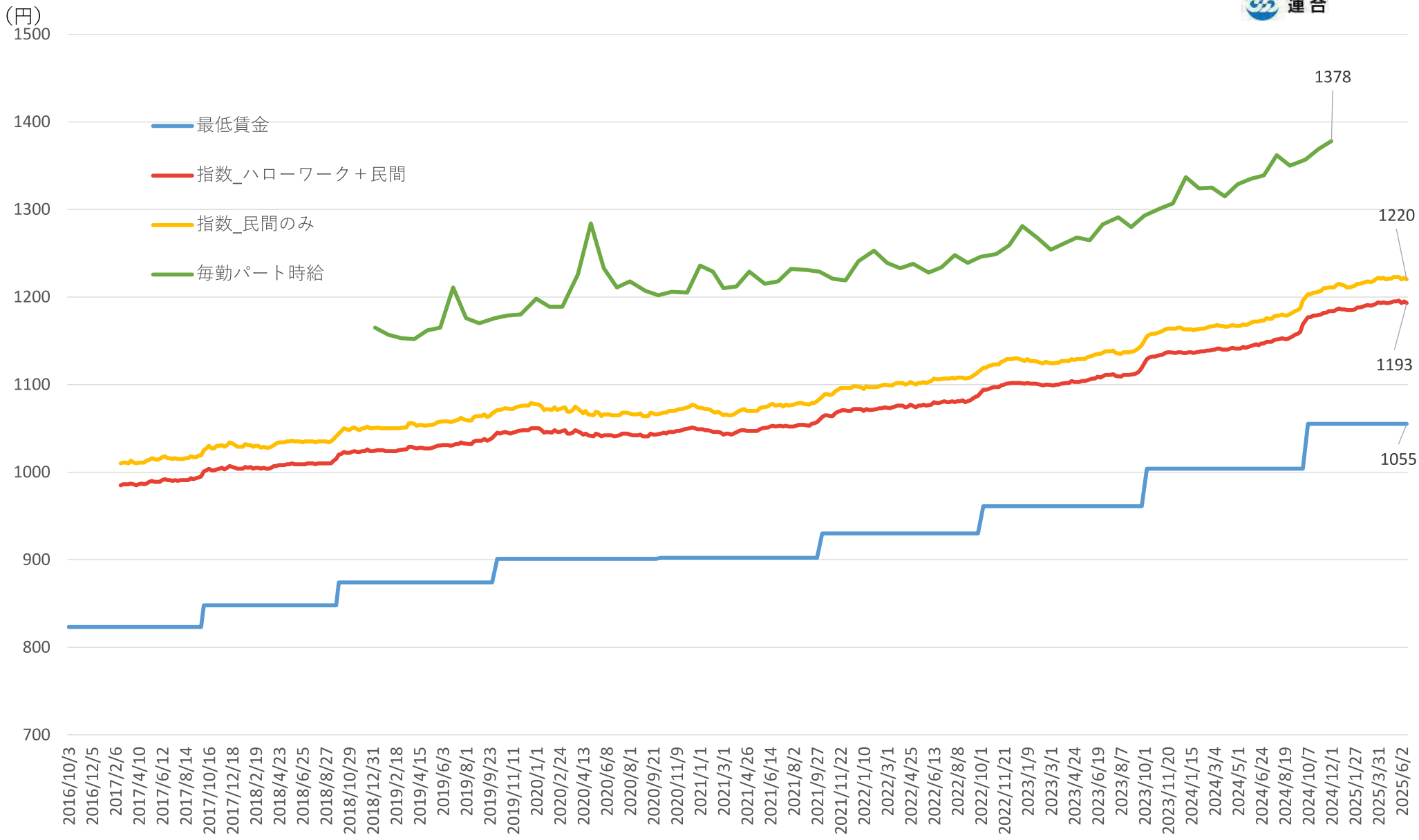

第521回第１-345

北海道

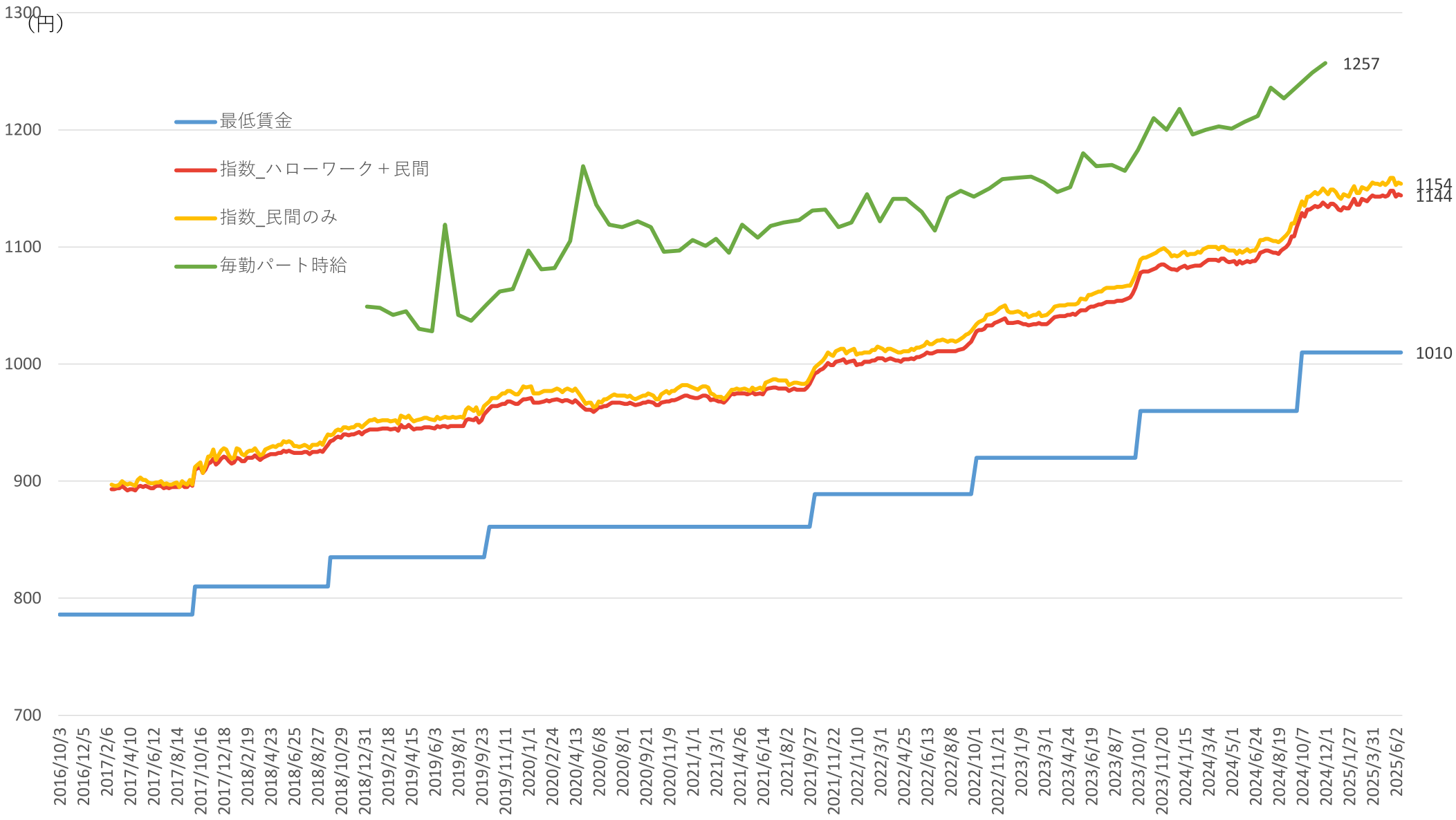

第521回第１-346

青森

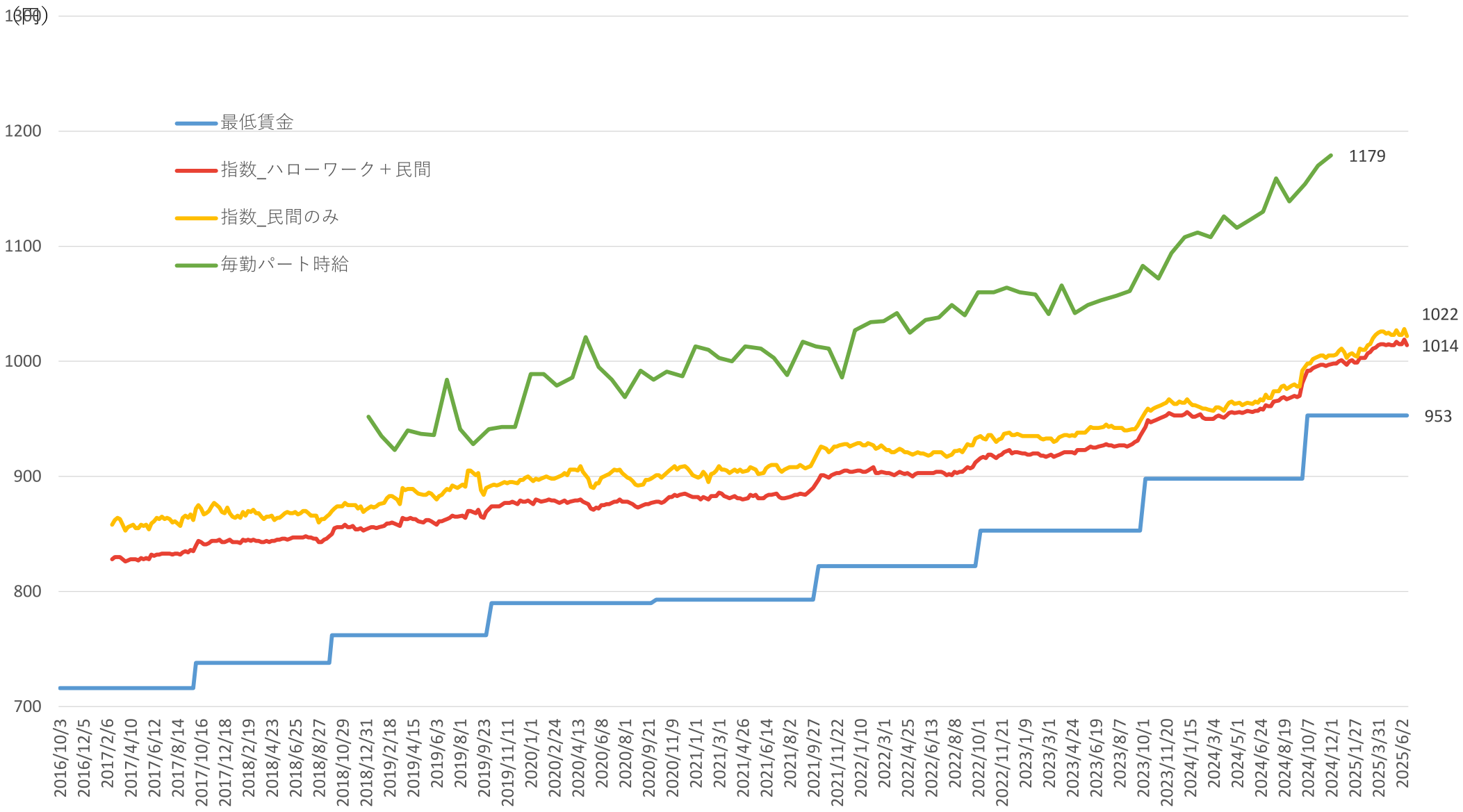

第521回第１-347

岩手

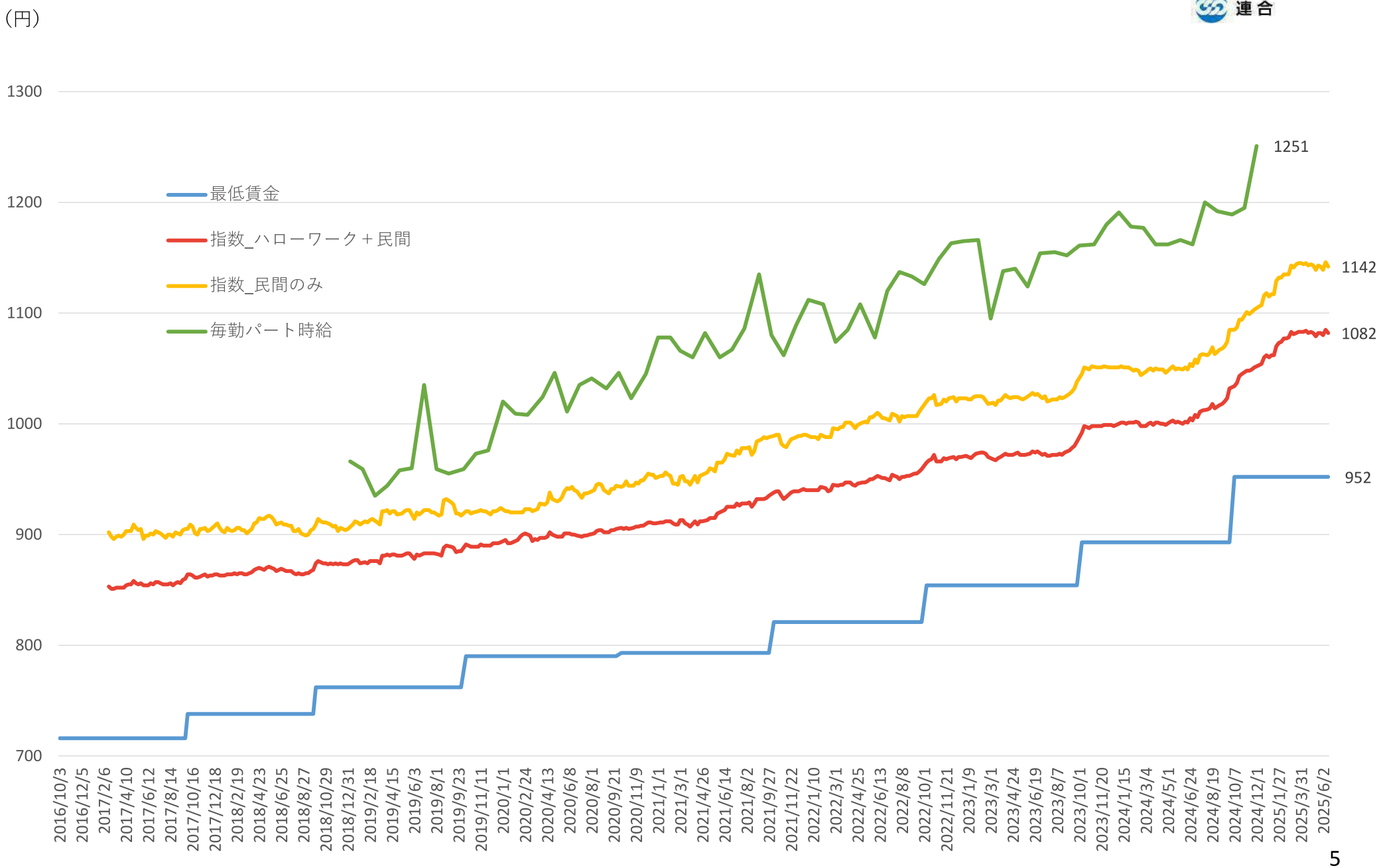

第521回第１-348

宮城

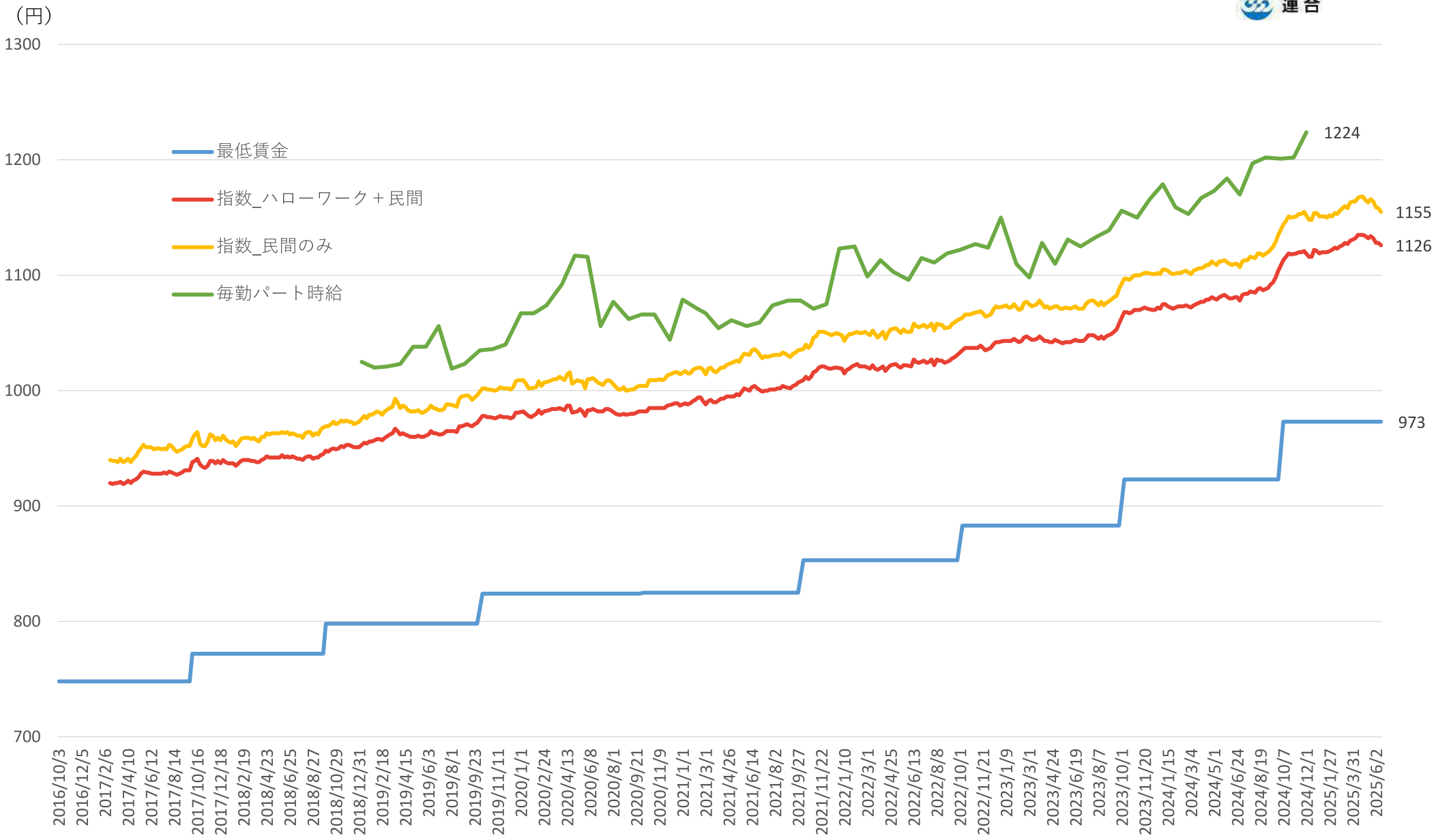

第521回第１-349

秋田

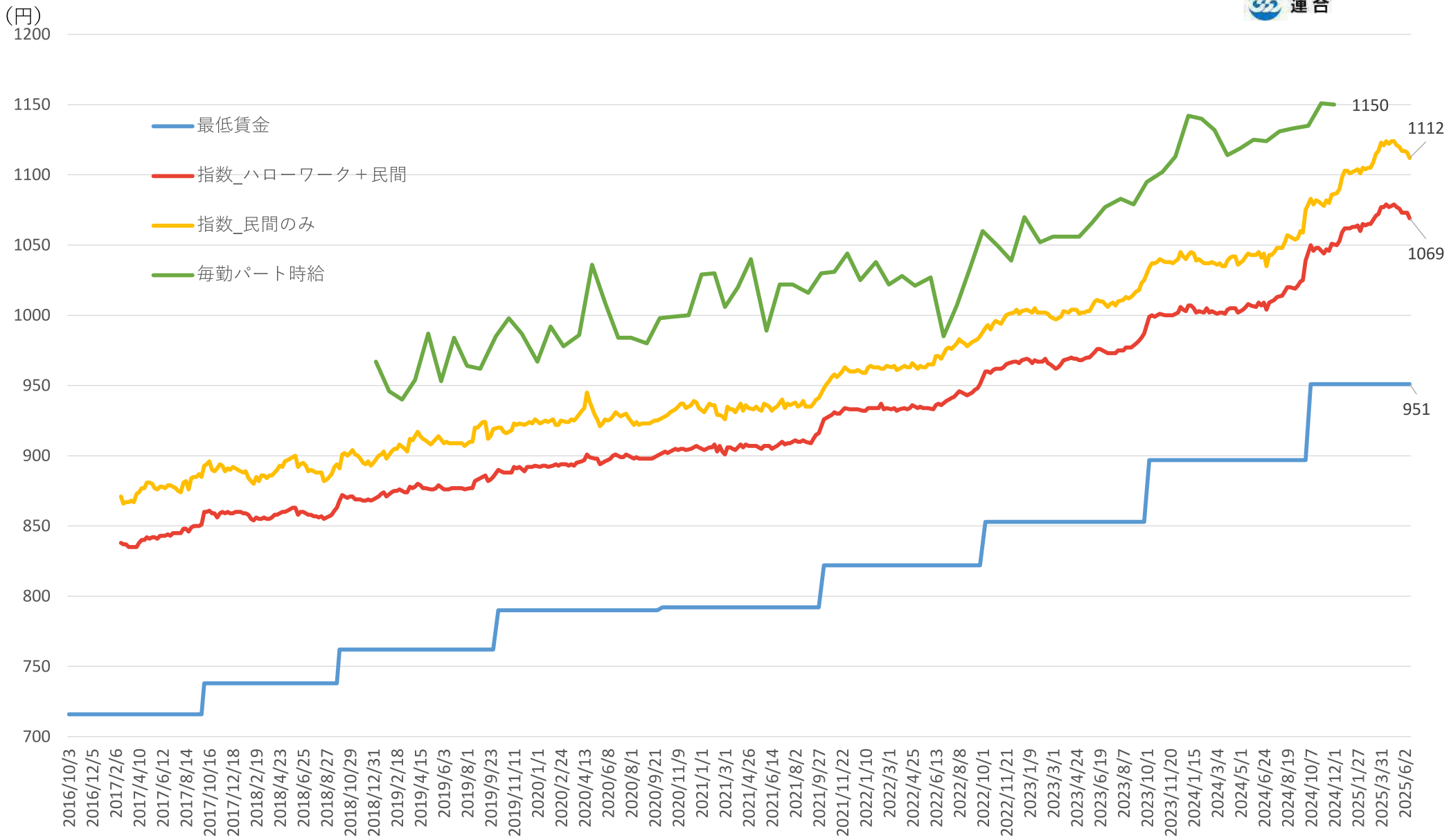

第521回第１-350

山形

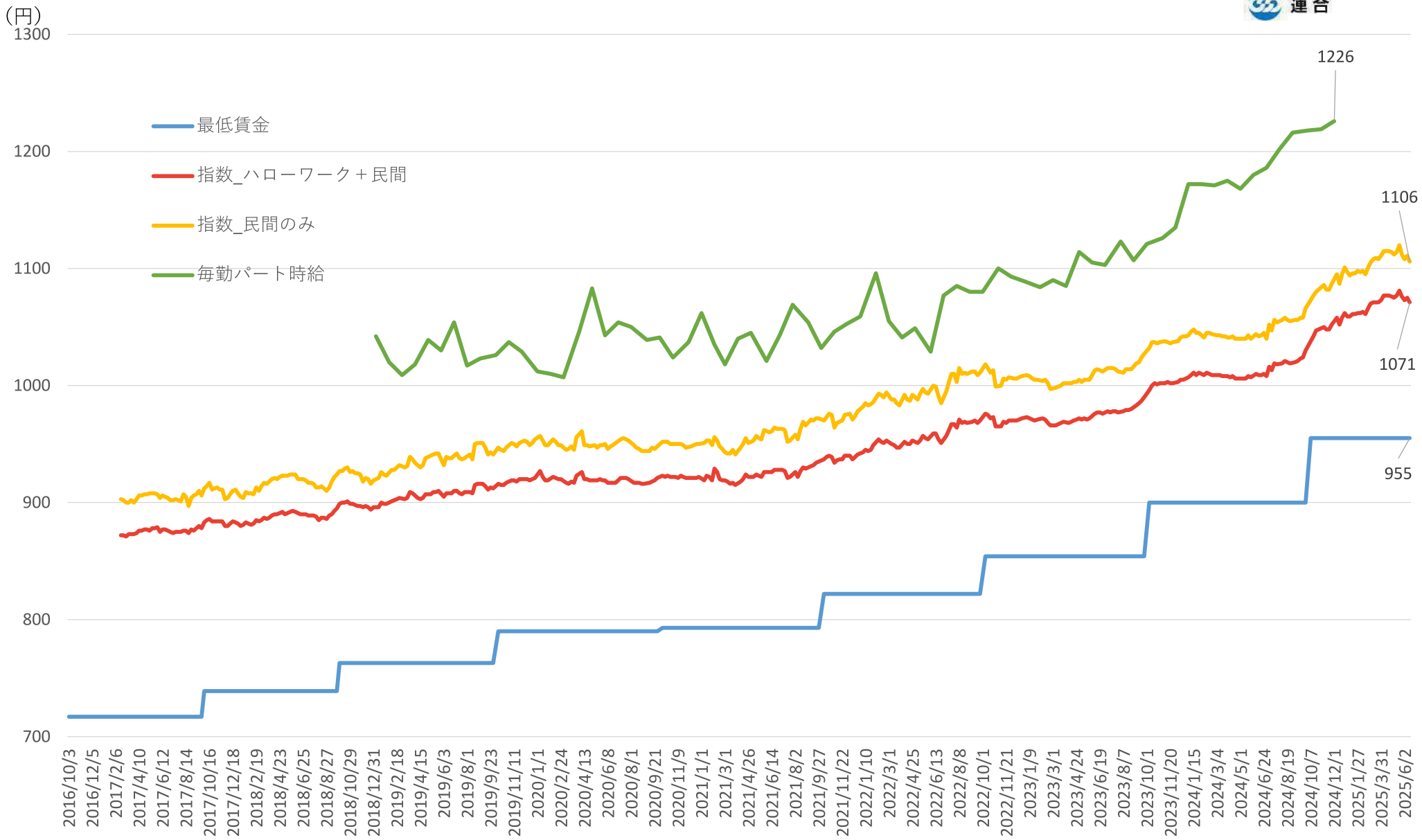

第521回第１-351

福島

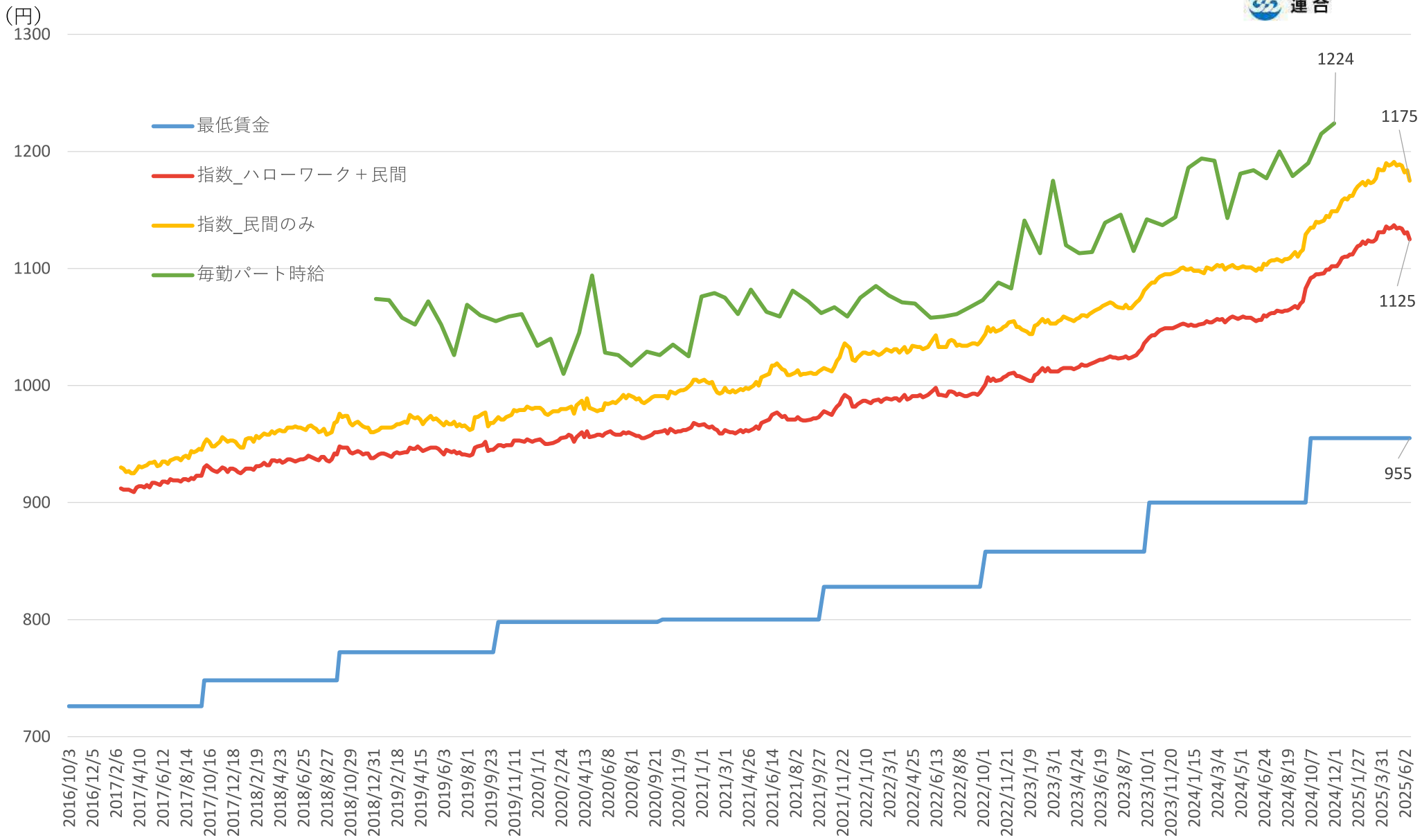

第521回第１-352

茨城

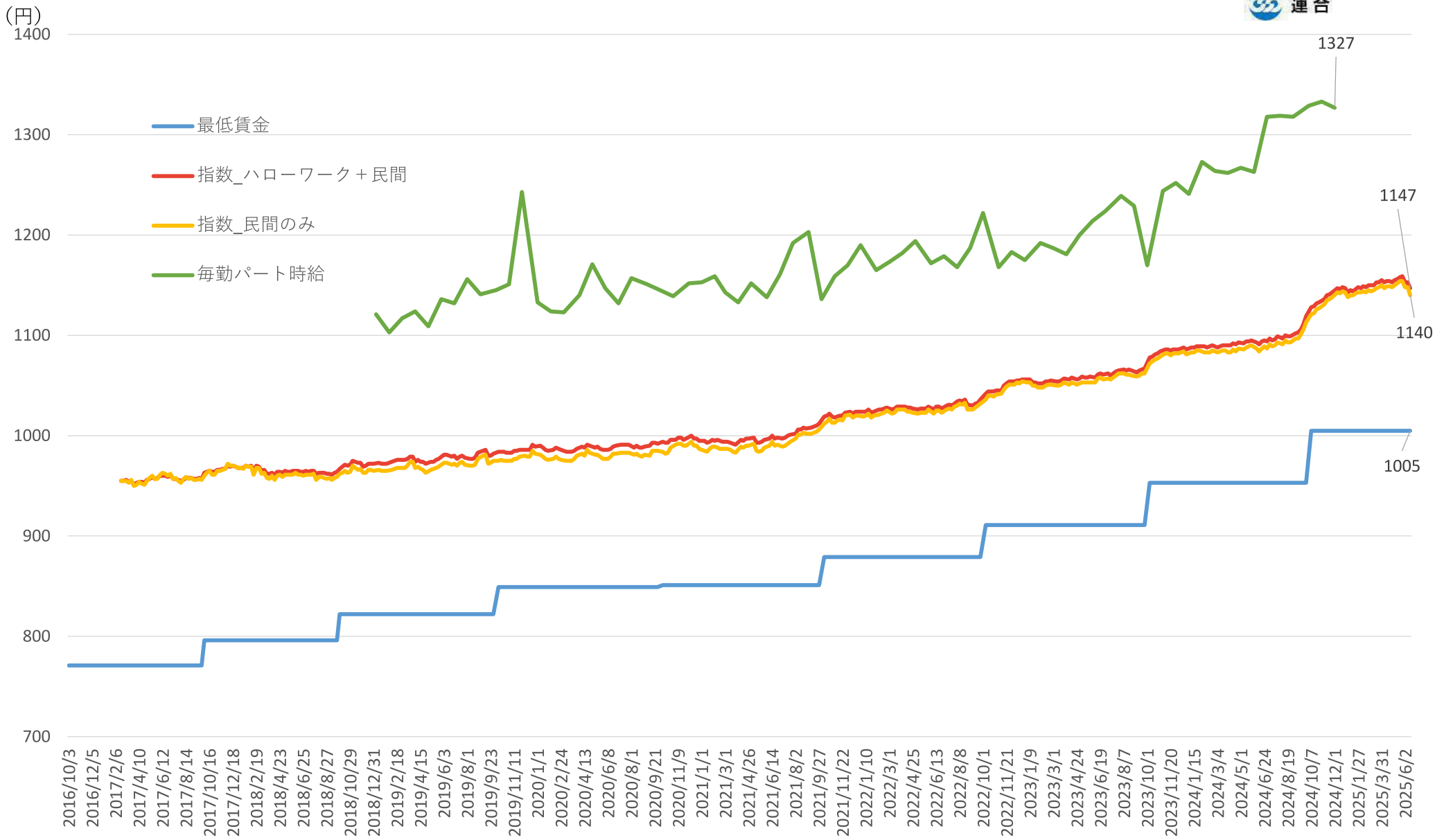

第521回第１-353

栃木

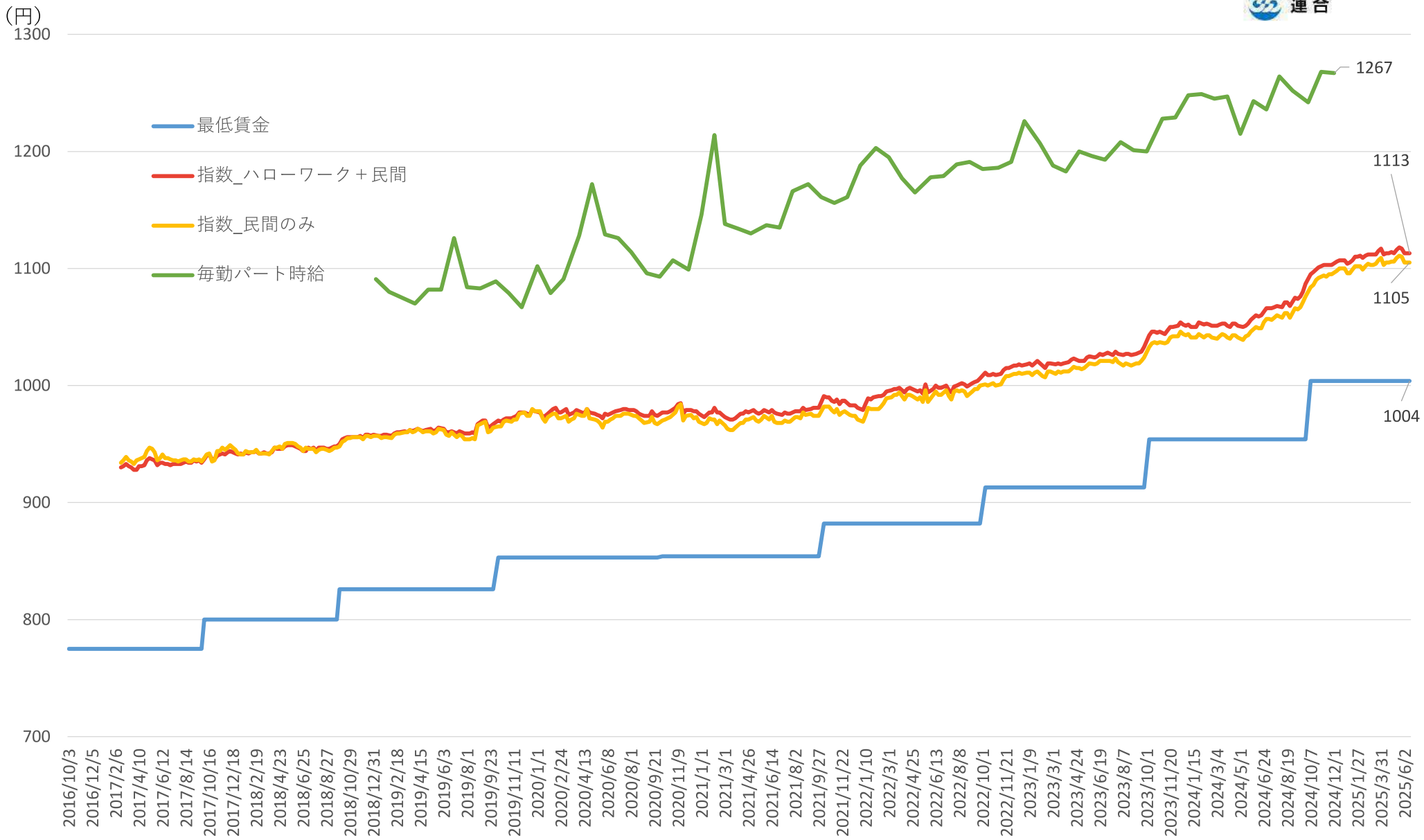

第521回第１-354

群馬

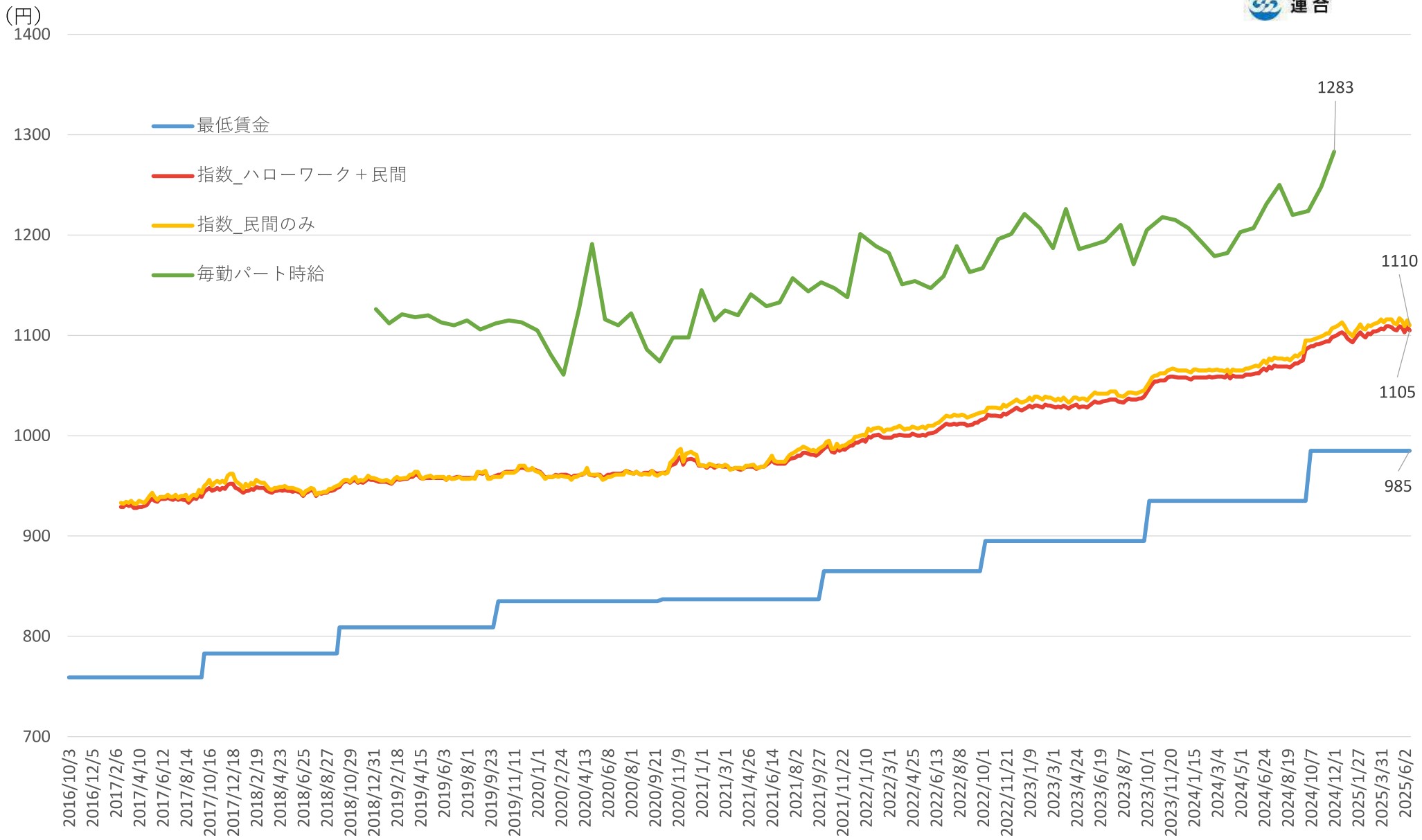

第521回第１-355

埼玉

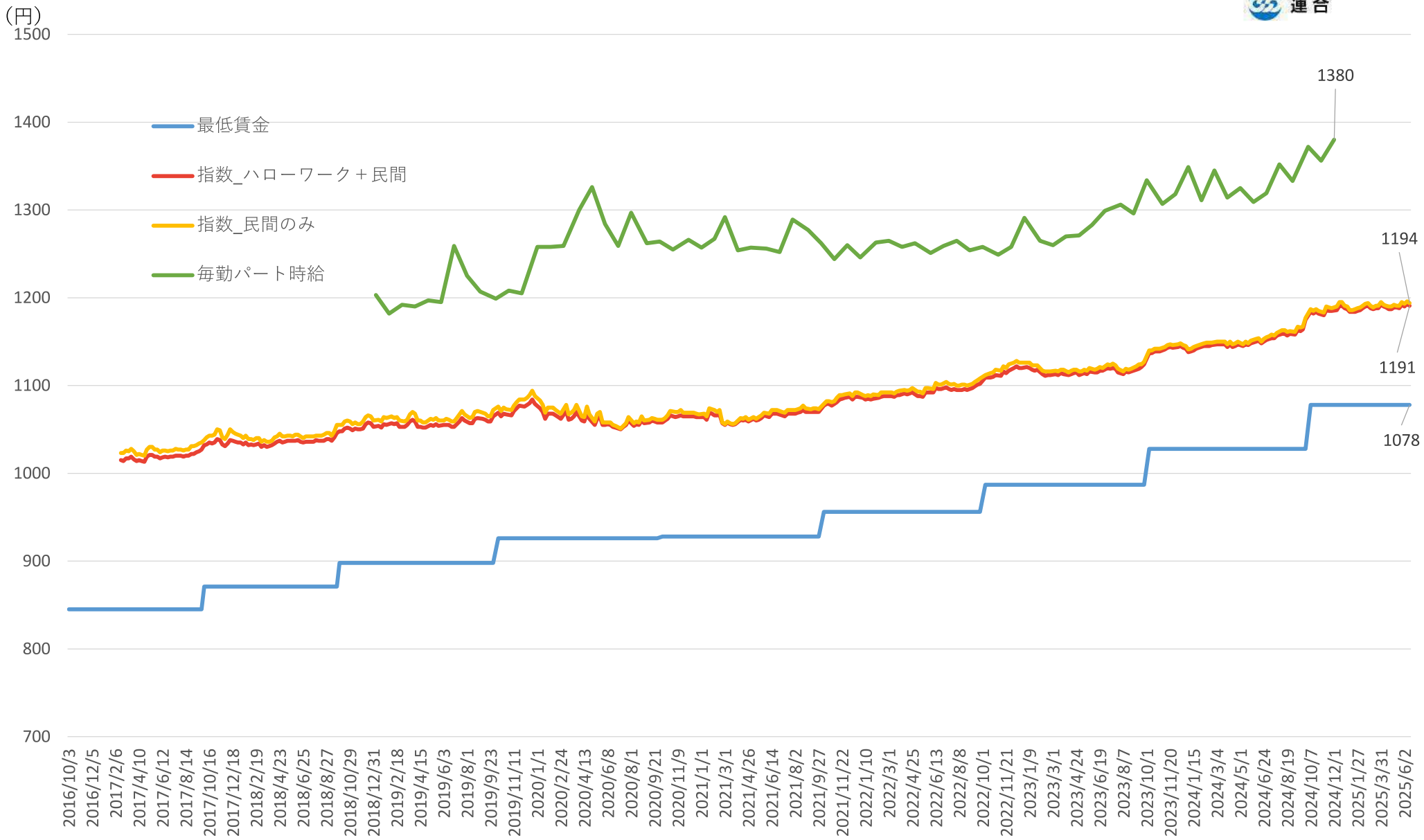

第521回第１-356

千葉

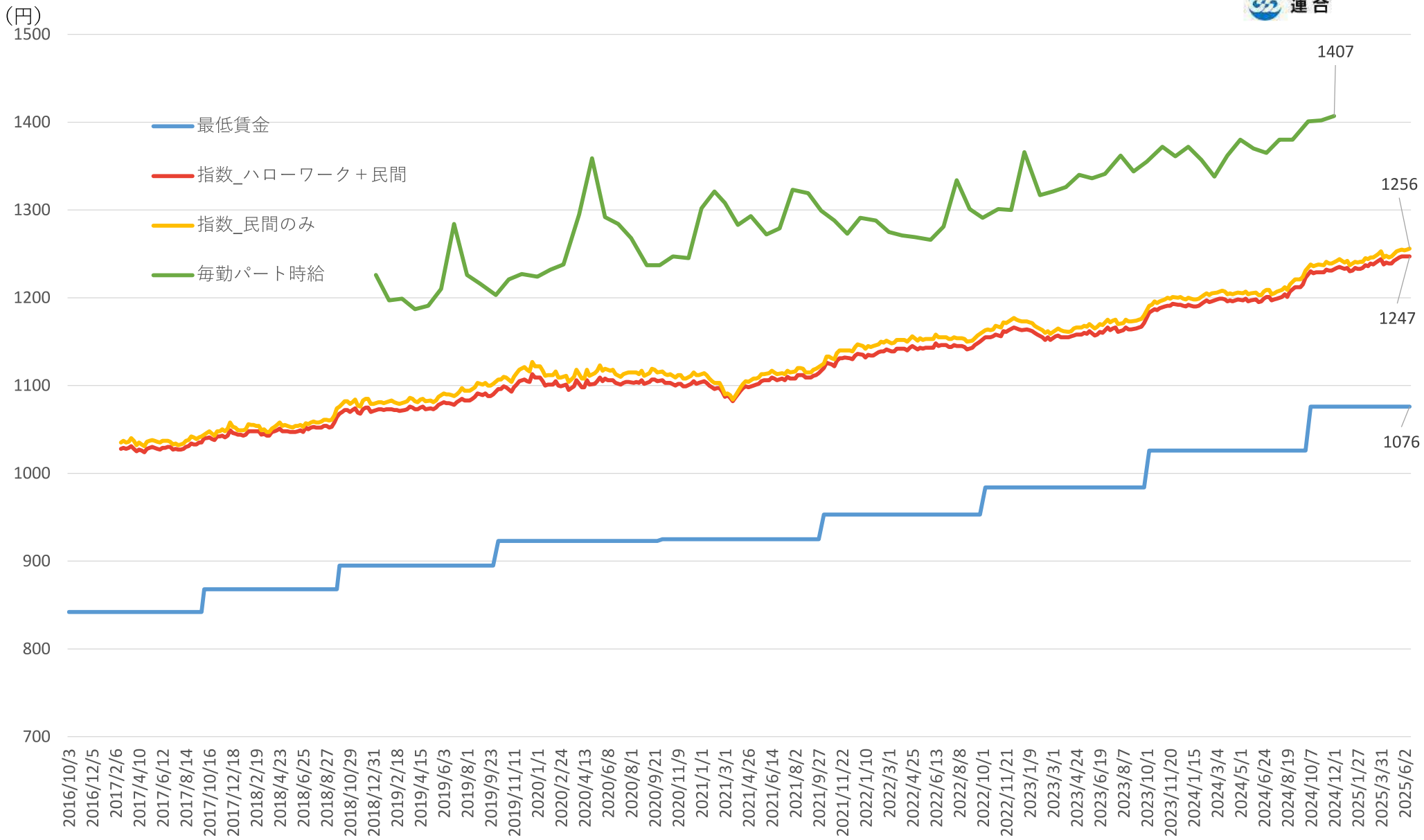

第521回第１-357

東京

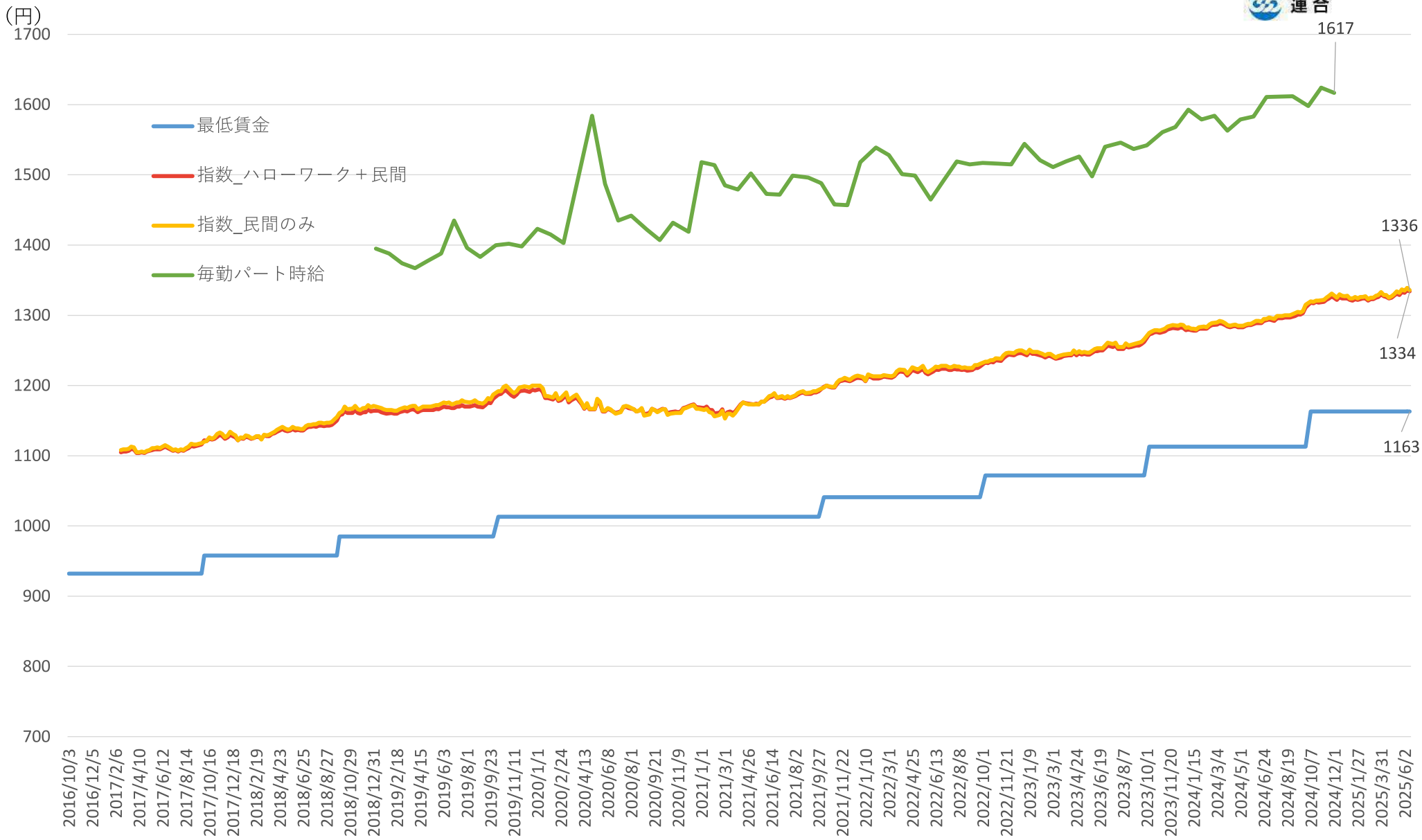

第521回第１-358

神奈川

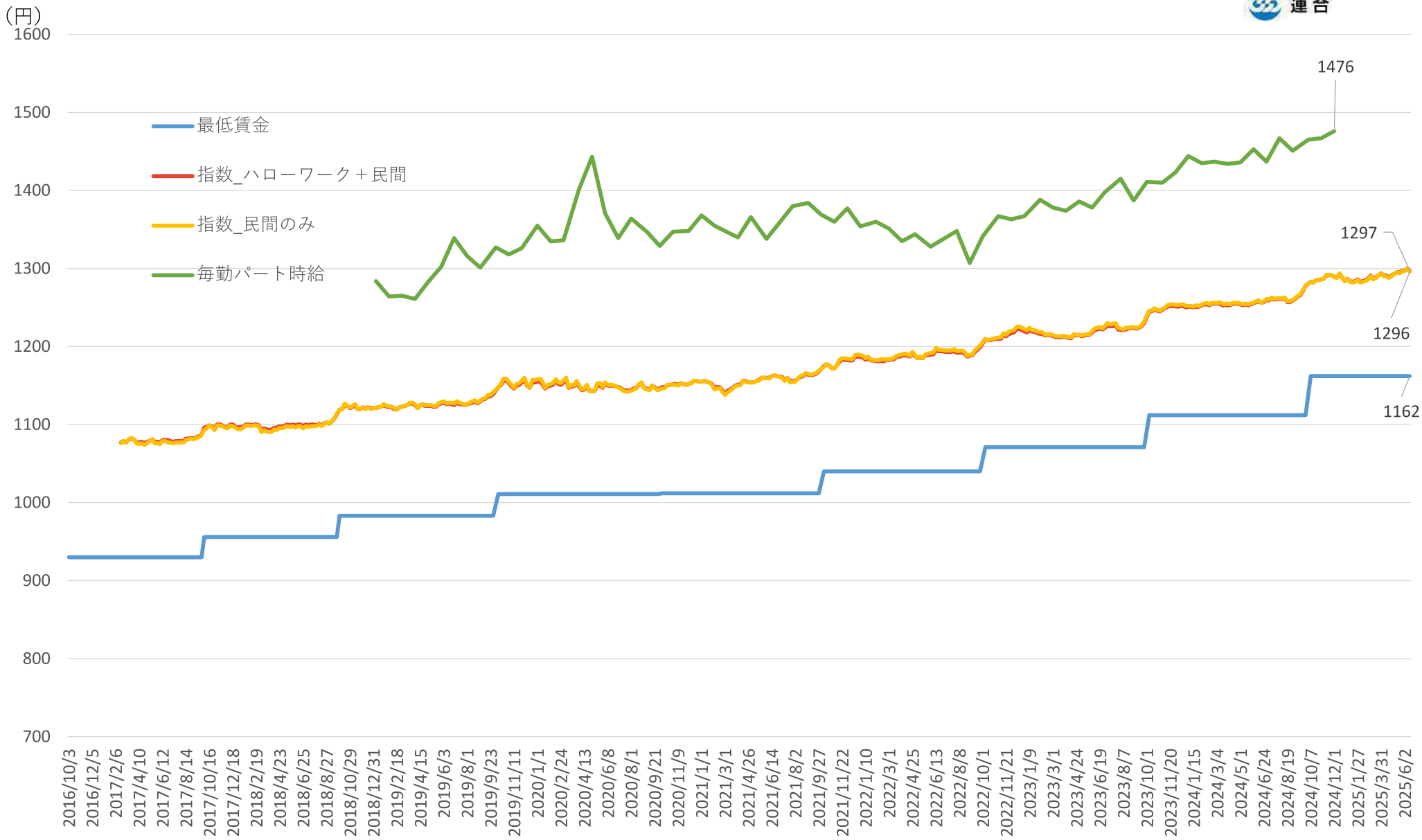

第521回第１-359

新潟

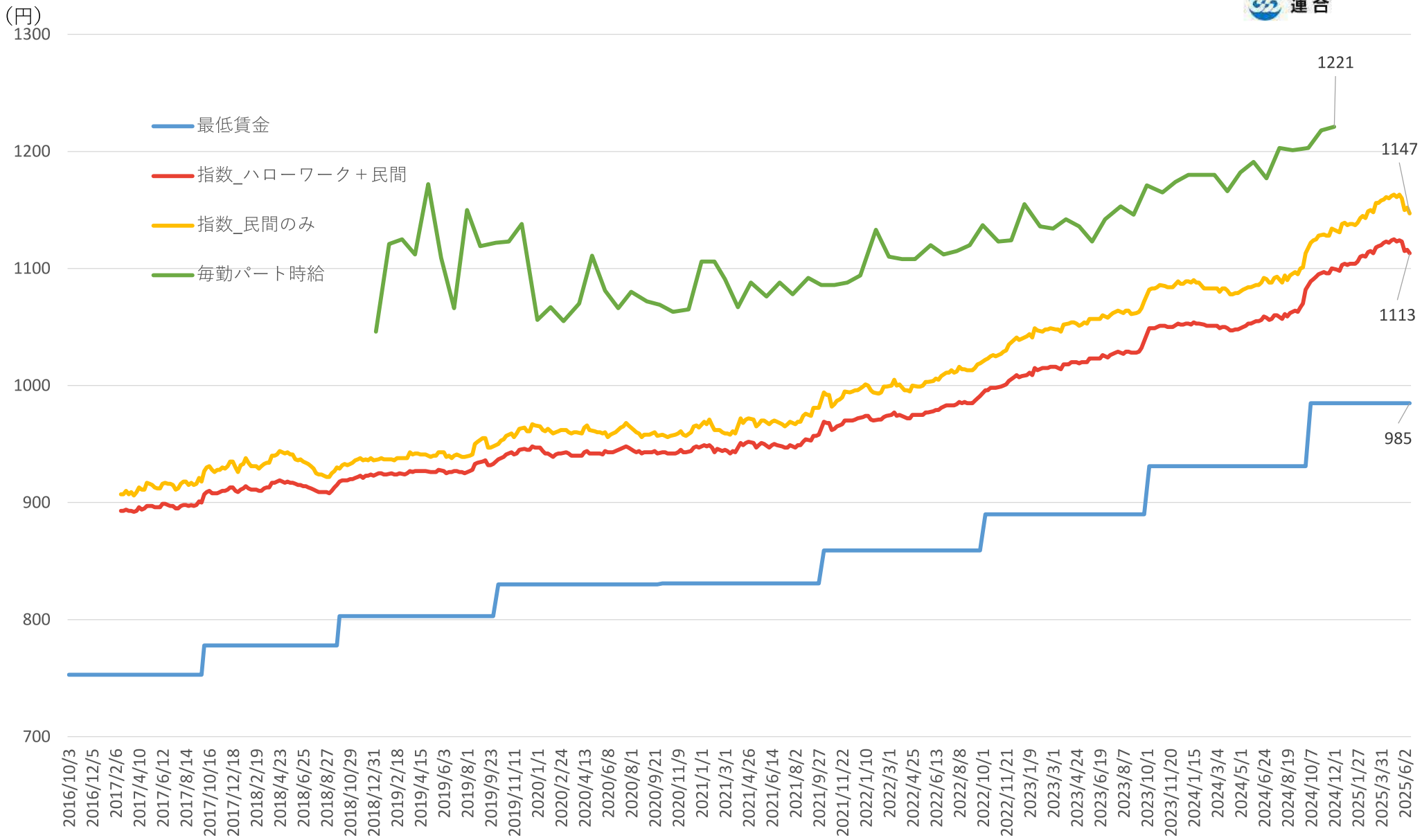

第521回第１-360

富山

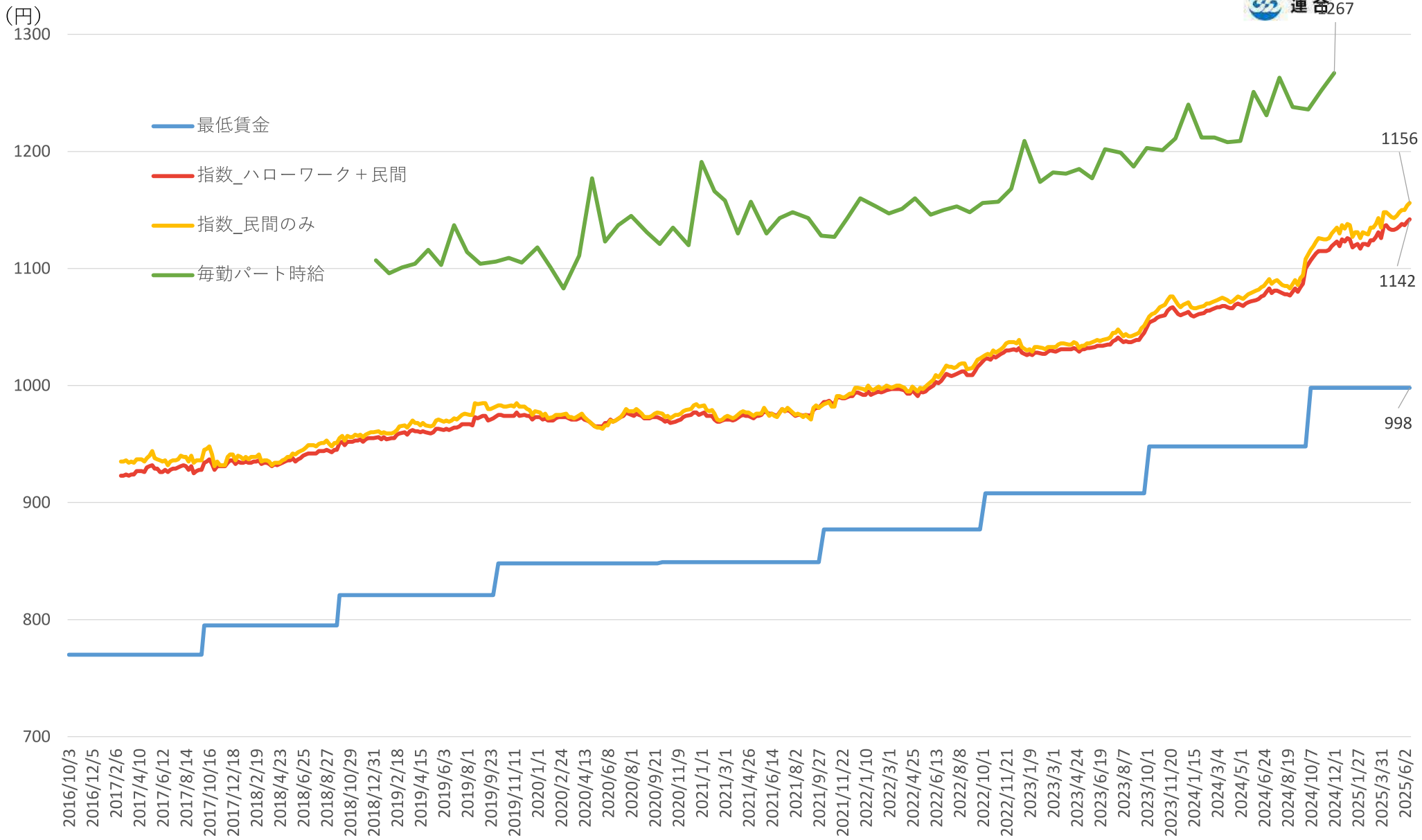

第521回第１-361

石川

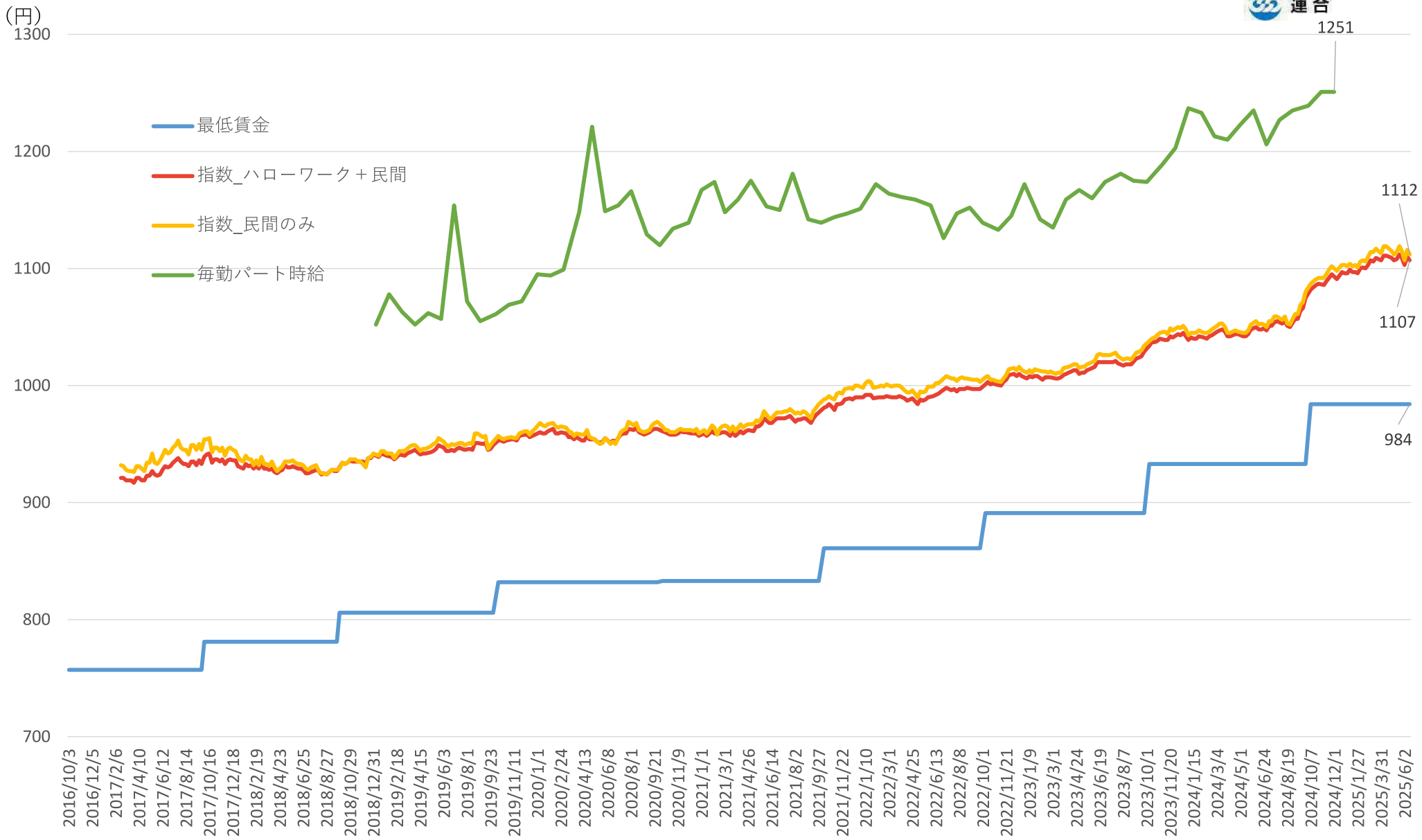

第521回第１-362

福井

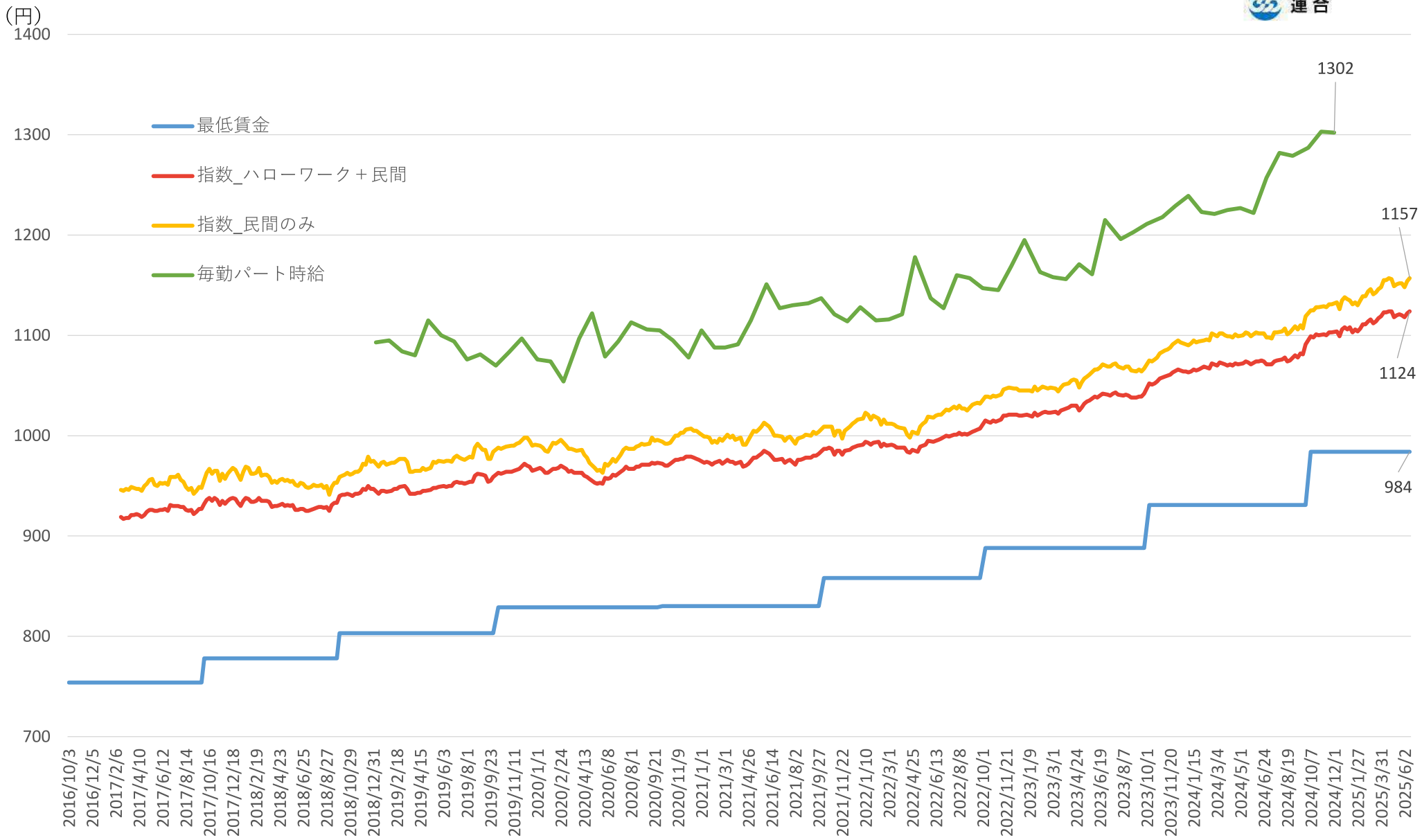

第521回第１-363

山梨

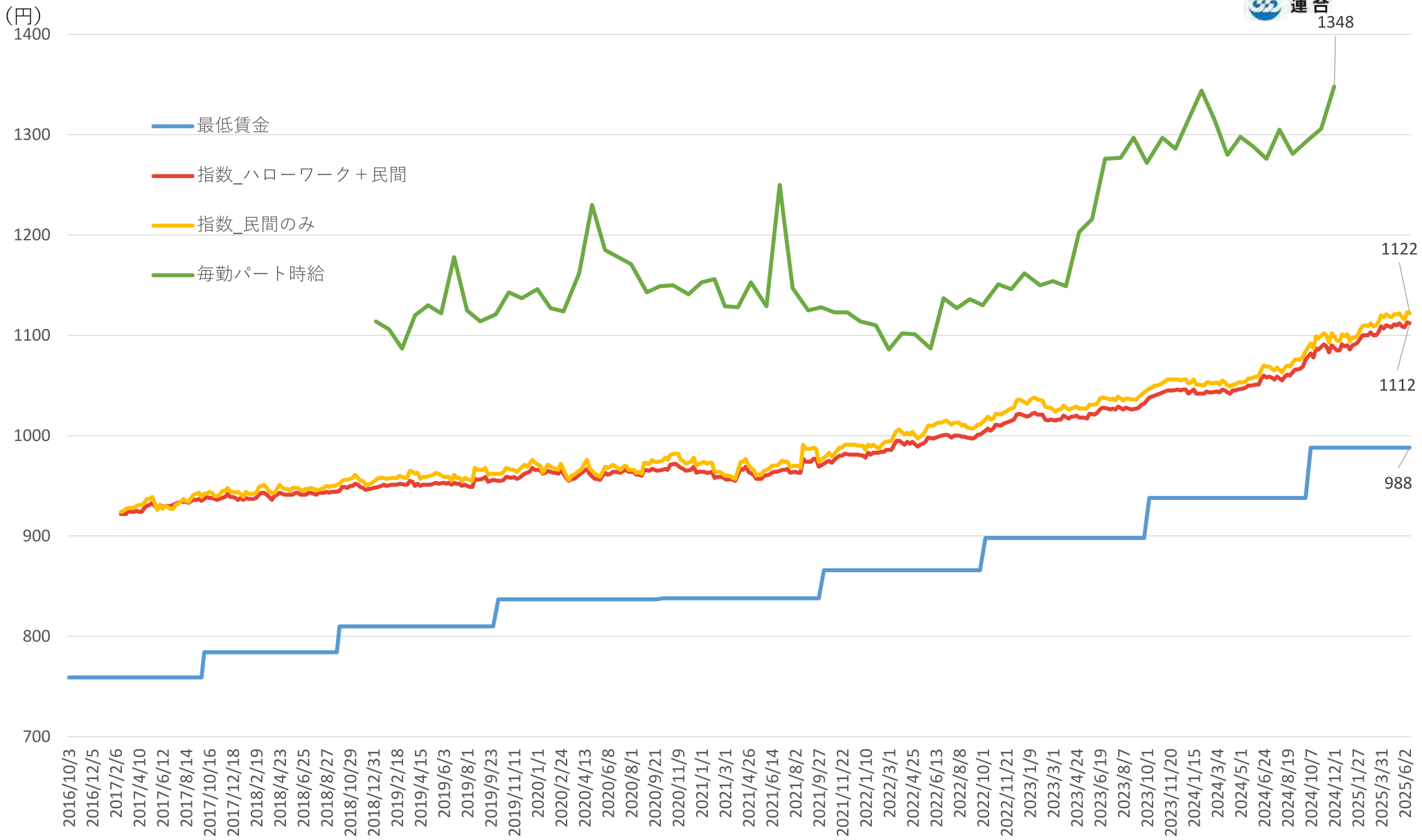

第521回第１-364

長野

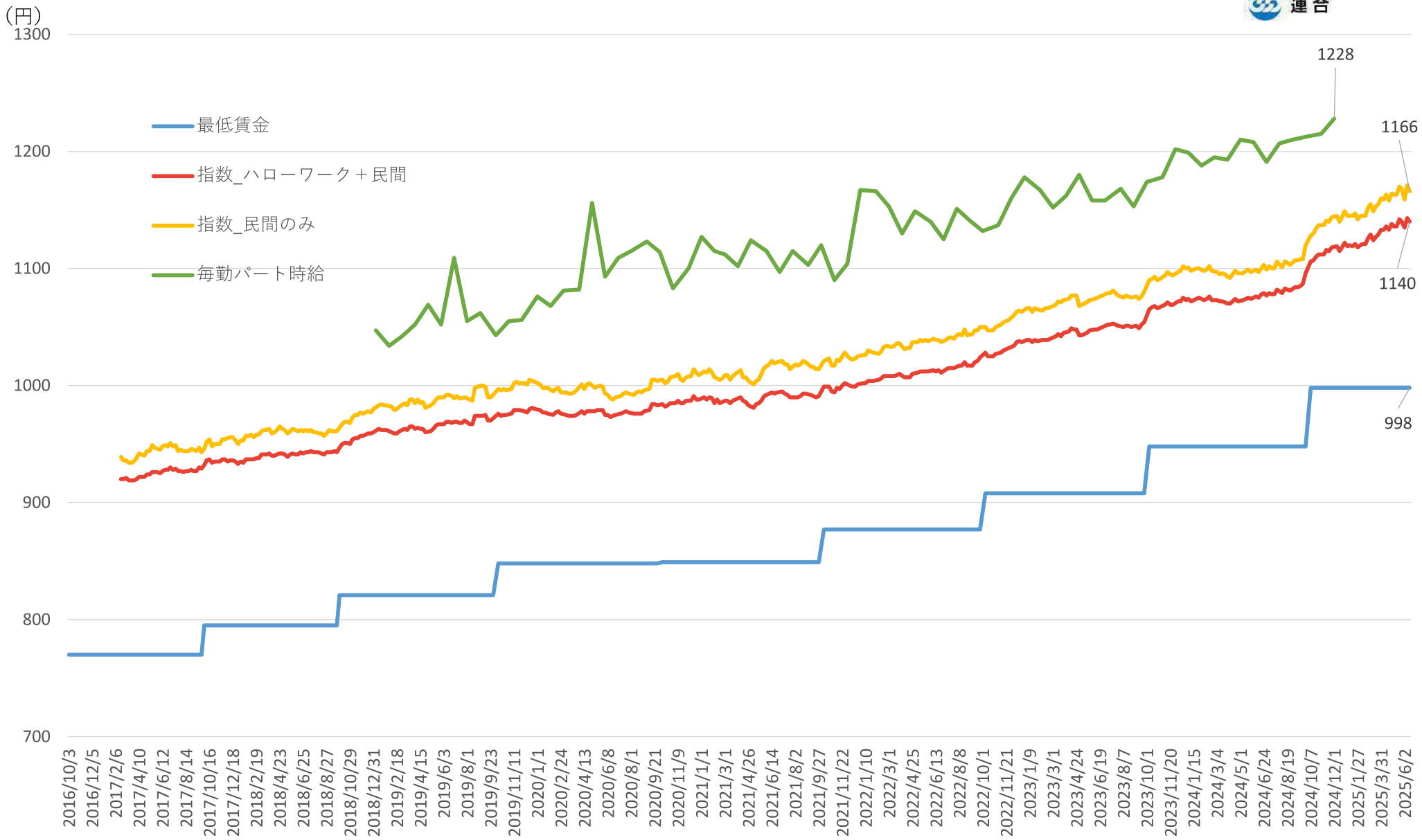

第521回第１-365

岐阜

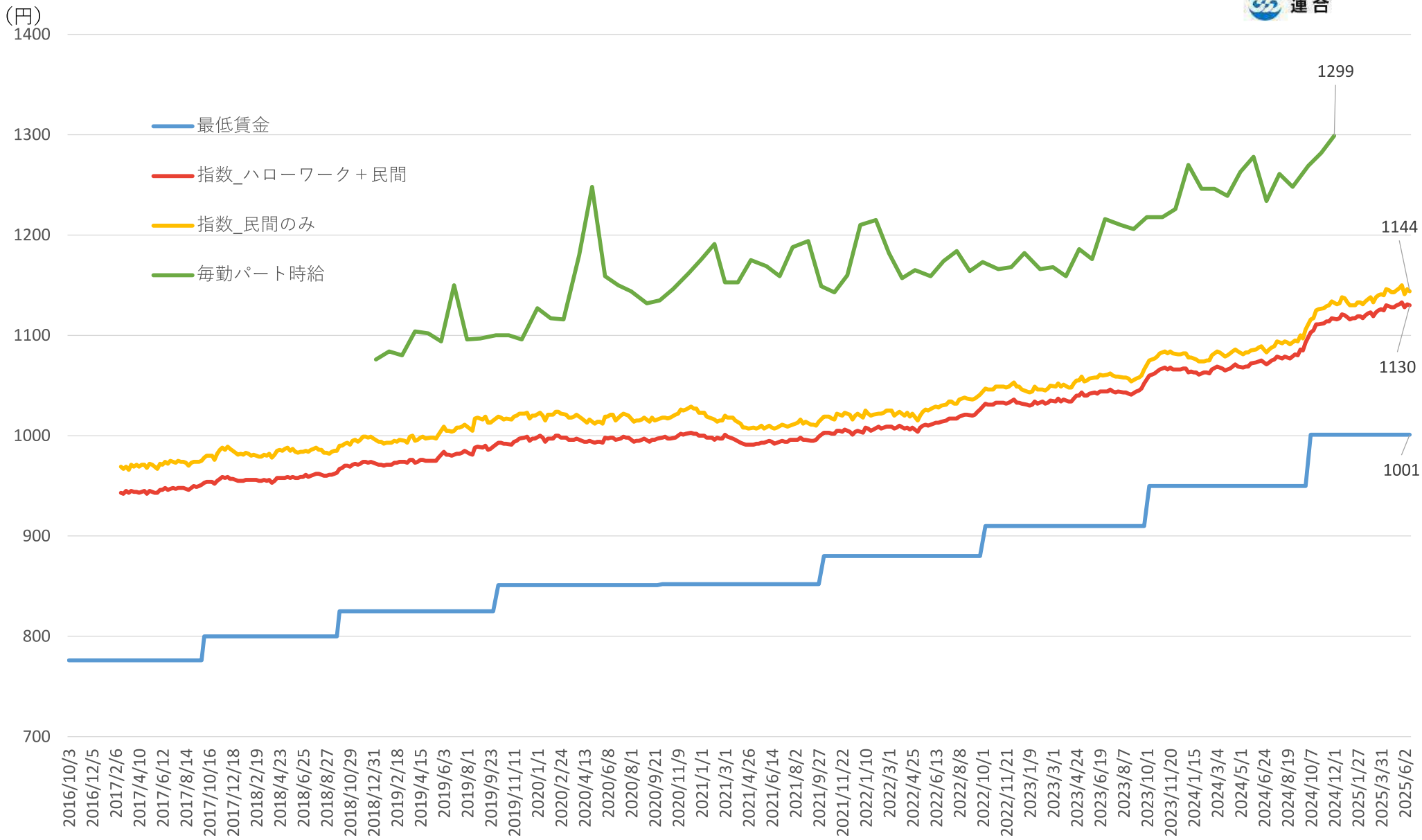

第521回第１-366

静岡

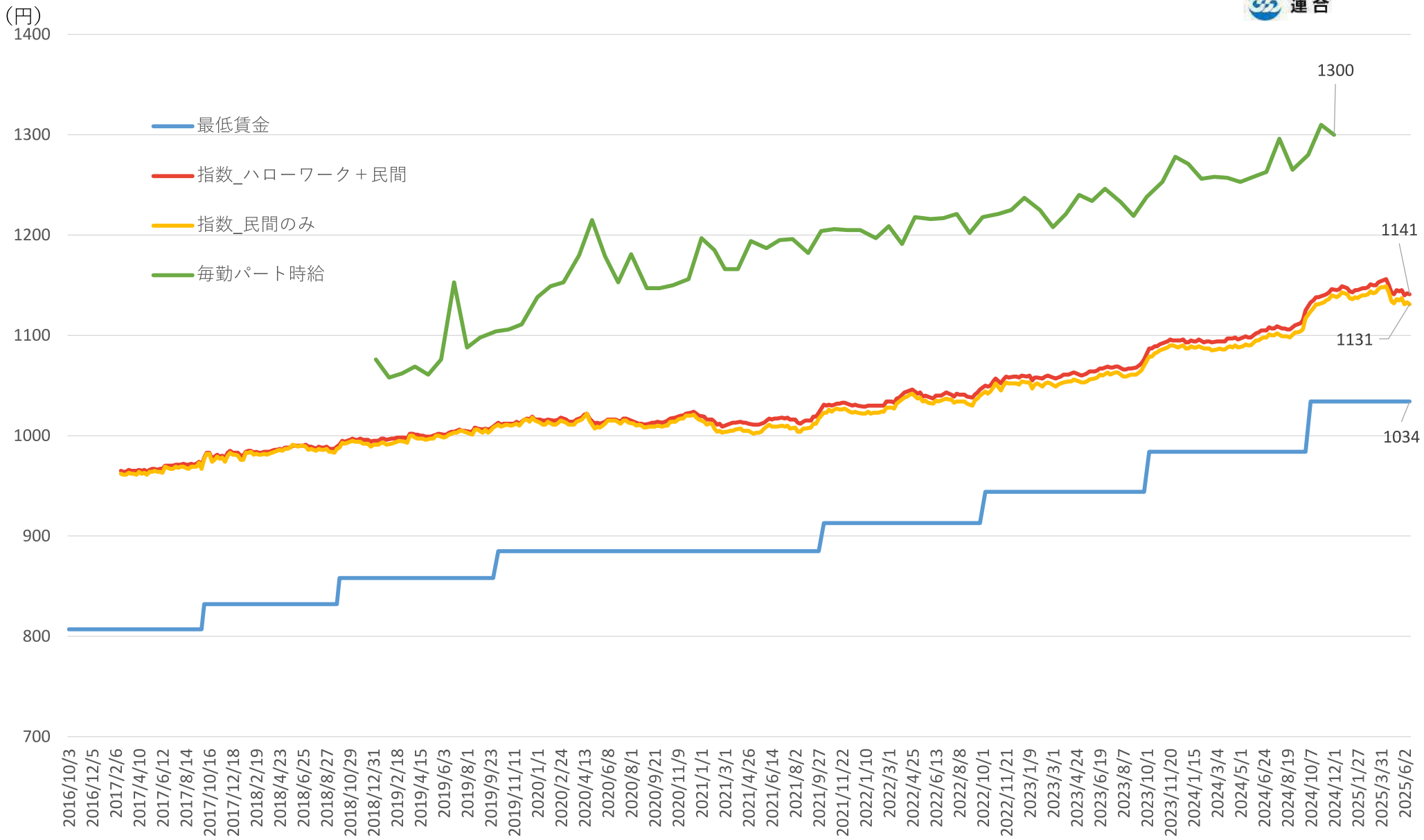

第521回第１-367

愛知

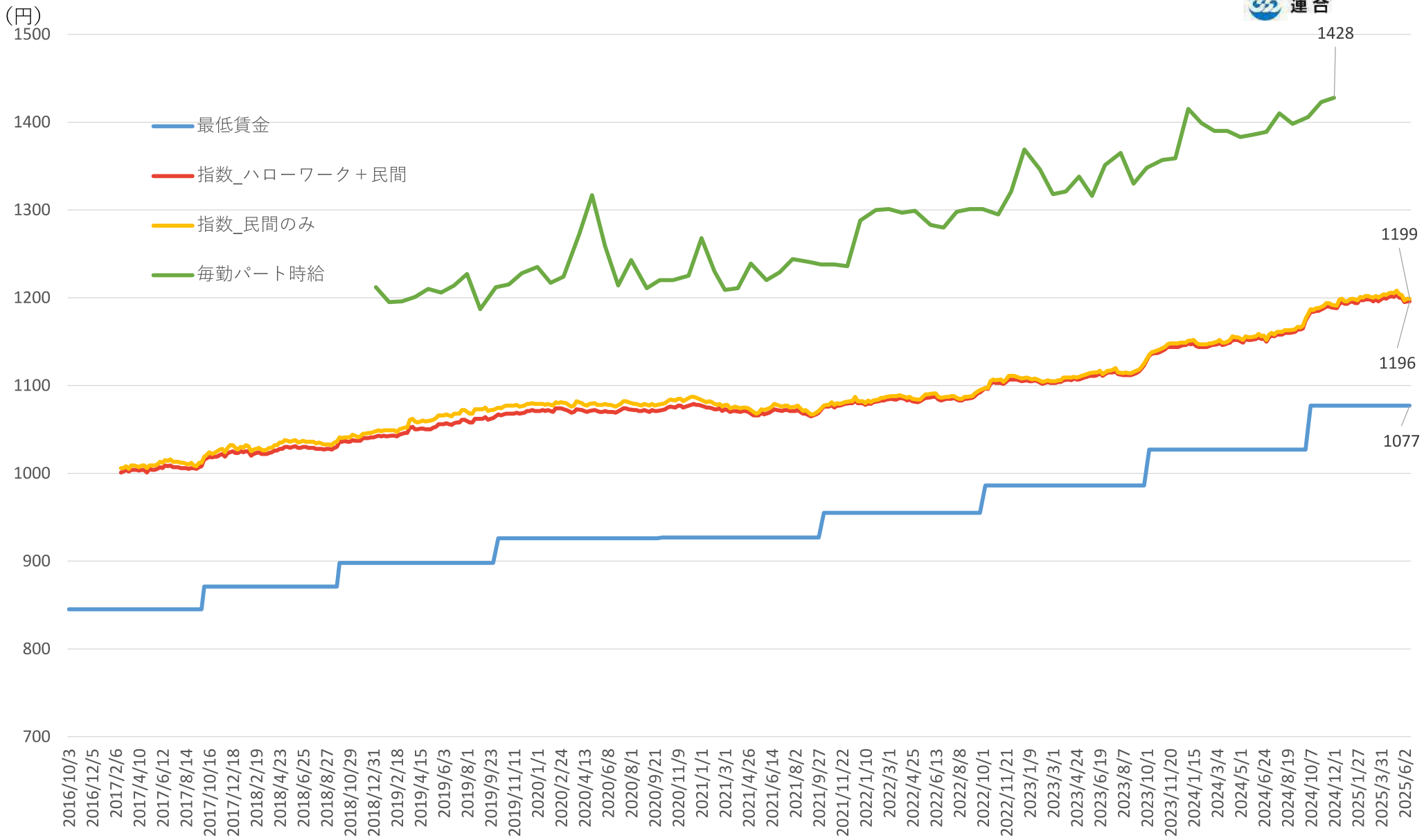

第521回第１-368

三重

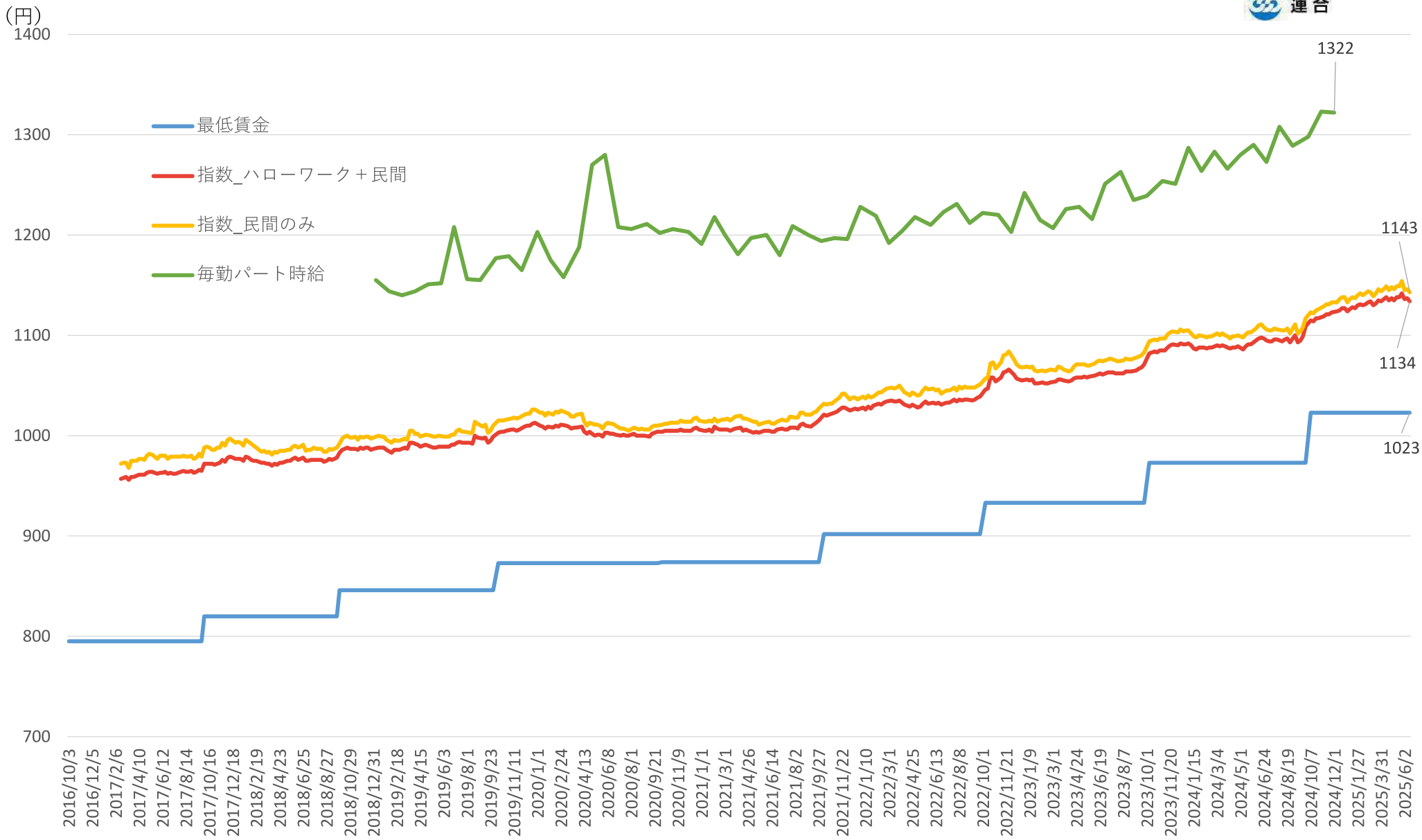

第521回第１-369

滋賀

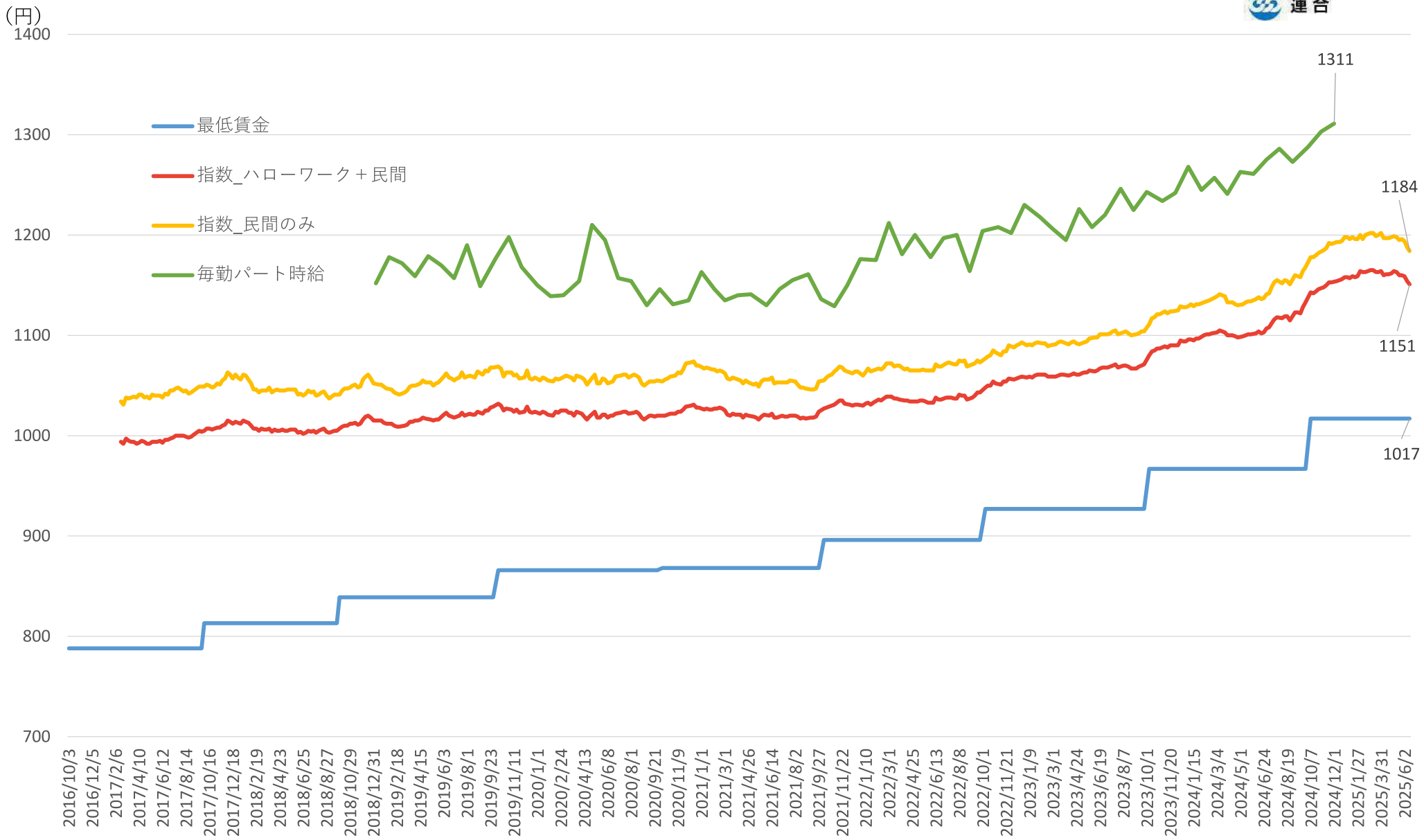

第521回第１-370

京都

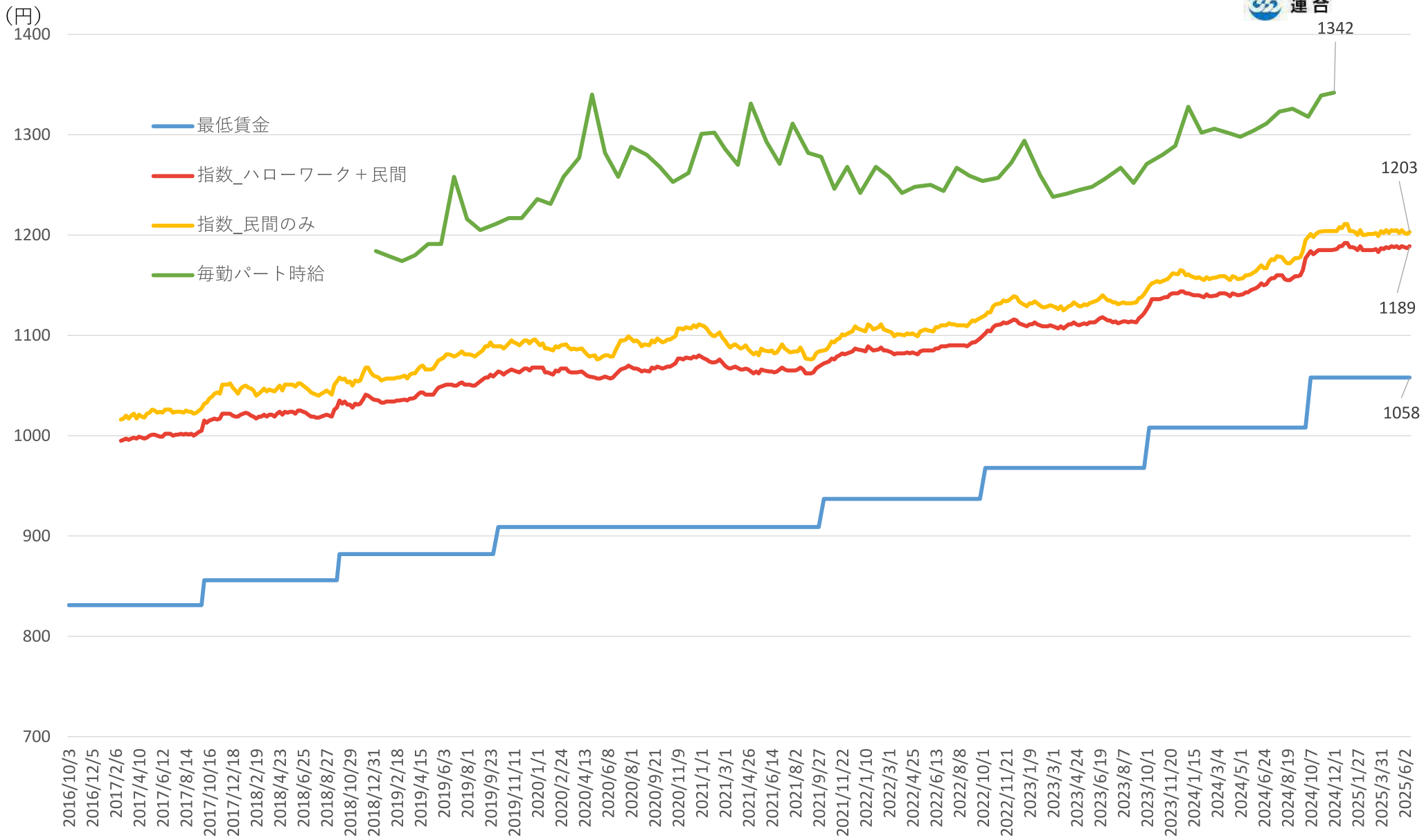

第521回第１-371

大阪

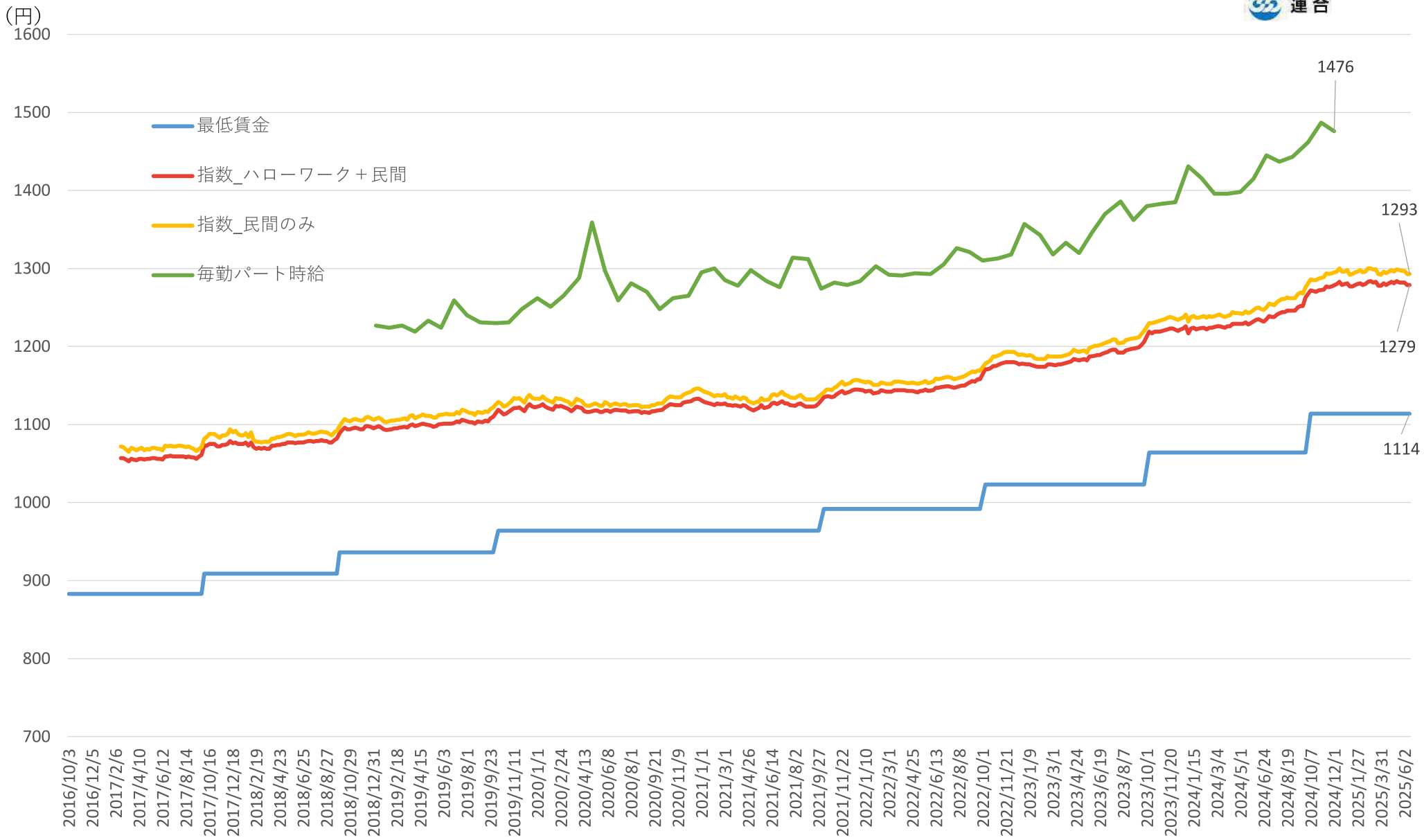

第521回第１-372

兵庫

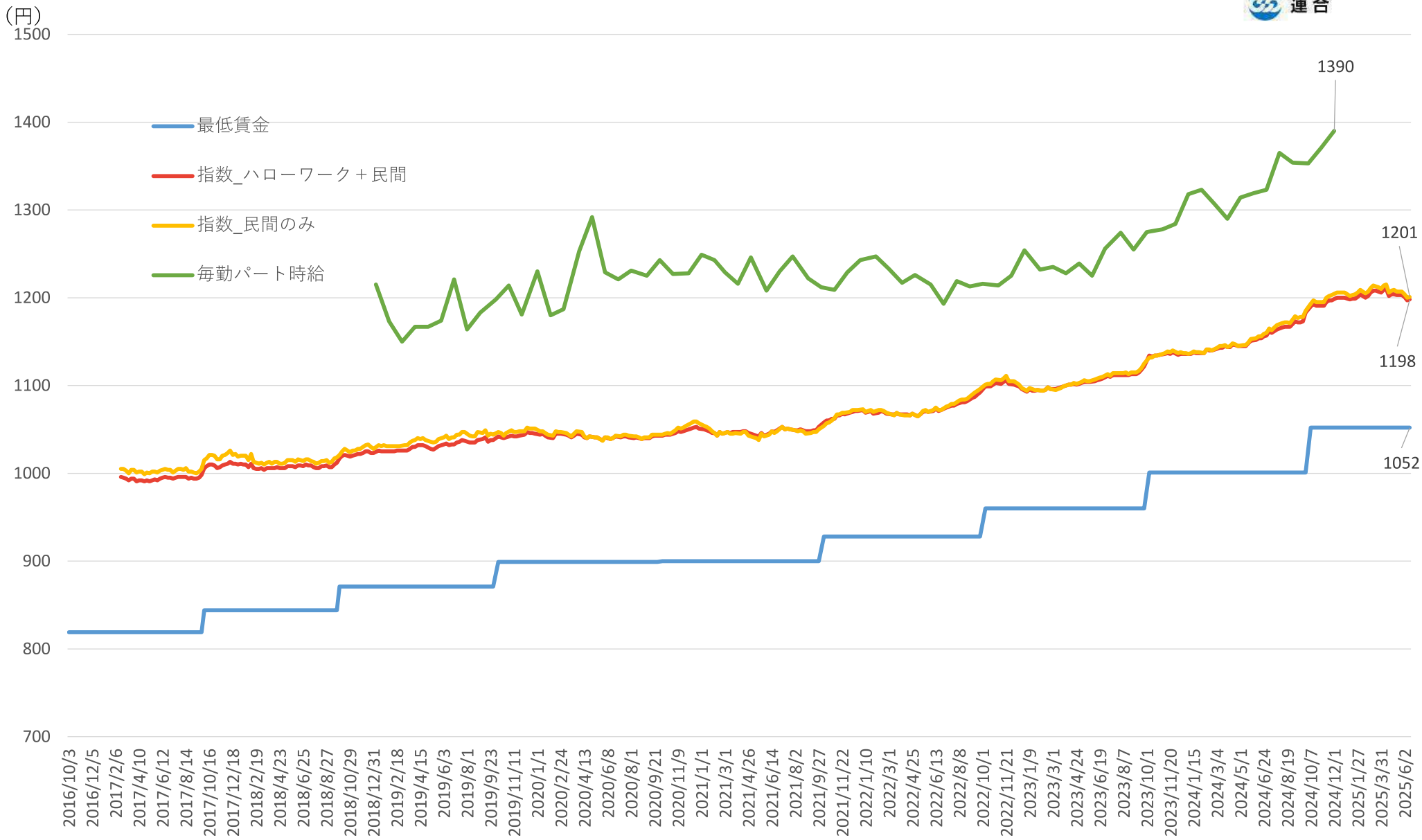

第521回第１-373

奈良

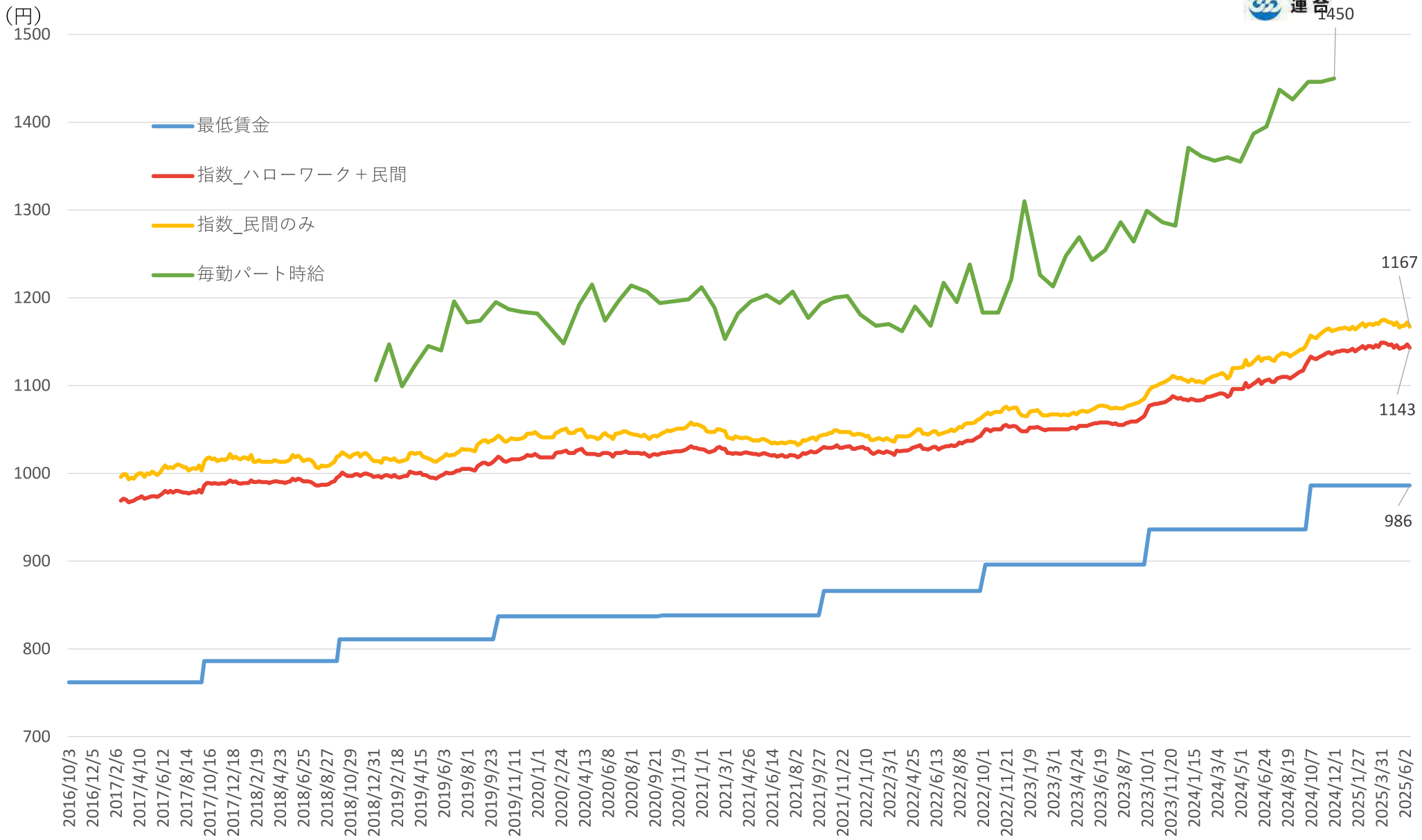

第521回第１-374

和歌山

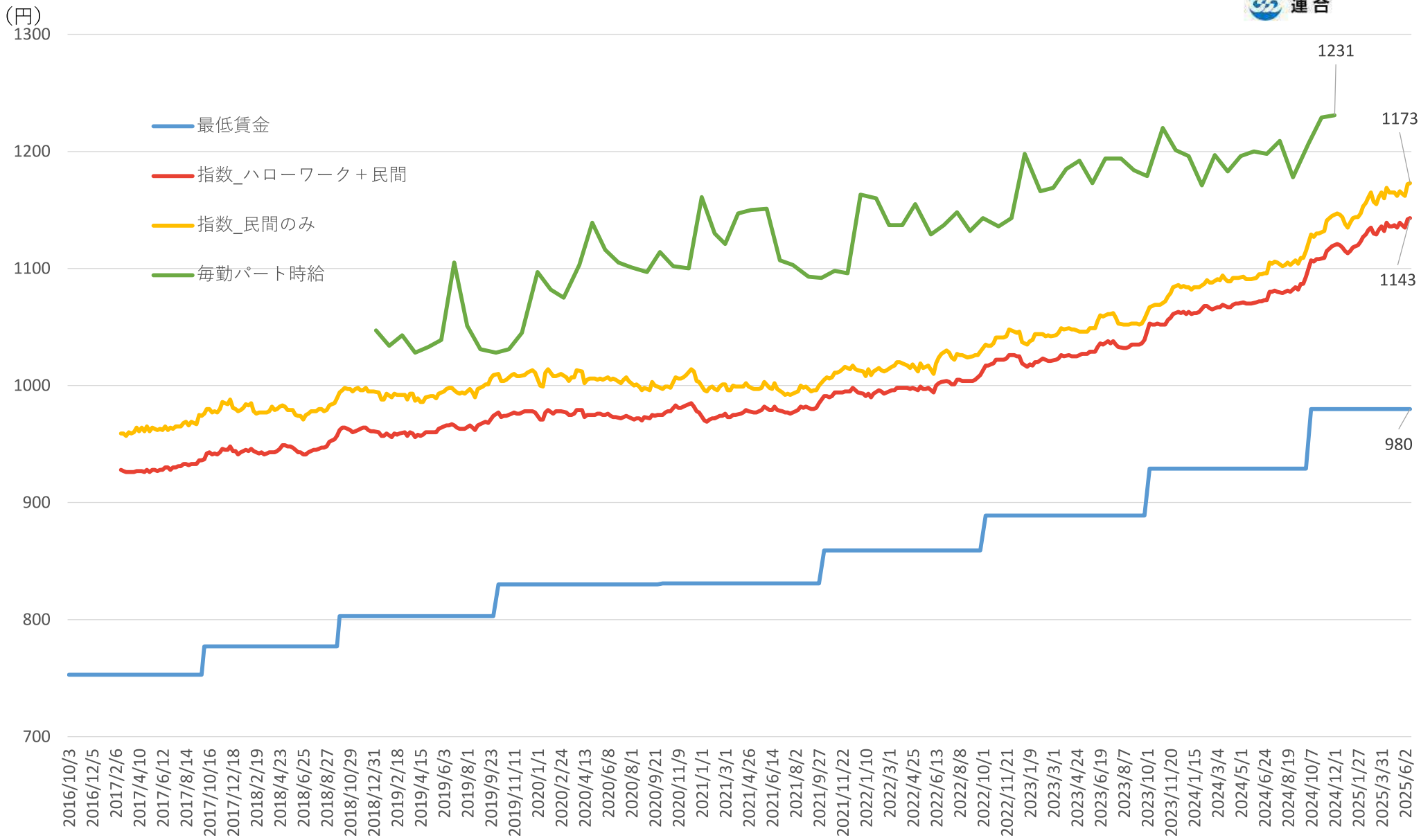

第521回第１-375

鳥取

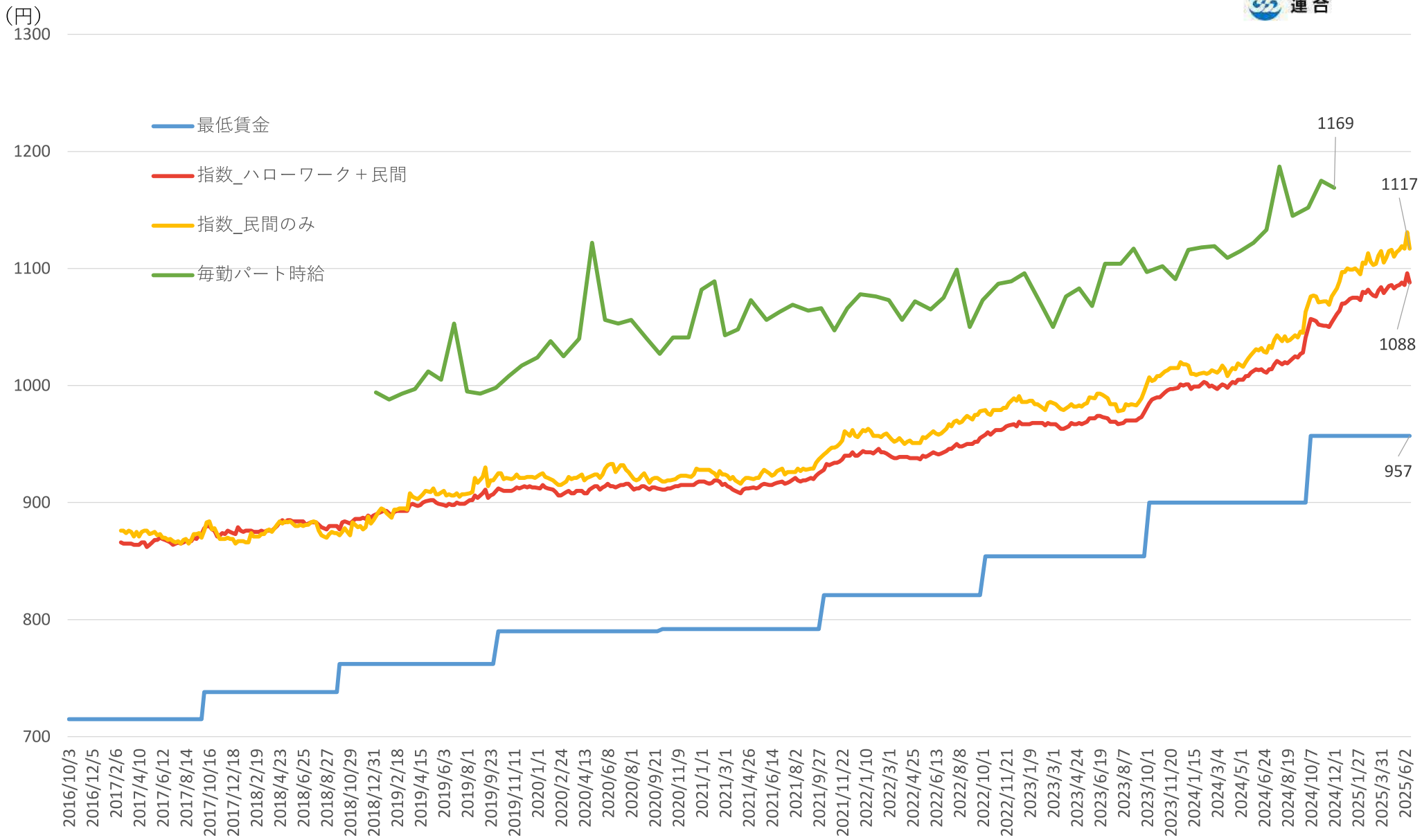

第521回第１-376

島根

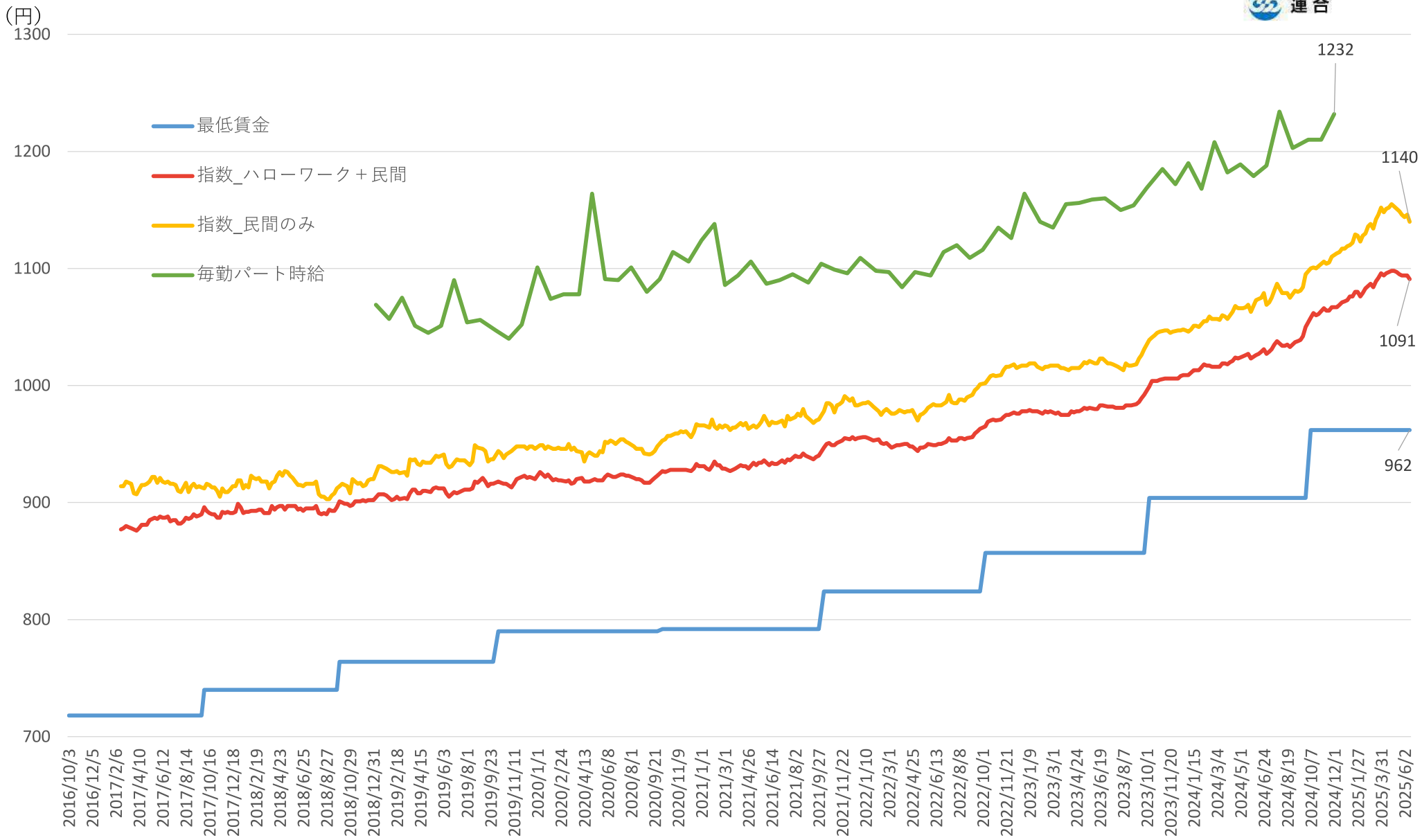

第521回第１-377

岡山

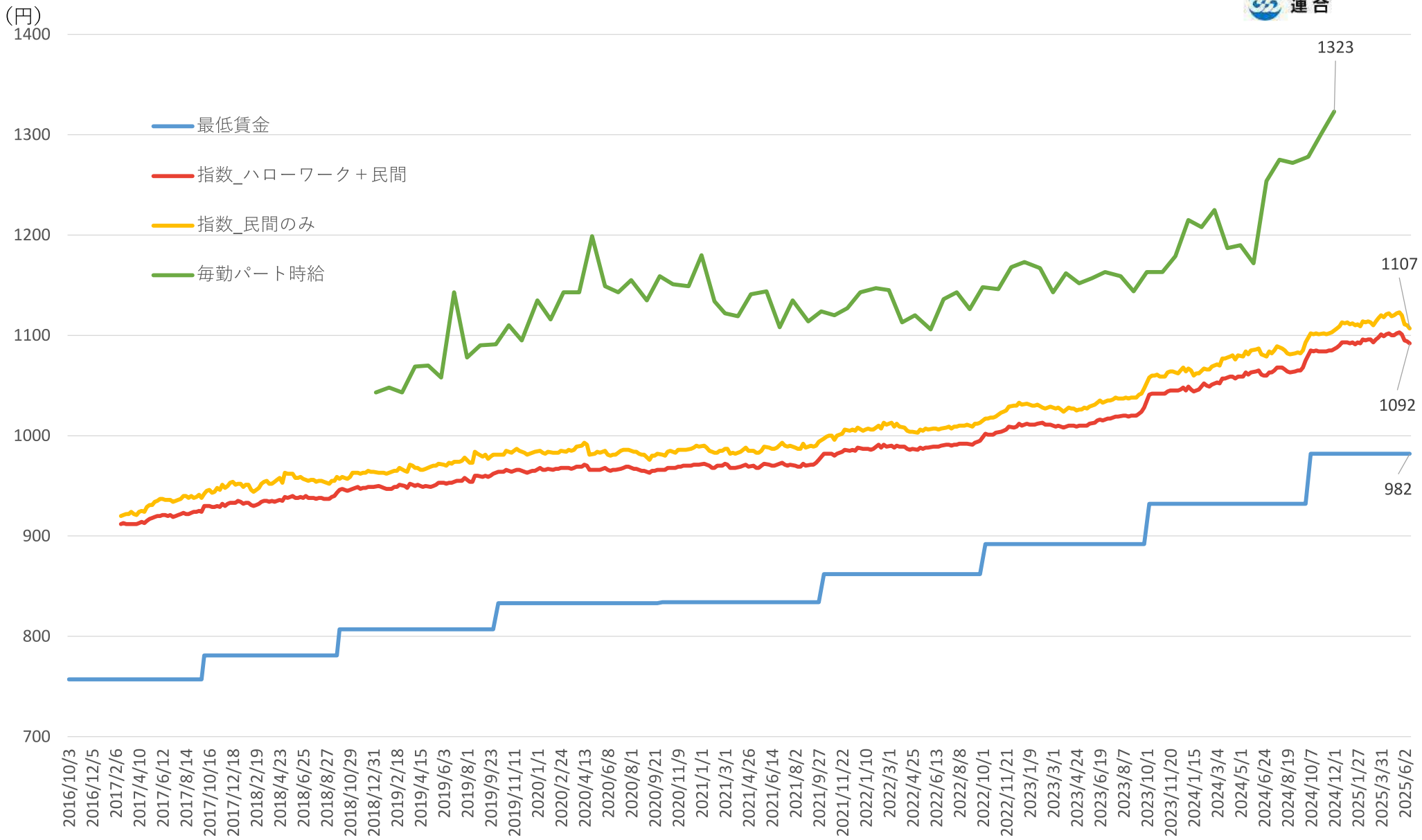

第521回第１-378

広島

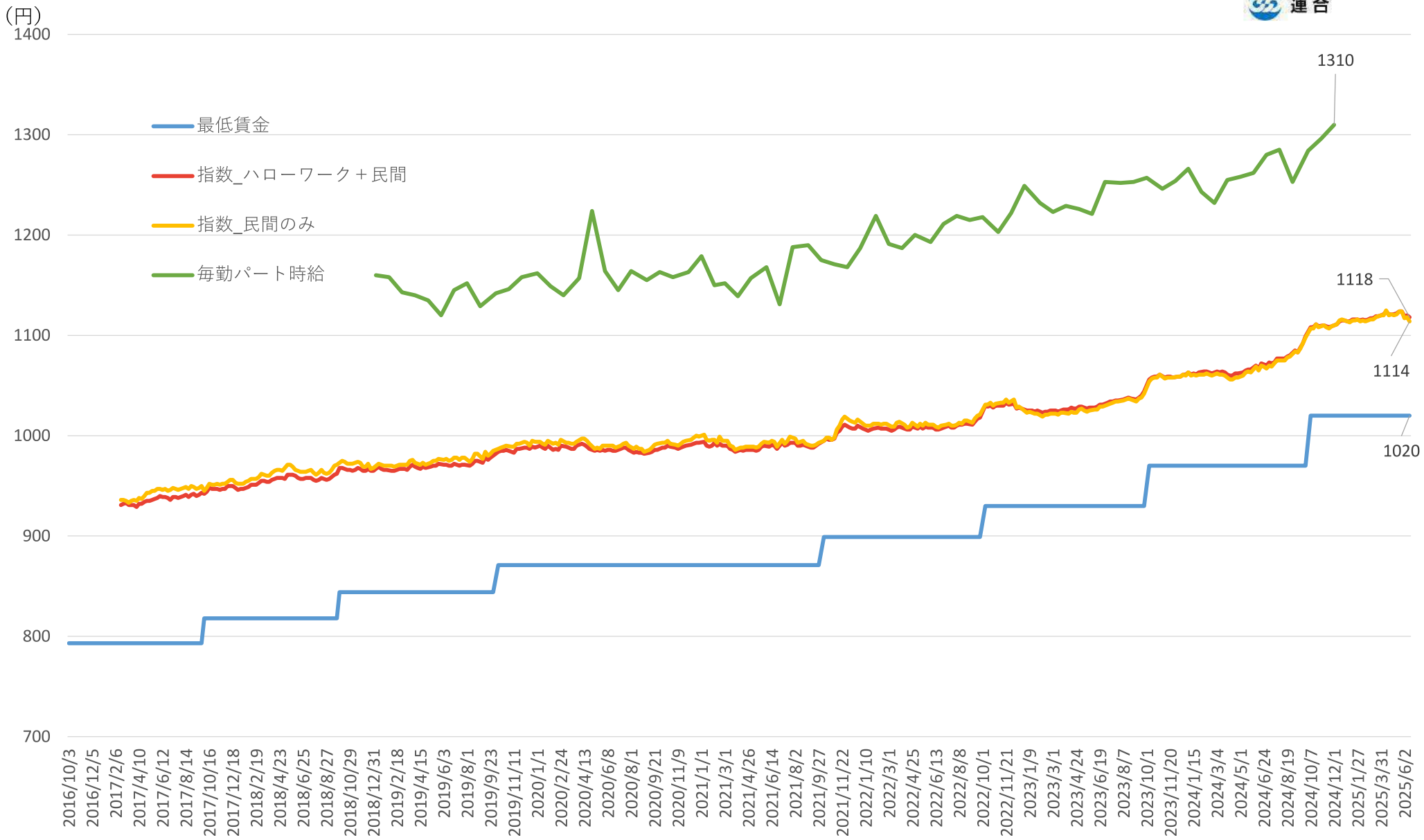

第521回第１-379

山口

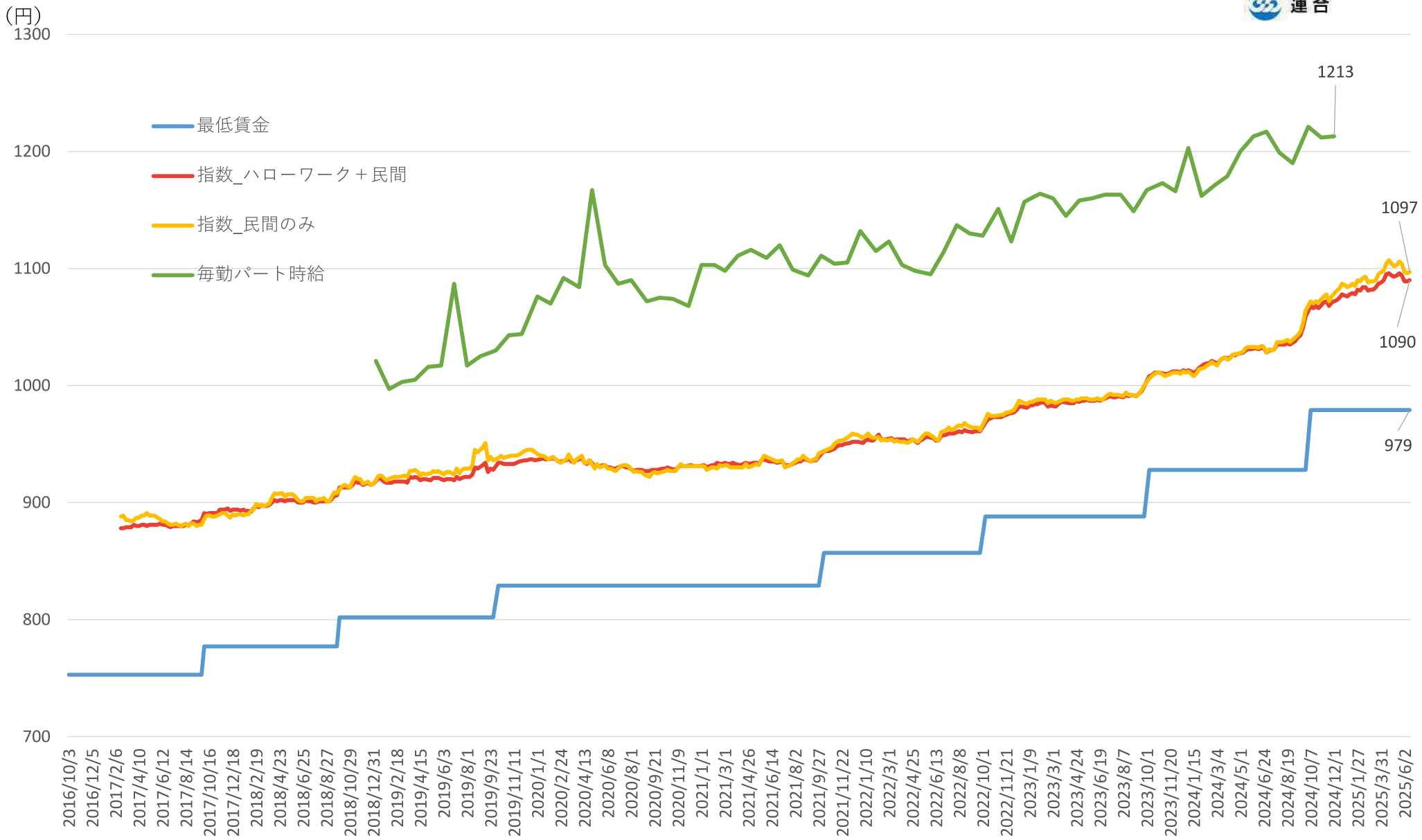

第521回第１-380

徳島

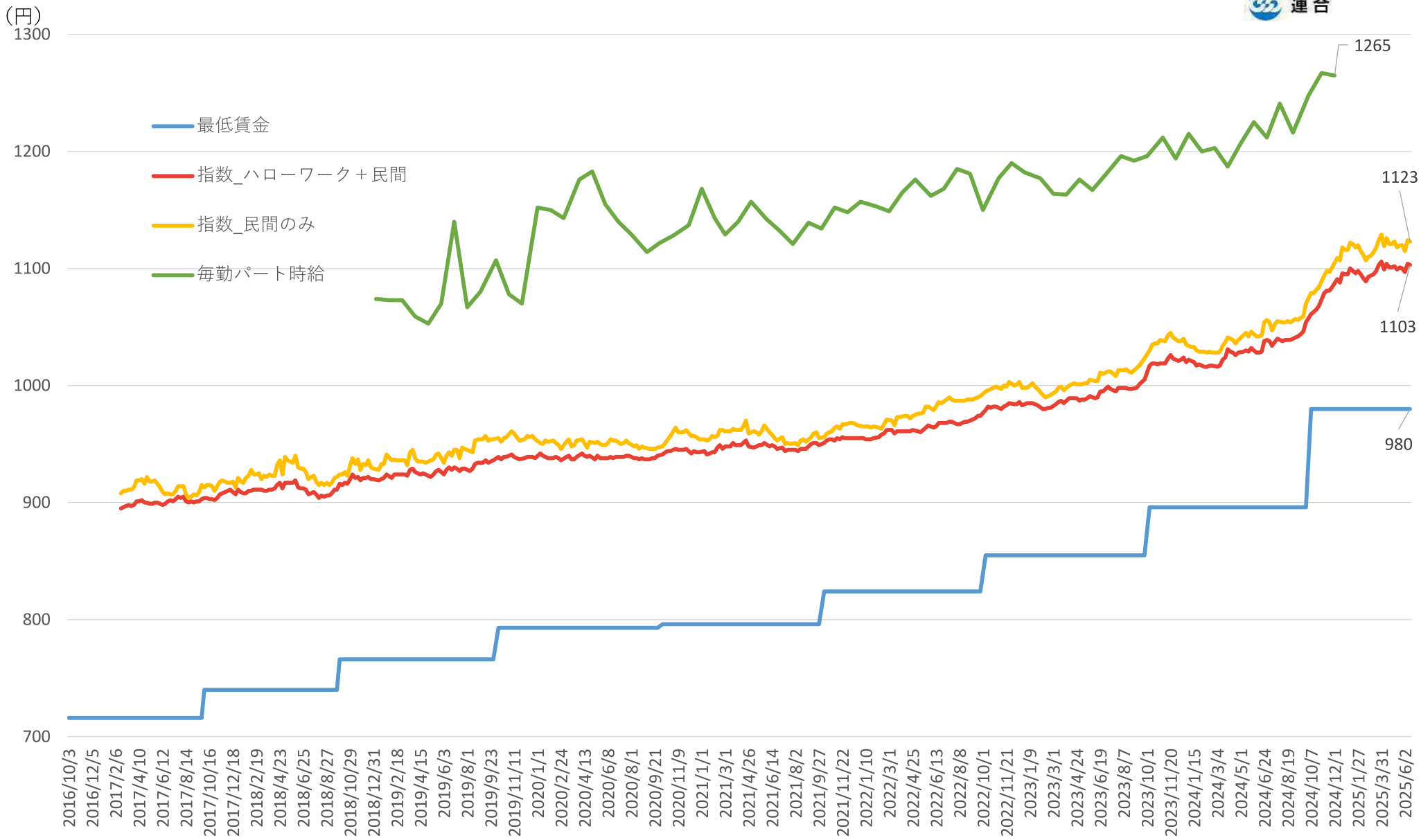

第521回第１-381

香川

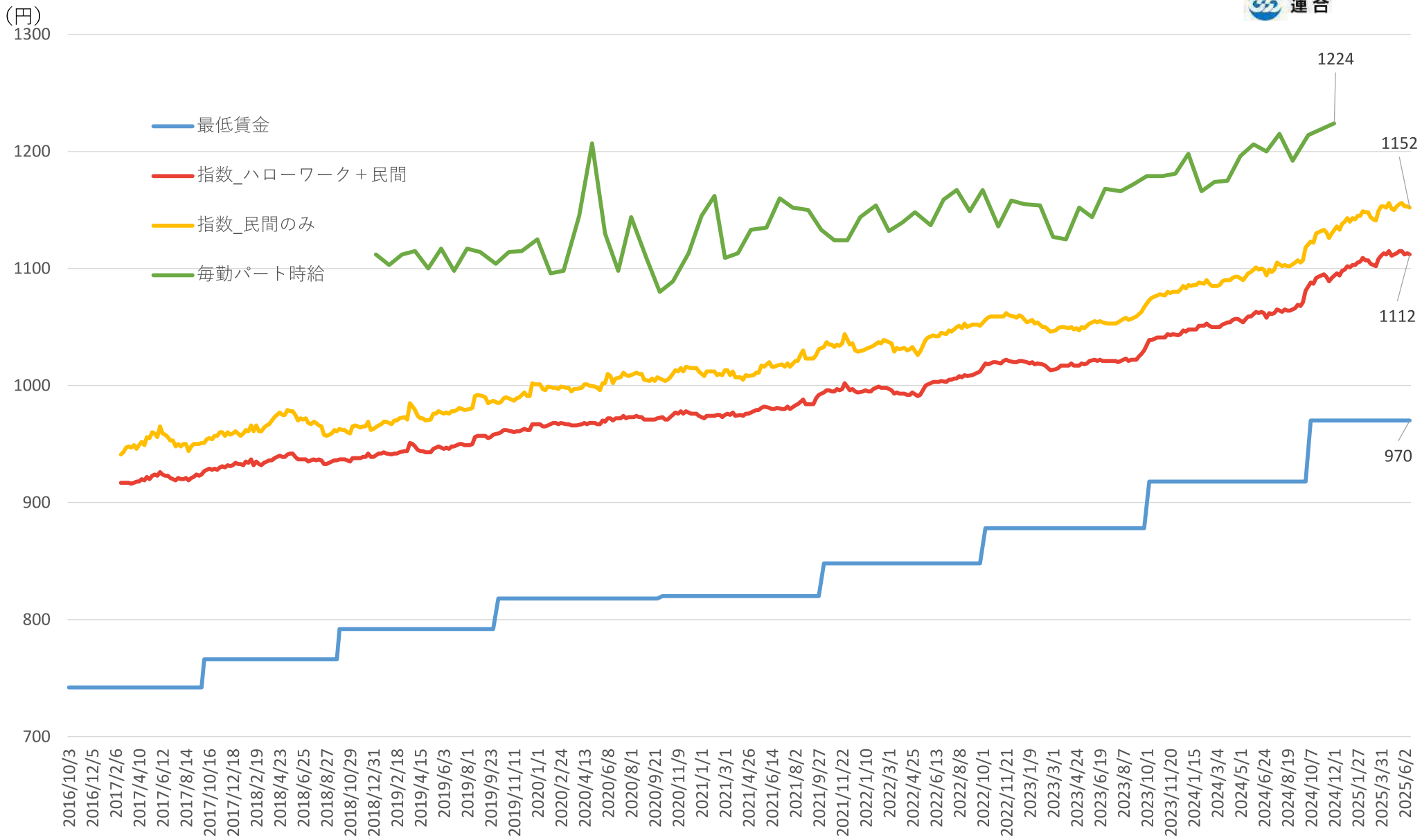

第521回第１-382

愛媛

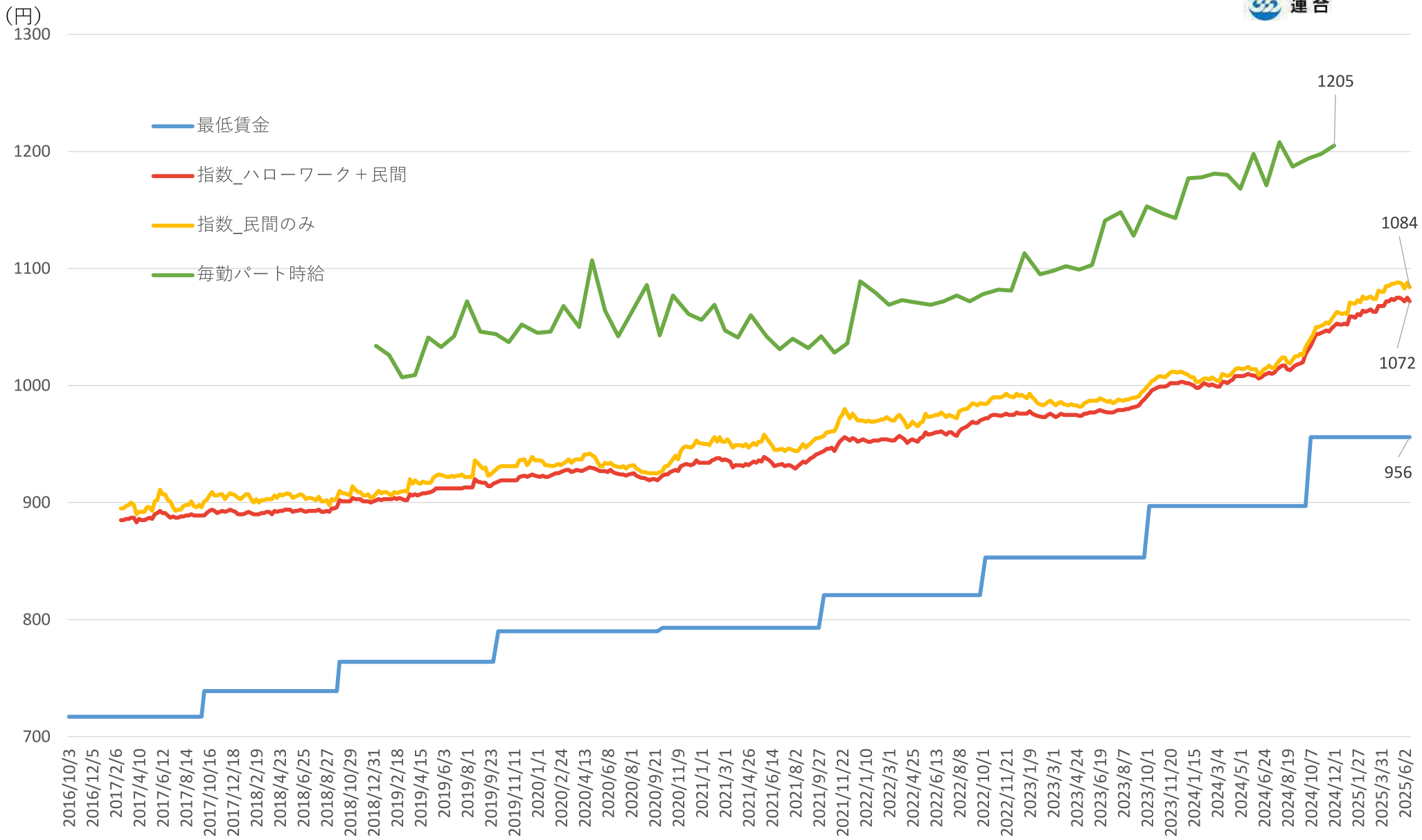

第521回第１-383

高知

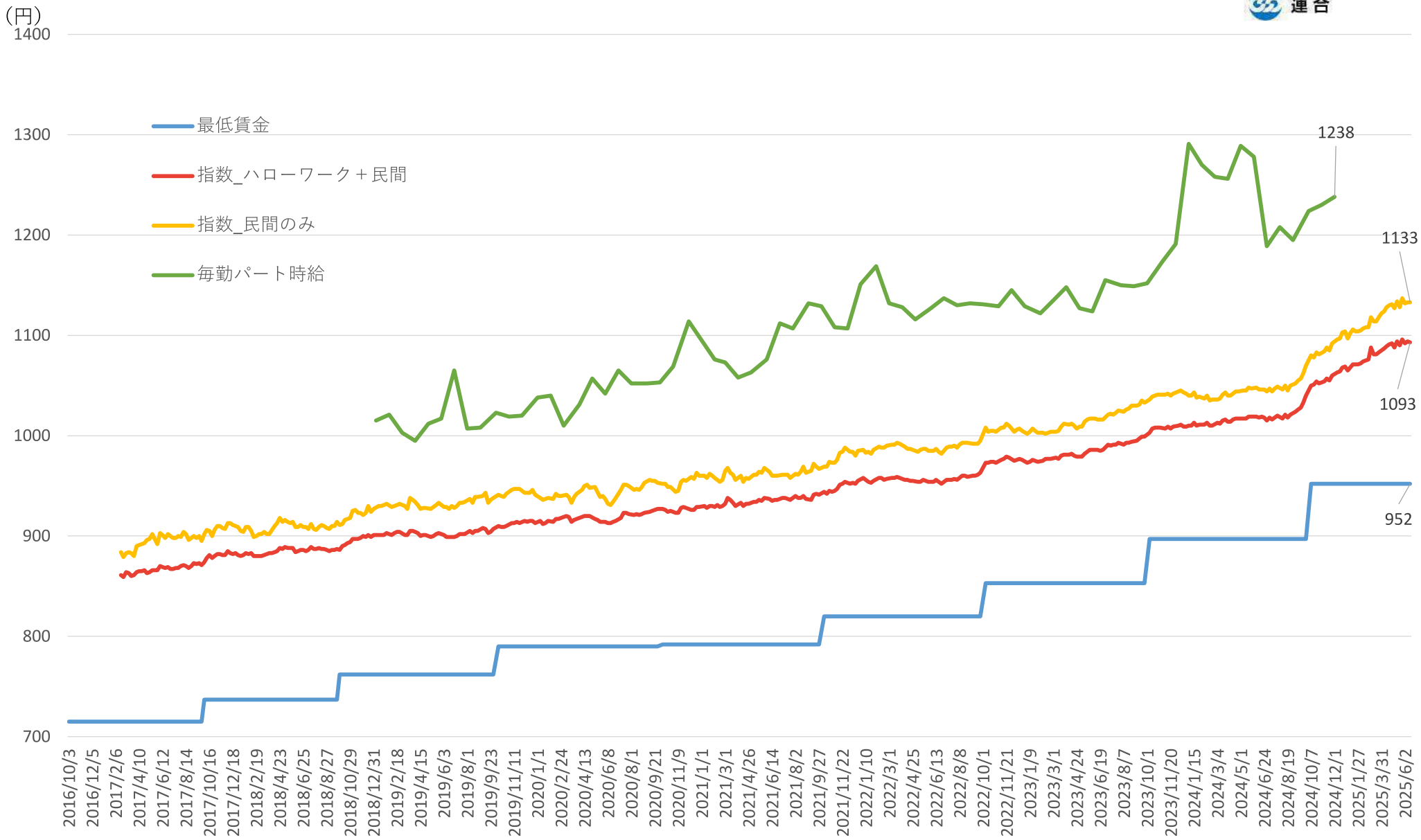

第521回第１-384

福岡

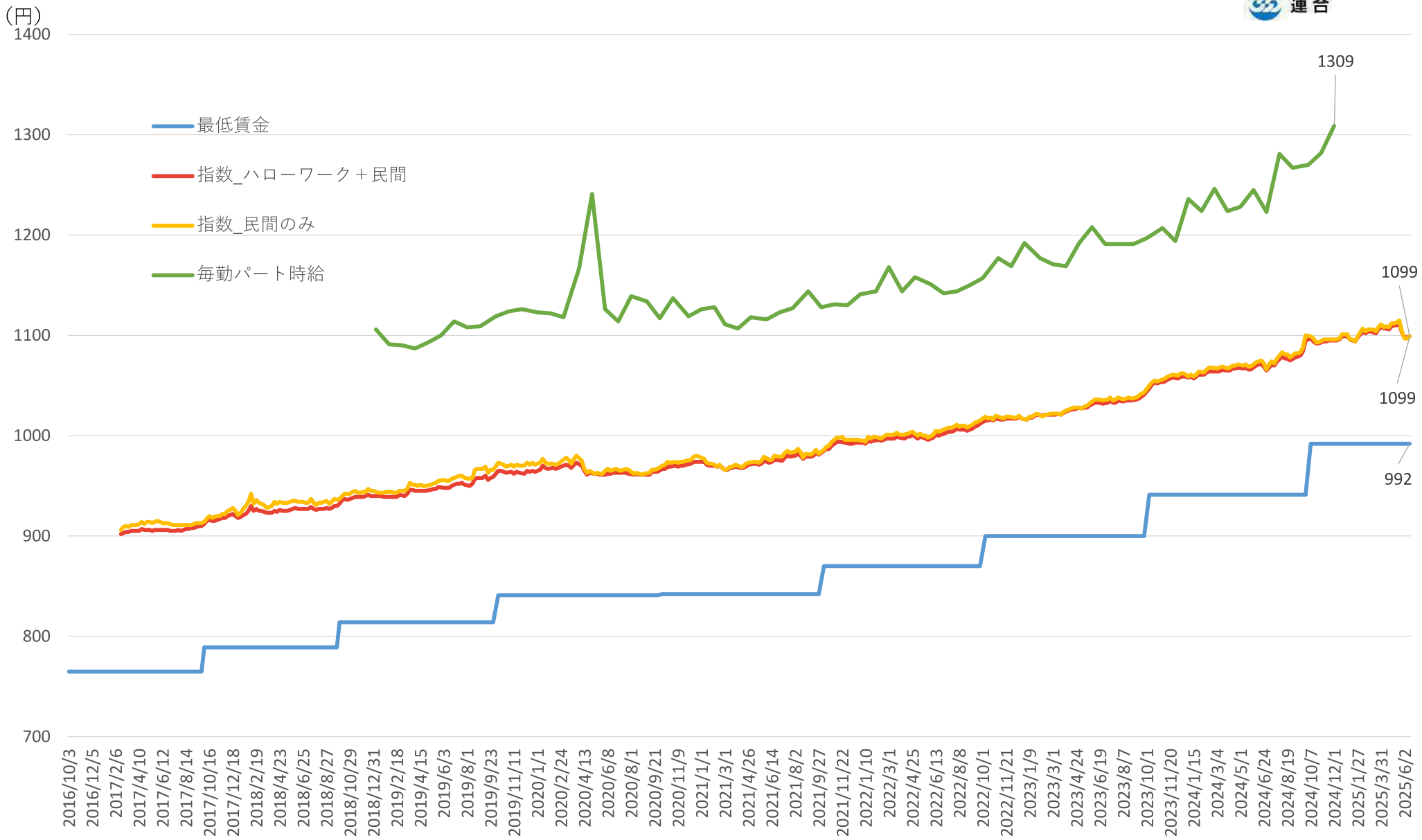

第521回第１-385

佐賀

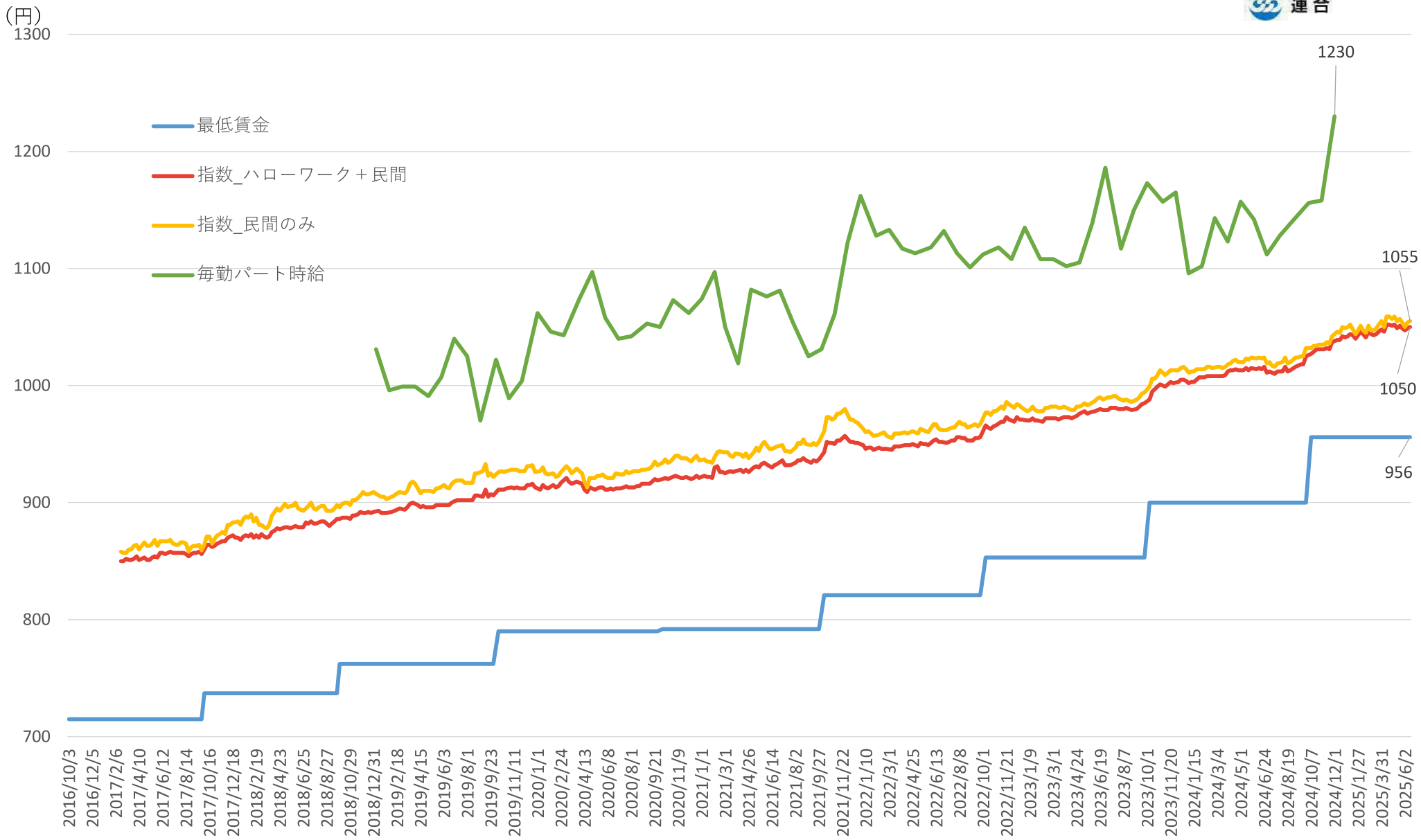

第521回第１-386

長崎

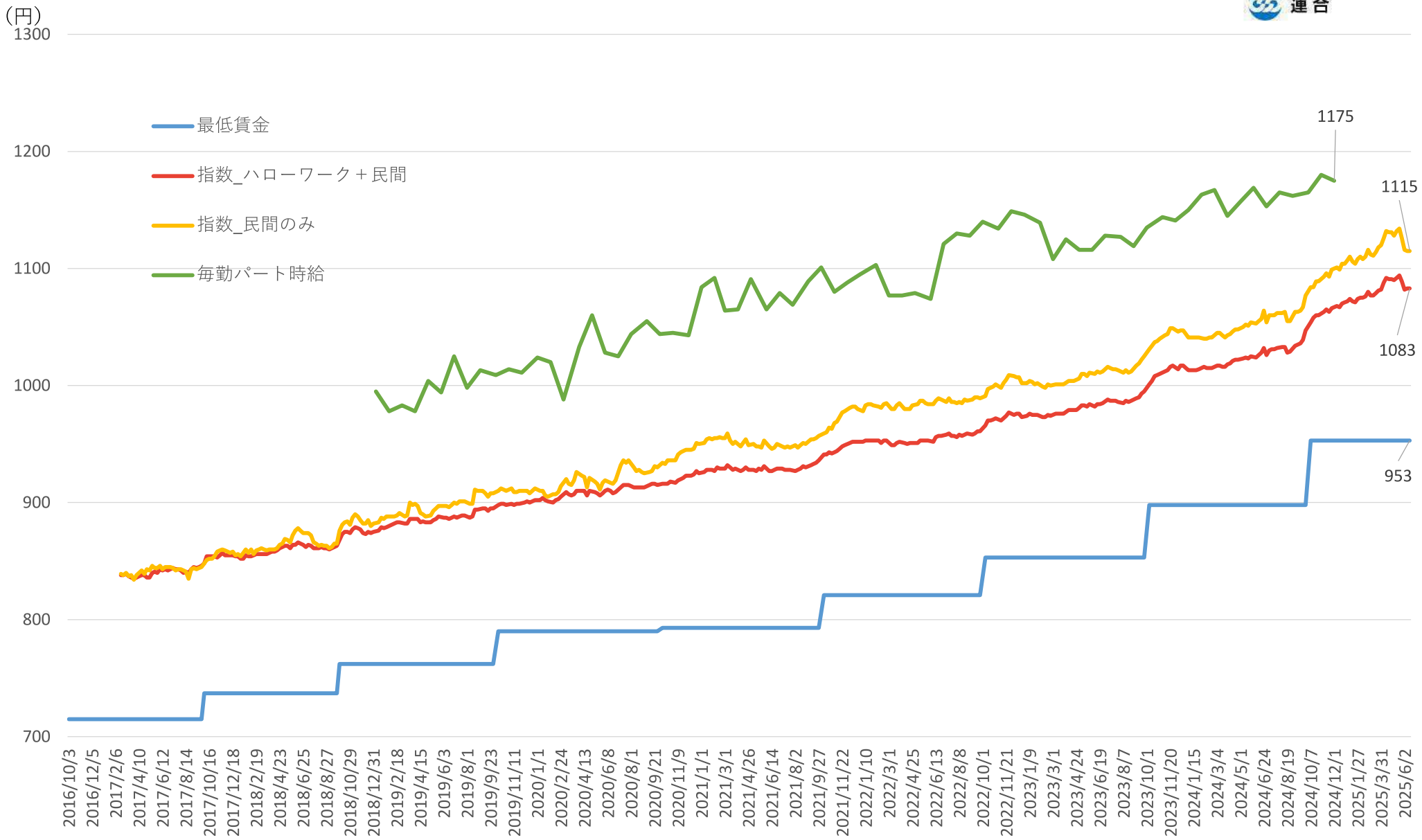

第521回第１-387

熊本

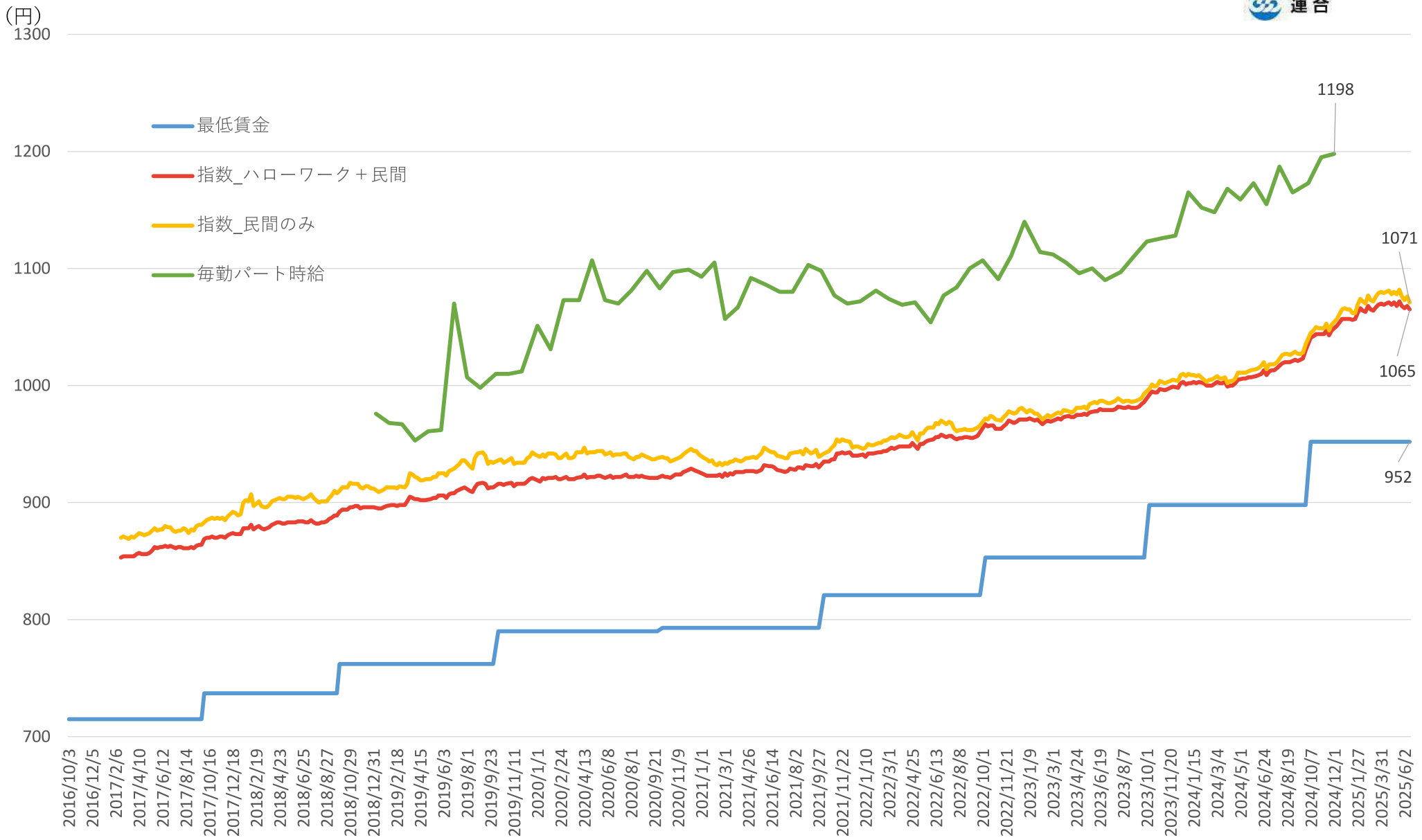

第521回第１-388

大分

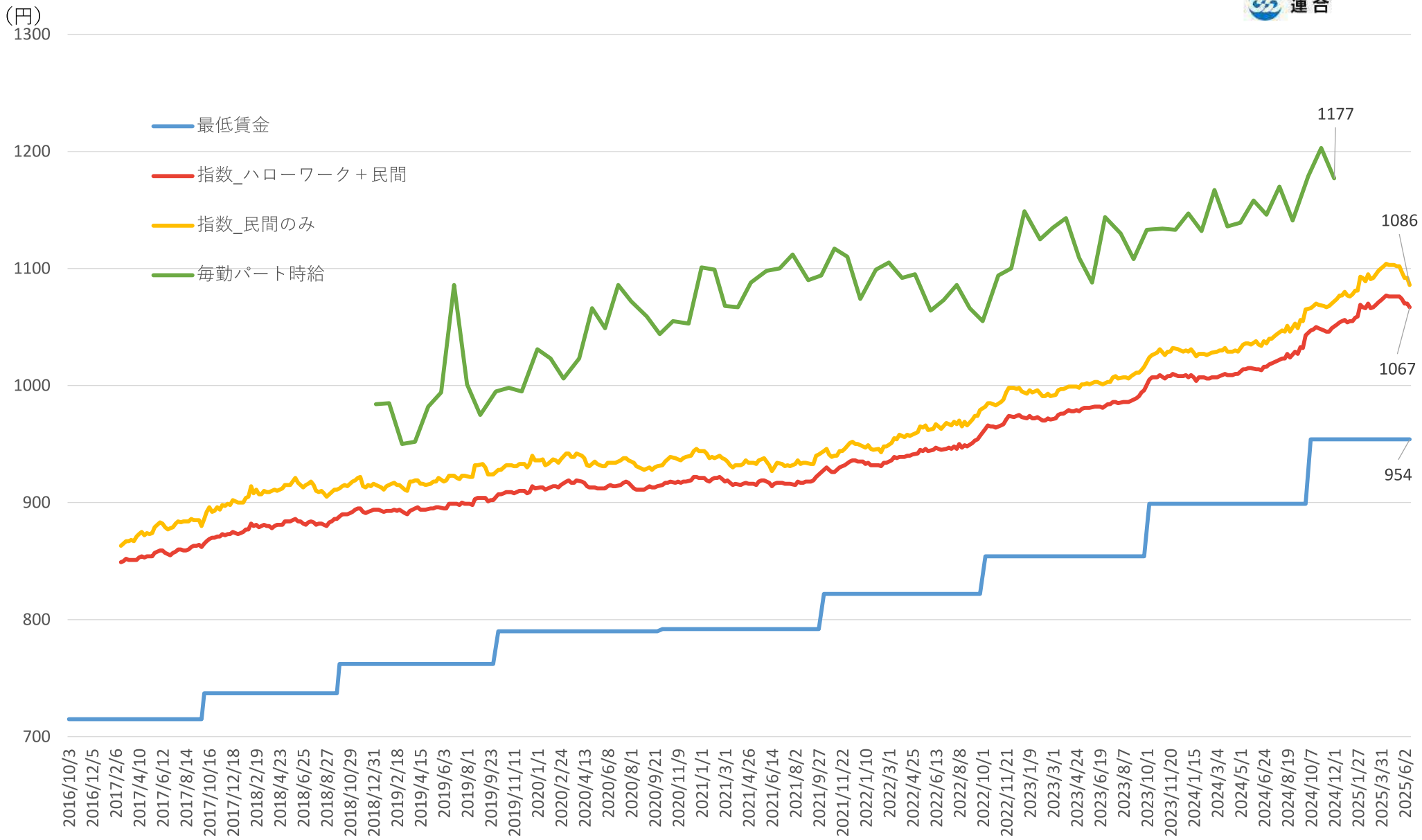

第521回第１-389

宮崎

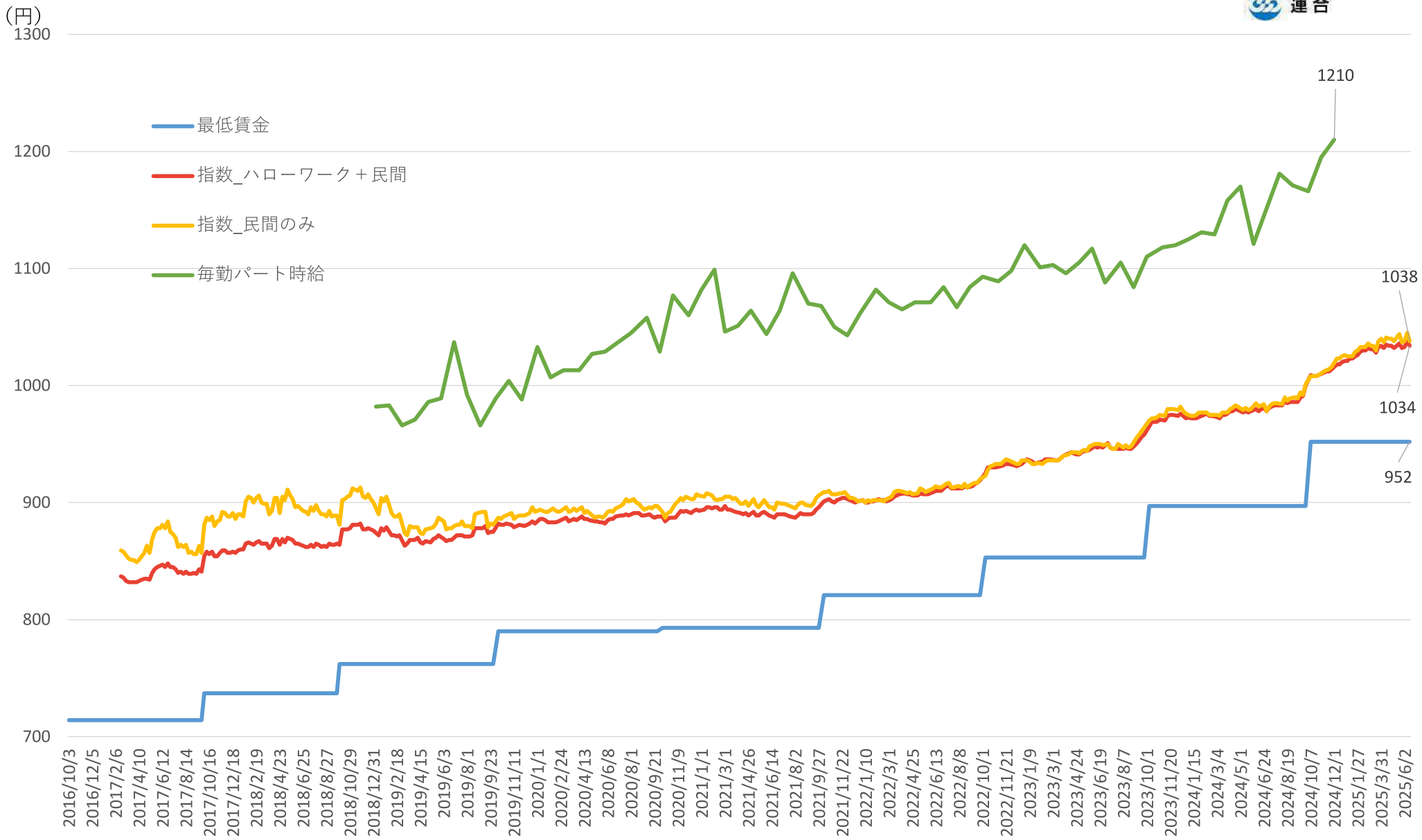

第521回第１-390

鹿児島

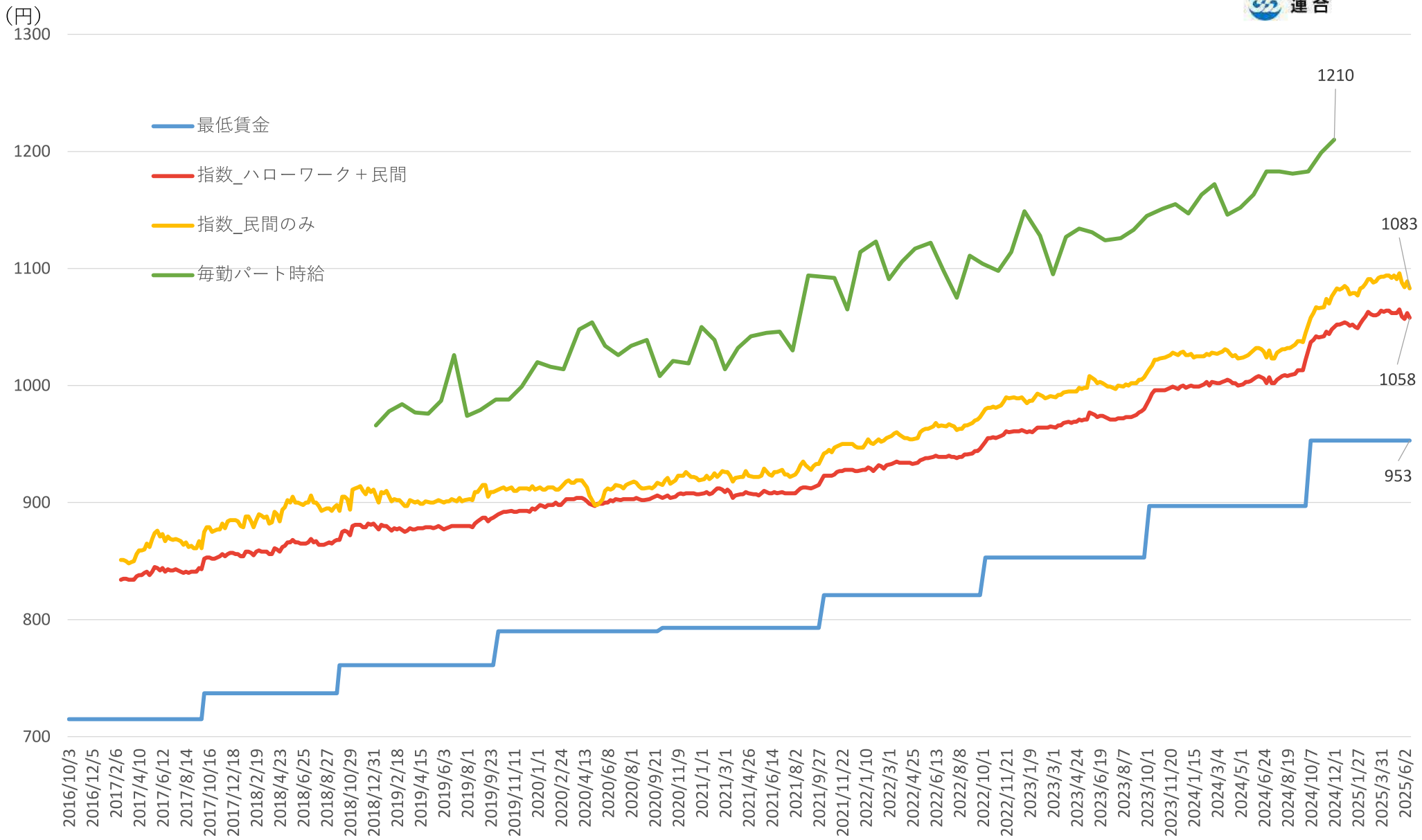

第521回第１-391

沖縄

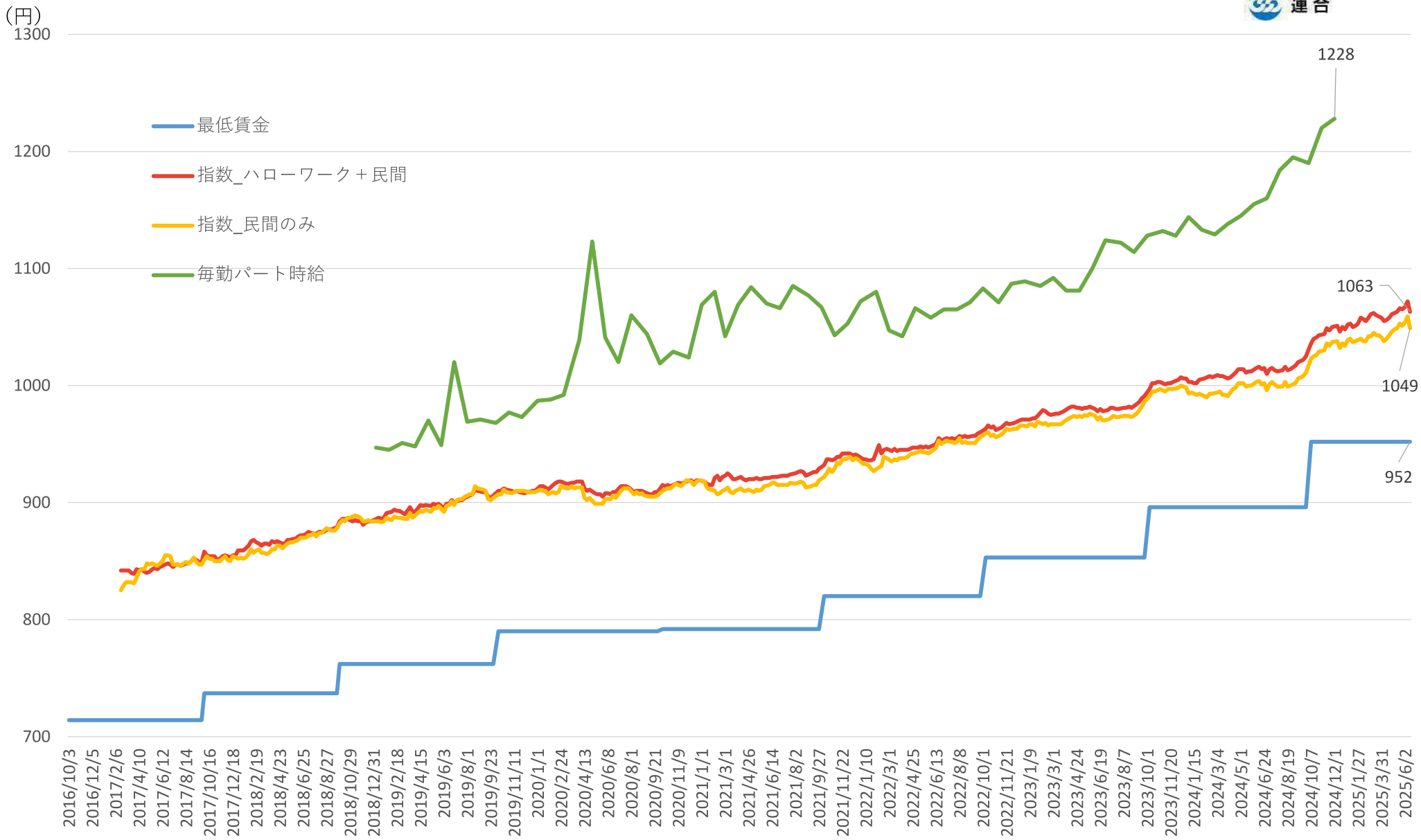

第521回第１-392

令和７年７月 29 日（火）15:00～
於　ビジョンセンター東京日本橋 701 会議室（7階）

第４回目安に関する小委員会

＜　議　事　次　第　＞

令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について

＜　資　料　一　覧　＞

参考資料 No.1　主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上

第521回第１-393

参考資料No.1

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第521回第１-394

1　主要指標の推移（2）求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
							調査産業計					製造業				
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)
2015　年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
2016　年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.14
2017　年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.31
2018　年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019　年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020　年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021　年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022　年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023　年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024　年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.6	2.3	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.85	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2024　年　1～3月	*2.29*	*1.26*	108.3	0.1	120.6	0.6	*104.5*	*0.8*	*96.5*	*0.5*	30.91	*105.9*	*0.4*	*97.7*	*0.0*	13.03
4～6月	*2.22*	*1.25*	109.4	1.0	122.2	1.3	*106.4*	*1.8*	*97.2*	*0.7*	30.63	*108.6*	*2.5*	*99.3*	*1.6*	12.97
7～9月	*2.25*	*1.24*	110.4	1.0	123.3	0.9	*106.4*	*0.0*	*96.3*	*△ 0.9*	30.77	*108.6*	*0.0*	*98.4*	*△ 0.9*	12.87
10～12月	*2.26*	*1.25*	111.9	1.3	124.5	1.0	*107.4*	*0.9*	*96.1*	*△ 0.2*	31.11	*109.6*	*0.9*	*98.1*	*△ 0.3*	12.94
2025　年　1～3月	*2.31*	*1.25*	113.0	1.0	125.7	1.0	*106.9*	*△ 0.5*	*94.5*	*△ 1.7*	31.53	*110.1*	*0.5*	*97.3*	*△ 0.8*	13.19
4～6月			113.7	0.6	126.4	0.6										
2025　年　1月	*2.32*	*1.26*	113.2	0.6	125.3	0.2	*106.3*	*△ 1.6*	*94.1*	*△ 2.1*	31.43	*109.1*	*△ 1.9*	*96.5*	*△ 2.4*	13.14
2月	*2.30*	*1.24*	112.7	△ 0.4	125.7	0.3	*107.4*	*1.0*	*95.1*	*1.1*	31.65	*110.1*	*0.9*	*97.5*	*1.0*	13.20
3月	*2.32*	*1.26*	113.1	0.3	126.1	0.3	*106.9*	*△ 0.5*	*94.4*	*△ 0.7*	31.51	*111.0*	*0.8*	*98.0*	*0.5*	13.22
4月	*2.24*	*1.26*	113.5	0.4	126.5	0.3	*107.4*	*0.5*	*94.7*	*0.3*	31.04	*110.7*	*△ 0.3*	*97.6*	*△ 0.4*	13.06
5月	*2.14*	*1.24*	113.9	0.4	126.4	△ 0.1	*107.0*	*△ 0.4*	*93.9*	*△ 0.8*	31.05	*110.6*	*△ 0.1*	*97.1*	*△ 0.5*	12.97
6月			113.8	△ 0.1	126.2	△ 0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

（注）1　斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2　毎月勤労統計調査は、事業所規模５人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。
2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

3　求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4　国内企業物価指数の2025年６月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

第521回第１-395

3　賃金・労働時間の推移

(1)　賃金

イ　賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：%）

		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年				
									1月	2月	3月	4月	5月
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	3.3	2.2	3.3	2.1	2.4	1.2
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.7	1.8	2.1	2.4	2.6	0.0
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	3.0	0.1	4.1	1.9	2.4	1.1
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	3.9	3.6	2.6	1.6	1.2	1.4
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.4	1.2	1.9	3.1	1.8	2.7
定期給与額	30人以上	0.7	0.1	△ 1.1	1.2	2.4	1.6	2.6	2.6	1.8	1.4	2.3	2.0
		(0.7)	(0.1)	(0.1)	(0.8)	(2.0)	(1.8)	(2.7)	(2.6)	(1.6)	(1.6)	(2.4)	(2.1)
	500人以上	3.0	△ 0.4	△ 0.7	1.7	1.5	0.9	1.7	2.0	1.4	1.5	2.2	2.0
		(3.1)	(△ 0.3)	(0.5)	(1.1)	(1.4)	(1.0)	(1.7)	(1.7)	(1.3)	(1.7)	(2.2)	(2.1)
	100～499人	2.0	0.2	△ 1.9	0.7	3.4	1.9	2.0	2.3	1.4	1.3	2.1	1.7
		(2.2)	(0.4)	(△ 1.0)	(0.2)	(2.7)	(2.3)	(2.2)	(2.7)	(1.5)	(1.7)	(2.4)	(1.9)
	30～99人	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.1	0.9	3.1	1.3	3.0	2.5	1.6	0.8	1.8	1.6
		(△ 1.3)	(△ 0.7)	(0.2)	(0.8)	(3.0)	(1.1)	(3.3)	(2.5)	(1.5)	(0.9)	(1.8)	(1.7)
	5～29人	△ 0.6	△ 0.2	0.2	△ 0.1	△ 0.3	0.5	1.3	1.7	1.2	1.5	2.0	2.1
		(△ 0.5)	(△ 0.1)	(0.8)	(0.0)	(△ 0.5)	(0.4)	(1.3)	(1.7)	(1.1)	(1.5)	(2.0)	(2.1)

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1　各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

2　（　）内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ　パートタイム労働者比率の推移

（単位：％）

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年				
										１月	２月	３月	４月	５月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.27	25.05	24.53	24.68	24.82	25.53	25.68	25.54	25.10	25.16
500人以上	17.05	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.74	16.13	16.07	15.92	15.57	15.79
100～499人	24.46	24.99	24.59	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.78	24.97	24.85	24.85	24.44	24.63
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.82	30.51	31.13	31.64	31.37	30.97	30.87
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.77	39.14	39.52	41.01	42.07	40.31	40.59	40.90	40.70	40.29	40.23

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ　月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		５～29人		30人以上				５～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5	7.4	△ 1.9	8.5	△ 4.9
2025 年　１月	123.9	0.2	111.3	△ 0.5	11.1	△ 0.9	13.9	3.0	6.8	△ 2.9	7.5	2.7
２月	124.2	△ 3.0	116.2	△ 2.3	11.4	△ 2.5	15.0	2.7	7.2	△ 3.9	9.1	5.7
３月	126.3	△ 2.6	116.7	△ 2.3	11.8	△ 3.3	15.1	1.3	7.6	△ 3.8	8.8	△ 2.2
４月	133.4	△ 1.4	122.8	△ 1.1	12.0	△ 1.7	15.1	3.4	7.6	△ 1.3	8.6	2.4
５月	129.2	△ 2.2	117.8	△ 0.9	11.3	△ 1.8	13.9	2.2	7.1	0.0	7.5	2.7

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

２　各年（月）の前年比の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

３　2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することにより
ベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数（又は上表の実数）から算出した場合と一致しない。